

新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年12月
(第2回訂正分)

株式会社SBI新生銀行

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月8日に関東財務局長に提出し、2025年12月9日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年12月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディングの結果、引受人の買取引受けによる国内売出株式数を43,645,000株から30,880,000株に変更し、並びに、ブックビルディング方式による募集89,000,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し64,180,000株（引受人の買取引受けによる国内売出し30,880,000株・オーバーアロットメントによる売出し33,300,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、2025年12月8日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

4. 後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）」に記載のとおり、国内募集と同時に、当行の株主であるSBIホールディングス株式会社が保有する当行普通株式30,880,000株の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）が行われます。また、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）において、当行の株主であるSBIホールディングス株式会社が保有する当行普通株式102,120,000株の売出し（以下「海外売出し」という。）が行われます。
5. 後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案した結果、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、野村證券株式会社が当行の株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「貸株人」という。）から借入れる当行普通株式33,300,000株の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われます。なお、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当行普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。
7. グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2025年12月8日に決定された引受価額(1,387.65円)にて、当行と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,450円)で国内募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当行に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当行は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定した価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄：

「38,374,503,750」を「38,507,287,500」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「38,374,503,750」を「38,507,287,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額です。

なお、国内募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,450」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,387.65」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「693.825」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき1,450」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定にあたりましては、仮条件(1,440円～1,450円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,450円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,387.65円と決定いたしました。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,450円)と会社法上の払込金額(1,224円)及び2025年12月8日に決定された引受価額(1,387.65円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額となります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は693.825円(増加する資本準備金の額の総額38,507,287,500円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,387.65円)は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に對する払込金に振替充当いたします。

7. 販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)

8. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に對する払込金として、2025年12月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,387.65円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額(1株につき62.35円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

当行は、上記引受人と2025年12月8日に国内募集に関する元引受契約を締結いたしました。但し、払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「123,074,985,000」を「123,500,850,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「122,604,985,000」を「123,030,850,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当行に払い込まれる引受価額の総額であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

2025年12月8日に決定された引受価額（1,387.65円）にて、当行と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,450円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「43,645,000」を「30,880,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「63,067,025,000」を「44,776,000,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIホールディングス株式会社 43,645,000株」を「東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIホールディングス株式会社 30,880,000株」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「43,645,000」を「30,880,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「63,067,025,000」を「44,776,000,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集及び海外売出しが行われます。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数（以下「総売出株式数」という。）は133,000,000株であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し30,880,000株、海外売出し102,120,000株であります。

3. 当行は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、国内売出株式の一部を下表の要領で当行が指定する販売先（親引け先）に売付けることを引受人に要請し、引受人は当行の要請に基づき親引けを実施します。引受人に対し要請した当行の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 親引け先への販売について」をご参照ください。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
農林中央金庫	当行普通株式3,448,200株	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当行が指定する販売先への売付け（親引け）として、当行は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けました。

4. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一となります。

5. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにあたっては、需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5.に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当行普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）7. に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されます。
- （注）3. の全文削除及び4. 乃至9. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

- 「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. （注）2. 」を「1,450」に訂正
- 「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2. 」を「1,387.65」に訂正
- 「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2. 」を「1株につき1,450」に訂正
- 「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3. 」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。但し、申込証拠金には利息をつけません。
- 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	
野村證券株式会社	10,152,300株
株式会社SBI証券	9,433,300株
みずほ証券株式会社	3,951,200株
ゴールドマン・サックス証券株式会社	200,900株
SMBC日興証券株式会社	3,033,300株
BofA証券株式会社	200,900株
大和証券株式会社	2,622,600株
岡三証券株式会社	786,800株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	144,300株
松井証券株式会社	131,100株
岩井コスモ証券株式会社	91,800株
極東証券株式会社	26,300株
Jトラストグローバル証券株式会社	26,300株
東洋証券株式会社	26,300株
水戸証券株式会社	26,300株
むさし証券株式会社	26,300株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額（1株につき62.35円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 売出人及び当行は、上記引受人と2025年12月8日に引受人の買取引受けによる国内売出しに関する元引受契約を締結いたしました。但し、株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、引受人の買取引受けによる国内売出しは中止されます。
5. 引受人は、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に、引受人は、上記引受株式数のうち一部について、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「48,118,500,000」を「48,285,000,000」に訂正
- 「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「48,118,500,000」を「48,285,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一となります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1. 」を「1,450」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 1. 」を「1株につき1,450」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年12月8日に決定いたしました。但し、申込証拠金には利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、2025年12月8日に決定されました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 海外売出しについて

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（海外売出し）が、Nomura International plc、SBI International Limited、Goldman Sachs International、Merrill Lynch International、Mizuho International plc、SMBC Bank International plcを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われます。

総売出株式数は133,000,000株であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し30,880,000株、海外売出し102,120,000株であります。（略）

3 グリーンシュエーション及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当行普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が貸株人より借入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、野村證券株式会社に対して、33,300,000株について、2026年1月9日を行使期限として、その所有する当行普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を付与しています。（略）

4 ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、売出人及び貸株人であるSBIホールディングス株式会社並びに当行の株主であるSBI地銀ホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月14日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当行普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションが行使されたことに基づいて当行普通株式を売却すること、当行による自己株式の取得に応じた当行株式の売却又は譲渡及びSBI地銀ホールディングス株式会社によるSBIホールディングス株式会社に対する当行普通株式の譲渡その他の処分等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、当行は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の発行、当行普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、国内募集、株式分割による新株発行及びストック・オプションとしての新株予約権の発行（行使請求期間の始期がロックアップ期間経過後であるものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、グローバル・オフアリングに関連して、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける親引け先である農林中央金庫は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、当行による自己株式の取得に応じた当行株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、グローバル・オフアリングに関連して、海外売出しの親引け先であるKKR Alternative Assets LLCは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、親引けに係る当行普通株式の取得とは別に取得した当行普通株式等に係る取引等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

6 親引け先への販売について

当行は、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しそれぞれにおいて、当行が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請し、引受人は当行の要請に基づき親引けを実施します。

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当行が指定する販売先への売付け（親引け）について、当行は親引け先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける親引け先から、ジョイント・グローバル・コーディネーターは海外売出しにおける親引け先から、それぞれ売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けました。

当行が引受人に対して、販売を要請している指定販売先（親引け先）の概況については以下のとおりであります。

(1) 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける親引け先の状況等

<欄内の数値の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数のうち、3,472,200株を上限として、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。」を「当行普通株式3,448,200株」に訂正

(2) 海外売出しにおける親引け先の状況等

<欄内の数値の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「海外売出しに係る売出株式数のうち、取得金額30億円に相当する株式数を上限として、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。」を「当行普通株式2,068,900株」に訂正

(4) 販売条件に関する事項

販売価格は、2025年12月8日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式の売出価格（1,450円）と同一であります。

(5) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「農林中央金庫」の「国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の所有株式数（株）」の欄：「3,472,200」を「3,448,200」に訂正

「KKR Alternative Assets LLC」の「国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の所有株式数（株）」の欄：「2,083,300」を「2,068,900」に訂正

「計」の「国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「671,268,000（712,500）」を「671,229,600（712,500）」に訂正

「計」の「国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「74.96（0.07）」を「74.95（0.07）」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年11月13日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し並びに引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおける親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年12月

(第1回訂正分)

株式会社SBI新生銀行

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集89,000,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年12月1日の取締役会決議において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し76,945,000株（引受人の買取引受けによる国内売出し43,645,000株・オーバーアロットメントによる売出し33,300,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」の「2 海外売出しについて」及び「4 ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正し、「6 親引け先への販売について」及び「7 国内投資家による国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、加えて、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 5 従業員の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- 2025年11月13日及び2025年12月1日の取締役会決議によっております。
- 発行数については、2025年11月13日の取締役会決議において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数55,500,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数33,500,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした日本国内における募集（以下「国内募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2【募集の方法】

2025年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当行と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2025年12月1日の取締役会決議において決定した会社法上の払込金額（1,224円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当行に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当行は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「38,241,720,000」を「38,374,503,750」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「38,241,720,000」を「38,374,503,750」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。
- 仮条件（1,440円～1,450円）の平均価格（1,445円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は128,605,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注） 2. 」を「1,224」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,440円以上1,450円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月8日に引受価額と同時に決定する予定です。

当該仮条件は、当行の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申告の受付にあたり、引受人は、当行普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,224円）及び2025年12月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,224円）を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社29,798,400、株式会社SBI証券22,890,600、みずほ証券株式会社12,790,000、ゴールドマン・サックス証券株式会社444,800、SMB C日興証券株式会社9,768,400、BofA証券株式会社444,800、大和証券株式会社8,633,000、岡三証券株式会社2,589,900、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社474,800、松井証券株式会社431,700、岩井コスモ証券株式会社302,100、極東証券株式会社86,300、Jトラストグローバル証券株式会社86,300、東洋証券株式会社86,300、水戸証券株式会社86,300、むさし証券株式会社86,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

当行は、上記引受人と発行価格決定日（2025年12月8日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定です。但し、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。

（注） 1. の全文及び 2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「122,649,120,000」を「123,074,985,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「122,179,120,000」を「122,604,985,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当行に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,440円～1,450円）の平均価格（1,445円）を基礎として算出した見込額であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「62,848,800,000」を「63,067,025,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「62,848,800,000」を「63,067,025,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集及び海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数（以下「総売出株式数」という。）は133,000,000株であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し43,645,000株、海外売出し89,355,000株の予定ですが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定です。
3. 売出価額の総額は、仮条件（1,440円～1,450円）の平均価格（1,445円）で算出した見込額であります。
4. 当行は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、国内売出株式の一部を下表の要領で当行が指定する販売先（親引け先）に売付けることを引受人に要請しております。引受人に対し要請した当行の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 親引け先への販売について」をご参照ください。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
農林中央金庫	<u>上限3,472,200株</u>	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため。

上記株式数は、取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した株式数（100株未満切捨て）です。なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当行が指定する販売先への売付け（親引け）として、当行は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「47,952,000,000」を「48,118,500,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「47,952,000,000」を「48,118,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,440円～1,450円）の平均価格（1,445円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 海外売出しについて

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（海外売出し）が、Nomura International plc、SBI International Limited、Goldman Sachs International、Merrill Lynch International、Mizuho International plc、SMBC Bank International plcを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定です。

総売出株式数は133,000,000株の予定であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し43,645,000株、海外売出し89,355,000株の予定であります。その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

4 ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、売出人及び貸株人であるSBIホールディングス株式会社並びに当行の株主であるSBI地銀ホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月14日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当行普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアプションが行使されたことに基づいて当行普通株式を売却すること、当行による自己株式の取得に応じた当行株式の売却又は譲渡及びSBI地銀ホールディングス株式会社によるSBIホールディングス株式会社に対する当行普通株式の譲渡その他の処分等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

また、当行は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の発行、当行普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、国内募集、株式分割による新株発行及びストック・オプションとしての新株予約権の発行（行使請求期間の始期がロックアップ期間経過後であるものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、グローバル・オフアリングに関連して、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける親引け先である農林中央金庫に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、当行による自己株式の取得に応じた当行株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行っております。

また、グローバル・オフアリングに関連して、海外売出しの親引け先であるKKR Alternative Assets LLCに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、親引けに係る当行普通株式の取得とは別に取得した当行普通株式等に係る取引等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行っております。

6 親引け先への販売について

当行は、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しそれぞれにおいて、当行が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請しております。

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当行が指定する販売先への売付け（親引け）について、当行は親引け先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける親引け先から、ジョイント・グローバル・コーディネーターは海外売出しにおける親引け先から、それぞれ売付けの株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

当行が引受人に対して、販売を要請している指定販売先（親引け先）の概況については以下のとおりであります。

(1) 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	農林中央金庫
	本店の所在地	東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー
	代表者の役職及び氏名	代表理事 北林 太郎
	資本金	4兆8,174億円（2025年9月30日現在）
	事業の内容	農林水産業者・農林水産業に関連する企業等への貸出、国内外での投融資
b. 当行と親引け先との関係	出資関係	該当なし
	人事関係	該当なし
	資金関係	本訂正届出書提出日現在、親引け先から当行に対する貸付金が1,000億円あります。
	技術又は取引関係	当行は、親引け先との間で2025年11月13日付で業務提携に関する基本合意書を締結しております。
c. 親引け先の選定理由	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため。	
d. 親引けしようとする株式の数	引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数のうち、3,472,200株を上限として、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。	
e. 株券等の保有方針	当行との業務提携関係維持のため、長期保有の見込であります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当行は、親引け先の払込みに要する財産の存在について、親引け先の2026年3月期中間財務諸表により、当該親引け先が親引け予定株式の払込みに足る現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。	
g. 親引け先の実態	農林中央金庫は、1923年に「産業組合中央金庫」として設立された農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の系統中央機関の役割を持つ金融機関であります。農林中央金庫の倫理憲章に記載の内容や、農林中央金庫との面談を通じ、農林中央金庫及びその役員並びに主要な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断しております。	

(2) 海外売出しにおける親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	KKR Alternative Assets LLC
	本店の所在地	Suite 302, 4001 Kennett Pike, Wilmington, New Castle County, DE, 19807 USA
	代表者の役職及び氏名	Peter Sundheim, Vice President
	事業の内容	投資業
b. 当行と親引け先との関係	出資関係	該当なし
	人事関係	該当なし
	資金関係	該当なし
	技術又は取引関係	該当なし
c. 親引け先の選定理由	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため。	
d. 親引けしようとする株式の数	海外売出しに係る売出株式数のうち、取得金額30億円に相当する株式数を上限として、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。	
e. 株券等の保有方針	中長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当行は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
g. 親引け先の実態	当行は、親引け先が、反社会的勢力との間で資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、並びに反社会的勢力が経営に関与していないことを確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(3) 株券等の譲渡制限

引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおける親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照下さい。

(4) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式の売出価格と同一となります。

(5) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（％）	国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の所有株式数（株）	国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	490,000,000	60.75	490,000,000	54.72
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	308,000,000	38.19	175,000,000	19.54
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー	—	—	3,472,200	0.38
KKR Alternative Assets LLC	Suite 302, 4001 Kennett Pike, Wilmington, New Castle County, DE, 19807 USA	—	—	2,083,300	0.23
川島 克哉	—	216,900 (216,900)	0.02 (0.02)	216,900 (216,900)	0.02 (0.02)
畑尾 勝巳	—	86,800 (86,800)	0.01 (0.01)	86,800 (86,800)	0.00 (0.00)
寺澤 英輔	—	86,800 (86,800)	0.01 (0.01)	86,800 (86,800)	0.00 (0.00)
二	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
平沢 晃	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
鍵田 裕之	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
薦田 貴久	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
牧角 司	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
森田 俊平	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
植坂 謙治	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
計	—	798,712,500 (712,500)	99.04 (0.08)	671,268,000 (712,500)	74.96 (0.07)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年11月13日現在のものです。

2. 国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年11月13日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し並びに引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおける親引け（農林中央金庫3,472,200株及びKKR Alternative Assets LLC2,083,300株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(6) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(7) その他参考になる事項

該当事項はありません。

7 国内投資家による国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

(1) 関心の表明の内容

本訂正届出書提出日時点において、下記の国内投資家（以下「本国内投資家」という。）は、それぞれ、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいて、発行価格及び売出価格が1,450円以下となることを条件として、下表に記載のとおり、当行普通株式を購入することへの関心を表明しております。この関心の表明は、当行普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売（配分）される当行普通株式の数に影響を与える可能性があるため、その内容を以下に記載いたします。

関心を表明した国内投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	グローバル・オファリング後の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
M&G Investment Management Limited が運用している下記ファンド ・ Russell Investments Japan Equity Mother Fund ・ Russell GP Japanese Equities	取得総額25百万米ドルに相当する株式数	0.31%

- (注) 1. 下記(注) 3. 及び「(2) 関心の表明の性質」に記載の理由により、本国内投資家が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合がこれよりも増減し、又は本国内投資家が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。
2. 本国内投資家が関心を表明した株式数は、上記「関心を表明した国内投資家名」に記載されたファンドの合算値になります。
3. 本訂正届出書提出日現在の所有株式数及び発行済株式総数（自己株式を除く。）に、グローバル・オファリングに係る株式数を勘案した割合の見込みであります。なお、本国内投資家が関心を表明した株式数の全てを発行価格及び売出価格の仮条件の下限である1,440円で取得することを前提として、株式会社みずほ銀行が発表した2025年11月28日の為替レート（1米ドル＝156.63円）を用いて日本円に換算し計算した数値を勘案して算出しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本国内投資家間に資本関係はなく、また、本国内投資家は共同して当行普通株式を取得するものではありません。本国内投資家は、本訂正届出書提出日現在において、当行と資本関係はなく、また、当行の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「7. 国内投資家による国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」において「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員）にも該当いたしません。

本国内投資家からは、一定期間当行普通株式を継続して所有することの確約は取得しておらず、また、その予定もありません。なお、本国内投資家が当行普通株式を長期保有する場合には、本国内投資家による購入は、当行普通株式の流動性を低下させる可能性があります。

(2) 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当行普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本国内投資家に対して、本国内投資家が関心を表明した株式数より少ない株式を販売するか、又は株式を全く販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、いわゆる親引け（発行者が指定する販売先への売付け（配分規則第2条第2項。前記「第2 売出要件 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）（注）4」をご参照下さい。））とは異なります。

本国内投資家が当行普通株式を購入する場合、引受人は、本国内投資家が購入する当行普通株式について、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにおける他の当行普通株式と同一の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格との差額は引受人の手取金となります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

<欄内の数値の訂正>

「法人業務」の「プリンシパルトランザクションズ」の欄：「207 [61]」を「207 [58]」に訂正

「法人業務」の「昭和リース」の欄：「580 [65]」を「580 [64]」に訂正

「個人業務」の「リテールバンキング」の欄：「769 [141]」を「769 [142]」に訂正

「個人業務」の「コンシューマーファイナンス」の「新生フィナンシャル」の欄：

「997 [403]」を「997 [402]」に訂正

「個人業務」の「コンシューマーファイナンス」の「アプラス」の欄：

「1,291 [460]」を「1,291 [461]」に訂正

「個人業務」の「コンシューマーファイナンス」の「その他個人」の欄：「100 [24]」を「100 [21]」に訂正

「海外事業／証券投資／その他」の「海外事業」の欄：「296 [11]」を「296 [12]」に訂正

「海外事業／証券投資／その他」の「その他」の欄：「913 [150]」を「913 [145]」に訂正

「合計」の欄：「5,854 [1,374]」を「5,854 [1,364]」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に最近1年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

<欄内の数値の訂正>

「従業員数（人）」の欄：「2,417 [389]」を「2,417 [385]」に訂正

「法人業務」の「法人営業」の欄：「386 [44]」を「386 [43]」に訂正

「個人業務」の「リテールバンキング」の欄：「769 [140]」を「769 [141]」に訂正

「個人業務」の「コンシューマーファイナンス」の「新生フィナンシャル」の欄：

「94 [59]」を「94 [61]」に訂正

「個人業務」の「コンシューマーファイナンス」の「その他個人」の欄：「21 [6]」を「21 [5]」に訂正

「海外事業／証券投資／その他」の「その他」の欄：「838 [124]」を「838 [119]」に訂正

「合計」の欄：「2,417 [389]」を「2,417 [385]」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に最近1年間の平均人員を外書きで記載しております。

新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書

2025年11月



株式会社SBI新生銀行

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式108,936百万円（見込額）の募集及び株式62,848百万円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し）並びに株式47,952百万円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当行は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書

株式会社SBI新生銀行

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当行グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

SBI新生銀行グループについて

ご挨拶



株式会社SBI新生銀行
代表取締役社長

川島 克哉

皆さまには、日頃よりご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

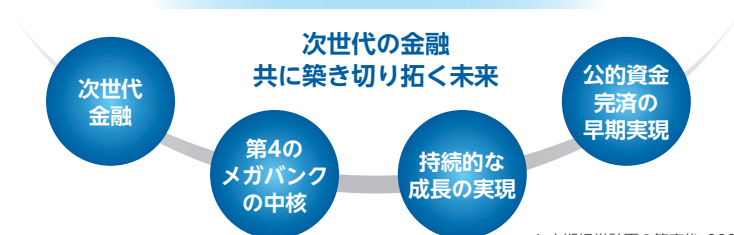
私たちSBI新生銀行グループは、2021年12月にSBIグループの一員となって以来、同グループの事業構築の基本観である「顧客中心主義」を徹底して実践してまいりました。拡大を続けるSBIグループの「企業生態系」がもたらす相乗効果と相互進化を通じて、この4年間で顧客基盤の拡充と収益力の強化を実現してまいりました。また本年7月には、当行グループの長年の経営課題であった公的資金を完済いたしました。

私たちは、さらなる飛躍を目指し、株式を上場いたします。

SBIグループの中核銀行として、「第4のメガバンク構想」を通じた地方創生の実現に向け、地域金融機関との連携を進化・深化してまいります。また、急速に進化するデジタル金融領域においては、日本の先端を行くSBIグループの知見とデジタル生態系を最大限に活用し、より多くのお客さまに向けて「次世代金融」の提供を目指してまいります。

SBI新生銀行グループは、株式上場を新たな出発点とし、従来の金融の枠を超えた革新的な取り組みを通じて企業価値の向上を図り、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

SBI新生銀行中期ビジョン*1



*1 中期経営計画の策定後、2025年7月31日に公的資金を完済

SBIグループの
事業構築の
基本観

- 1 「顧客中心主義」の徹底
- 2 「企業生態系」の形成とシナジーの徹底追求
- 3 革新的技術に対する徹底的な信奉
- 4 近未来を予見した戦略の策定と遂行
- 5 公益は私益に繋がる
- 6 金融を核に金融を超える

主な沿革



2023年1月4日に「新生銀行」から「SBI新生銀行」に行名変更



SBIグループの中核銀行として、成長と発展を支える当行グループ

■ SBIグループは「顧客中心主義」の徹底と「企業生態系」の形成により、飛躍的な成長を続けています



*1 2025年9月末時点

*2 2025年9月末時点のSBIグループ(SBI証券、SBIネオトレード証券及びFOLIO)における証券口座数の合計

*3 2025年9月末時点。SBI証券・SBIネオトレード証券及びFOLIOの合計口座数、SBIホールディングス インズウェブ及びイー・ローンの保有顧客数の合計、MoneyLookの導入社数、ウエルスアドバイザーの利用者数、SBI損害保険の保有契約件数、SBI生命保険の保有契約件数、SBIアルヒの住宅ローンのサービシング債権者数、SBI新生銀行の口座数、レイク事業の顧客数、アプラスの有効カード会員数、昭和リースの契約件数、その他SBI VCトレードの口座数、TP Bank、SBI貯蓄銀行、その他海外金融サービス事業における各顧客数の合算。各サービスにおいて同一顧客として特定されない場合、及びグループ企業間において顧客が重複している場合はダブルカウント。また、組織再編に伴ってグループ外となった会社の顧客数は、過去の数値においても除外。ウエルスアドバイザーの利用者数は、提供するスマートフォンアプリのダウンロード数。SBI生命保険の保有契約件数には、団体信用生命保険の被保険者数を含む。SBIアルヒの住宅ローンのサービシング債権者数には、優良住宅ローンからの事業譲受およびプロパーローンを含む

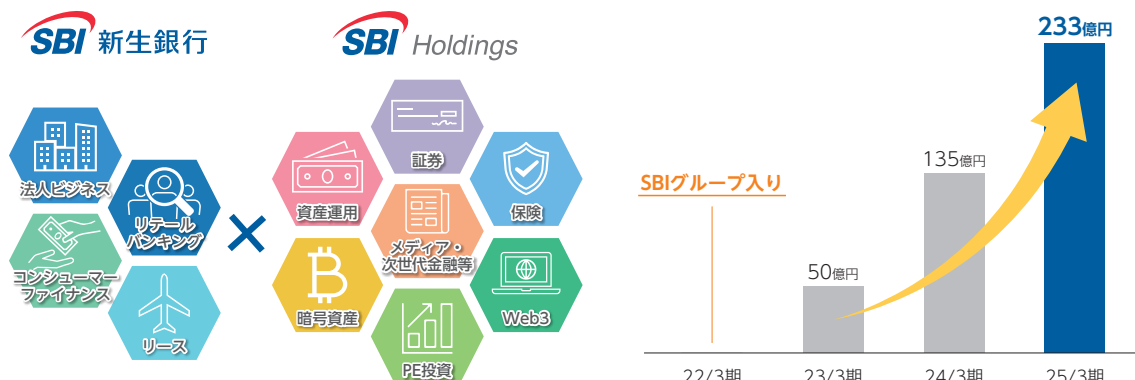
*4 2024年4月から同年11月に価格.comを利用した方の中で、調査時点において自動車保険(任意保険)に加入している、もしくは事故時等に保険会社に連絡をしたことのある、男女4,804名から得た回答に基づきランキングを発表(株式会社カカコム調べ)

SBIグループとの共創による新たな価値創出

■ SBIグループとの連携強化を通じた相乗効果の最大化を目指します

SBI企業生態系との連携

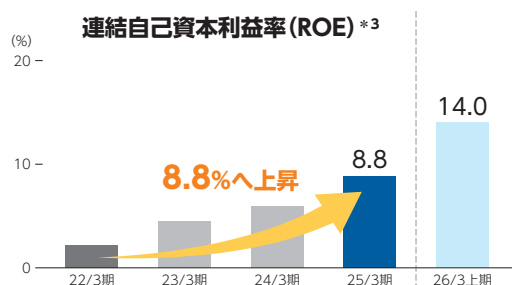
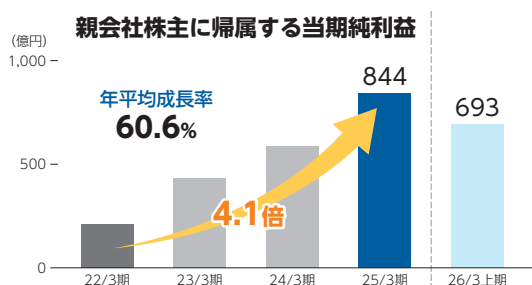
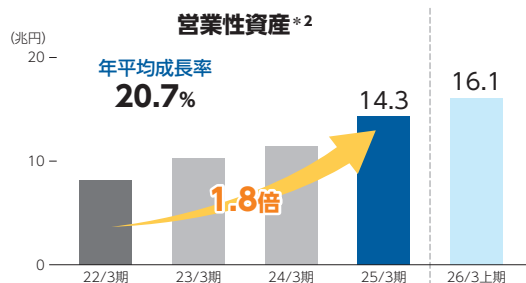
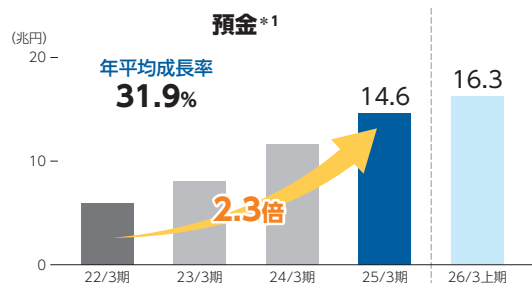
相乗効果による実績^{*1}
(親会社株主に帰属する当期純利益)



*1 SBIグループとの連携施策により生じた資金・非資金利益や経費、与信関連費用などをベースとし、各年度ごとに、それらの損益を積み上げた合計

SBIグループ入り後の劇的な事業拡大

SBIグループとの融合で加速した2022年3月期からの3カ年の成長実績



注：当行のSBIグループ入りは2021年12月。当行グループの連結数値であり、倍率及び年平均成長率については、2022年3月期と2025年3月期の比較

*1 預金及び譲渡性預金

*2 貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計

*3 算出式：親会社株主に帰属する純利益 / [(期首純資産の部合計 - 期首新株予約権 - 期首非支配株主持分) + (期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)] / 2。

26/3期上期については、上期の数値をもとに日割り年換算ベースにて算出

SBIグループとの共創で支える、全世代のライフシーンに応じたサービス展開

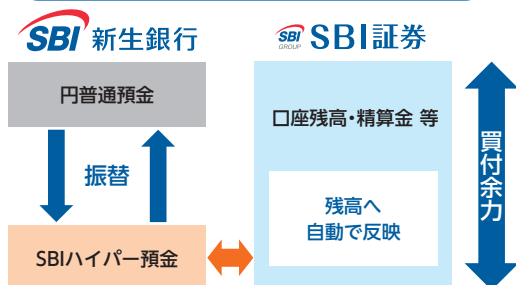
- ライフシーンや利用状況に応じて、全ての世代が最上位ステージの優遇を受けられるサービスをご提供しています
- SBIマネープラザとの共同店舗「SBI新生ウェルスマネジメント」にて、SBIグループの幅広い商品をご案内します

全世代で最上位ステージ特典を受けることができます



SBIハイパー預金

SBI証券とSBI新生銀行の口座間の資金移動を自動化できる元本保証の円預金



最上位のダイヤモンドステージの特典例

他行宛ネット振込手数料 月10回まで **0円**

提携ATM出金手数料 何度でも **0円**

普通預金・定期預金金利 **最優遇**

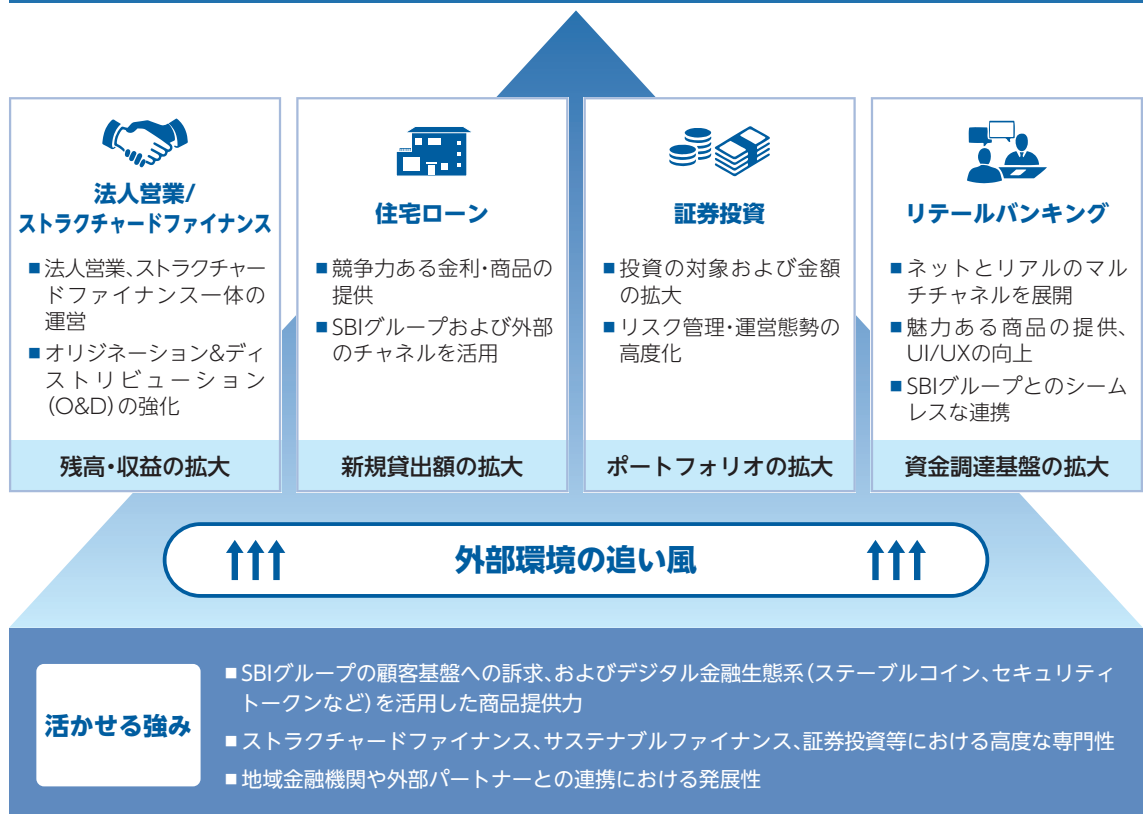
当行ビジネスの更なる拡大戦略

当行を取り巻く外部環境



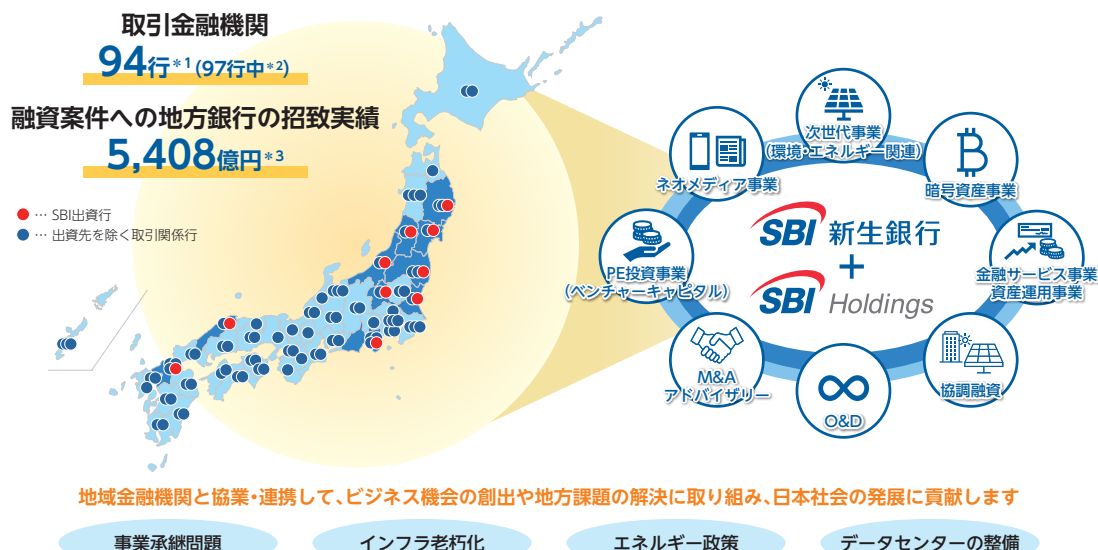
中期経営計画における今後の注力領域

外部環境を追い風に、国内バンキングビジネスを成長ドライバーにする



第4のメガバンク構想を通じた地域金融機関との事業共創

- 当行は、SBIグループが進める第4のメガバンク構想における中核銀行として、「広域地域プラットフォームとなり地域社会に貢献する」という方針のもと、地域金融機関との連携を強化することで、地域の経済、社会の発展に貢献していきます



*1 2025年9月末時点。地方銀行、第二地方銀行の合計97行のうち、貸出債権販売・当行向け預金・ローン、当行グループ会社での借入、地銀子会社向け貸出等の取引のある金融機関
*2 2025年9月末時点。一般社団法人地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会より、地方銀行及び第二地方銀行の社数合計値
*3 シンジケートローン、債権譲渡等を含む

SBIグループのデジタル生態系との連携を通じた、デジタルバンクとしての成長

- ステープルコインの包括的プラットフォームを提供するSBIグループの銀行チャネルを担う当行は、多大なベネフィットを享受可能です



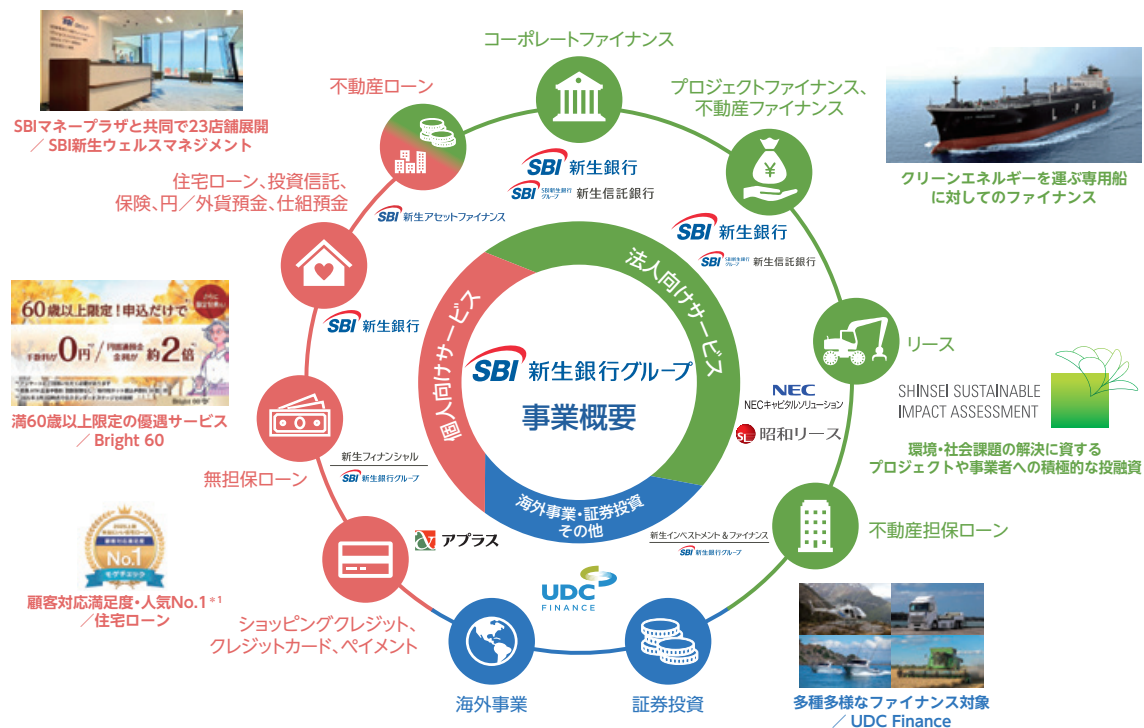
日本の金融界において、「伝統的な金融」と「Web3」という
新たなデジタル経済圏をつなぐ「架け橋」としての役割を果たす



トークン化預金導入の本格検討も開始

当行グループの商品・サービス

■ 当行グループは、預金や融資といった伝統的な金融サービスに加え、個人向け無担保ローンやショッピングクレジット、リースなどノンバンク分野のサービスも幅広く展開しています。また、革新性を強みとし、従来の銀行の枠にとらわれない先進的な金融サービスを提供するリーディングバンキンググループを目指しています



*1 モゲチェック調べ「ユーザーが選ぶ本当に良い住宅ローンランキング2025上期」(<https://mogecheck.jp/articles/show/nADPyp7zE81p2oO6ekKV>)

銀行 ノンバンク 個人向けサービス

■ リテールバンキング業務、個人向け無担保ローン業務、クレジットカード・ショッピングクレジット・ペイメント業務など、個人のお客さま向け金融商品販売・サービスを行っています

	住宅ローン、投資信託、保険、円／外貨預金、仕組預金
	ショッピングクレジット、クレジットカード、ペイメント
	無担保ローン、信用保証
	不動産ローン

銀行 リース PE・VC 法人向けサービス

■ 事業法人・金融法人にソリューションを提供する業務、ストラクチャードファイナンス業務、プライベートエクイティ投資や事業承継金融などを行う業務、リース業務、外国為替・金利デリバティブなどの市場ソリューションを提供する市場営業業務などを行っています

	コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス、不動産ファイナンス
	リース
	NECキャピタルソリューション
	不動産担保ローン

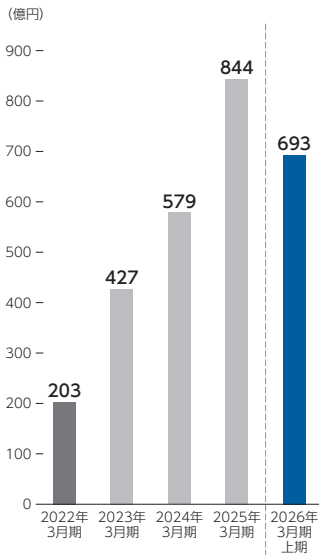
海外 海外事業・証券投資・その他

■ アジアパシフィック地域をメインターゲットに、小口ファイナンスビジネスを中心とした事業展開、SBIグループとの連携によるノンオーガニック投資を行っています

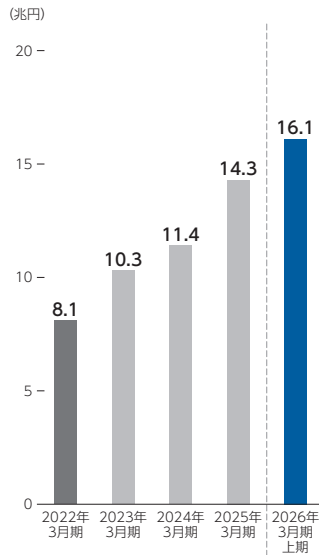
	ニュージーランドにおけるノンバンク業務、個人向けオートローン、法人向け資産担保ファイナンス
--	---

業績等の推移

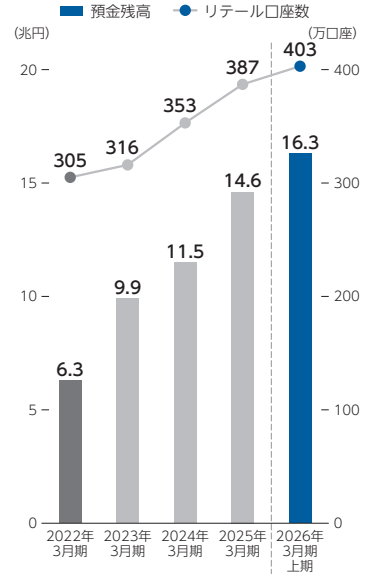
親会社株主に帰属する当期純利益



営業性資産残高*1



連結預金 (譲渡性預金を含む) と当行のリテール口座数の推移



注: SBIグループ入り前後では経営環境が大きく異なるため、FY21以降の数値を抜粋。当行のSBIグループ入りは2021年12月

*1 貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計

決 算 年 月	2021年3月	2022年3月*1	2023年3月	2024年3月	2025年3月
---------	---------	-----------	---------	---------	---------

連結経営指標等

連結経常収益	(百万円)	374,247	373,328	421,853	530,771	614,001
連結経常利益	(百万円)	44,398	28,299	52,136	61,072	77,797
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	45,109	20,385	42,771	57,924	84,499
資本金*2	(百万円)	512,204	512,204	512,204	512,204	140,000
連結純資産額	(百万円)	930,742	924,316	966,506	966,724	959,249
連結総資産額	(百万円)	10,740,174	10,311,448	13,694,831	16,048,988	20,329,862
預金残高 (譲渡性預金を含む)	(百万円)	6,571,331	6,398,066	9,982,297	11,544,982	14,666,658
貸出金残高	(百万円)	5,233,605	5,241,817	6,888,803	7,788,914	9,504,444
有価証券残高	(百万円)	929,717	674,609	1,572,791	1,592,652	2,814,295
連結自己資本利益率*3 (ROE)	(%)	4.94	2.21	4.54	6.02	8.81
従業員数*4 (外、平均臨時従業員数)	(人)	5,605 (1,461)	5,608 (1,696)	5,548 (1,870)	5,650 (1,981)	5,689 (1,320)

*1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を2022年3月期の期首から適用、2022年3月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等

*2 2025年2月に公的資金の返済に向け3,722億円をその他資本剰余金に振り替える減資を実行

*3 算出式: 親会社株主に帰属する純利益 / [(期首純資産の部合計 - 期首新株予約権 - 期首非支配株主持分) + (期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)] / 2]

*4 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を()内に外書きで記載

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	11
募集又は売出しに関する特別記載事項	12
第二部 企業情報	15
第1 企業の概況	15
1. 主要な経営指標等の推移	16
2. 沿革	20
3. 事業の内容	22
4. 関係会社の状況	24
5. 従業員の状況	26
第2 事業の状況	28
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	28
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	35
3. 事業等のリスク	41
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	51
5. 重要な契約等	77
6. 研究開発活動	77
第3 設備の状況	78
1. 設備投資等の概要	78
2. 主要な設備の状況	79
3. 設備の新設、除却等の計画	80
第4 提出会社の状況	81
1. 株式等の状況	81
2. 自己株式の取得等の状況	87
3. 配当政策	88
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	89

第5	経理の状況	109
1.	連結財務諸表等	110
(1)	連結財務諸表	110
(2)	その他	272
2.	財務諸表等	273
(1)	財務諸表	273
(2)	主な資産及び負債の内容	310
(3)	その他	310
第6	提出会社の株式事務の概要	311
第7	提出会社の参考情報	312
1.	提出会社の親会社等の情報	312
2.	その他の参考情報	312
第四部	株式公開情報	313
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	313
第2	第三者割当等の概況	316
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	316
2.	取得者の概況	318
3.	取得者の株式等の移動状況	324
第3	株主の状況	325
	〔監査報告書〕	329

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【会社名】	株式会社SBI新生銀行
【英訳名】	SBI Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 川島 克哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 108,936,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受けによる国内売出し） ブックビルディング方式による売出し 62,848,800,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 47,952,000,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	89,000,000（注）2．	1単元の株式数は、100株となります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

（注）1．2025年11月13日の取締役会決議によっております。

- 2．発行数については、2025年11月13日の取締役会決議において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数55,500,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数33,500,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした日本国内における募集（以下「国内募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、2025年12月1日に予定される取締役会決議において変更される可能性があります。
- 3．当行の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 4．後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）」に記載のとおり、国内募集と同時に、当行の株主であるSBIホールディングス株式会社が保有する当行普通株式43,645,000株の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）が行われる予定であります。また、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）において、当行の株主であるSBIホールディングス株式会社が保有する当行普通株式89,355,000株の売出し（以下「海外売出し」という。）が行われる予定です。
- 5．後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、33,300,000株を上限として、野村證券株式会社が当行の株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「貸株人」という。）から借入れる当行普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。なお、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当行普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。
- 6．国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフエリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びBofA証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）となります。国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、BofA証券株式会社及び大和証券株式会社であり、当行普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、ゴールドマン・サックス証券株式会社、BofA証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社が、それぞれ共同で行います。
- 7．グローバル・オフエリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定です。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2025年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当行と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2025年12月1日に予定される取締役会決議において決定する会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当行に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当行は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	55,500,000	67,932,000,000	38,241,720,000
	自己株式の処分	33,500,000	41,004,000,000	—
計（総発行株式）		89,000,000	108,936,000,000	38,241,720,000

（注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年11月13日の取締役会決議に基づき、2025年12月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。

なお、国内募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,440円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は128,160,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2025年12月 9 日(火) 至 2025年12月12日(金)	未定 (注) 4.	2025年12月16日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年12月1日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月8日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申告の受付にあたり、引受人は、当行普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月1日に予定される取締役会決議において決定する予定です。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年12月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額となります。なお、2025年11月13日の取締役会決議において、増加する資本金の額は、2025年12月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年12月17日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定です。当行普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2025年12月2日から2025年12月5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社SBI新生銀行 本店	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2025年12月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	89,000,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2025年12月1日に予定される取締役会決議において決定する予定であります。

2. 当行は、上記引受人と発行価格決定日(2025年12月8日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
122,649,120,000	470,000,000	122,179,120,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当行に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,440円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の国内募集における差引手取概算額については、2026年3月期に全額を運転資金に充当する予定であります。

当行は、2025年5月に公表した中期経営計画におけるビジネス戦略として、法人営業及びストラクチャードファイナンス、住宅ローン、証券投資、リテールバンキングの4つの分野を成長ドライバーと位置付け、営業性資産等の財務基盤を拡大することを掲げております。今般調達する資金によって当行の自己資本の充実を図り、適切なリスクコントロールの下でのインオーガニックな成長投資を含む業容の拡大を通じて、収益性や効率性の向上を目指してまいります。なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

2025年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当行と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	43,645,000	62,848,800,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIホールディングス株式会社 43,645,000株
計(総売出株式)	—	43,645,000	62,848,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集及び海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数（以下「総売出株式数」という。）は133,000,000株であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し43,645,000株、海外売出し89,355,000株の予定ですが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定です。また、総売出株式数については、2025年12月1日に予定される取締役会決議において変更される可能性があります。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,440円）で算出した見込額です。
4. 当行は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、国内売出株式の一部を下表の要領で当行が指定する販売先（親引け先）に売付けることを引受人に要請する予定であります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
農林中央金庫	取得金額50億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当行が指定する販売先への売付け（親引け）として、当行は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一となります。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われる場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当行普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）7. に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定です。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されます。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2025年 12月9日(火) 至 2025年 12月12日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区虎ノ門二丁目6 番1号 ゴールドマン・サックス証 券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 BofA証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二 丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3.

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
						大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8 番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号 極東証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番 3 号 Jトラストグローバル証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号 東洋証券株式会社 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号 水戸証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13 むさし証券株式会社	

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。但し、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受けによる国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（2025年12月 8 日）に決定される予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額は
引受人の手取金となります。
4. 売出人及び当行は、上記引受人と売出価格決定日（2025年12月 8 日）に引受人の買取引受けによる国内売
出しに関する元引受契約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同
契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、引受人の買取引受けによる国内売出しは中止されま
す。
5. 引受人は、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の
販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分と
は別に、引受人は、上記引受株式数のうち一部について、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあ
ります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2025年12月17日）の予定であります。引受人の買取引受けによる国
内売出しに係る株式は、当行普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、機構の「株式等の振替に関する業
務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
（2）ブックビルディング方式」の（注） 7. に記載した販売方針と同様であります。
9. 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合は、国内募集、オーバーアロットメントによる売
出し及び海外売出しも中止されます。
また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーア
ロットメントによる売出しは中止されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	33,300,000	47,952,000,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社
計(総売出株式)	—	33,300,000	47,952,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、BofA証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュエーション及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,440円）で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一となります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2025年 12月 9 日(火) 至 2025年 12月12日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。但し、申込証拠金には利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定です。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年12月17日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、当行普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 野村証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 （2）ブックビルディング方式」の（注） 7. に記載した販売方針と同様となります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所プライム市場への上場について

当行は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当行普通株式について、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、BofA証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社として、2025年12月17日に東京証券取引所プライム市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所プライム市場への上場にあたっての幹事取引参加者は野村證券株式会社及び株式会社SBI証券となります。

2 海外売出しについて

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（海外売出し）が、Nomura International plc、SBI International Limited、Goldman Sachs International、Merrill Lynch International、Mizuho International plc、SMBC Bank International plcを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定です。

総売出株式数は133,000,000株の予定であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し43,645,000株、海外売出し89,355,000株の予定であります。その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。なお、総売出株式数については、2025年12月1日に予定される取締役会決議において変更される可能性があります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシュエアプシオン及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当行普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が貸株人より借入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、野村證券株式会社に対して、33,300,000株を上限として、2026年1月9日行使期限として、その所有する当行普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエアプシオン」という。）を付与する予定です。

また、野村證券株式会社は、2025年12月17日から2026年1月9日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、BofA証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、BofA証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当行普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当行普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券株式会社がグリーンシュエアプシオンを行使することにより貸株人への返却に代えることといたします。

4 ロックアップについて

グローバル・オフERINGに関連して、売出人及び貸株人であるSBIホールディングス株式会社並びに当行の株主であるSBI地銀ホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月14日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等（但し、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当行普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアプシオンが行使されたことに基づいて当行普通株式を売却すること、当行による自己株式の取得に応じた当行株式の売却又は譲渡及びSBI地銀ホールディングス株式会社によるSBIホールディングス株式会社に対する当行普通株式の譲渡その他の処分等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

また、当行は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の発行、当行普通株式に転換若しくは交換さ

れうる有価証券の発行又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、国内募集、株式分割による新株発行及びストック・オプションとしての新株予約権の発行（行使請求期間の始期がロックアップ期間経過後であるものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

さらに、グローバル・オファリングに関連して、親引け先である農林中央金庫に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行う予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

5 独立引受幹事会社について

当行の共同主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券の親法人等であるＳＢＩホールディングス株式会社及びＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社は、各々当行の株主であり、これらの親法人等が当行の総株主の議決権の100分の15以上の議決権を保有しており、当行は、日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「規則」という。）第11条の2に規定する「関係する発行者」に該当いたします。そのため、当行及び株式会社ＳＢＩ証券は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に関与する引受会員（金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニに規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下「独立引受幹事会社」という。）を定めております。詳細は以下のとおりであります。

(1)	当行と共同主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券との関係の具体的な内容	当行の共同主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券は、ＳＢＩホールディングス株式会社が中間持株会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社を通じて議決権の100%を所有する子会社であります。また、当行の株主であるＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社が議決権の100%を所有する子会社であります。従って、ＳＢＩホールディングス株式会社及びＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社は株式会社ＳＢＩ証券の親法人等に該当し、本有価証券届出書提出日（2025年11月13日）現在、これらの親法人等が保有する当行の総株主の議決権は100%であることから、当行は、規則第11条の2に規定する「関係する発行者」に該当いたします。そのため、規則第11条の2に基づき、規則第9条第2項並びに第10条及び第11条の規定を準用するものであります。
(2)	独立引受幹事会社	みずほ証券株式会社
(3)	当行が当該独立引受幹事会社を価格等の決定に関与させることとした理由	以下の理由から、みずほ証券株式会社を独立引受幹事会社として選定したものであります。 ・当行及び株式会社ＳＢＩ証券と資本及び人的関係において独立性を有するため。 ・株券に係る主幹事会社の実績があるなど、引受業務に十分な経験を有しているため。
(4)	価格等の決定に当たり株式会社ＳＢＩ証券と当該独立引受幹事会社との間で協議が行われた旨及び当該独立引受幹事会社が担った役割	独立引受幹事会社は、引受人であるとともに、以下のとおり、株式会社ＳＢＩ証券との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担います。 ・発行価格等の決定にあたっては、株式会社ＳＢＩ証券及び独立引受幹事会社との間で協議が行われます。 ・独立引受幹事会社が発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないこととした場合は案件は中止される契約を締結しており、株式会社ＳＢＩ証券及び独立引受幹事会社の協議にあたっては、独立引受幹事会社の意見も反映される仕組みとなっています。 ・独立引受幹事会社自身も引受審査を行うとともに、株式会社ＳＢＩ証券が行った引受審査の妥当性についても確認を行います。 ・独立引受幹事会社が発行価格等の決定に関与し、発行価格等の妥当性についても確認を行います。

(5)	独立引受幹事会社が価格等の決定に当たり 当行から影響を受けないようにするために とった具体的な措置の内容	具体的な措置の内容は以下のとおりです。 ・当行、株式会社ＳＢＩ証券及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手続きに係る契約を締結すること。 ・独立引受幹事会社を発行価格等の決定に関与させ、株式会社ＳＢＩ証券が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること。 ・発行価格等の決定は、金融商品取引所の規則に定めるブックビルディング方式によること。
(6)	発行価格の決定方法の具体的な内容	ブックビルディング方式によって決定いたします。詳細は「第１募集要項 ３ 募集の条件 （２）ブックビルディング方式」の（注）１をご参照下さい。
(7)	独立引受幹事会社としての役割を担ったことに伴い、当該独立引受幹事会社に追加的に支払われる手数料の有無（該当がある場合にはその額）	追加的な手数料等を支払うものではありません。
(8)	その他株式会社ＳＢＩ証券が投資者の投資判断に資すると判断する事項	該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

当行(株式会社SBI新生銀行 1952年12月設立、資本金140,000百万円、東京都中央区所在)は、1952年12月に、長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行として設立されました。高度経済成長とともに業容を拡大し、1970年4月には東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しました。しかし、1980年代後半からのバブル経済の中で不動産・ノンバンク等特定業種に傾倒した貸出が急増した結果、バブル崩壊後に深刻な損失を被り、1998年10月には「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年10月16日法律第132号)(以下、「金融再生法」)第36条第1項に基づき、特別公的管理の開始決定を受けました。これに伴い、当行株式は同年10月に上場廃止となりました。その後、保有資産の処分や経営合理化施策を進めた結果、2000年3月には特別公的管理が終了し、当行は民間銀行として再スタートいたしました。同年6月には行名を「日本長期信用銀行」から「新生銀行」に変更し、2004年2月には東京証券取引所市場第一部に再上場いたしました。

2021年9月から12月にかけてSBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社により行われた公開買付けの結果、当行はSBIホールディングス株式会社の連結子会社となりました。SBI地銀ホールディングス株式会社は、SBIグループにおいて当行や資本業務提携を行う地域金融機関の株式の保有、管理、並びに当該金融機関の企業価値向上に資する施策の推進等を行う銀行持株会社です。また、2022年4月の東京証券取引所スタンダード市場への移行、2023年1月の「SBI新生銀行」への商号変更を経て、2023年9月にSBI地銀ホールディングス株式会社による再度の公開買付け及び2,000万株を1株に併合した株式併合により、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触したため、所定の手続きを経て再び上場廃止となりました。これは、株式の非公開化により当行グループを含むSBIグループの全体戦略をより一層強化し、当行の中長期的な成長に向けた取り組み・施策を迅速かつ柔軟に実行可能とするためのものでした。具体的には、当行グループとSBIグループ各社との機能面及び顧客基盤の相互補完によるビジネスのさらなる強化や、両グループ全体の経営資源の迅速な配分といったシナジーやメリットを実現すること、また、上記シナジーやメリットの実現を通じて、当行の企業価値向上を図り、自己資本を充実させることで、前中期経営計画における中期ビジョンに掲げる「公的資金の返済に向けた道筋を示す」ことが可能になると考えたものです。

当行グループは、「安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ」「経験・歴史を踏まえたうえで、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ」「透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員など全てのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ」という経営理念の下、顧客基盤・収益基盤の拡大に努めております。2021年12月にSBIホールディングス株式会社の連結子会社となって以降、2023年9月の上場廃止を経て、SBIグループの中核銀行グループとして連携基盤を確立していく中で、今後のさらなる成長を見据えた企業価値の向上に取り組み、非公開化の目的であるシナジーの実現を進めてまいりました。その結果、2025年3月期の連結純利益は844億円となり、目標の700億円を上回る成果を達成しました。

また、当行は預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で締結した2023年5月12日付「公的資金の取扱いに関する契約書」に基づき、2025年3月7日に「確定返済スキームに関する合意書」(以下、「本合意書」)を締結いたしました。本合意書に基づき、当行は、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する普通株式の全てをそれぞれA種優先株式及びB種優先株式(以下、総称して「優先株式」)に変更し、B種優先株式に対する特別配当として2025年3月28日に1,000億円の公的資金を返済いたしました。更に2025年7月31日には、SBIホールディングス株式会社が預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する優先株式の全てを取得することにより、残る公的資金約2,300億円を完済いたしました。

このように、非公開化後の各種取組みを通じて、当行は2023年当時に掲げた非公開化の意義・目的を達成することができました。また、外部環境においては、日本銀行による金融政策の見直しに伴う金利環境の正常化により、法人営業及びストラクチャードファイナンス、住宅ローン、証券投資、リテールバンキングといった国内バンキングビジネスにおいて、収益機会が拡大しております。このような事業環境のもと、公的資金完済による経営の自由度向上を通じて、当行グループの中長期的な企業価値の向上を加速させるとともに、収益基盤の着実な拡大を図るために株式上場をはじめとする自己資本の調達手段を多様化させたいと考えております。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
連結経常収益	(百万円)	374, 247	373, 328	421, 853	530, 771	614, 001
連結経常利益	(百万円)	44, 398	28, 299	52, 136	61, 072	77, 797
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	45, 109	20, 385	42, 771	57, 924	84, 499
連結包括利益	(百万円)	47, 483	17, 037	46, 804	70, 745	55, 280
連結純資産額	(百万円)	930, 742	924, 316	966, 506	966, 724	959, 249
連結総資産額	(百万円)	10, 740, 174	10, 311, 448	13, 694, 831	16, 048, 988	20, 329, 862
1株当たり純資産額	(円)	4, 283. 92	4, 484. 01	16, 033, 315, 14 2. 95	1, 273. 48	1, 151. 40
1株当たり当期純利益	(円)	202. 16	96. 78	712, 851, 750. 1 3	70. 77	112. 70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	202. 10	96. 75	—	—	—
自己資本比率	(%)	8. 6	8. 9	7. 0	6. 0	4. 7
連結自己資本利益率	(%)	4. 94	2. 21	4. 54	6. 02	8. 81
連結株価収益率	(倍)	8. 85	23. 11	11. 13	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	249, 230	△470, 630	1, 306, 967	1, 188, 163	1, 984, 626
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7, 186	250, 997	△955, 567	95, 771	△1, 292, 424
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△27, 339	△19, 873	△4, 628	△69, 635	△48, 461
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	1, 806, 556	1, 567, 129	1, 913, 693	3, 128, 045	3, 771, 929
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	5, 605 [1, 461]	5, 608 [1, 696]	5, 548 [1, 870]	5, 650 [1, 981]	5, 689 [1, 320]

- (注) 1. 連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
3. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 第23期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第25期の1株当たり純資産額は、期末純資産の部合計から優先株式に係る公的資金の要回収額(詳細は、「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」をご参照ください。)を控除して算出しております。
7. 当行は、2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき、1株の割合で株式併合を行ったうえで、2024年3月15日付で普通株式1株につき、6株の割合で株式分割を行い、その後、2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき、14,000,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の株式併合及び

株式分割を第23期の期首に、第26期の株式分割を第24期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

8. 当行は、2025年3月21日付で普通株式12株を優先株式12株に種類変更し、2025年8月25日付で当該優先株式のすべてを普通株式に種類変更いたしました。なお、第25期の1株当たり当期純利益については、優先株式を普通株式の期中平均株式数に含めて算出しております。
9. 当行株式は、2023年9月28日付で上場廃止となったため、第24期以降の連結株価収益率は記載しておりません。
10. 当行は、2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行ったうえで、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行い、その後、2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第21期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定して算出した場合の普通株式1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第21期、第22期及び第23期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。また、第25期の1株当たり純資産額は、期末純資産の部合計からA種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額（詳細は、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項（追加情報）」をご参照ください。）を控除して算出しており、第25期の1株当たり当期純利益については、優先株式を普通株式の期中平均株式数に含めて算出しております。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額 (円)	998.15	995.95	1,145.23	1,273.48	1,151.40
1株当たり当期純利益 (円)	48.82	22.06	46.31	70.77	112.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益 (百万円)	152, 988	165, 589	192, 577	268, 490	315, 411
経常利益 (百万円)	37, 154	36, 811	54, 361	58, 261	60, 863
当期純利益 (百万円)	34, 506	30, 387	48, 991	62, 863	50, 139
資本金 (百万円)	512, 204	512, 204	512, 204	512, 204	140, 000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	259, 034, 689	259, 034, 689	205, 034, 689	60	48
A種優先株式	—	—	—	—	6
B種優先株式	—	—	—	—	6
純資産額 (百万円)	857, 845	853, 356	896, 557	888, 768	865, 771
総資産額 (百万円)	9, 090, 890	8, 726, 897	12, 228, 667	14, 528, 479	18, 676, 280
1株当たり純資産額 (円)	3, 984. 10	4, 158. 00	14, 942, 624. 42 4. 71	1, 175. 61	1, 009. 13
1株当たり配当額					
普通株式	12. 00	12. 00	12. 00	40, 000, 000. 00	40, 000, 000. 00
(内 1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式 (円)	—	—	—	—	—
(内 1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
B種優先株式	—	—	—	—	—
(内 1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	154. 64	144. 26	816, 523, 594. 3 3	76. 81	66. 87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	154. 60	144. 22	—	—	—
自己資本比率 (%)	9. 4	9. 8	7. 3	6. 1	4. 6
自己資本利益率 (%)	4. 03	3. 55	5. 60	7. 04	5. 72
株価収益率 (倍)	11. 57	15. 51	9. 72	—	—
配当性向 (%)	7. 76	8. 32	5. 00	3. 72	4. 24
従業員数	2, 245	2, 281	2, 228	2, 288	2, 309
(外、平均臨時従業員数) (人)	(322)	(335)	(344)	(367)	(381)

- (注) 1. 財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。
3. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 第23期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第25期の1株当たり純資産額は、期末純資産の部合計から優先株式に係る公的資金の要回収額（詳細は、「第5 経理の状況 2（1）財務諸表 注記事項（追加情報）」をご参照ください。）を控除して算出しております。
7. 第25期の1株当たり配当額において、B種優先株式については、上記の配当のほか、その他資本剰余金を原資として1,000億円（1株当たり16,666,666,667円）の特別配当を行っております。
8. 当行は、2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行ったうえで、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行い、2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の株式併合及び株式分割を第23期の期首に、第26期の株式分割を第24期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。なお、1株当たり配当額については、2025年7月27日付株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
9. 第24期及び第25期の株価収益率については、当行株式は2023年9月28日付で上場廃止となったため、記載しておりません。
10. 当行は、2025年3月21日付で普通株式12株を優先株式12株に種類変更し、2025年8月25日付で当該優先株式のすべてを普通株式に種類変更いたしました。その結果、本書提出日現在の当行の発行済株式総数は、普通株式840,000,000株となっています。なお、第25期の1株当たり当期純利益については優先株式を普通株式の期中平均株式数に含めて算出しております。
11. 当行は2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行ったうえで、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行い、その後、2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第21期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第21期、第22期及び第23期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。また、第25期の1株当たり純資産額は、期末純資産の部合計からA種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額（詳細は、「第5 経理の状況 2（1）財務諸表 注記事項（追加情報）」をご参照ください。）を控除して算出しており、第25期の1株当たり当期純利益については、優先株式を普通株式の期中平均株式数に含めて算出しております。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額 (円)	928.29	923.54	1,067.33	1,175.61	1,009.13
1株当たり当期純利益 (円)	37.34	32.88	53.04	76.81	66.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額					
普通株式	2.85	2.85	2.85	2.85	2.85
（内1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式 (円)	—	—	—	—	—
（内1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
B種優先株式	—	—	—	—	—
（内1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

第25期の1株当たり配当額において、B種優先株式については、上記の配当のほか、その他資本剰余金を原資として1,000億円（1株当たり1,190.47円）の特別配当を行っております。

2 【沿革】

1952年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
1953年3月	外国為替業務認可
1970年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
1996年11月	長銀信託銀行株式会社（現商号：新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
1998年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
1999年9月	ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
1999年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
2000年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
2000年3月	特別公的管理が終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
2000年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
2000年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
2000年10月	郵便貯金との提携開始（A T M、相互送金提携）
2001年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、A T M24時間365日稼働開始
2001年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのA T M提携開始
2004年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
2004年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
2004年9月	株式会社アプラスを連結子会社化
2005年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
2007年12月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）を連結子会社化
2008年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
2008年9月	G E コンシューマー・ファイナンス株式会社（現商号：新生フィナンシャル株式会社）を連結子会社化
2009年3月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）に対する株式公開買付け実施
2011年1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から東京都中央区日本橋室町へ移転
2011年3月	海外募集による普通株式690百万株の新規発行
2011年10月	銀行本体での個人向け無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」（現名称：「SBI新生銀行カードローン エル」）を開始
2017年4月	当行及びグループ各社の間接機能を実質的に統合した「新生銀行グループ本社」（現名称：「SBI新生銀行グループ本社」）を設置
2017年10月	当行普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施
2018年4月	新生フィナンシャル株式会社での個人向け無担保カードローンサービス「레이크ALSA（アルサ）」（現名称：「레이크」）を開始
2019年8月	主要株主（J.C.Flowers & Co.LLCの関係者を含む投資家）による株式売却
2020年9月	UDC Finance Limitedを連結子会社化
2021年12月	SBI地銀ホールディングス株式会社による株式公開買付けにより、SBIホールディングス株式会社が当行の親会社へ異動
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からスタンダード市場に移行
2023年1月	行名を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更
2023年9月	東京証券取引所スタンダード市場の株式上場廃止
2023年10月	当行普通株式2,000万株につき1株の割合で株式併合を実施
2024年1月	ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社（現商号：SBI新生アセットファイナンス株式会社）を連結子会社化
2024年2月	公的資金の一部（193億円）を返済
2024年3月	当行普通株式1株につき6株の割合で株式分割を実施
2024年3月	第三者割当による自己株式の処分を実施
2024年9月	第三者割当による自己株式の処分を実施
2024年10月	NECキャピタルソリューション株式会社を持分法適用関連会社化
2025年3月	第三者割当による自己株式の処分を実施

2025年 3 月	当行、SBIホールディングス株式会社、預金保険機構、株式会社整理回収機構との間で、公的資金返済に係る「確定返済スキームに関する合意書」を締結し、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する普通株式をそれぞれA種優先株式及びB種優先株式に種類変更したうえで、B種優先株式への特別配当により公的資金の一部（1,000億円）を返済
2025年 7 月	当行普通株式、A種優先株式、B種優先株式それぞれ1株につき1,400万株の割合で株式分割を実施
2025年 7 月	SBIホールディングス株式会社が預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有するA種優先株式及びB種優先株式を全て取得することにより公的資金を完済
2025年 8 月	SBIホールディングス株式会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式を全て普通株式に種類変更するとともに、定款変更によりA種優先株式及びB種優先株式を廃止

3【事業の内容】

当行グループ（2025年9月30日現在、当行、子会社99社（うち株式会社アプラス（以下、「アプラス」）、昭和リース株式会社（以下、「昭和リース」）、新生フィナンシャル株式会社（以下、「新生フィナンシャル」）、新生信託銀行株式会社、新生インベストメント&ファイナンス株式会社、UDC Finance Limited及びSBI新生アセットファイナンス株式会社等の連結子会社62社、非連結子会社37社）、及び関連会社45社（NECキャピタルソリューション株式会社（以下、「NECキャピタルソリューション」）、SBI PEホールディングス株式会社）等の持分法適用会社45社、持分法非適用会社なし）により構成）は、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しております。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置づけ等は次のとおりとなっております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

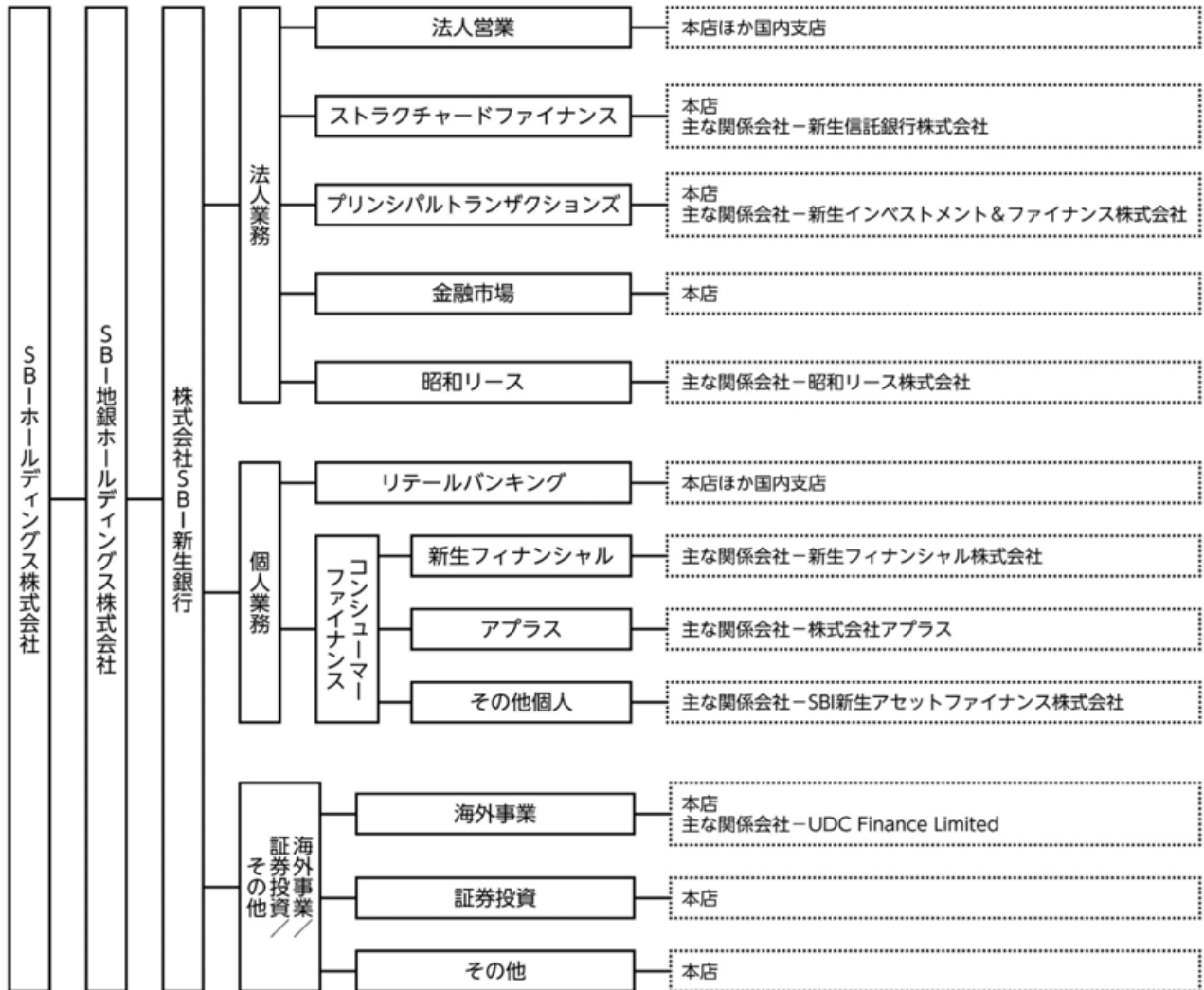
『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ウェルスマネジメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「金融市場」セグメントは外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、「その他個人」セグメントは連結子会社による不動産金融業務及び関連会社によるクレジットカード業務等を提供しております。

『海外事業／証券投資／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大宗が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「証券投資」セグメントには債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

2025年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有割合 (%) (注) 4	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人) (注) 5	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(親会社) SBIホールディングス株式会社 (注) 3	東京都港区	181,925	金融業務	100.0 (77.77)	— (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
SBI地銀ホールディングス株式会 社	東京都港区	69,600	金融業務	77.77	— (—)	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 4	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人) (注) 5	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社) 新生信託銀行株式会社	東京都港区	5,000	法人業務	100.0	4 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
新生インベストメント& ファイナンス株式会社	東京都港区	100	法人業務	100.0	3 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
昭和リース株式会社 (注) 2、6	東京都中央区	29,360	法人業務	100.0	3 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
新生コベルコリース株式会社	神戸市中央区	3,243	法人業務	80.0 (80.0)	1 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0	7 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
新生パーソナルローン株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0 (100.0)	1 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
株式会社アプラス (注) 3、6	大阪市浪速区	100	個人業務	100.0	5 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
アルファ債権回収株式会社	東京都中央区	500	個人業務	100.0 (100.0)	2 (—)	—	預金取引関係	—	—
SBI新生アセットファイナンス株 式会社	東京都千代田区	500	個人業務	100.0	5 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
SBI新生ビジネスサービス株式会 社	東京都中央区	54	海外事業 ／証券投資 ／その他	60.0	2 (—)	—	預金取引関係	—	—
SBI新生ヒューマン・リソースズ 株式会社	東京都中央区	40	海外事業 ／証券投資 ／その他	60.0	2 (—)	—	預金取引関係	—	採用研修 業務の事 務
UDC Finance Limited	ニュージーランド オークランド市	千ニュージー ランドドル 52,352	海外事業 ／証券投資 ／その他	100.0	2 (—)	—	金銭貸借関係	—	—
EasyLend Finance Company Limited	中華人民共和国 香港	百万香港ドル 130	海外事業 ／証券投資 ／その他	100.0	3 (—)	—	—	—	—
その他54社 (注) 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 4	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人) (注) 5	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(持分法適用関連会社) NECキャピタルソリューション株 式会社 (注) 3	東京都港区	3,794	法人業務	33.3	4 (一)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
SBI PEホールディングス株式会社	東京都港区	100	法人業務	15.0	1 (一)	—	—	—	—
SBI新生企業投資株式会社	東京都港区	50	法人業務	0 [100.0]	3 (一)	—	預金取引関係	—	—
ニッセン・クレジットサービス 株式会社	京都市南区	100	個人業務	50.0	2 (一)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
MB Shinsei Consumer Credit Finance Limited Liability Company	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	百万ベトナム ドン 1,600,000	海外事業 ／証券投資 ／その他	49.0	3 (一)	—	金銭貸借関係	—	—
その他46社 (注) 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、昭和リース株式会社であります。

3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、SBIホールディングス株式会社、株式会社アプラス及びNECキャピタルソリューション株式会社であります。

4. 「議決権の所有割合」欄及び「議決権の被所有割合」の()内は、間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

6. 上記関係会社のうち、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスについては、経常収益(連結会社相互間取引を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

昭和リース株式会社の2025年3月期の経常収益は105,353百万円、経常利益は2,051百万円、当期純利益は1,446百万円、純資産額は97,507百万円、総資産額は639,361百万円であります。

なお、株式会社アプラスは有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は記載を省略しております。

7. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年9月30日現在

セグメントの名称	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
従業員数（人）	386 [44]	263 [11]	207 [61]	30 [4]	580 [65]

セグメントの名称	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
従業員数（人）	769 [141]	997 [403]	1,291 [460]	100 [24]	296 [11]	22 [－]	913 [150]	5,854 [1,374]

（注） 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
2,417 [389]	42.5	13.0	8,555

2025年9月30日現在

セグメントの名称	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
従業員数（人）	386 [44]	192 [4]	41 [6]	30 [4]	－ [－]

セグメントの名称	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
従業員数（人）	769 [140]	94 [59]	－ [－]	21 [6]	24 [2]	22 [－]	838 [124]	2,417 [389]

（注） 1. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。

4. 当行の従業員組合は、SBI新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,492人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当行及び連結子会社

最近事業年度						
名称		管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1、2	男性労働者の育 児休業取得率 (%) (注) 1、4	労働者の男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) (%) (注) 1、2、3		
				全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
当 行		20.7	112	73.1	74.2	59.8
連結 子会社	株式会社アプラス	23.9	66	53.4	63.8	35.2
	新生フィナンシャル株式会社	19.9	88	66.8	70.3	60.5
	昭和リース株式会社	12.5	87	70.4	70.3	57.6
	新生インベストメント& ファイナンス株式会社	21.1	100	84.4	80.3	69.9

(注) 1. 集計の前提となる人員数については、他社への出向者を含み、他社からの出向者を含んでおりません。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。

3. 正規雇用労働者は、無期雇用社員である従業員(執行役員、社員、業務限定社員、契約社員)を、パート・有期労働者には、有期雇用社員である従業員(契約社員、嘱託社員)を含んでおります。社員においては、「管理職に占める女性労働者の割合」に示したとおり、男女で管理職の比率が異なることが、男女の賃金の格差の要因となっております。提出会社、株式会社アプラス、新生フィナンシャル株式会社、昭和リース株式会社、新生インベストメント&ファイナンス株式会社においては、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、女性管理職比率を引き上げる目標を定めて公表しております。

また、社員・嘱託社員・契約社員等の雇用形態の区別による賃金の差異がありますが、男女では、特にコールセンターや事務センターにおいて、契約社員・パートタイマーの女性比率が高いため、男女の賃金差異が正規従業員よりも大きくなっております。

4. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出しております。育児休業については、対象の子が2歳となる前日までの間の休業を当連結会計年度に開始した者の数を、育児目的休暇については、配偶者の妊娠時から子が満2歳となるまでの間に取得することができる休暇(「はぐくみ休暇」)について、当連結会計年度に初めて取得した者の数を、当連結会計年度において配偶者が出産した男性労働者数で除することによって算出しているため、100%超となることがあります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当行が属するSBIグループは、下記5つを共通の経営理念として掲げております。

- ・正しい倫理的価値観を持つ
- ・金融イノベーターたれ
- ・新産業クリエイターを目指す
- ・セルフエボリューションの継続
- ・社会的責任を全うする

上記の下で、当行グループにおいては、下記3つを経営理念として掲げ、お客さまとともにさらなる成長を目指しております。この経営理念は、当行グループの目指すべき姿を示したものであり、重要な指針としてグループ内で共有されております。

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえたうえで、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員など全てのステークホルダーを大切にし、また信頼される銀行グループ

(2) 経営環境

当行グループは、本書提出日現在において、今後3年間の環境変化を下記のように認識しております。

①. 金融環境

- ・金利環境の正常化に伴う、バンキングビジネスにおける収益機会の拡大
- ・金利上昇による、企業業績や不動産市況等への影響
- ・預金調達における競争激化

②. 社会情勢

- ・社会の価値観の多様化や顧客層の各世代、世代交代、及びNISAなどによる「貯蓄から投資へ」の加速に合わせた金融ビジネスにおける機会の拡大
- ・米国の政策影響をはじめとする世界経済の先行きの不透明感
- ・インフレリスクの増大、人材獲得競争の激化
- ・金融犯罪の巧妙化などの社会問題に対する企業責任の増大

③. 技術革新

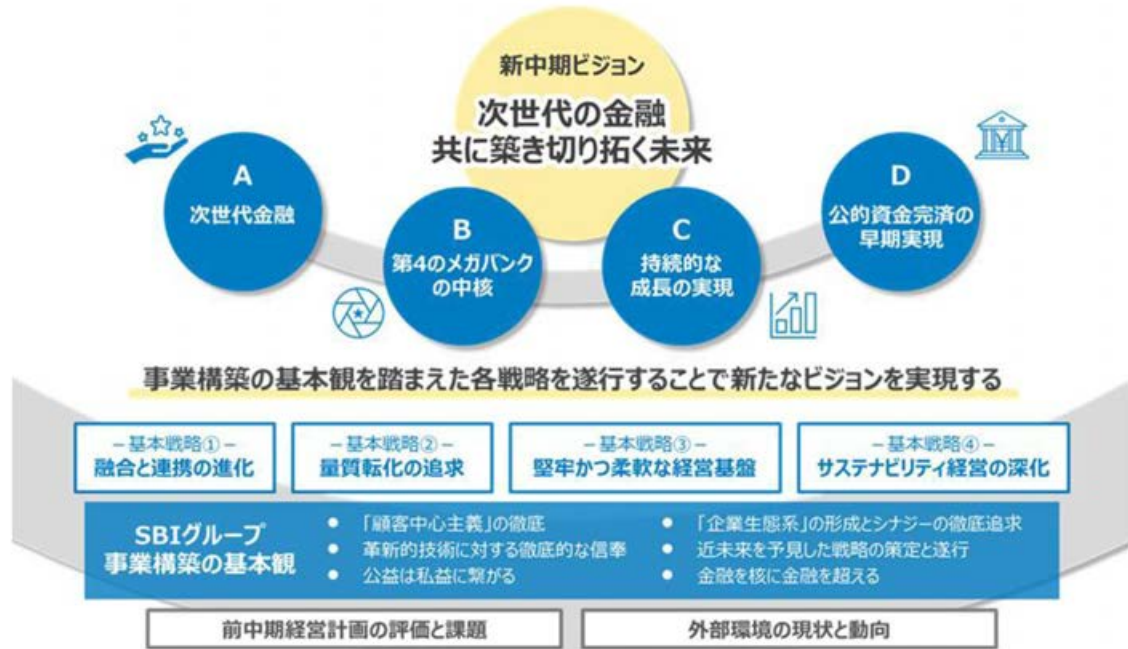
- ・AIをはじめとする革新的デジタル技術のさらなる発達と普及
- ・情報セキュリティ、システムの安定性に対するリスク増大
- ・最新の技術を維持・活用していくための投資コストの増加

(3) 当行グループの経営戦略

当行グループは、2025年5月9日に、今後3年間の目指すべき方向として、2025年度から2027年度を対象期間とする中期経営計画を策定しました。

新たな中期経営計画（以下、「新中計」。）は、当行グループが2021年12月にSBIグループ入りしてから約3年が経過し、両グループのより一体的かつ発展的な事業運営を推進するべく、引き続きSBIグループの事業構築の普遍的な基本観に則り、外部環境の変化も踏まえて策定したものであります。

新中計においては、今後3年間で目指す姿として新中期ビジョン「次世代の金融、共に築き切り拓く未来」を掲げており、新中計ビジョンにおける4つの「構成要素」と、その実現のための4つの「基本戦略」から成り立っております。



1. 新中期ビジョン「次世代の金融、共に築き切り拓く未来」

今後3年間で目指す姿である新中期ビジョンは、A：「次世代金融」、B：「第4のメガバンクの中核」、C：「持続的な成長の実現」、D：「公的資金完済の早期実現」の4つの要素で構成されており、それぞれの要素を達成することで、「次世代金融で、お客さまや社会、従業員、またステークホルダーの皆さまと共に、より良い環境・社会・産業の実現を目指す」こととしております。

2. 新中期ビジョンの構成要素A～D

A) 次世代金融

SBIグループの事業構築の普遍的な基本観の一つである「顧客中心主義」を進めた結果として、全てのお客さまに提供される、より新しい、より高度な金融を総称したものであります。具体的には、テクノロジーを活用した「次世代を感じる」金融、サステナブルファイナンスや資産承継ビジネス等のような「次世代につなぐ」金融、個人のお客さま・法人のお客さま・地域金融機関が投融资などを通じて「次世代に向かう」ための金融等により構成されます。これらは、社会的責任を果たすことも内包し、今を生きる全てのお客さまに寄り添うことをコンセプトとしております。

B) 第4のメガバンクの中核

第4のメガバンクとは、世界的にもユニークな「企業生態系」を有するSBIグループ、並びに地域金融機関との連携により構成される金融ネットワークであり、当行グループがその中核、すなわち広域地域プラットフォームとなり、地域社会、地方創生に貢献することを目指します。

C) 持続的な成長の実現

財務・非財務の両面において持続的な成長を果たすものであり、収益力の拡大をはじめとした財務面だけでなく、経営基盤の強化並びに環境の持続や社会の課題解決への貢献に伴うインパクトを高次化するという非財務面のさらなる強化によって、企業価値を加速度的に向上させることを目指します。

D) 公的資金完済の早期実現

2025年3月に合意しました公的資金確定返済スキームに沿って、公的資金の完済に向けた道を力強く歩むとともに、これまで25年以上にわたる資本面のご支援に深く感謝し、事業を通じた『社会貢献』で報いてまいります。

(注) 中期経営計画の策定後、公的資金は2025年7月31日に完済されております。

3. 新中期ビジョンを実現するための基本戦略①～④

①. 融合と連携の進化

当行グループが強みを有する分野において独自に取り組みを強化するだけにとどまらず、SBIグループ内の全方位的な融合、地域金融機関とのより強固な連携、インオーガニックな出資・買収の推進、外部パートナーとのオープン・アライアンスを通じ、新たな収益機会の創出・拡大を図ってまいります。

②. 量質転化の追求

預金量や営業性資産といった「量の拡大」を図りつつ、質の高い商品・サービスを提供し、効率的な業務運営をすることによって、品質・収益性・効率性といった「質の向上」へ、より意識的につなげてまいります。

③. 堅牢かつ柔軟な経営基盤

人的資本運営の有機的発展、革新的技術の利活用と戦略的ITシステム投資、攻守一体のリスク管理、バランスシートマネジメントの高度化、強靱なコンプライアンス態勢により、常に自己進化し、先見性を備えた経営基盤を強固に構築してまいります。

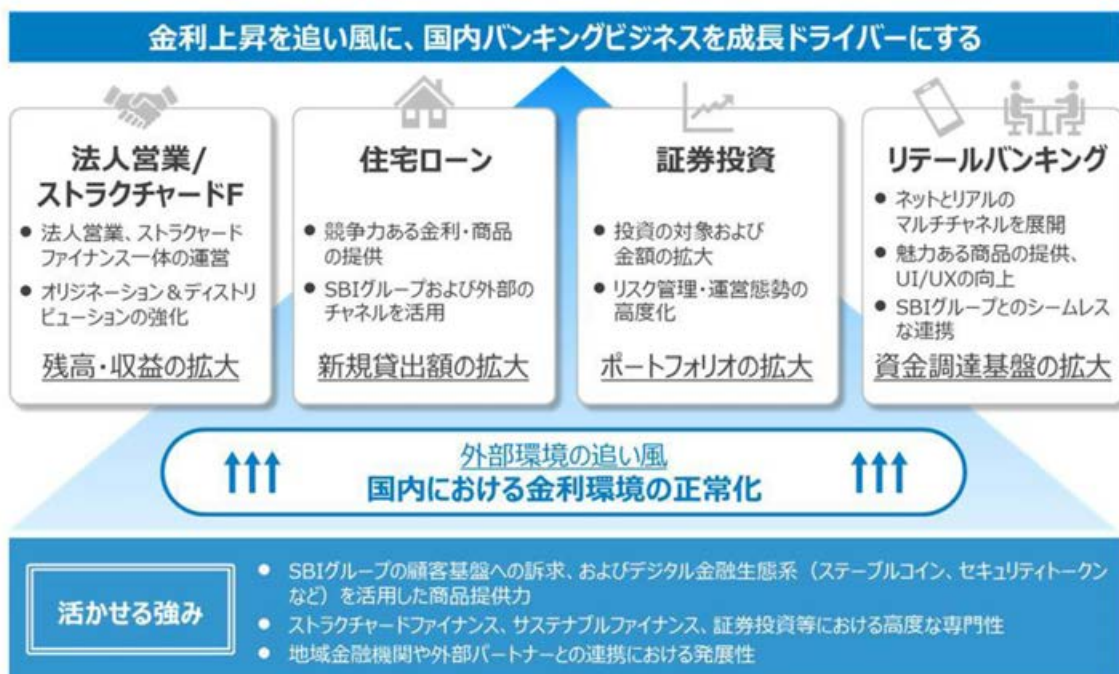
④. サステナビリティ経営の深化

「事業を通じた環境・社会・お客さまへの長期的な貢献」と「当行グループの持続的な成長」との好循環を戦略的に実現していくため、気候変動への対応・地方創生・人的資本経営の取り組みを優先事項に位置づけ、企業価値向上へのつながりを強化してまいります。

4. ビジネス戦略

国内における金利環境の正常化を受けて、国内バンキングビジネスを今後3年間の成長ドライバーとしております。成長ドライバーは、法人営業及びストラクチャードファイナンス、住宅ローン、証券投資並びにリテールバンキングの4つになります。

今後3年間の成長ドライバー



5. 経営上の目標（連結ベース）の達成状況を判断するための客観的な経営指標

税引前純利益、RORA（注1）、預金量、営業性資産（注2）、連結自己資本比率（注3）の5つをKPI（重要な活動指標）としております。2025年度上期の税引前純利益は616億円、RORAは1.27%、預金量は16.3兆円、営業性資産は16.1兆円、連結自己資本比率は9.14%となりました。

なお、参考情報として、2024年度の税引前純利益は877億円（注4）、RORAは0.96%、預金量は14.6兆円、営業性資産は14.3兆円、連結自己資本比率は9.33%でした。

（注1）RORAは、税引前純利益をリスクアセットで除した数値です。

（注2）営業性資産は貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計です。

（注3）連結自己資本比率はバーゼルⅢにおける国内基準に沿った指標です。

（注4）税引前純利益の2024年度実績877億円は、大口の持分法適用関連会社化に伴う負ののれん発生益に相当する持分法投資利益117億円を除外した数値です。

6. 新中計における成長環境及び取組み

①. SBIグループとのシナジーの実現

当行は、下表のようなグループ企業を有し、かつ、7,800万件のグループ顧客基盤（注1）を有するSBIグループの生態系を活用した営業戦略により、過去3カ年で業績を大幅に伸長してきました。具体的には、譲渡性預金を含む預金は、2024年度において2021年度比2.3倍（年平均成長率31.9%）、当行グループの営業性資産は、2024年度において2021年度比1.8倍（年平均成長率20.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2024年度において2021年度比4.1倍（年平均成長率60.6%）、連結自己資本利益率（ROE）は2024年度において8.8%へ上昇しています。また、経費率（注2）は2024年度において56.4%となり、2021年度比15.1%低下しています。SBIグループとの相乗効果による実績（SBIグループとの連携施策により生じた資金・非資金利益や経費、与信関連費用などをベースとし、年度ごとにそれらの損益を積み上げた合計）は、2022年度においては50億円、2023年度においては135億円でしたが、2024年度には233億円まで拡大しています。当行グループは、SBIグループの中核銀行として、SBIグループとの連携強化を通じた相乗効果の最大化を目指してまいります。また、当行は、SBIグループが進める第4のメガバンク構想における中核銀行として、「広域地域プラットフォームとなり地域社会に貢献する」という方針のもと、地域金融機関との連携を強化しており、全国の地方銀行との取引は全97行中94行にまで拡大しております（2025年9月末日現在）。

②. 国内バンキングビジネスに関する施策

国内バンキングビジネスは、4つの成長ドライバーごとに、以下の施策を実施いたします。

・法人営業及びストラクチャードファイナンス

事業法人、ストラクチャードファイナンス、金融法人の一体での運営、また、オリジネーション&ディストリビューションの強化による残高・収益の拡大を目指します。なお、過去3年間に於いて、法人営業及びストラクチャードファイナンスの営業性資産（貸出、リース資産、割賦、保証、証券投資残高等）の残高は、2021年度末の約3.6兆円から2025年9月末の約7.4兆円に増加しております。また、法人営業及びストラクチャードファイナンスにおけるRORAは、2024年度末の0.68%から2025年9月末の1.05%まで上昇しております。

・住宅ローン

競争力ある金利・商品の提供、SBIグループ及び外部のチャネルを活用していくことで、新規貸出額の拡大を目指します。なお、過去3年間に於いて、住宅ローンの新規貸出額は、2021年度末の約0.1兆円から2025年9月末の約0.3兆円に拡大しております。

・証券投資

投資の対象及び金額の拡大、リスク管理・運営態勢の高度化により、ポートフォリオの拡大を目指します。なお、過去3年間に於いて、証券投資のポートフォリオは、2021年度末の約0.4兆円から2025年9月末の約2.9兆円に拡大しております。また、証券投資におけるRORAは、2024年度末の1.21%から2025年9月末の0.84%となりました。

・リテールバンキング

ネットとリアルマルチチャネル展開、魅力ある商品の提供、UI/UXの向上、SBIグループとのシームレスな連携により、資金調達基盤の拡大を目指します。その一環として、2025年9月には、SBI証券とのスイープ預金機能である「SBIハイパー預金」機能を実装しています。なお、過去3年間において、リテールバンキングの預金残高は、2021年度末時点の約4.7兆円から、2025年9月末時点の約8.1兆円に増加し、資金調達基盤が拡大しております。また、リテールバンキングにおけるRORAは、2024年度末の4.13%から2025年9月末の3.78%となりました。

③. SBIグループのデジタル生態系との連携

SBIグループのデジタル金融戦略の中核を担う取組みにおいて、ステーブルコインの包括的プラットフォームを提供するSBIグループの銀行チャネルを担う当行は、デジタルバンクとしての重要な役割を果たしてまいります。具体的には、以下の取組みを実施しております。

- ・2025年8月には、SBIホールディングスは、ドル建てステーブルコイン時価総額第2位のUSDCの発行者であるCircle Internet Group, Inc.と合併会社を設立し、USDCの日本国内におけるユースケース拡大に取り組んでいます。
- ・2025年9月には、当行は、Partior Pte. Ltd. 及び株式会社ディーカレットDCPとの間で、トークン化預金での外貨取引に関する本格検討を開始することで合意しています。
- ・SBIグループの主なグループ企業

当行	口座数：403万口座（注3） SBIマネープラザとの共同店舗であるSBI新生ウェルスマネジメントを23店舗展開 2025年オリコン顧客満足度（R）調査「インターネットバンキング」2年連続総合第1位受賞 2025年度JCSI（日本版顧客満足度指数）「銀行部門」での顧客満足第1位受賞 モゲチェック調べ「ユーザーが選ぶ本当にいい住宅ローンランキング2025上期」において「人気」及び「顧客対応満足度」で第1位受賞 (https://mogecheck.jp/articles/show/nADPyp7zE81p2o06ekKV)
株式会社SBI証券	口座数：1,475万口座（注4）、2025年オリコン顧客満足度（R）調査「ネット証券」部門総合第1位受賞
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	グループ運用残高（注3）：7.6兆円、3年CAGR（注5）：21.9%
SBI FXトレード株式会社	2025年オリコン顧客満足度(R)調査「FX取引 初心者」部門第1位受賞
SBI VCトレード株式会社	顧客数（注6）：179万口座、預かり資産（注6）：約8,800億円
SBIインベストメント株式会社	累計投資先社数（注7）：1,314社、累計投資額（注7）：5,922億円、累計Exit社数（注7）：219社（IPO、M&A）
SBI損害保険株式会社	顧客数（注3）：134万件、「価格.com 自動車保険 満足度ランキング2025」保険料満足度部門第1位受賞（注8）
SBI生命保険株式会社	顧客数（注3）：67万件、2025年オリコン顧客満足度(R)調査において、「クリック定期!Neo」が「定期型生命保険（FP評価）」ランキングで第1位受賞、「働く人のたより」が「就業不能保険（FP評価）」ランキングで第1位受賞

（注1）2025年9月末時点。SBI証券・SBIネオトレード証券及びFOLIOの合計口座数、SBIホールディングスインズウェブ及びイー・ローンの保有顧客数の合計、MoneyLookの導入社数、ウェルスアドバイザーの利用者数、SBI損害保険の保有契約件数、SBI生命保険の保有契約件数、SBIアルヒの住宅ローンのサービシング債権者数、当行の口座数、レイク事業の顧客数、アプラスの有効カード会員数、昭和リースの契約件数、その他SBI VCトレードの口座数、TPBank、SBI貯蓄銀行、その他海外金融サービス事業における各顧客数の合算。各サービスにおいて同一顧客として特定されない場合、及びグループ企業間において顧客が重複している場合はダブルカウント。また、組織再編に伴ってグループ外となった会社の顧客数は、過去の数値においても除外。ウェルスアドバイザーの利用者数は、提供するスマートフォンアプリのダウンロード数。SBI生命保険の保有契約件数には、団体信用生命保険の被保険者数を含む。SBIアルヒの住宅ロ

ーンのサービシング債権者数には、優良住宅ローンからの事業譲受分及びプロパーローンを含む。

(注2) 経費率は、営業経費（のれん及び無形資産償却を除く）を業務粗利益で除した割合。

(注3) 2025年9月末時点。

(注4) 2025年9月末時点のSBIグループ（SBI証券、SBIネオトレード証券及びFOLIO）における証券口座数の合計。

(注5) 2021年度末実績から2024年度末実績の3年CAGR（Compound Annual Growth Rate、年平均成長率。以下同じ。）を参照して算出。

(注6) 2025年10月29日時点。SBIVCTとDMM Bitcoinで重複していた口座は統合。顧客数と預かり資産はSBIVCTとBITPOINTの合算値。

(注7) 2025年3月末時点。

(注8) 2024年4月から同年11月に価格.comを利用した方のなかで、調査時点において自動車保険（任意保険）に加入している、もしくは事故時等に保険会社に連絡をしたことのある、男女4,804名から得た回答に基づきランキングを発表（株式会社カカコム調べ）。

7. その他業績等の推移

当行グループのその他の業績等の推移は以下のとおりであります。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度上期
顧客数（注）1 （SBI新生銀行リテール口座数）	305万	316万	353万	388万	403万
営業性資産（注）2 （市場性運用を含む）	8.1兆円	10.3兆円	11.4兆円	14.3兆円	16.1兆円

（注）1. 「顧客数」に記載の口座数は、1万口座未満は四捨五入しております。

2. 「営業性資産」は貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計であります。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度上期
預金量 （リテール及び法人）	6.5兆円	6.3兆円	9.9兆円	11.5兆円	14.6兆円	16.3兆円
貸出金残高	5.2兆円	5.2兆円	6.8兆円	7.7兆円	9.5兆円	9.9兆円
有価証券残高	0.9兆円	0.6兆円	1.5兆円	1.5兆円	2.8兆円	3.6兆円
連結自己資本利益率 （注）1	4.94%	2.21%	4.54%	6.02%	8.81%	13.96%

（注）1. 2025年度上期については年換算ベース

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①. SBI新生銀行グループ経営戦略における課題認識

当行は、当行グループ経営戦略の着実な遂行に向けた課題を下記のように認識しております。

A) SBIグループ連携

顧客基盤や知見の取り込みに一定の成果はあったものの、SBIグループの進化や新しい動きに対応した先駆性・先進性の発揮は道半ばであると認識しております。これからはSBIグループ内の融合を全方位的に進め、最先端テクノロジーの利活用や多様化していく顧客ニーズへ対応してまいります。

B) 成長基盤の確立

資本のフル活用やSBIグループ連携の進展により、財務基盤は大幅に拡大しましたが、収益性・効率性の向上に課題があると認識しております。今後は、金利環境の正常化を捕捉したバンキングビジネスによる成長を追求するとともに、不確実性が高まる中でも安定した事業運営を可能とするため、業容拡大に対応した経営基盤・管理態勢の強化・拡充が求められると考えております。

C) 事業を通じた環境・社会課題の解決

「公益は私益に繋がる」というSBIグループの事業構築の基本観に基づき、事業を通じて環境・社会課題の解決に取り組むことは、当行グループの経営の最重要課題の一つと捉えております。そのため、気候変動への対応や人的資本経営、地域金融機関との連携をより強固にすることで地方創生に貢献するなど、サステナビリティ経営を推進し、企業としての社会的責任を全うしてまいります。

②. コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年度計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備等を実施し、②業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。

取締役会においては、2025年9月末現在で業務執行を担う取締役4名と社外取締役5名を配しております。社外取締役は、国内外の金融業務や法務・ガバナンス、リスク管理、IT・デジタル、不動産事業、及びマスメディアの分野等について豊富な経験と高い専門知識を有するメンバーでバランス良く構成しており、それぞれの持つ経験と専門知識を背景に、中立的かつ客観的な立場から当行の経営に対する意見を述べ、業務執行取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。2021年12月にSBIホールディングス株式会社の連結子会社となったことに伴い、親法人である同社及びその傘下の子会社・関係会社との取引について、利益相反性・公正性や少数株主の利益を害する取引でないことを検証・モニタリングする体制を構築しており、グループ法務・コンプライアンス担当役員等により構成され、常勤監査役の参加を必須とする特定取引審査会が親法人等との取引で利益相反が発生するもしくは利益相反のおそれのあるものについて、内容を審議又は決議しております。

日常の業務執行の機動性を確保するため、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が担当役員として各部を管掌する体制を構築しております。人事、財務等の間接機能については、銀行法及び会社法その他法令上可能な範囲で各グループ会社の機能を当行内に設置した「グループ本社」に集約し、連結ベースでの運営の高度化と生産性の向上を図っております。また、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役、総括担当役員、グループ本社の担当役員等からなるグループ経営会議・経営会議を設置し、専門的な事項を取り扱う各種委員会をその補完として設置することで、議案の性質に応じた十分な審議・検証を経て意思決定を行う枠組みを整えております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在において判断したものであります。

(1) ガバナンス

①. サステナビリティに対する当行グループの考え方

当行グループは、サステナビリティ経営を、「事業を通じた環境・社会・お客さまへの長期的な貢献」と「当行グループの持続的な成長」との好循環を目指すこと、であると定義しました。これは、SBIグループの「公益は私益に繋がる」という理念と軌を一にするもので、環境・社会課題の解決を経営の最重要課題の一つと捉え、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定など、社会的な課題解決の枠組みを認識したうえで、サステナビリティ経営を積極的に推進しております。総合金融グループならではの機能とノウハウを活かし、また、SBIグループのあらゆる機能を存分に活用し、様々な課題解決に取り組むあるいは課題を抱える組織や個人を金融の力でつなぎ、新たな価値を生み出し、お客さまの事業や生活・人生、ひいては環境・社会をより良いものにしていくと同時に、当行グループの企業価値を継続的に高めてまいります。また、一人ひとりの従業員の活躍と成長が、お客さまや社会への価値創出と当行グループの持続的な成長の源泉であると考え、人材価値の向上を重視し、魅力ある組織づくりを進めております。

②. サステナビリティ経営の推進体制

当行グループのサステナビリティ経営推進は、取締役会の監督のもと、グループ経営会議にて意思決定を行っております。グループ重要委員会の一つとしてグループサステナビリティ委員会を設置し、チーフサステナビリティオフィサー（CSO）及びシニアサステナビリティオフィサー（SSO）がそれぞれ委員長及び副委員長を務め、当行会長、社長のほか、グループ会社を含む関連部署の執行役員、部長などが委員となっております。2024年度には4回開催し、個別ビジネスにおける取り組みや当行が賛同するイニシアティブに関する開示事項検討・実施状況報告など、様々な議案を協議しております。取締役会及びグループ経営会議に対してはサステナビリティ経営推進に係る定期報告を行うとともに、重要事項の付議を行っております。またグループ本社にサステナビリティ経営の企画・立案・推進を行うサステナビリティ&コミュニケーション統括部を設置するほか、SBI新生銀行のビジネスセグメント及びグループ各社にサステナビリティ推進組織を設置し、推進を強化しております。

人的資本・人権の分野においては、重要委員会の一つであるグループ人材委員会、グループダイバーシティ&インクルージョン委員会及びグループ人権推進委員会を設け、当行グループのダイバーシティ&インクルージョンや人権デュー・ディリジェンスの取り組みをはじめ、人事制度や諸施策などについての協議、調整及び決定を行っております。

③. サステナビリティ関連ポリシー

当行グループは、「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」及び「SBI新生銀行グループ行動憲章」のもと、サステナビリティ経営基本方針として「グループサステナビリティ経営ポリシー」を制定しております。個別課題への取り組みにおいては、「グループ人権ポリシー」、「グループ社会貢献推進ポリシー」、「SBI新生銀行グループサイバーセキュリティ経営宣言」、「個人情報保護の基本方針」などの社内規程を制定及び公表しております。加えて、「責任ある投融資に向けた取組方針」、「クレジットポリシー」などの社内規程において環境や人権などサステナビリティ関連リスクを考慮した投融資判断が行われる体制を構築しております。

(2) 戦略

①. サステナビリティ重点課題



事業を通じたサステナビリティの実現

当行グループのサステナビリティ重点課題の一つでもある「事業を通じたサステナビリティの実現」とは、地方創生への取り組み、環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供を行うと同時に、顧客に信頼されるサービスを提供することにより金融機関としての社会的責任を果たしていくことであります。

投融资においては、サステナブルファイナンスを2030年度までに累計5兆円組成するという目標を掲げ、お客さまによるサステナビリティへの取り組みを金融面から支援しております。太陽光・風力・バイオマス・地熱などの再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンス、介護・医療関連施設へのヘルスケアファイナンス、ヘルスケア領域へのリースやZEHファンドなど、環境・社会課題の改善に資する事業に資金使途が限定されたファイナンスはその一例であります。また、脱炭素社会の実現に向けては温室効果ガス排出量の多い企業を金融面から支えると同時に脱炭素化を支援していくことが不可欠であると考え、部署間横断のトランジション・タスクフォースを組成し、お客さまとの対話を行っております。

個人のお客さまに向けては、金融サービスへのアクセス向上や金融リテラシーの普及促進に努めるほか、お客さま本位の業務運営に関する取組方針とアクションプランを制定、公表し、アクションプランについては実績測定及び公表も行っております。また、自宅に太陽光発電を導入するためのクレジットやリースなどの商品・サービスを提供しております。

持続可能な環境・社会への責任

SBIグループでは、企業は社会との共生の中でのみ繁栄することができると考えており、当行グループでも環境・社会の持続可能性の向上に対して企業として責任を果たしてまいります。

人権尊重・人材価値向上：国際的規範や法令等に基づいた高い水準で人権尊重に取り組むことにより、企業に求められる責任を適切に遂行してまいります。また、従業員一人ひとりが年齢・性別・国籍・障がいの有無・性的指向又は性自認などの属性にかかわらず、やりがいを持って働き活躍できる企業を目指します。多様な従業員が個々の力を最大限発揮し、お互いの強みを活かしあうことでシナジーを生み、持続的な価値創造を実現し、お客さま、ひいては世の中に貢献します。特に重要な意思決定に関わる中核人材の多様性を重視し、多様性を前提とした人材育成・人事制度の構築等を行っております。

環境課題への対応：気候変動対応を最重要課題とし、自社としての温室効果ガス排出量削減に取り組むほか、お客さまの排出量の把握及び削減にも協働して取り組んでおります。

社会貢献活動：「従業員が共感を持って参画できる、持続可能な社会の創出にポジティブなインパクトを与える活動」と位置づけ、「社会の多様性推進」「環境保全」「地域貢献」「SBIグループとの連携」を重点分野として取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する考え方については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

②. 気候変動に関する戦略

気候変動への対応は、リスクであると同時に、新たなビジネスチャンスを創出するものと考えております。また、社会全体の持続可能性を高めるための重要なステップでもあると認識しております。以下のような取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しております。

- ・太陽光や風力、地熱など再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンス。
- ・環境対応船舶や環境対応不動産（ZEH/ZEB）等、グリーンな社会・産業インフラへのファイナンス。
- ・高排出セクターを中心としたトランジションファイナンス（移行支援ファイナンス）。
- ・自然災害復旧・対策に使用される建設機械のリースや中古物件売買仲介。
- ・環境関連法等を遵守しながら、モノの再利用・資源化などサーキュラーエコノミーに貢献する動産一括処分支援。
- ・太陽光パネルへのショッピングクレジットやリースを通じた再生可能エネルギー向け小口ファイナンス。

気候変動に関するリスクとしては、主に2つの面で当行グループに影響を及ぼすと考えております。

- ・物理的リスク：洪水、暴風雨などの気象事象によってもたらされる財物損壊などの直接的インパクト、グローバルサプライチェーンの中断や資源枯渇などの間接的インパクト。
- ・移行リスク：脱炭素経済への移行に伴い、温室効果ガス排出量が多い金融資産の再評価によりもたらされるリスク。

「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」のフレームワークに基づくシナリオ分析、物理的リスク・移行リスクの計測等の詳細は、統合報告書2025をご参照ください。（<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/library/integrated.html>）

③. 人的資本に関する戦略

人材育成方針

当行グループは、2025年度からの新中期経営計画においても、基本戦略として堅牢かつ柔軟な経営基盤として人的資本経営の有機的发展を掲げております。採用・育成・活躍を柱とし、それを支える体制や環境を整備することにより、人的資本経営を推進し、多様・多層な人材ポートフォリオを実現し、従業員エンゲージメントを向上させ、当行グループの人材が「企業生態系」の中において中核的な存在感を発揮することを目指しております。また、グループサステナビリティ経営ポリシーにおいても、組織基盤の強化が不可欠であり、そのために、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（多様性・公平性・包摂性）、健康経営・ウェルビーイング、従業員のエンゲージメント向上を図ることを謳っております。

当行グループ全体で、「採用」、「育成」、「活躍」を柱とする人的資本運営の強化を進めており、中期ビジョン及び中長期の経営戦略の実現に向けた競争力の向上のため、組織風土の醸成や人材育成に注力しております。通常の採用ルートに加えて、アルムナイ（退職者ネットワーク）の活用やリファラル採用（従業員からの紹介）といった多様なチャネルを活用して多様な人材を採用しております。そのうえで、Off-JTとOJT、人事異動を組み合わせた育成を進めております。各業務の総括役員や担当役員から構成される「人的資本戦略会議」において、要員の状況や部門間の人員の異動について議論するとともに、「人材シート」を整備し、所属部室とグループ人事部が共同で従業員の能力や志向を把握することで、次世代を担うリーダーの育成や適材適所の人材配置を実行し、様々な業務経験を通じて個人の成長を促進するため、異動・ローテーションやグループ内公募も実施しております。OJT（業務における育成）に加え、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）、コンプライアンス、人権・ハラスメント研修といった共通研修を実施するとともに、所属する部署や担当する職務に応じた専門研修を提供しております。中堅層に対しては、業務遂行の基礎となる法務・コンプライアンス知識や事務の知識を測るアセスメントを実施いたしました。また、部長等に対しては、「評価者研修」や「部下のキャリアを考える研修」を、新任マネジメント向けの人事・法務・コンプライアンスに関するガイダンスの実施を通じて、人的資本運営のスキル向上を図るなど、部店レベルの人的資本運営のサポートを行っております。また、管理職及び管理職候補者に対しては、昇格時に研修を実施するとともに、360度フィードバックを実施し、多様な観点から各人のマネジメントの振り返りを促し、マネジメント能力の向上につなげております。また、次世代の経営を担う多様な人材の計画的育成を進めております。

このほかにも、従業員の自律的なキャリア形成を支援するため、リスキリング、アップスキリングをサポートするオンライン学習環境や資格取得奨励制度を整備しております。また、多様な人材のスキルアップや社外ネットワークの拡大、視野の広がり、経験の幅を広げることを目的として、兼業・副業を認めております。

2025年度からは確定拠出企業年金制度を導入し、人材流動化への対応を図っております。また、これに伴って金融教育を導入しております。

社内環境整備方針

当行グループでは、継続的な価値創造を実現するため、多様なバックグラウンドをもつ人材がライフステージ、ライフイベントなどの制約を受けず、時間や場所に縛られることなく働くことができる職場環境の実現に取り組んでおります。

具体的な取り組みとして、在宅勤務、自己都合による時差勤務、フレックス勤務及びフレキシブルワーキング制度の導入を進め、働き方の多様な選択肢を提供し、組織や業務特性に合わせ、成果を引き出すために最適な働き方を組み合わせられるようにしております。また、上司と部下が定期的に個々の成長に通じる対話の機会を持つ「1on1ミーティング」を推進しております。2023年度からは、エンゲージメント調査を実施し、社員のエンゲージメント状況について定期的に把握し、「従業員の成長やキャリア形成の支援」、「働きがいの向上」を重点課題として、課題解決に向けた施策を進めることとしております。

職場環境の基盤となる人権や従業員の健康については、グループ人権ポリシーを開示し、人権デュー・ディリジェンスに関する従業員アンケート調査を実施することにより、職場の状況を把握するとともに、改善に努めているほか、従業員が心身ともに健康で働くことができるよう、健康保険組合、産業医等の関係者とも連携し、従業員の健康経営への取り組みを進めております。一例として、ストレスチェック結果と課題を各部署にフィードバックするとともに、全従業員を対象にメンタルヘルスに関するeラーニングの実施、社外カウンセリング窓口の設置、また、オンラインで参加可能なウォーキングイベントの実施等を行っております。

こうした取り組みを通じた当行グループの人材と働き方の多様性の確保の状況については、女性管理職比率をはじめ、中途採用者の人数及び当行における中途採用者の比率、再入社者の人数等、当行ウェブサイト、統合報告書等において、定期的に公表しております。

(3) リスク管理

当行グループでは、経営上重大な影響を及ぼす可能性の高いリスクを「重要なリスク」（トップリスク）とし、定量化が困難な非財務リスクも含めて選定し、予兆管理の高度化や対応力の強化を重点的に取り組んでおります。

2025年11月現在、重要なリスクの一つとして、「環境・社会問題対応の不備による評判悪化」を選定しております。

サステナビリティ関連のリスクを識別、評価、管理するために、気候変動などの環境や人権などサステナビリティに関するリスクの影響が大きい業界や当行グループの投融資禁止／留意対象先を特定したうえで、投融資の検討開始時から投融資完了までの各プロセスでサステナビリティ関連リスクが考慮されるよう社内規程を制定しております。また、気候変動においては移行リスクと物理的リスクを定量的に計測し、年に1回グループサステナビリティ委員会に報告しております。その他、勉強会の実施などを通じて従業員の理解を深めております。

サステナビリティ関連の機会については、金融機関として環境・社会課題の解決に貢献するビジネスを展開するお客さまを様々な形で支援することが当行グループ自身のビジネス機会にもつながると考えております。国内外の関連原則と整合した「SBI新生グループグリーンファイナンス・フレームワーク」「SBI新生グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」「新生サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」などを策定し、サステナブルファイナンスの推進に努めております。

(4) 指標及び目標

①. サステナビリティ目標

当行グループでは、サステナビリティ重点課題に基づきサステナビリティ目標を設定しております。特にサステナブルファイナンス組成金額、当行グループ及び投融資先の温室効果ガス排出量については、毎年実績を測定し、公表しております。2024年度実績は、統合報告書2025をご参照ください。

(<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/library/integrated.html>)

項目	目標
環境・社会課題解決への資金提供	サステナブルファイナンス組成金額を2030年度末までに累計5兆円。 温室効果ガス高排出セクター企業のトランジション推進の支援。
社会の変化や多様なニーズを踏まえた金融サービスの提供	社会の変化やお客さまの価値観の多様化に対し、フィンテックの活用や事業パートナーとの連携を通じ、グループ一体となってお客さまに新たな価値及び選択肢を提示し続ける存在となること。
グローバルな視点での環境・社会問題の解決に貢献	日本国内に限らず、新技術を駆使した金融サービスを提供し、環境・社会問題を解決。
環境・社会課題解決のための資金の流れの構築	環境・社会課題解決をテーマに資金調達者と資金提供者を結び付けるため、個別の課題ごとの商品を提供。
人権尊重・人材価値向上	人権尊重に関する推進・管理体制を確立し、企業に求められる責任を適切に遂行。 従業員一人ひとりの持つ価値観や個性を認め、その強みと特性が最大限に発揮される環境の整備。 多様性が融合しながら共存し、新しい価値の創出を実現する組織風土の醸成。
気候変動への対応	当行グループのエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を2030年度末までにネットゼロ。 当行グループの投融資先ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量を2050年度末までにネットゼロ。 石炭火力発電向けプロジェクトファイナンス融資残高を2040年度末までにゼロ。
社会貢献活動の推進	持続的な社会貢献活動による社会的インパクトの創出と可視化。
ガバナンスの向上	サステナビリティに取り組むにあたっての取締役会監督体制及び経営執行体制の確立。 評価及び報酬におけるサステナビリティへの取り組み状況の考慮。 サステナビリティに関するリスク管理体制の構築。

②. 気候変動に関する実績

当行グループの温室効果ガス排出量の実績は、以下のとおりであります。

	2022年度実績	2023年度実績	2024年度実績
Scope 1 (CO ₂ 直接的排出量) (tCO ₂)	941	921	698
Scope 2 (CO ₂ 間接的排出量) (tCO ₂)	10,068	9,110	8,230

(注) 1. 上記数値は、株式会社SBI新生銀行及びその主な国内子会社とUDC Finance Limitedの合計値。

2. 都市ガス、重油、ガソリン、軽油、冷水の利用に伴うCO₂換算については、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく係数を使用、電力は温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における電気事業者別の調整後排出係数の令和4年度実績値を使用。

③. 人的資本に関する指標及び目標

当行は、競争力の向上に向けた組織風土の醸成や人材育成を図り、多様なバックグラウンドをもつ人材がライフステージ、ライフイベントなどの制約を受けず、時間や場所に縛られることなく働くことができる職場環境を整備し、また、従業員が心身ともに健康で働くことができるよう、健康経営への取り組みを進めておりますが、この点から、「管理職に占める女性労働者の割合」（「第1 企業の概況 5 従業員の状況」を併せてご参照ください。）及び「平均有給休暇取得率」を主な指標としております。

指標	会社名	2024年度実績	目標
管理職に占める女性労働者の割合	株式会社SBI新生銀行	20.7%	2025年度までに25.0%
	株式会社アプラス	23.9%	2025年度までに25.0%
	新生フィナンシャル株式会社	19.9%	2025年度までに20.0%
	昭和リース株式会社	12.5%	2025年度までに12.0%
	新生インベストメント&ファイナンス株式会社	21.1%	2025年度までに18.0%
平均有給休暇取得率	株式会社SBI新生銀行	69.5%	70.0%以上
	株式会社アプラス	77.1%	70.0%以上
	新生フィナンシャル株式会社	83.2%	70.0%以上
	昭和リース株式会社	69.8%	60.0%以上
	新生インベストメント&ファイナンス株式会社	73.6%	70.0%以上

（注） 1. 当行の主要なグループ会社において表中の取組を進めておりますが、必ずしも連結会社全てを対象としていないこと、目標及び指標は、会社単位で設定し、管理していることから、目標及び指標を設定、公表している会社に関する目標及び実績を記載しております。

2. 平均有給休暇取得率は、各年度内に上表記載の各社の全ての従業員に対して付与された有給休暇の日数に対する、上表記載の各社の全ての従業員が取得した有給休暇の日数の割合を示しております。

3【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスクについて、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在において判断したものであります。

（1）経営戦略に関するリスク

①. 当行の経営戦略について

当行グループの中期経営計画は、新中期ビジョン実現のための4つの基本戦略として「融合と連携の進化」「量質転化の追求」「堅牢かつ柔軟な経営基盤」及び「サステナビリティ経営の深化」を掲げております。今後、経営環境、顧客ニーズ、SBIグループ及び当行グループの財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、新中期ビジョンの達成が困難となり、これらの基本戦略の見直しが必要となる可能性があります。

②. 海外業務の拡大によるリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。

当行が海外において行う業務活動は、以下のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・外貨資金調達が困難になった場合、外貨資金繰りが不安定化するリスク
- ・法規制・取引慣行等の相違や事前調査の制約に伴う想定外の事象に対応する費用や課徴金等の発生及び与信関連費用が増加するリスク
- ・紛争や経済制裁措置の発動等に伴う、当該国でのビジネス機会の縮小・喪失及び対応費用が発生するリスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・専門人材の不足や確保の困難化による競争力の低下や戦略実行が遅延するリスク

このようなリスクは、当行グループとしての投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

（2）信用リスク

①. 貸倒引当金の十分性について

当行グループは、顧客の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しております。実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、経済状況の悪化による当行の前提及び見通しの変更や、担保価値の下落、又はその他の要因により予測を上回る悪影響が生じた場合には、貸倒引当金を増やす可能性があります。

例えば、利上げによる長期金利の上昇ないしは高止まりを通じた不動産価格の下落に伴う不動産ノンリコースローンの信用リスクの増加や、地政学リスクの発現、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化、大規模自然災害・パンデミックの発生、暗号資産市場の相場急変等を端緒とした世界的な景気後退により、株安、業績不振や雇用悪化が生じ、企業倒産件数や失業者数の増加に伴う貸出金の信用リスクの増加等は、貸倒引当金を増やす可能性があります。これらのリスクに関して、当行はシナリオ分析による想定損失額や自己資本（比率）への影響を把握しており、事象発生時に想定される財務上の影響が、危機的な規模には達せず、自己資本・資金流動性等について一定水準を確保できることを確認しております。不動産市況の悪化のリスクに関しては、国内外の市況・ビジネス動向を定期的に把握し、取組方針レビューを行う取り組みに加え、マクロ経済指標や市場・規制動向等の変化に基づくリスクヒートマップや影響度分析等の予兆管理を実施するとともに、与信制御手段の適切な発動や機動的見直しを行う態勢整備を行っております。

また、当行グループの大口投融资先や与信集中業種については、上記のようなマクロ経済環境以外による信用力悪化にも留意し管理体制の強化を行っております。

当行グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当行グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

②. ローン・ポートフォリオにおける与信集中について

当行グループの主要な取引先の業績悪化又は当行との関係の著しい変化により、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

また、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで高い集中度を示しているのは、金融・保険業分野や不動産分野であります。これらの分野において、業界全体の低迷や不動産市況の悪化等が生じた場合には、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

③. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しており、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務づけられておりますが、「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等により、自己資本比率は低下する可能性があります。この最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要とする要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業又は資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務等を買収によって拡大してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関するバーゼル合意（バーゼルⅢ）に沿った自己資本比率規制では、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。
- ・当行は、2024年3月31日よりバーゼルⅢ規制最終化を適用しており、継続的にビジネスを安定的かつ円滑に展開していくため、バーゼルⅢの規制枠組みの達成を念頭に置いた自己資本の量・質の向上を図ってまいります。
- ・上記の自己資本比率規制のさらなる高度化や見直しに加えて、レバレッジ比率規制や流動性規制等については、国内基準行には直接的に課されている規制ではありませんが、計測を続けながらモニタリングを行い、異常な動きを検出できる体制は維持してまいります。

また、当行が、かかる状況に対処するため、又は投融資拡大に伴う資本余力の低下によりさらなる追加的な資本増強を必要とした場合に、適切な時期にそれを行えず、又は資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追求や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

(3) 市場リスク

マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付の低下又はデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、実体経済や金融市場の動揺を引き起こす事態が発生した場合、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下による信用リスク・アセットの増加、保有有価証券の価値下落による評価損の増加、急激な株式相場下落や長期金利の上昇に伴う債券価格の下落等による資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、利鞘の縮小等が予想され、これらが当行グループの資本余力の低下や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 流動性リスク

①. 資金調達について

近年、安定的な資金繰り運営を継続することを目的として、資金調達方法の多様化や、調達環境の状況に応じた流動性リスク指標のモニタリングを通じ、適切な流動性リスク管理に努めておりますが、以下のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤が伸び悩む可能性があります。
- ・主にコンシューマーファイナンスにおいて、資金調達コストの増加を貸出金利に十分に反映できず、収益力が低下する可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、社債又はその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行の金融政策の変更やさらなる政策金利の引き上げを端緒とした金利上昇に伴い、金融市場における資

金需給が変化した場合、当行の資金調達は何らかの影響を受ける可能性があります。

- ・金利の上昇に伴い、預金金利競争が激化することで、法人及び個人預金資金が流出し、追加的な調達コストが発生する可能性があります。
- ・預金獲得競争が激化することで、資金調達コストが増加し、調達の不安定化が生じる可能性があります。
- ・地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生・暗号資産市場の相場急変等を端緒とした金融市場の混乱や金融経済環境の悪化等により、資金調達の条件悪化を含め、外貨資金調達が不安定化、非効率化する可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、又は十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。
- ・内外金利差の縮小（国内金利上昇、海外金利下落）に伴う為替レート変動により、外貨の追加調達が必要になる可能性があります。

②. 信用格付の影響について

当行グループでは、収益力強化や財務の健全性向上等を積極的に図るなど、当行の格付水準の維持・向上に取り組んでおりますが、格付機関により信用格付が下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、又は一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

(5) オペレーショナル・リスク

①. 事務事故・不正等について

当行グループでは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。当行では、事務フローの改善、事務指導、研修の実施、表記方法の見直しによる手続内容の明確化等、事務水準の向上に努めており、具体的な事務管理策として、事務処理状況の定期的な点検等により事務レベルを確認する体制等を整えております。また、お客さま本位の業務運営に反した行為等のコンダクトリスクに対して、ミスコンダクト事案の広範な捕捉やリスク軽減策の実施等の管理体制の高度化にも努めております。しかしながら、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限らず、当行グループや外部委託先の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②. 情報システムへの依存について

当行の業務のうち、とりわけリテールバンキング業務においては、当行の情報システム及びインターネットによるサービスを提供しております。このサービスは費用効率が良い一方で、システムの容量及び信頼性に大きく依存しております。過去に生じた、ATMやインターネットバンキング・サービス、あるいは他行宛送金取引における不具合に対しては、原因の究明及び十分な再発防止策を講じることで同様の不具合を繰り返すことのないよう万全を期しておりますが、顧客数及び取引数の増加やその他の理由により、今後とも不具合やサービスの停止が生じない保証はありません。

当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害・不正行為、コンピューターウイルス等によるサイバー攻撃、外部委託事業者等が提供するサービスの中断等により、損害を受け、機能しなくなる可能性があります。また、機密情報の漏洩やハッキング・フィッシングを通じた銀行口座やウォレット等での不正利用や不正送金が増加する可能性があります。当行の情報システムは、緊急性・重要性の高い業務についてのバックアップ機能を備えていますが、これらの機能が十分である保証はありません。また、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。さらに、外部委託事業者のシステム障害等によって当行のサービス復旧に時間を要することがあります。これらがレピュテーションや営業基盤の棄損等につながり、当行グループの業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩又は不正アクセスに関する事件が多発しております。「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」。）に従い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故が発生した場合、それに伴う損害に対する補償や、監督機関の処分を受けるといった可能性があります。さらに、当行の営業活動やブランドイメージに悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

④. 訴訟について

当行は、当行グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めており、現在のところ経営に重大な影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はありません。

しかし、当行グループは銀行業務を中心にコンシューマーファイナンス業務（消費者金融業務、信販業務）、リース業務等の各種金融サービスを提供しており、このような業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起される、損害に対して補償する等の可能性があります。このような訴訟等の動向によっては、当行グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2023年5月に公表されたSBI地銀ホールディングス株式会社による当行普通株式に対する公開買付け及び同年10月の株式併合を通じたスクイーズアウトによる当行の非公開化に関連して、スクイーズアウトに反対する当行の元株主12名が当行に対して株式買取請求を行ったうえ、当該買取価格について、公開買付価格及びスクイーズアウトにおける当行普通株式1株当たり（株式併合前）の売却価格と同額である2,800円は公正な価格ではないと主張し、東京地方裁判所に価格決定申立を行っております。当行としては、申立人らの保有していた当行普通株式1株当たりの公正な価格は、公開買付価格及びスクイーズアウトにより端数となった当行普通株式の売却価格と同額の2,800円と決定されることが合理的と考えておりますが、何らかの理由で裁判所がこれと異なる価格を決定した場合には、差額の追加支払が発生する可能性があるほか、当行グループのレピュテーションに何らかの影響を与える可能性があります。

⑤. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限に活かすためには、卓越した商品知識・技術、専門的で豊富な経験や実績を有する従業員を採用し活用することが、事業戦略において重要となります。しかしながら、当行は金融機関のみならず他業種との間でも新卒・中途採用で競合関係にあり、転職市場の活況によって人材の流動化が加速する中、当行の業務遂行のための有能な従業員を採用し定着させられる保証はなく、当行グループの競争力の低下や、業績・財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、人材の流動化による有能な従業員の退職により、内部管理やリスク管理の水準が低下する等、業務運営に及ぼす制約が強まる可能性があります。

⑥. 重要な経営陣の退任による事業への影響について

事業を継続的に成功させるためには、当行の業務執行取締役や執行役員等、上級経営陣の高度な業務遂行能力が重要となります。事業拡大に伴い特定の個人に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、上級経営陣のいずれかが将来に退任した場合、当行グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務面に関するリスク

①. コンシューマーファイナンス子会社における利息返還損失引当金について

利息制限法は年15%から年20%を上限金利と定めている一方、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」。）の上限金利は、2010年施行の改正出資法により年20%に引き下げられたもののかつては年20%を超えていました。これらの差額はいわゆる「グレーゾーン金利」や超過利息と呼ばれております。2010年施行の改正前の貸金業法では、超過利息の支払いが任意になされ、貸金業者が貸付実行及び返済に関する義務を遵守している限り、出資法の上限金利以下であれば、超過利息の支払いは有効であるとされてきました

（いわゆる「みなし弁済」）が、2006年の最高裁判決では、超過利息の支払いは原則として任意になされたものとはみなされないとされ、2010年施行の改正貸金業法ではみなし弁済に関する条文は削除されました。本来支払義務のある金額を超えて支払われた金額は「過払金」とも呼ばれております。

株式会社アプラス（「事業等のリスク」においては、同社及び同社の傘下の子会社を包括して「アプラス」という。）と新生パーソナルローン株式会社（旧商号：シンキ株式会社、2016年8月社名変更。以下、「新生パーソナルローン」。）は、過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上し、現在に至るまで必要に応じて追加引当てを行ってきております。新生フィナンシャル株式会社（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社。以下、「新生フィナンシャル」。）は、2008年にGEジャパン・ホールディングス株式会社（買収当時。以下、「日本GE」。）から子会社を含めて買収したのですが、買収に際して新生フィナンシャルは利息返還損失引当金を計上しました。2014年には、日本GEから将来の過払金返還等損失の一括払いを受け、利息返還損失引当金を追加計上しました。

近年では、「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は減少しております。しかし、現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じ、当行グループの損益状況や財務状況に影響が生じる可能性があります。現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。

②. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下する等。）、さらに、退職給付制度が変更された場合、年金費用計上額が増加する可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 金融諸環境等に関するリスク

①. 金融サービス市場における競合について

当行は、魅力的な新しい金融サービスや生成AI等の先端技術の導入、セキュリティ対策の強化及びデジタル分野における戦略策定・業務推進に必要な専門人材の確保の強化に日々努めておりますが、規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取り組み並びに外国企業及び外国人投資家の参入により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。

さらに、金融サービス市場には、特に個人・中小企業向けローン市場を中心に、当行や当行の子会社を含む既存の金融サービス企業及び新規参入企業により、手軽で安価な手数料で行うことを可能とする決済サービス、クラウドファンディング、暗号資産や人工知能（AI）の活用等、お客さまのニーズと先端技術を融合させた新しい金融サービスが導入されており、当行の貸出金残高の縮小及び金利競争による利鞘縮小の可能性があります。生成AI等の先端技術の導入が遅れた場合、当行や当行の子会社が提供するサービスが陳腐化し、他行との競争力が低下する可能性があります。その結果、顧客満足度が低下し、顧客が他行に流出するリスクが高まるおそれがあります。また、当行のセキュリティ対策が不十分となり、金融犯罪やリスク管理上の予見が遅れる等のリスクが高まることにも繋がります。また、先端技術を活用するスタートアップ企業と大手金融機関の連携の流れが加速するなど、技術革新に伴う異業種からの参入により競争が激化することで当行グループの価値共創戦略の優位性が低下する可能性があります。さらには、デジタル分野における戦略策定・業務推進において、必要なスキルを有した専門人材の不足や確保の困難化に起因して競争力が低下する可能性があります。当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

②. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制等について

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許の交付を受け、預金、為替、貸付業務をはじめとする種々の業務を営んでおります。そのため、当行は銀行業者として銀行法に基づき自己資本比率規制等様々な規制を遵守する必要があるほか、金融庁により広範な監督を受けております。また、有効期間その他の期限は法令等で定められていませんが、銀行法第26条において業務の停止等及び同第27条において免許の取消し等の要件が定められており、当該要件に該当した場合、業務の停止、免許の取消し等の処分を命じられる可能性があります。現時点で、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止、免許の取消し等の処分を命じられた場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当行グループは業務を行うにあたり、銀行法以外にも、会社法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外国為替及び外国貿易法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等並びに外国における同様の法律等の広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けております。当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁又はその他の政府機関によりモニタリングを受けております。加えて、金融関連法規・規制をはじめ、その他の適用法規・規制の遵守を怠った場合には、重大なレピュテーションリスクに晒されるほか、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分やその他の制裁・罰則・損害賠償請求を受けること等により、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受け、評価が悪化し、又は経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。また、AML/CFT対応や経済制裁などに関連する国内外の法規制が強化されている中で、適切な対応が不足した場合、行政処分や直接的な損失、評判の悪化が生じる可能性があります。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しております。これらの法令に係る裁判所や金融庁による解釈及び2006年12月に成立した改正法により、コンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

当行を含む銀行がお客さまに対して販売する仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀

行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組債やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負い又は行政上の措置を受ける可能性があります。

③. コンシューマーファイナンス業務にかかる法令及び規制等について

当行の子会社は、カードローン等の融資業務（貸金業事業）を行っており、貸金業法、利息制限法、出資法等の法律の適用を受けております。2011年10月に開始した当行本体の個人向け無担保ローン事業も同様であります。2010年施行の改正出資法では、貸付上限金利が年20%と定められ、利息制限法では元本金額に応じた利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）が定められ、これを超える部分は無効とされております。

貸金業業界では、契約書記載事項等の不備を理由に、利息の最高限度額を超える部分（超過利息）の返還を求める訴訟が多数提起され、これに対し、最高裁判所は2006年に、特定の条件下で超過利息は任意に支払われたとは認められないとの判断を下しました。

これにより、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者が増加し、貸金業一般に重大な影響を及ぼしました。

さらに、2010年施行の改正貸金業法では、一人の顧客が貸金業者から借り入れることのできる総額についても、原則として年収の3分の1を上限とする新たな規制（総量規制）が課され、貸金業者にとって業務上大きな制約となっております。

一方、銀行による個人向け無担保ローンについては、現状、年収確認義務や年収に対する貸付限度等の規制は対象外となっております。しかし、行き過ぎた広告や過剰融資が一部で問題となり、その後業界の自主規制が図られておりますが、今後の動向次第では、当行本体の個人向け無担保ローン事業や新生フィナンシャルの信用保証業務に影響が生じる可能性もあります。

アプラス、新生パーソナルローン、新生フィナンシャルは、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部に対して、引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってきました、2010年6月以降、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

当行グループのコンシューマーファイナンス業務における包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより様々な事業規制を受けております。2018年6月の同法改正施行では、クレジットカード番号を取り扱うことを認める契約を締結する事業者に対して「加盟店管理」の一層の強化を図る旨の規定が導入され、また、2021年4月の同法改正施行では、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる旨の規定が導入されました。当行グループは法令を厳格に遵守しておりますが、万一意図せずに法令に抵触する行為が生じた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行グループのコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」の適用を受ける提携先があります。提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

④. 法令及び規制等の変更等の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行しておりますが、法律、規則、税制、実務慣行、法解釈、財政及び金融その他の政策の変更又は当局との見解の相違並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

⑤. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

当行は金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するよう努めておりますが、わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求又は信用規制を受ける可能性があります、それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。

- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があり、それは個々の銀行の株主の利益とは反する可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査又は特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

⑥. 災害等の発生による悪影響について

当行グループは、国内外において店舗、事務所やデータセンター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は大規模自然災害やテロ・犯罪等の発生による被害を受ける可能性があります。また、地政学リスクの発現やパンデミックの発生により、当行グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当行グループの業務の一部が停止する等、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当行グループの不良債権及び与信関連費用の増加や、保有している金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦. 環境・社会に配慮しない投融資等について

近年、気候変動などの環境課題及び社会課題の顕在化に伴い、国内外での法令及び規制等の対応が厳格化され、金融機関に対しては、資金提供者として、環境・社会のサステナビリティに一層配慮することが期待されております。かかる背景から、環境・社会課題に適切な対応を行わない事業への投融資や関連取引を経営リスクと捉えております。

当行グループにおいては、統合的なリスク管理のフレームワークにおいて、環境問題や社会問題への対応に関するリスクを重要なリスクとして特定し、これらのリスクに対する予兆管理や対応力の強化を継続的に進めております。

しかしながら、ステークホルダーからの期待・視線は日増しに高まっており、当行グループの取り組み、リスク管理態勢の整備、それらの情報開示が期待から大きく乖離した場合等には、当行グループの競争力の低下及びレピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他

①. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うため、リスクについての基本的認識及びリスク管理の基本方針を、リスクマネジメントポリシーとして制定しております。このポリシーのもとで、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナル・リスク等、各種のリスクの内容に応じて特定の委員会を設置し、リスクを管理する体制を構築しております。

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続に則り、リスク管理の強化に注力しておりますが、急速な業務展開に伴い、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク並びに法令及び規制等に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が十分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。これらの結果、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②. SBIグループとの関係

・SBIグループとの資本関係等について

SBI地銀ホールディングス株式会社は、当行の親会社および銀行持株会社であり、また、SBIホールディングス株式会社はSBI地銀ホールディングス株式会社の完全親会社であることから当行の親会社であり銀行主要株主であります。

SBIグループは、当行役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更等の当行の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。当行は、独立社外取締役により構成され、独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会を任意に設けることで独立性の担保を図っております。

なお、当行はSBIホールディングス株式会社又はSBI地銀ホールディングス株式会社より役員の派遣を受けておりません。また、当行とSBIホールディングス株式会社又はSBI地銀ホールディングス株式会社との間において、事前承認事項等はございません。

- ・SBIグループとの取引について

当行グループと、SBIホールディングス株式会社を頂点とするSBIグループ各社は、第三者である他社と同等の条件により、営業取引等を行っております。

当行では、取締役等関連当事者及び親法人等との間の利益相反取引について社内規程を制定し、利益相反性・公平性や少数株主の利益を害する取引でないことを適切に検証・モニタリングする体制を構築しております。具体的には、SBIホールディングス株式会社及びその傘下の子会社・関係会社との取引のうち、親法人等との取引で利益相反が発生するもしくは利益相反のおそれのあるものについて、グループ法務・コンプライアンス担当役員等により構成され、常勤監査役の参加を必須とする特定取引審査会により、内容を審議又は決議しております。

- ・「SBI」の商標使用について

当行グループは、SBIホールディングス株式会社に対し商標使用を申請しその使用の承諾を得て「SBI」の名称を使用しております。当行が、SBIホールディングス株式会社の子会社・関連会社等でなくなった場合等には、「SBI」の商標を使用できない可能性や使用条件が変更される可能性があります。

- ・役員・従業員の出向及び兼任について

業務の効率性、事業上の必要性、人材育成及び各職員の将来像を踏まえたキャリアパス形成の観点から、SBIグループ内での積極的な人材交流が行われており、当行グループにおいてもSBIホールディングス株式会社を含めたSBIグループ内他社から出向社員を受け入れております。

当行からSBIホールディングス株式会社を含めたSBIグループ内他社への出向については、上記の観点から必要と判断するもののみ実施しており、その範囲において、今後も継続する方針であります。

- ・SBIグループ内の他社との競合

現在当行グループの方針決定及び事業展開の決定については、当行グループ独自に決定しており、また、SBIグループ内の他社との競合関係はありません。しかし、SBIグループは世界中でさまざまな事業の運営に関わっており、また、新たな事業や投資の検討を日々行っていることから、今後、当行グループは投資機会の追求にあたりグループ内他社と競合する可能性があります。当行グループとしては、それらの会社との連携を検討するなどの対応を行っていきませんが、当行グループの事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

なお、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であるSBIアルヒ株式会社は当行と同じく住宅ローン事業を営んでおりますが、同社は2025年6月2日より当行と銀行代理業務委託契約を締結し、当行が取扱う住宅ローン商品の契約締結の媒介業務を開始しております。

③. M&A及び資本業務提携について

当行グループは、さらなる事業成長を目指し、国内外における同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を既存の事業を補完・強化するための有効な手段の一つであると位置づけております。しかしながら、有効な投資機会を見出せない場合や、当初期待した戦略的投資効果を得られない場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当行グループは、M&Aや資本業務提携を行うにあたっては、そのリスクや妥当性を十分に検討しておりますが、M&Aや資本業務提携に見合う効果の創出がなされなかった場合には、M&A等に伴い計上されるのれん等の資産について減損処理を行う必要が生じる等、当行グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④. 大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例の適用及び当行普通株式の流動性

当行は、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当行普通株式の流動性の確保に努めることとしております。新規上場時における流通株式比率につき、東京証券取引所は新規上場時における株式の公募又は売出しの規模が1,000億円以上の見込みである場合に、「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」を提出することで、上場時に求められる流通株式比率は10%以上の見込みで足りるとされます。当行は新規上場に際して、この「大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例」の適用を受けております。なお、当行普通株式の流通株式比率は新規上場時においてオーバーアロットメントによる売出しを除いて35%を下回る見込みであります。当行は、上場後最初に到来する事業年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に東京証券取引所が定める上場維持基準である流通株式比率35%以上を当行株式の上場維持のため実現するよう企業価値の増大に向けた成長施策の実践を進めていく方針であり、かつ、引き続き当行株式の追加的な売却等の検討と実行を各大株主へ要請してまいります。何らかの事情により当該基準を達成することができない場合には、上記特例の適用期間終了後に上場廃止となる、又はプライム市場から他の市場に移行し、当行普通株式の市場における売上が停滞する可能性があり、それにより当行普通株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

重要なリスク

当行グループでは、経営上重大な影響を及ぼす可能性の高いリスクを「重要なリスク」（トップリスク）とし、定量化が困難な非財務リスクも含めて、グループリスクポリシー委員会等での議論を踏まえて選定しております。現在、与信関連費用の増加のほか、金融市場の急変による保有有価証券の評価損、資金調達コストの増加、人材不足による成長の阻害などを重要なリスクとして選定しております。これらの重要なリスクに対しては、予兆管理の高度化や対応力の強化を重点的に取り組んでおります。

2025年11月現在、以下を重要なリスクとして選定しております。

リスクシナリオ	内容・影響
1. 与信関連費用の増加	●長期金利の上昇ないしは高止まり、地政学リスクの発現、大規模自然災害・パンデミックの発生、暗号資産市場の相場急変等を端緒とした世界的な景気後退や不動産担保価格の下落に伴う、与信関連費用の増加。 ●大口投融資先や与信集中業種の信用力悪化に伴う、与信関連費用の増加。
2. 金融市場の急変による保有有価証券の評価損	●各国中央銀行の金融政策の変更やさらなる政策金利の引き上げを端緒とした金利上昇に伴う、保有有価証券の価値下落。 ●保有有価証券の価値下落により資本余力が低下し、事業計画が実行できなくなるリスク。
3. 資金調達コストの増加	●預金獲得競争の激化による資金調達コスト増加や調達の不安定化により、事業計画が実行できなくなるリスク。 ●主に消費者金融ファイナンスにおいて調達コスト増加を貸出金利に十分反映できずに収益力が低下するリスク。 ●金利上昇下での預金金利競争の激化により、法人預金の資金流出、個人預金の粘着性低下による資金流出、追加的な調達コストが発生。 ●地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生・暗号資産市場の相場急変等を端緒とした金融市場の混乱に伴う、外貨流動性の低下及び外貨調達コストの増加。
4. 人材不足による成長の阻害	●人材獲得競争の激化を背景とする新卒・中途採用の困難化に起因した、戦略分野及び基幹分野における競争力の低下。 ●人材流動化の加速を背景とする中堅・ベテラン層の退職者の増加に起因した、内部管理上の問題の顕在化及び業務運営上の制約の強まり。

リスクシナリオ	内容・影響
5. サイバー攻撃・システム障害による業務停止・顧客の離反・損害	●サイバー攻撃による顧客情報の流出・決済機能等の停止や、サイバー金融犯罪による不正利用・不正送金の発生に伴う、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 ●システム障害の発生による顧客情報の流出や決済機能等の停止に伴う、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 ●外部委託先起因の障害により、復旧までの時間が想定外にかかり、顧客からの評判が悪化。
6. 法令違反等による評判悪化・行政処分	●役職員等による法令違反や社会的規範から逸脱した不適切な行為・不作為に起因した、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 ●AML/CFT対応、経済制裁等に係る国内外の法規制強化に伴う対応の不備に起因した、行政処分及び直接的な損失、評判の悪化。
7. 海外情勢の変化による事業推進力の低下・専門人材不足による競争力の低下	●海外事業の企画・推進・管理に必要な専門人材の不足に伴う、競争力の低下や戦略実行の遅延。 ●海外における法規制・取引慣行等の相違や事前調査の制約に伴う、想定外の事象に対する対応費用・課徴金等の発生及び与信関連費用の増加。
8. 環境・社会問題対応の不備による評判悪化	●環境問題（気候関連問題を含む。）や社会問題への対応に関する法規制等の厳格化。 ●当行グループの環境・社会問題への対応が不十分とみなされることに起因した、競争力の低下及び評判の悪化。 ●環境・社会問題に対する対応が不十分な投融資先の業況悪化に伴う、与信関連費用の増加。
9. 資本余力の低下によるリスクテイクの制限	●投融資拡大に伴う資本余力の低下・リスク・アセットの増加を背景に、資本運営上の制約が高まり、計画通りのリスクテイクができなくなるリスク、あるいは戦略変更を余儀なくされるリスク。
10. 技術進歩への対応の遅れによる競争力低下	●生成AI等の先端技術の導入が遅れることで、他行に対する競争力の低下、顧客満足度の低下、金融犯罪やリスク管理上の予見が遅れる等のリスク。 ●技術革新に伴う異業種からの参入により競争が激化。

なお、「事業等のリスク」は、重要なリスクも踏まえて選定しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

第25期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

〔金融経済環境〕

当連結会計年度における世界経済は、一部の国や地域で足踏みがみられましたが、世界的に物価上昇率の低下傾向が続き、主要国・地域の金融政策が緩和方向に転換するもとで、全体でみれば底堅く推移しました。日本経済は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかな回復の動きが続きました。賃金の上昇継続などを背景に、個人消費には持ち直しの動きがみられました。企業の生産動向は一進一退の推移となりましたが、企業の収益や景況感が堅調さを保つもとで、設備投資は増加基調を維持しました。加えて、堅調なインバウンド需要が日本経済を下支えしました。

日米の金融政策は、概ね逆方向の動きとなりました。米連邦準備制度理事会（FRB）は、2023年9月以降、フェデラルファンド金利の誘導目標を5.25%～5.50%に据え置いていましたが、2024年9月から12月にかけての米連邦公開市場委員会（FOMC）において、3会合で累計1.0%ポイントの利下げを行い、4.25%～4.50%としました。日本銀行は、2024年7月及び2025年1月の金融政策決定会合で利上げを行い、政策金利である無担保コールレート翌日物の誘導目標を、2008年10月以来となる0.5%としました。

金融市場を概観しますと、国内の長期金利（10年債利回り）は、日本銀行が政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくとの金融政策運営方針を維持するもとで、概ね上昇基調で推移しました。2024年8月には、米国の景気後退懸念の台頭などによって金融市場が不安定化し、一時0.7%台まで低下する場面もありましたが、その後は再び上昇に転じ、2025年3月末の長期金利は1.5%程度となりました。

為替市場では、2024年7月にかけて、対米ドルの円相場が一時161円台となるなど大幅な円安・米ドル高が進行し、通貨当局が米ドル売り・円買いの為替介入に踏み切る場面がありました。その後、日米の金融政策の変更などを受けて、一時140円台まで円高・米ドル安が進行しましたが、年末にかけては、米国の堅調な景気や利下げ観測の後退などを背景に、米国の長期金利が上昇し、再び円安・米ドル高方向の推移となりました。2025年1月以降は、日本銀行の利上げや、米国のトランプ新政権の通商政策を巡る不確実性の高まりなどを背景に、円高・米ドル安方向に転じ、2025年3月末には149円台（2024年3月末比約2円の円高・米ドル安）となりました。

〔事業の経過及び成果〕

当行グループは、2022年度から2024年度を対象期間として、中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」を策定しております。中期経営計画の最終年度における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりであります。

（法人業務）

法人業務は、事業法人・金融法人などのお客さまにソリューションを提供する業務、再生可能エネルギープロジェクト案件や不動産などを対象としたストラクチャードファイナンス業務、ベンチャー企業への投融資や事業承継金融などを行う業務、リース業務、外国為替・金利デリバティブなどの市場ソリューションを提供する市場営業業務などを行っております。

法人ビジネス全体では、引き続きSBIグループ各社との連携に加え、これまで構築してきた地域金融機関のネットワークを活用し、融資連携に加え、M&A、為替デリバティブ、各種プロダクト（不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス）等の分野で連携が進捗した結果、ビジネス領域の多様化が進展しております。また、ストラクチャードファイナンスでの新規アセットへの取り組みやアパートローン事業など新規ビジネスへの取り組み、NECキャピタルソリューションの戦略的株式取得による持分法適用関連会社化等による新たなビジネス領域の拡大も積極的に推進しております。

2024年3月開催の日銀金融政策決定会合において、8年ぶりにマイナス金利が解除以降、金融・経済環境は大きな転換点を迎え、金利の上昇局面にあります。これを当行のビジネスにおいて大きな成長機会と捉え、SBIグループの中核銀行として、「顧客中心主義」に基づいた商品・サービス・機能等ソリューションの提供、地域金融機関との連携により広域地域プラットフォームとして地方創生にも貢献してまいります。

事業法人向けビジネスは、引き続き積極的な営業活動の展開により、戦略的な取引が期待できるお客さまやインフラ関連企業等との取引が大きく進展したことに加え、お客さまの資金需要に積極的に応えた結果、営業性資産は事業法人向け（公共法人向けを含む。）で前連結会計年度末に比べ約35%増と大きく増加しました。また、資産拡大を支える預金の獲得にも注力し、預金残高は同約24%の増加を達成いたしました。

SBIグループとのシナジーも引き続き件数・金額ともに拡大を続けており、商品やサービスのラインナップのさらなる拡大によりお客さまのニーズに応え、より一層の成長を目指してまいります。

金融法人向けビジネスでは、地域金融機関のプラットフォームとしての活動が大きく進展しました。融資における連携に加え、M&A、お客さまの為替ヘッジニーズへの対応、ノンリコースローンやプロジェクトファイナンス等、地域金融機関の皆さまとの共同での取り組みも多様化しました。ストラクチャードファイナンスを中心としたトレーニー受け入れや地域金融機関向けセミナー開催などでの連携も強化した結果、全国の地方銀行との取引は全97行中93行にまで拡大しております（2025年3月末日現在）。また、当連結会計年度の融資案件への地方銀行の参加実績（シンジケートローン、債権譲渡等を含む）は、5,408億円に達しております。

当行グループが強みを有するストラクチャードファイナンスは2000年代前半の不動産ノンリコースローンへの取り組みを契機に、プロジェクトファイナンス、買収ファイナンス、船舶・航空機向けファイナンス、ヘルスケア関連にまで領域は拡大しております。近時は、再生可能エネルギーや不動産STOに関連する案件に加え、データセンター、大型洋上風力、蓄電池等の新たなアセットにも取り組んでおります。引き続き、これまで培ってきた国内外の機関投資家とのリレーション、知見・分析力などの活用に加えて、SBIグループの機能も活用し、SBIグループ及び法人部門一体となつての成長を目指してまいります。

サステナブルインパクト推進部では、投融資案件に対して内室であるサステナブルインパクト評価室が各種サステナビリティ要件に沿って、中立的な立場から資金使途や潜在的な環境・社会面への影響などの評価を行うとともに、お客さまの脱炭素化へ向けた支援、地域金融機関との協調案件の組成やサステナブルファイナンス体制支援などの取り組みも行っております。

昭和リースは「Be a Partner」の基本方針のもと、中堅・中小企業のお客さまを中心に、不動産、再生可能エネルギー、ヘルスケア、航空機・船舶などの分野において、リース・割賦や各種財務ソリューション提供のコア事業を中心に、当行グループ各社との連携による付加価値の高いファイナンスやリースを提供しております。

2024年度はSBIグループ及び地域金融機関との連携が進展し、質・量両面から顧客基盤が拡大しました。ファンドビジネスではこれまでのZEH（Net Zero Energy House）、グリーンビル等のファンドの組成のみならず、大型商業ビルファンドのファイナンス、障がい者グループホームファンド事業のエグジット等、取り組みも多様化しております。モビリティ、サブスク分野での新たなリース商材の拡販も推進し、これまでのSBIリーシングサービスとの日本型オペレーティング・リース（JOLCO）分野での提携に加え、大口ファクタリング、太陽光発電、不動産リース、建機関連案件の受注により、契約取扱高は堅調に推移しました。また、地域金融機関との協働では、地方銀行系リース会社への営業資産売却やシンジケーション取引など、連携実績を拡大しており、地方銀行系リース会社からのトレーニー受入やセミナー開催などを通じて、連携を強化しております。

当行は、2024年10月2日にNECキャピタルソリューション株式会社の株式の33.32%の取得を完了し、持分法適用関連会社とするとともに、昭和リースを含む3社間で業務提携契約を締結しました。NECキャピタルソリューション、当行及び昭和リースは、互恵関係のあるパートナーとして事業の緊密な連携を行い、SBIグループの顧客基盤、金融生態系や先駆的な機能を最大限活用し、リース事業及びストラクチャードファイナンス事業分野での新たな事業機会の創出を目指してまいります。

（個人業務）

個人業務は、預金・資産運用商品・住宅ローンなどのリテールバンキング業務、個人向け無担保ローン業務、ショッピングクレジット・カード・ペイメント業務、不動産ファイナンス業務など、個人お客さまに対して多彩な金融商品・サービスを提供しております。

2024年度は、SBIグループ内の連携の強化により顧客基盤が拡充したことに加え、各ビジネスの積極的な営業展開のほか、既存商品の利便性の向上や新商品の開発の取り組みが進展したことにより、個人業務における業務粗利益は、中期経営計画期間（2022年度～2024年度）の3年間で、2021年度の1,511億円から2024年度の1,664億円と伸長し、引き続き堅調に推移しております。

リテールバンキング業務では、SBIグループ内でのシナジー効果により、預金残高・口座数が大幅に増加しました。

SBI証券との銀証連携では、2024年10月にSBI証券口座をお持ちで当行との口座振替契約を登録済みの全ての個人のお客さまに、当行のロイヤルティプログラムにおける最上位ステージであるダイヤモンドステージの優遇プログラムの提供を開始しました。さらに、2024年12月からは満28歳以下のお客さまを対象にした「U28 Zero 世代」、2025年4月からは60歳以上のお客さまを対象にした「Bright 60」も開始し、これら年代のお客さまへもダイヤモンドステージの優遇プログラムの提供を開始しました。これにより、より多くの世代のお客さまの金融ニーズにお応えし、預金調達基盤の拡充、並びに当行グループの業容拡大へつなげ、顧客基盤のさらなる拡大を推進しております。

またSBIマナープラザとの共同店舗であるSBI新生ウェルスマネジメントを、2025年3月までに全国22カ所全てのフィナンシャルセンターに併設しました。これにより、豊富な商品ラインナップと、経験豊富なアドバイザーとの対面相談を通じた資産運用コンサルティングサービスをより多くのお客さまへ身近な有人店舗でご提供することが可能になりました。

住宅ローンにおいては、より多くのお客さまにご利用いただけるよう、競争力のある条件設定を行い、金利上昇に備え固定金利も強化した結果、2021年度の新規貸出額1,007億円から2024年度には4倍超の4,432億円まで増加しました。2025年度以降のさらなる貸出額拡大に向けて、案件処理数増大への対応と業務フローの効率化を目指し、審査能力の向上を進めております。

ショッピングクレジット事業では、オートクレジット・オートリースの伸長に加え、住宅用太陽光発電システム、宝石貴金属、事務機器といった分野にも注力し、事業規模は拡大しております。

カード・ペイメント事業においては、キャッシュレス決済市場の拡大やインバウンド消費が増大する中、クレジットカードやコード等決済、コンビニ収納代行といった多様な決済手段・サービスをより多くのお客さまへ提供しております。

また、スマートフォンアプリやAPI連携を通じてパートナー企業とのお客さまに決済や与信などの機能を提供する金融プラットフォーム「BANKIT®」については、新たなパートナー企業との提携開始やSBI損害保険株式会社による「海外旅行保険」ミニアプリの開始など利用拡大や機能増強を進めております。2025年4月には、株式会社こたらが提供する個人間小口送金サービス「こたら送金」を資金移動業者として初めて実装しました。

無担保ローンの分野では、債権品質を安定化させつつも無担保ローン残高が堅調に伸長しました。

主力商品の「レイク」では、PayPay株式会社と提携し、デジタル時代にふさわしい金融サービスの提供として、2025年2月から、コード決済サービスを利用してお借入れ・ご返済の双方が可能となる業界初「Payチャージ・Pay払い」の新サービスを開始しました。また、3月には、初めてご契約されるお客さまを対象に、1年間利息負担なくご返済を進めていただけるサービスとして、365日間無利息の新サービスを開始しました。これからも、お客さまのご期待をさらに超える革新的な商品やサービスを提供し続けてまいります。

SBI新生アセットファイナンスは、2024年1月より当行グループ入りして以降、投資用マンションローン及び不動産業者向けファイナンスの両面でSBIグループ内の相互送客や案件内容に応じた協業に向け、グループ各社及び地方銀行とのビジネスマッチングを推進しております。個人向け投資用マンションローンについては、重点取引先へのローン条件見直しや京阪神エリア物件の取扱い再開など、積極的な営業取り組みで2025年3月末における契約実行高は前年度を大幅に上回りました。

急増する個人向け投資用マンションローンの契約件数への対応策として、オンライン本人確認ツールを導入し、非対面での金消契約締結面談を2024年10月より稼働開始しております。電子契約・申込システムの導入も、2025年度第一四半期での開始を目指しております。

マーケットシェアの拡大余地は大きく、新中期経営計画では上位グループ入りをターゲットとして、取引先の拡大、中古物件取扱い拡大に向けた態勢整備に取り組めます。

(海外事業)

海外事業は、アジアパシフィックを中心にノンバンクを展開しております。

ニュージーランドでは、最大手のノンバンクであるUDC Finance Limitedを展開しております。UDC Finance Limitedは個人向けオートローン、法人向け（運輸、林業、建設業など）資産担保ファイナンス、及びオートディーラーに対する在庫ファイナンスに強みを持っております。2024年度は厳しい経済環境の中、前半に与信費用が大幅に増加しましたが、顧客需要に柔軟な対応を行いながら審査プロセスや回収体制の見直しを行い後半は抑制することができました。また、債権買取り、オートローンの新規貸付の拡大により、前期比増収増益、貸付残高は過去最高を更新しております。2020年9月にSBI新生銀行グループとなって以降、ノンオーガニックの取り組みと業務提携の強化を行っており、2022年度から開始した高級自動車ブランドの代理販売を行う現地企業グループとの業務提携が好調であることに加え、2024年度には豪州銀行から買取した貸付債権が収益に貢献しております。また、当行グループを通じて現地の日系建機ディーラーと連携するなど、順調に業容を拡大しております。

ベトナムにおいては、大手民間商業銀行Military Commercial Joint Stock Bankと当行の合弁会社である、MB Shinsei Consumer Credit Finance Limited Liability Companyが2016年3月からコンシューマーファイナンスを展開しております。近年はMilitary Commercial Joint Stock Bankのエコシステムを活かした顧客獲得を進めており、資産規模で業界第3位にまで成長しました。

オーストラリアでは、ショッピングクレジット及びコンシューマーファイナンスのリーディングカンパニーであるLatitude Group Holdings Limitedへ出資しております。割賦ローン、クレジットカード、個人ローン、オートローンに強みを持ち、強固な顧客・加盟店基盤とオセアニア地域の中長期の安定的な経済成長予測を背景に、良質なアセットによる事業成長が期待されます。

SBIグループ海外子会社へ、当行の強みである小口金融、データ分析機能を活かしたソリューションの提供を行っており、SBIグループ出資先であるドイツの新興銀行であるSolaris SEの保有カード債権ポートフォリオへ保証を提供するなど、SBIグループとしての連携も進めております。また、グループのシンガポール拠点への人員派遣を起点とした収益機会の検討や、海外拠点や海外投資先との連携強化、新たな投資機会の積極的な開拓を行うことによりSBIグループ一体での価値向上を促進しております。

（証券投資）

2024年度までの中期ビジョンにおいて、証券投資では「運用の高度化と多様化、及びこれに対応するリスク管理体制の強化」を個別戦略として掲げ、ポートフォリオ運営を行ってきました。特に2023年度より開始したポートフォリオ再構築の取り組みを、2024年度には一段と進めるとともに、ポートフォリオの分散や機動的なオペレーションを実践しました。その結果、2025年3月末の有価証券ポートフォリオ残高は2兆347億円となり、前年同期の1兆2,298億円から大幅に増加しました。また、内外金融情勢の不透明感が高い投資環境が続く中においても、証券化商品を中心とした投資規模の拡大とアセットアロケーション効果が奏効し、2024年度の証券投資の業務粗利益は108億円となり、前連結会計年度実績70億円を大幅に上回るものとなりました。

こうした投資規模の拡大に合わせて、証券化投資増額プロジェクトをはじめとして、証券化商品やクレジット投資を中心にモニタリング態勢の強化についても継続的に取り組んでおります。

SBIグループとの連携の観点では、グループ運用会社を通じた投資により、効率的なポートフォリオ運営を実践するとともに、多様な資産クラスへのアクセスの拡充がグループ全体の市場運用力の向上に資するものと期待しております。

2025年度からスタートする新中期経営計画では、債券・上場株式・クレジットといった伝統的資産及び証券化商品に加え、新たな投資地域や投資アプローチを取り入れるとともに、新たな資産の組み入れによりリスク分散と収益力の強化を目指してまいります。また、こうした運用体制を支える専門人材の採用・育成、並びにリスク管理・審査態勢の強化・拡充を進めてまいります。

（財務基盤）

当連結会計年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は9.33%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行は、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で締結した2023年5月12日付「公的資金の取扱いに関する契約書」に基づき、2025年6月末までに合意することを目指していた公的資金の具体的な返済方法に関して、2025年3月7日に四者間で「確定返済スキームに関する合意書」（以下、「本合意書」）を締結いたしました。

本合意書に基づき、当行は、2025年3月19日に資本勘定の組み換え（減資）を行い、2025年3月21日に預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する普通株式の全てをそれぞれA種優先株式及びB種優先株式に変更しました。また、株式会社整理回収機構が保有するB種優先株式に対する特別配当として、2025年3月28日に、1,000億円を返済いたしました。この返済の財源確保のため、当行は2025年3月27日にSBIホールディングス株式会社を引受先とする自己株式の処分を行い、500億円を調達いたしました。

（業績）

以上のような事業経過のもと、当連結会計年度における経常収益は6,140億円（前連結会計年度比832億円増加）、経常費用は5,362億円（同比665億円増加）、経常利益は777億円（同比167億円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は844億円（同比265億円増加）となりました。

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

連結損益の状況

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,679	2,987	307
資金利益	1,561	1,580	18
非資金利益	1,117	1,406	288
経費	1,657	1,684	27
実質業務純益	1,022	1,302	280
与信関連費用	378	470	91
与信関連費用加算後実質業務純益	643	831	188
のれん・無形資産償却額	44	41	△2
その他利益	30	203	173
税金等調整前当期純利益	629	994	364
法人税等合計	50	152	102
非支配株主に帰属する当期純利益	△0	△3	△3
親会社株主に帰属する当期純利益	579	844	265

(注) 1. 上記の区分表記は経営管理上のものであります。

2. のれん・無形資産償却額は、連結損益計算書においては営業経費の中に含まれております。

3. 与信関連費用加算後実質業務純益（セグメント利益の合計）＝業務粗利益－経費－与信関連費用

上表にある非資金利益は、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益から構成されております。

役務取引等利益は、主に貸出業務にかかる手数料収益、投資信託や保険商品の販売などにかかる手数料収益、保証業務関連収益、ペイメント業務にかかる手数料収益などにより構成されます。

特定取引利益は、お客さまとの取引に伴うデリバティブ収益のほか、当行の自己勘定で実行された取引からの収益で構成されます。

その他業務利益は、リース収益・割賦収益、金銭の信託運用損益、有価証券売却損益などにより構成されます。

第26期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

〔金融経済環境〕

当中間連結会計期間における世界経済は、一部の国や地域で足踏みがみられましたが、全体でみれば緩やかな持ち直しの動きが続きました。米国トランプ政権による各種の関税措置の発動に伴い、先行きの不透明感が強まりましたが、世界的な物価上昇率の落ち着きや、主要国・地域での政策金利の引き下げなどが経済活動を支えました。日本経済も緩やかな回復が続きました。関税率引き上げの影響もあり、輸出や生産には弱さがみられたものの、企業の景況感は堅調さを保ちました。企業収益が高水準を維持するもとで、省人化投資やデジタル化投資需要の高まりもあり、設備投資は堅調に推移しました。個人消費は、物価の高止まりが重石となりましたが、賃金の上昇が持続したことが支えとなり、底堅く推移しました。また、インバウンド需要は高水準が続きました。

日米の金融政策を振り返りますと、日本銀行は、各国の通商政策を巡る不確実性の高まりを背景に、9月の金融政策決定会合にかけて、政策金利である無担保コールレート翌日物の誘導目標を0.5%で据え置きました。その一方で、経済・物価情勢の改善に応じてという条件は付されたものの、政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくとの金融政策運営方針は維持しました。一方、米連邦準備制度理事会（FRB）は、2025年9月の米連邦公開市場委員会（FOMC）において、6回会ぶりに0.25%ポイントの利下げを行いました。

金融市場では、国内の長期金利（10年債利回り）は、概ね上昇基調で推移しました。米国トランプ政権による相互関税公表を端緒に金融市場が大きく変動した4月には、長期金利は1.1%台まで急低下しましたが、その後は上昇基調に転じ、9月末には1.6%台となりました。米ドル円相場は、4月に一時140円台まで円高・米ドル安が進行しましたが、その後は振れを伴いながらも緩やかな円安・米ドル高基調で推移し、9月末には148円台となりました。

以上のような金融経済環境のもと、当中間連結会計期間において、経常収益は3,642億円（前年同期比735億円増加）、経常費用は3,017億円（同比418億円増加）、経常利益は624億円（同比317億円増加）、親会社株主に帰属する中間純利益は693億円（同比249億円増加）となりました。

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

連結損益の状況

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	1,409	1,657	248
資金利益	803	644	△158
非資金利益	605	1,012	407
経費	828	865	36
実質業務純益	580	792	211
与信関連費用	250	171	△78
与信関連費用加算後実質業務純益	329	620	290
のれん・無形資産償却額	21	6	△14
その他利益	198	3	△194
税金等調整前中間純利益	506	616	110
法人税等合計	62	△76	△139
非支配株主に帰属する中間純利益	△0	△0	0
親会社株主に帰属する中間純利益	443	693	249

- (注) 1. 上記の区分表記は、経営管理上のものであります。
2. のれん・無形資産償却額は、中間連結損益計算書においては営業経費の中に含まれております。
3. 与信関連費用加算後実質業務純益（セグメント利益の合計）＝業務粗利益－経費－与信関連費用

上表にある非資金利益は、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益から構成されています。

役務取引等利益は、主に貸出業務にかかる手数料収益、投資信託や保険商品の販売などにかかる手数料収益、保証業務関連収益、ペイメント業務にかかる手数料収益などにより構成されます。

特定取引利益は、お客さまとの取引に伴うデリバティブ収益のほか、当行の自己勘定で実行された取引からの収益で構成されます。

その他業務利益は、リース収益・割賦収益、金銭の信託運用損益、有価証券売却損益などにより構成されます。

1. 経営成績の分析

第25期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当行グループの当連結会計年度の業績は、顧客中心主義の徹底・顧客基盤の拡大により、顧客数は388万口座、預金量は14.6兆円（2021年度から2024年度の年平均成長率は31.9%）、営業性資産は14.3兆円（2021年度から2024年度の年平均成長率は20.7%）となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は844億円（2021年度から2024年度の年平均成長率は60.6%）と、中期経営計画（2022年度～2024年度）の2024年度目標を達成しました。

＜中期経営計画の財務目標に対する達成状況＞

財務目標（連結）			2023年度	2024年度
顧客基盤	顧客数（注）1 （SBI新生銀行リテール口座数）	380万	353万	388万
財務基盤	預金量 （リテール及び法人）	8.0兆円	11.5兆円	14.6兆円
	営業性資産（注）2 （市場性運用を含む）	10.0兆円	11.4兆円	14.3兆円
収益力	連結純利益 （SBI新生銀行株主帰属）	700億円	579億円	844億円
健全性	CET1比率（注）3	10%以上を目途とする	9.7%	8.7%

（注）1. 「顧客数」に記載の口座数は、1万口座未満は四捨五入しております。

2. 「営業性資産」は貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計であります。

3. 「CET1比率」は普通株式等Tier I比率（バーゼルⅢ 国際基準／完全施行ベース）であります。

当連結会計年度における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

（1）業務粗利益

資金利益については、法人業務における貸出残高増加に伴う利息収入の増加を主因に、前連結会計年度に比べて増加しました。

非資金利益（役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益の合計）については、NECキャピタルソリューションの持分法適用関連会社化に伴う負ののれん発生益に相当する持分法投資利益の計上や、UDC Finance Limitedの決算期変更に伴う影響、及び、海外事業での大口案件の実行による手数料収益の計上を主因により、前連結会計年度に比べて増加しました。

業務粗利益

	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） （億円）	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） （億円）	増減 （億円）
業務粗利益	2,679	2,987	307
資金利益	1,561	1,580	18
非資金利益	1,117	1,406	288
役務取引等利益	431	442	11
特定取引利益	124	80	△44
その他業務利益	561	883	322
うちリース収益・割賦収益	616	731	114

(2) 経費

経費については、子会社売却に伴う人件費の減少があったものの、システム関連費用や営業推進にかかる費用等の増加により、前連結会計年度に比べて増加しました。

経費

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
経費	1,657	1,684	27
人件費	679	647	△32
物件費	978	1,037	59

(注) 経費は、財務会計上の営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用は、財務会計上の人件費に含まれる退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用等により構成されております。

(3) 与信関連費用

与信関連費用については、法人業務における大口案件に係る個別貸倒引当金の計上を主因に、前連結会計年度に比べて増加しました。

与信関連費用

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
与信関連費用	378	470	91
貸出金償却・債権処分損	14	16	2
貸倒引当金繰入額	444	542	97
一般貸倒引当金繰入額	294	270	△23
個別貸倒引当金繰入額	150	271	120
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
リース原価に含まれる不良債権処理額	2	0	△1
償却債権取立益 (△)	△82	△89	△6

(4) その他利益及び法人税等合計

その他利益については、子会社清算益の計上により前連結会計年度に比べて増加しました。法人税等合計は、前連結会計年度に比べて増加しました。

その他利益及び法人税等合計

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
その他利益	30	203	173
うち利息返還損失引当金繰入額 (△戻入益)	△4	5	9
うち特別損益	18	216	197
法人税等合計	50	152	102

(5) セグメント別の業績

(法人業務)

業務粗利益は、貸出残高増加に伴う利息収入の増加やストラクチャードファイナンスにおける手数料収益の増加を主因に、前連結会計年度に比べて増加しました。与信関連費用は、主にストラクチャードファイナンスにおける大口案件に係る個別貸倒引当金の計上により、前連結会計年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて減少しました。

(個人業務)

「リテールバンキング」

業務粗利益は、住宅ローンの手数料収益や資産運用商品の販売関連収益の増加を主因に、前連結会計年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

「コンシューマーファイナンス」

アプラスの割賦収益の増加があったものの、システム関連費用の増加等に伴う営業経費の増加や、アプラスにおいて営業債権残高が増加したこと等による与信関連費用の増加により、セグメント利益は前連結会計年度に比べて減少しました。

(海外事業／証券投資／その他)

業務粗利益は、NECキャピタルソリューションの持分法適用関連会社化に伴う負ののれん発生益に相当する持分法投資利益の計上や、海外事業での大口案件の実行による手数料収益の計上を主因に、前連結会計年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

セグメント別の業績

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (億円)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (億円)		増減 (億円)	
	業務粗利益	セグメント利益	業務粗利益	セグメント利益	業務粗利益	セグメント利益
法人業務	866	332	919	277	47	△60
個人業務	1,674	298	1,672	295	3	3
リテールバンキング	257	53	288	59	31	5
コンシューマーファイナンス	1,417	245	1,383	236	△28	△2
海外事業／証券投資／その他	138	12	395	258	257	245
合計	2,679	643	2,987	831	307	188

詳細は、「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」(セグメント情報等)をご覧ください。

第26期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

(1) 業務粗利益

資金利益については、競争力のある預金金利の設定による資金調達コストの増加等により、前年同期に比べて減少しました。

非資金利益（役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益の合計）については、ベンチャー投資のエグジットや、債権流動化に伴う収益の計上、住宅ローンの手数料収益の増加、及び、NECキャピタルソリューション株式会社の公開買付けに伴う負ののれん発生益に相当する持分法投資利益の計上等により、前年同期に比べて増加しました。

(2) 経費

経費については、システム関連費用や人件費の増加等により、前年同期に比べて増加しました。

(3) 与信関連費用

与信関連費用については、適切な与信管理の下、良質な資産の積み上げにより、前年同期に比べて減少しました。

(4) その他利益

その他利益については、前年同期における子会社清算益の計上の反動を主因に、前年同期に比べて減少しました。

(5) 法人税等合計

法人税等合計については、将来所得の見積もり期間が延長されたことによる繰延税金資産の増加により、前年同期に比べて減少しました。

(6) セグメント別の業績

（法人業務）

業務粗利益は、ベンチャー投資のエグジットや融資関連手数料収益の増加を主因に、前年同期に比べて増加しました。与信関連費用は、前年同期における主にストラクチャードファイナンスの大口案件に係る個別貸倒引当金の計上の反動により、前年同期に比べて減少しました。その結果、セグメント利益は前年同期に比べて増加しました。

（個人業務）

「リテールバンキング」

業務粗利益は、住宅ローンの手数料収益の増加を主因に、前年同期比に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前年同期に比べて増加しました。

「コンシューマーファイナンス」

業務粗利益は、SBI新生アセットファイナンス株式会社、株式会社アプラス、新生フィナンシャル株式会社の債権流動化に伴う収益計上を主因に、前年同期に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前年同期に比べて増加しました。

（海外事業／証券投資／その他）

業務粗利益は、NECキャピタルソリューション株式会社の公開買付けに伴う負ののれん発生益に相当する持分法投資利益の計上があったものの、トレジャリーの資金調達コストの増加を主因に、前年同期に比べて減少しました。その結果、セグメント利益は前年同期に比べて減少しました。

セグメント別の業績

	前中間連結会計期間 (億円)		当中間連結会計期間 (億円)		増減 (億円)	
	業務粗利益	セグメント 利益	業務粗利益	セグメント 利益	業務粗利益	セグメント 利益
法人業務	410	85	603	360	193	274
個人業務	806	133	930	205	124	71
リテールバンキング	127	17	157	31	30	13
コンシューマーファイナンス	678	116	773	174	94	58
海外事業／証券投資／その他	192	110	123	54	△69	△55
合計	1,409	329	1,657	620	248	290

詳細は、「第5 経理の状況」中、中間連結財務諸表等における（セグメント情報等）をご覧ください。

2. 財政状態の分析

第25期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度末において、総資産は20兆3,298億円（前連結会計年度末比4兆2,808億円増加）となりました。
主要な勘定残高の推移は、以下のとおりであります。

主要勘定残高

	前連結会計年度 (2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	160,489	203,298	42,808
うち有価証券	15,926	28,142	12,216
うち貸出金	77,889	95,044	17,155
うちのれん・無形資産	134	86	△48
うち繰延税金資産	125	91	△33
うち支払承諾見返	6,653	7,651	998
うち貸倒引当金	△1,260	△1,443	△182
負債の部合計	150,822	193,706	42,883
うち預金・譲渡性預金	115,449	146,666	31,216
うち借入金	12,747	16,388	3,641
うち社債	3,177	2,334	△842
うち支払承諾	6,653	7,651	998
純資産の部合計	9,667	9,592	△74

(1) 貸出金

貸出金は、法人向け貸出残高の増加を主因に、全体では9兆5,044億円（前連結会計年度末比1兆7,155億円増加）となりました。

① 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	金 額（百万円）	構成比（％）	金 額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,432,206	100.00	9,202,497	100.00
製造業	340,352	4.58	510,366	5.55
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	413	0.01	10,499	0.11
建設業	23,368	0.31	42,957	0.47
電気・ガス・熱供給・水道業	547,632	7.37	586,354	6.37
情報通信業	54,828	0.74	72,349	0.79
運輸業、郵便業	222,485	2.99	316,565	3.44
卸売業、小売業	164,977	2.22	237,771	2.58
金融業、保険業	1,082,349	14.56	1,290,903	14.03
不動産業	1,024,046	13.78	1,248,128	13.56
各種サービス業	615,739	8.28	855,550	9.30
地方公共団体	547,505	7.37	919,431	9.99
その他	2,808,506	37.79	3,111,618	33.81
海外及び特別国際金融取引勘定分	356,707	100.00	301,947	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	10,931	3.06	4,647	1.54
その他	345,776	96.94	297,299	98.46
合計	7,788,914	—	9,504,444	—

（注）1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 貸出金の残存期間別残高（単体）

	前事業年度 (2024年3月31日) (億円)	当事業年度 (2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	84,013	101,793	17,779
1年以下	27,723	32,285	4,561
1年超3年以下	12,622	15,474	2,852
3年超5年以下	12,494	17,274	4,780
5年超7年以下	7,389	7,068	△320
7年超	21,857	27,824	5,966
期間の定めの無いもの	1,927	1,866	△60
うち固定金利	——	——	——
1年以下	——	——	——
1年超3年以下	785	319	△465
3年超5年以下	183	810	627
5年超7年以下	779	199	△580
7年超	5,927	5,653	△273
期間の定めの無いもの	1,711	1,642	△69
うち変動金利	——	——	——
1年以下	——	——	——
1年超3年以下	11,837	15,155	3,317
3年超5年以下	12,310	16,463	4,153
5年超7年以下	6,609	6,869	259
7年超	15,930	22,170	6,240
期間の定めの無いもの	215	224	8

（注） 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

③ 資産の査定

不良債権については、銀行法及び金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当事業年度末は286億円（前事業年度末は231億円）、不良債権比率は0.27%（前事業年度末は0.27%）となり、引き続き低水準を維持しております。

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

銀行法及び金融再生法の開示基準に基づく債権（連結）

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日	増減
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	259	283	24
危険債権	271	364	92
要管理債権	649	595	△54
うち、三月以上延滞債権	4	8	3
うち、貸出条件緩和債権	645	587	△58
合計（A）	1,180	1,242	62
正常債権	84,862	103,244	18,381
総与信残高（末残）	86,042	104,487	18,444
総与信残高比（%）	1.37	1.18	△0.19
貸倒引当金（B）	1,260	1,443	182
引当率（B/A×100）（%）	106.86	116.18	9.33

（注） 連結貸借対照表の「割賦売掛金」のうち、2024年3月末現在で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は68億円、危険債権額は10億円、要管理債権額は35億円、2025年3月末現在で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は82億円、危険債権額は13億円、要管理債権額は34億円。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

銀行法及び金融再生法の開示基準に基づく債権（単体）

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日	増減
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11	16	4
危険債権	147	251	104
要管理債権	73	18	△54
うち、三月以上延滞債権	3	5	2
うち、貸出条件緩和債権	71	14	△57
合計（A）	231	286	54
正常債権	85,139	103,957	18,817

（参考）要注意債権以下 1,796 1,475 △321

総与信残高（末残）	85,370	104,242	18,871
総与信残高比（％）	0.27	0.27	—

保全額（B）	182	276	94
貸倒引当金	71	190	119
担保保証等	111	85	△25
保全率（B／A×100）（％）	78.46	96.63	18.16

なお、正常先を含めた債務者区分ごとの引当率は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日) (％)	当事業年度 (2025年3月31日) (％)	増減 (％)
実質破綻・破綻先（無担保部分）	100.00	100.00	—
破綻懸念先（無担保部分）	100.21	97.14	△3.07
要管理先（無担保部分）	31.52	35.19	3.67
その他要注意先（債権額）	3.16	3.32	0.16
（無担保部分）	22.74	16.65	△6.09
正常先（債権額）	0.22	0.19	△0.03

(2) 有価証券

有価証券は、2兆8,142億円（前連結会計年度末比1兆2,216億円増加）となりました。

有価証券

	前連結会計年度 (2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
株式	378	716	337
債券	5,950	10,264	4,313
国債	4,473	8,674	4,200
地方債	21	21	△0
社債	1,455	1,568	113
その他	9,596	17,162	7,565
合計	15,926	28,142	12,216

また、「その他有価証券」で時価をもって貸借対照表価額とするものの評価差額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日) 評価差額（億円）	当連結会計年度 (2025年3月31日) 評価差額（億円）
株式	59	23
債券	△37	△172
国債	△5	△122
地方債	△0	△0
社債	△32	△49
その他（注）1	△223	△275
合計	△201	△424

- （注）1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。
2. 上記評価差額のほか、投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等の金額を加えた後、実効税率や非支配株主持分相当額等を勘案後の金額（2024年3月末△194億円、2025年3月末△417億円）を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

(3) のれん・無形資産

昭和リース、UDC Finance、新生パーソナルローン及びその他連結子会社の取得時、並びに各社における事業譲受時の全面時価評価法の適用により、各社及び対象事業の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（2025年3月末）現在で、以下のとおりのれん及び無形資産を連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	2025年3月末残高 (億円)	2024年度償却額 (億円)
昭和リース			
のれん	定額法（20年）	-	21
無形資産			
商権価値（顧客関係）	級数法（20年）	-	0
UDC Finance			
のれん	定額法（10年）	45	10
無形資産			
商標価値	定額法（20年）	12	1
商権価値（顧客関係）	定額法（9年）	3	1
新生パーソナルローン			
負ののれん（△）	定額法（20年）	△9	△3
その他			
のれん	定額法（1年から11年）	18	8
無形資産			
商権価値（顧客関係）	定額法（8年から13年）	15	2
合計			
のれん（負ののれん相殺後）		54	36
無形資産		31	4

(4) 繰延税金資産

繰延税金資産は、91億円（前連結会計年度末比33億円減少）となりました。税効果会計に基づく繰延税金資産の計上については、引き続き1年分の収益計画に基づき算出しております。

(5) 支払承諾見返、支払承諾

主として、アプラスの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾・同見返に計上しているものであり、前連結会計年度末比998億円増となりました。

(6) 預金・譲渡性預金

預金・譲渡性預金は、14兆6,666億円（前連結会計年度末比3兆1,216億円増加）となりました。

預金・譲渡性預金期末残高

	前連結会計年度 (2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
預金	89,927	115,111	25,183
流動性預金	36,193	38,741	2,547
定期性預金	45,393	67,794	22,401
その他	8,340	8,575	234
譲渡性預金	25,521	31,554	6,032
預金及び譲渡性預金合計	115,449	146,666	31,216

(注) 「流動性預金」＝通知預金＋普通預金＋当座預金、「定期性預金」＝定期預金

なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

定期預金の残存期間別残高

	前連結会計年度 (2024年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (2025年3月31日) (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	45,393	67,794	22,401
3カ月未満	19,847	29,975	10,128
3カ月以上6カ月未満	4,639	8,356	3,716
6カ月以上1年未満	6,686	12,439	5,752
1年以上2年未満	3,304	3,788	483
2年以上3年未満	2,607	979	△1,627
3年以上	8,308	12,255	3,946

(注) 「3カ月未満」には、期間が到来したものの払い出しがなされていない定期預金を含みます。

(7) 社債、借入金

社債は、2,334億円（前連結会計年度末比842億円減少）となりました。借入金は、1兆6,388億円（同比3,641億円増加）となりました。社債及び借入金は、当行、アプラス、昭和リース及びUDC Finance Limited等の当行子会社の、当行以外の第三者からの調達が含まれております。

(8) 純資産の部

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等があったものの、公的資金返済等により、9,592億円（前連結会計年度末比74億円減少）となりました。

第26期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間連結会計期間末において、総資産は22兆5,849億円（前連結会計年度末比2兆2,550億円増加）となりました。

主要勘定残高（末残）

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	203,298	225,849	22,550
うち有価証券	28,142	36,566	8,423
うち貸出金	95,044	99,914	4,869
うちのれん・無形資産	86	80	△5
うち繰延税金資産	91	301	209
うち支払承諾見返	7,651	7,939	288
うち貸倒引当金	△1,443	△1,421	21
負債の部合計	193,706	215,541	21,835
うち預金・譲渡性預金	146,666	163,463	16,796
うち借用金	16,388	16,943	554
うち社債	2,334	2,164	△170
うち支払承諾	7,651	7,939	288
純資産の部合計	9,592	10,307	715

(1) 貸出金

貸出金は、法人向け貸出残高の増加を主因に、全体では9兆9,914億円（前連結会計年度末比4,869億円増加）となりました。

① 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	9,202,497	100.00	9,684,798	100.00
製造業	510,366	5.55	716,453	7.40
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	10,499	0.11	10,684	0.11
建設業	42,957	0.47	69,068	0.71
電気・ガス・熱供給・水道業	586,354	6.37	636,345	6.57
情報通信業	72,349	0.79	80,152	0.83
運輸業、郵便業	316,565	3.44	399,744	4.13
卸売業、小売業	237,771	2.58	298,241	3.08
金融業、保険業	1,290,903	14.03	1,360,700	14.05
不動産業	1,248,128	13.56	1,363,435	14.08
各種サービス業	855,550	9.30	921,800	9.52
地方公共団体	919,431	9.99	454,447	4.69
その他	3,111,618	33.81	3,373,722	34.83
海外及び特別国際金融取引勘定分	301,947	100.00	306,616	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	4,647	1.54	4,600	1.50
その他	297,299	98.46	302,016	98.50
合計	9,504,444	—	9,991,415	—

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 資産の査定

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当中間会計期間末は252億円（前事業年度末は286億円）、不良債権比率は0.23%（前事業年度末は0.27%）と、引き続き低水準を維持しております。

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

銀行法及び金融再生法の開示基準に基づく債権（単体）

債権の区分	2025年3月31日	2025年9月30日	増減
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16	30	13
危険債権	251	206	△45
要管理債権	18	16	△2
うち、三月以上延滞債権	5	4	△1
うち、貸出条件緩和債権	14	12	△1
合計	286	252	△33
正常債権	103,957	108,899	4,942

(2) 有価証券

有価証券は、3兆6,566億円（前連結会計年度末比8,423億円増加）となりました。

有価証券（末残）

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式	716	863	147
債券	10,264	11,320	1,056
国債	8,674	9,882	1,207
地方債	21	21	0
社債	1,568	1,416	△151
その他	17,162	24,382	7,220
合計	28,142	36,566	8,423

(3) 預金・譲渡性預金

預金・譲渡性預金は、16兆3,463億円（前連結会計年度末比1兆6,796億円増加）となりました。

預金・譲渡性預金（末残）

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
預金	115,111	130,529	15,417
流動性預金	38,741	40,195	1,454
定期性預金	67,794	81,281	13,486
その他	8,575	9,051	476
譲渡性預金	31,554	32,934	1,379
預金及び譲渡性預金合計	146,666	163,463	16,796

（注） 「流動性預金」＝通知預金＋普通預金＋当座預金、「定期性預金」＝定期預金

(4) 社債

社債は、2,164億円（前連結会計年度末比170億円減少）となりました。

(5) 純資産の部

純資産は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、1兆307億円（前連結会計年度末比715億円増加）となりました。

3. キャッシュ・フローの状況の分析、資本の財源及び資金の流動性

第25期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の増加、借入金の増加による収入等と、貸出金の増加による支出等により1兆9,846億円の収入（前連結会計年度は1兆1,881億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の売却・償還による収入が、取得による支出を下回ったこと等により1兆2,924億円の支出（同957億円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得、配当金の支払等による支出と、自己株式の売却による収入等により484億円の支出（同696億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比6,438億円増加し、3兆7,719億円となりました。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、当連結会計年度末において、銀行法に基づく連結自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）は9.33%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務等、総合的な金融サービスに係る事業を行っており、これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点を置くとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

なお、当行グループの主要な設備投資等の資本的支出の内容については、「第3 設備の状況」に記載しております。今後の配当を含む株主還元については、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載しております。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法、マーケット・リスク相当額の算出においては標準的方式をそれぞれ採用しております。

基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円）

	2024年3月31日	2025年3月31日	増減
(A) 連結自己資本比率((B)/(C))	9.85%	9.33%	△0.52%
(B) 連結における自己資本の額	8,671	8,831	160
(C) リスク・アセットの額	87,961	94,620	6,658
(D) 連結総所要自己資本額（注）	3,518	3,784	266

（注） 従来、連結自己資本比率8%以上を維持するのに必要な自己資本の額（前連結会計年度末 8,230億円）を記載しておりましたが、当連結会計年度より、国内基準行の連結総所要自己資本額として、リスク・アセットの額に4%を乗じた額を記載しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円）

	2024年 3 月 31 日	2025年 3 月 31 日	増減
(A) 自己資本比率 ((B)/(C))	13.03%	12.07%	△0.96%
(B) 単体における自己資本の額	8,824	8,819	△5
(C) リスク・アセットの額	67,702	73,021	5,319
(D) 単体総所要自己資本額（注）	2,708	2,920	212

（注） 従来、単体自己資本比率 8 % 以上を維持するのに必要な自己資本の額（前事業年度末 5,858 億円）を記載しておりましたが、当事業年度より、国内基準行の単体総所要自己資本額として、リスク・アセットの額に 4 % を乗じた額を記載しております。

第26期中間連結会計期間（自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日）

当中間連結会計期間における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の増加による収入等と、貸出金の増加による支出等により 1 兆 5,377 億円の収入（前中間連結会計期間は 7,023 億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の取得による支出が、売却・償還による収入を上回ったこと等により 7,908 億円の支出（同 6,816 億円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により 18 億円の支出（同 126 億円の支出）となりました。この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比 7,449 億円増加し、4 兆 5,169 億円となりました。

当中間連結会計期間末における銀行法に基づく連結自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）は 9.14 % となり、引き続き十分な水準を確保しております。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法、マーケット・リスク相当額の算出においては標準的方式をそれぞれ採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円）

	2025年 3 月 31 日	2025年 9 月 30 日	増減
(A) 連結自己資本比率 ((B)/(C))	9.33%	9.14%	△0.19%
(B) 連結における自己資本の額	8,831	9,041	210
(C) リスク・アセットの額	94,620	98,821	4,201
(D) 連結総所要自己資本額（注）	3,784	3,952	168

（注） 連結総所要自己資本額は、リスク・アセットの額に 4 % を乗じた額であります。

	2025年3月31日	2025年9月30日	増減
(A) 自己資本比率（(B)/(C)）	12.07%	11.47%	△0.60%
(B) 単体における自己資本の額	8,819	8,653	△165
(C) リスク・アセットの額	73,021	75,408	2,386
(D) 単体総所要自己資本額（注）	2,920	3,016	95

（注） 単体総所要自己資本額は、リスク・アセットの額に4%を乗じた額であります。

4. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表作成に当たっては、連結財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合又は既に発生している事象に関する情報を適時に入手できないために確定できない場合等に、会計上の見積りを行わなければなりません。当行グループは、過去の実績や状況を分析し合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りや判断を行い、その結果が、連結財務諸表における資産・負債及び収益・費用の計上金額の基礎となります。当行グループは、連結財務諸表に含まれる会計上の見積り及び判断の適切性、必要性に対して、継続して評価を行っておりますが、実際の結果は、見積りに特有の不確実性があるために、これら見積り時の計上金額と大幅に異なる結果となる可能性があることから、特に慎重な判断が求められます。

当行グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

貸倒引当金の計上基準及びその見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」中の「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（7）貸倒引当金の計上基準」及び「（重要な会計上の見積り）1. 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

また、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク（2）信用リスク ①. 貸倒引当金の十分性について」において、貸倒引当金の見積りにかかるリスクについて記載しております。

有価証券の減損

当行グループでは、売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として減損処理しております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分ごとに次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」中の「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（7）貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

市場価格のない有価証券については、当該有価証券の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額を当該連結会計年度の損失として減損処理しております。

有価証券の減損判断には、資産の自己査定基準における有価証券発行会社等の債務者区分判定のほか、実質価額の算定などの見積りが含まれております。

将来の市況悪化や発行会社の業績不振等により、現在の時価又は実質価額がさらに低下した場合には、追加で減損処理を計上する可能性があります。

のれん・無形資産の減損

当行は、のれん（以下、持分法投資に含まれるのれん相当額を含む。）及び無形資産についてその効果が及ぶ期間（20年以内）での償却を行い、四半期ごとに減損の兆候の有無を確認しております。

減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の判定は、原則としてのれん及び無形資産の帰属する会社又は事業の単位でグルーピングし、その事業から生じる割引前の将来のキャッシュ・フローを見積り、その総額がのれん及び無形資産を含む当該事業に係る連結簿価より低い場合に、減損損失が生じているものとしております。このとき、将来キャッシュ・フローを見積る期間はのれん及び無形資産の残存償却年数が20年のいずれか短い方を採用しております。

そして、減損損失が生じていると認識された場合には、当該事業から生じる将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いた使用価値を算定し、当該事業に係る連結簿価との差額を減損損失として計上します。

のれん及び無形資産の減損の判定においては、判定単位の将来見積りキャッシュ・フロー、個別のリスクを反映した割引率、成長率など多くの見積りや前提を使用しております。

経済情勢や判定単位独自のリスクにより、実際の将来キャッシュ・フローに影響を与える各項目が減損判定時の予測よりも悪化した場合、追加で減損損失を計上する可能性があります。

利息返還損失引当金

利息返還損失引当金の計上基準及びその見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」中の「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（13）利息返還損失引当金の計上基準」及び「（重要な会計上の見積り）2．利息返還損失引当金」に記載のとおりであります。

また、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク（6）財務面に関するリスク ①. コンシューマーファイナンス子会社における利息返還損失引当金について」において、利息返還損失引当金の見積りにかかるリスクについて記載しております。

繰延税金資産

2025年7月31日に預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する当行の優先株式の全てをSBIホールディングス株式会社が取得したことに伴い、同日付にて同社による完全支配関係が生じております。これにより、2025年7月30日をもって、当行を通算親法人とするグループ通算制度の適用を取りやめるとともに、同日後の繰延税金資産の回収可能性は、当行及びグループ会社ごとに判断しております。

当行グループは、過去の不良債権処理に伴う有価証券の減損処理及び貸倒損失並びに利息返還損失引当金等により、多額の将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金を有しております。

当行の繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第26項により会社分類4に該当し、同第29項により翌3年間の一時差異等加減算前課税所得に関する見通しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上しております。グループ会社の繰延税金資産の回収可能性の判断基準についても、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」により会社分類を判断し、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上しております。

当行グループの繰延税金資産の計上に関する判断は、中間連結会計期間及び連結会計年度の期末時点において実施しております。

当行においては、翌3年間の一時差異等加減算前課税所得の見積りの変更等により、前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部、又は全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。翌3年間の一時差異等加減算前課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は当行による将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に繰延税金資産を取り崩しております。グループ会社においても、前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部、又は全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。また、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に繰延税金資産を取り崩しております。

5 【重要な契約等】

当行は、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で締結した2023年5月12日付「公的資金の取扱いに関する契約書」に基づき、公的資金の具体的な返済方法に関して、2025年3月7日付で「確定返済スキームに関する合意書」を締結いたしましたが、2025年7月31日付の公的資金の返済に伴い、これらの契約は終了いたしました。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第25期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度の主要な設備投資は、主に当行及び子会社におけるシステムの更新開発等であり、総投資額は155億円となりました。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

（単位：百万円）

事業セグメント		金額
当行（注）2		9,191
子会社	法人業務	912
	個人業務	5,241
	海外事業／証券投資／その他	237
合計		15,582

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2．当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

第26期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間連結会計期間の主要な設備投資は、主に当行及び子会社におけるシステムの更新開発等であり、総投資額は85億円となりました。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

（単位：百万円）

事業セグメント		金額
当行（注）2		3,190
子会社	法人業務	394
	個人業務	4,697
	海外事業／証券投資／その他	279
合計		8,562

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2．当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）					
当行	－	本店（注） 2	東京都中央区ほか	－	－	1,653	530	－	2,184	812
	－	札幌支店	札幌市中央区	－	－	58	26	－	84	19
	－	大宮支店	さいたま市大宮区	－	－	94	46	－	140	13
	－	柏支店	千葉県柏市	－	－	30	21	－	52	13
	－	船橋支店	千葉県船橋市	－	－	92	37	－	129	9
	－	銀座支店	東京都中央区	－	－	108	10	－	118	17
	－	池袋支店	東京都豊島区	－	－	36	16	－	53	25
	－	上野支店	東京都台東区	－	－	84	19	－	103	13
	－	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	－	－	47	20	－	67	14
	－	新宿支店	東京都新宿区	－	－	45	20	－	66	29
	－	渋谷支店	東京都渋谷区	－	－	33	48	－	82	10
	－	二子玉川支店	東京都世田谷区	－	－	15	16	－	31	17
	－	八王子支店	東京都八王子市	－	－	23	15	－	39	8
	－	町田支店	東京都町田市	－	－	51	27	－	78	10
	－	横浜支店	横浜市西区	－	－	182	26	－	209	32
	－	藤沢支店	神奈川県藤沢市	－	－	111	49	－	161	13
	－	名古屋支店	名古屋市中村区ほか	－	－	214	70	－	284	38
	－	京都支店	京都市下京区	－	－	118	48	－	166	13
	－	大阪支店	大阪市北区	－	－	72	37	－	109	37
	－	梅田支店	大阪市北区ほか	－	－	156	25	－	182	35
	－	難波支店	大阪市中央区	－	－	115	57	－	172	18
	－	神戸支店	神戸市中央区	－	－	84	23	－	108	15
	－	福岡支店	福岡市中央区	－	－	156	78	－	235	30
	－	六本木	東京都港区	－	－	439	274	－	714	611
	－	新川	東京都中央区	－	－	717	281	－	999	467
	－	データセンターほか	福岡市ほか	－	－	94	1,577	－	1,671	－

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、データセンターであります。当行は、その業務全般を、これらの設備各々の機能を活かしつつ推進しております。
2. 当行が新生フィナンシャルから譲り受けた「新生銀行カードローン レイク」(現名称:「SBI新生銀行カードローン エル」)事業に係る建物・動産については、「本店」に含めております。
3. 資産除去債務に対応する費用分2,192百万円は含めておりません。
4. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は4,740百万円であります。
5. 動産は、事務機械726百万円、その他1,708百万円であります。
6. 上記にはソフトウェア資産20,295百万円及びソフトウェアにかかるリース資産648百万円は含まれておりません。

(2) 連結子会社

2025年3月31日現在

	会社名	セグメント の名称	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）					
国内連結 子会社	新生フィナンシャル 株式会社	個人 業務	L I センター ビル	大阪府 東大阪市	事務所	4,482	610	1,224	144	－	1,979	145

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2025年9月30日現在)

最近日現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメン トの名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了予 定年月
							総額	既支払額			
当行	—	データセ ンター	大阪市 ほか	更改	(注) 1	内国為替 システム 更改	1,538	176	自己 資金	2024年 5月	2027年 3月
国内連結 子会社 (注) 2	昭和リース 株式会社	本社	東京都 中央区	更改	法人業務	基幹シス テム更改	7,118	4,181	借入 金	2023年 4月	2027年 1月
国内連結 子会社	新生フィナ ンシャル株 式会社	L I セン タービル	大阪市	更改	個人業務	コールシ ステム更 改	2,400	879	自己 資金	2024年 7月	2026年 3月
国内連結 会社	新生フィナ ンシャル株 式会社	L I セン タービル	大阪市	更改	個人業務	基幹シス テム	3,185	1,002	自己 資金	2025年 5月	2027年 3月
国内連結 会社	株式会社ア プラス	彩都デー タセンタ ー	大阪府 茨木市	更改	個人業務	基幹シス テム	11,110	45	借入 金等	2025年 7月	2028年 11月

(注) 1. 当行業務全般に係るシステムとして予定しております。

2. 昭和リース株式会社は、基幹系システムの老朽化対応及び性能向上と業務効率化を図るため、システム更改を開始しております。

(2) 除却、売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,360,000,000
計	3,360,000,000

- (注) 1. 2025年7月17日開催の臨時株主総会決議、普通株主による種類株主総会決議により、同年7月27日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式それぞれ1株につき、14,000,000株の割合での株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,359,999,760株増加し、3,360,000,000株となっております。
2. 当行とA種優先株式及びB種優先株式を保有する株主との合意、及び他の普通株主全員の同意に基づき、2025年8月25日付でA種優先株式及びB種優先株式それぞれ84,000,000株の普通株式へ変更を行い、また、同年8月28日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更によりA種優先株式及びB種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式及びB種優先株式の発行可能株式総数は、それぞれ84,000,000株減少し、発行可能株式総数は設定しておりません。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	840,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	840,000,000	—	—

- (注) 1. 2025年7月11日開催の取締役会決議により、同年7月27日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式それぞれ1株につき、14,000,000株の割合で株式分割を実施しております。これにより発行済株式総数は839,999,940株増加し、840,000,000株となっております。
2. 当行とA種優先株式及びB種優先株式を保有する株主との合意、及び他の普通株主全員の同意に基づき、2025年8月25日付でA種優先株式及びB種優先株式それぞれ84,000,000株の普通株式へ変更を行っております。なお、2025年8月28日開催の臨時株主総会決議により、同年8月28日付でA種優先株式及びB種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。
3. 2025年8月28日開催の臨時株主総会決議により、同年8月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

	第1回新株予約権（有償）	第2回新株予約権（無償）
決議年月日	2025年8月28日	2025年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役及び執行役員等並びに当行子会社常勤取締役及び役付執行役員 66名	当行従業員並びに当行子会社執行役員及び従業員 4,523名
新株予約権の数 ※	17,329個	67,213個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 1,732,900株 (注) 1	当行普通株式 6,721,300株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1,153円 (注) 2	1,153円 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,158円 資本組入額 (注) 3	発行価格 1,153円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6	(注) 6

※新株予約権の発行時（2025年9月30日）における内容を記載しております。新株予約権の発行時から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項はないため、提出日の前月末現在の記載は省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当行普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当行が株式分割（当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当行普通株式にかかる発行済株式総数から当行普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当行普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当行が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年3月期から2029年3月期までのいずれかの事業年度において、当行が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様。）から計算される調整後税引前当期純利益が、一度でも1,315億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。
上記調整後税引前当期純利益は、当行の連結損益計算書に記載された税引前当期純利益に子会社清算損益を減算した額とする。
なお、上記における調整後税引前当期純利益の判定に際しては、当行が提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当行の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当行取締役会が判断した場合には、当行は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当行、SBI新生銀行グループまたはSBIグループの取締役、監査役または従業員であることを要しない。ただし、新株予約権者が当行、SBI新生銀行グループまたはSBIグループの取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合または懲戒解雇された場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当行の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 新株予約権者は、当行の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは、本新株予約権を行使することはできない。
5. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当行、SBI新生銀行グループまたはSBIグループの取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、定年後再雇用または有期雇用に係る契約期間満了による退職、その他正当な理由があると当行取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当行の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、当行の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは、本新株予約権を行使することはできない。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会。）の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注） 7 に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当行は、当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当行が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議。）がなされた場合は、当行は、当行取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 当行は、新株予約権者が権利行使をする前に、（注） 4 または 5 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当行は、当行取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
8. 第1回新株予約権（有償）は、新株予約権 1 個につき500円で有償発行している。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年3月30日 (注) 1	△54,000,000	205,034,689	—	512,204	—	79,465
2023年9月29日 (注) 2	△889,915	204,144,774	—	512,204	—	79,465
2023年10月2日 (注) 3	△204,144,764	10	—	512,204	—	79,465
2024年3月15日 (注) 4	50	60	—	512,204	—	79,465
2025年3月19日 (注) 5	—	60	△372,204	140,000	—	79,465
2025年3月28日 (注) 6	—	60	—	140,000	20,000	99,465
2025年7月27日 (注) 7	839,999,940	840,000,000	—	140,000	—	99,465

- (注) 1. 2023年2月24日開催の取締役会決議により、同年3月30日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が54,000,000株減少しております。
2. 2023年7月18日開催の取締役会決議により、同年9月29日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が889,915株減少しております。
3. 2023年9月1日開催の臨時株主総会決議により、同年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は204,144,764株減少しております。
4. 2024年2月22日開催の取締役会決議により、同年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で分割する株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は50株増加しております。
5. 2025年3月11日付の臨時株主総会決議により、同年3月19日付で減資の効力が発生し、資本金512,204百万円が372,204百万円減少して140,000百万円となり、減少する資本金の額372,204百万円がその他資本剰余金に振り替わっております。(資本金減資割合 72.6%)
6. 2025年3月7日付で合意した確定返済スキーム(「第1 企業の概況 (はじめに)」の記載をご参照ください。)の一環として、B種優先株式に対して同年3月28日付で100,000百万円の特別配当を行い、公的資金の一部を返済いたしました。その他資本剰余金から配当を行い、資本準備金20,000百万円増加しております。
7. 2025年7月11日開催の取締役会決議により、同年7月27日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式それぞれ1株につき、14,000,000株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は839,999,940株増加しております。

(4) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	1	3	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	7,980,000	－	－	420,000	8,400,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	95.00	－	－	5.00	100.00	－

(注) 自己株式42,000,000株は「個人その他」に含まれております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 42,000,000	—	・ 単元株式数100株 ・ 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 798,000,000	7,980,000	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	840,000,000	—	—
総株主の議決権	—	7,980,000	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	42,000,000	—	42,000,000	5.00
計	—	42,000,000	—	42,000,000	5.00

(注) 上記「① 発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (2024年9月20日) での決議状況 (取得日 2024年9月30日)	3	32,000,000,001
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	3	32,000,000,001
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2025年7月11日付の取締役会決議により、同年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は当該株式分割前の数値を記載しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (第三者割当による自己株式処分)	6	62,534,821,469	—	—
保有自己株式数	3	—	42,000,000	—

(注) 1. 2024年9月20日付の臨時株主総会決議において、第三者割当の方法により自己株式2株の処分を行っております。

2. 2025年3月11日付の臨時株主総会決議において、第三者割当の方法により自己株式4株の処分を行っております。

3. 2025年7月11日付の取締役会決議により、同年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株の割合をもって株式分割を行っているため、上記の最近期間の「株式数」は当該株式分割後の「株式数」を記載しております。

3【配当政策】

当行は、企業価値の向上と株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題として認識しております。上場後は、財務健全性を維持しつつ、事業や利益成長のための内部留保の確保と安定的な配当実施とのバランスを踏まえて最適な資本配分を実施することで、利益成長を通じた1株当たり配当金の増加を目指してまいります。

また当行は、「剰余金配当の基準日は、毎年3月31日及び毎年9月30日とし、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めておりますが、具体的な配当回数に関する方針は定めていません。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

なお、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

第25期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）に係る剰余金の配当は以下のとおりです。B種優先株式に係る資本剰余金を原資とする1,000億円の配当は、公的資金の一部を返済するために実施したものです。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月25日 取締役会	B種優先株式	100,000	資本剰余金	16,666,666,667.00	—	2025年3月28日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	1,800	利益剰余金	40,000,000.00	2025年3月31日	2025年6月27日

第26期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）に係る剰余金の配当は以下のとおりです。当行が保有する Latitude Group Holdings Limited の株式について、SBIグループの海外事業における経営資源の最適配分を図るため、2026年3月期第2四半期末を効力発生日としてSBI地銀ホールディングス株式会社及びSBIホールディングス株式会社への現物配当を実施したものです。

（決議）	株式の種類	配当財産の 種類	配当財産の 帳簿価額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年9月19日 株主総会	普通株式	有価証券	41,921	利益剰余金	52.53	—	2025年9月30日

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

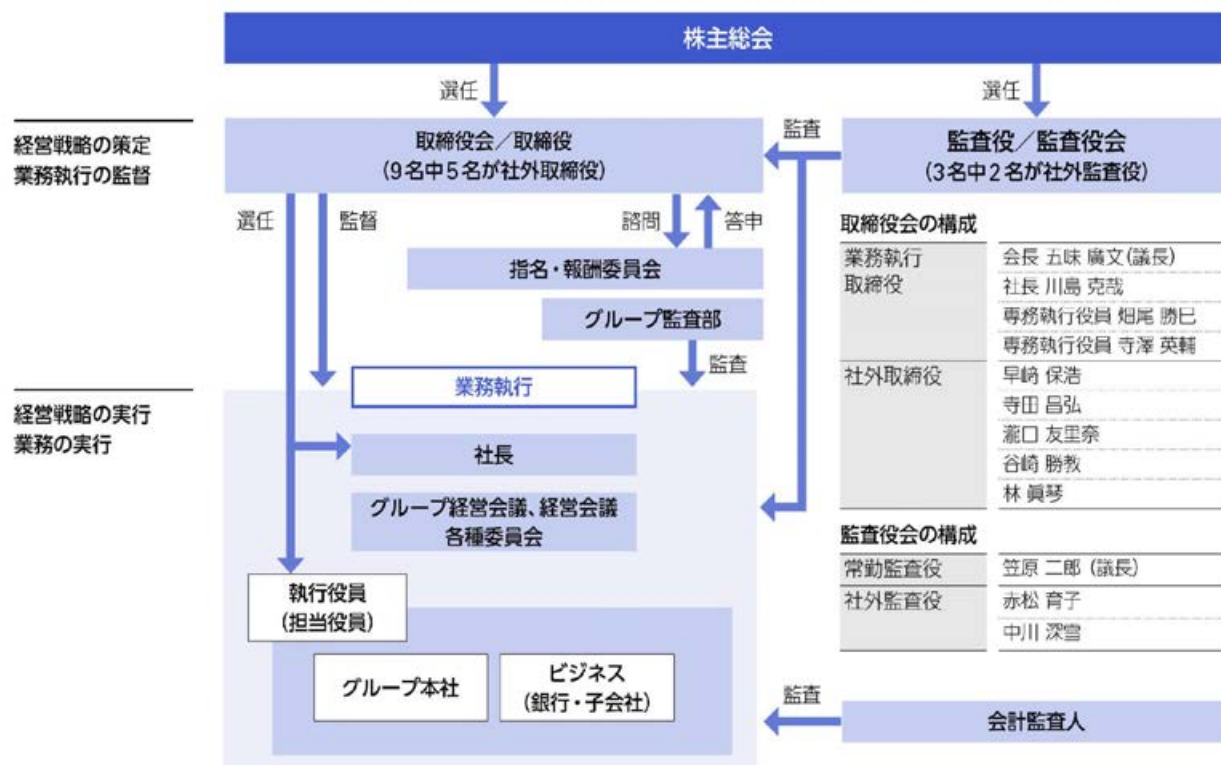
当行は、経営理念の実現に向けて、当行グループのコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年度計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備等を実施し、②業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。また、当行は、取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主、従業員、お客さま、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供及び貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。また、経営の透明性を高め、ステークホルダーに当行の経営状況及び経営方針について正確なご理解をいただくとともに市場及び広く社会からの適切な評価を得るため、有用性の高い経営に関する様々な情報を、自主的、迅速、継続的かつ公平に開示することに努めてまいります。

② 企業統治の体制について

《企業統治の概要等》

コーポレート・ガバナンス体制図（本書提出日現在）



[取締役／取締役会]

当行の取締役会は、取締役会長を議長とし、長期的な視点に立ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した基本方針を決定するとともに、株主利益を確保し、業務執行取締役等による業務執行を評価・監督するほか、経営及び業務執行の意思決定を、十分な審議に基づき行うことにより、適切な業務推進体制を維持しております。

取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役4名と、国内外の金融業務や法務・ガバナンス、リスク管理、IT・デジタル、不動産事業、及びマスメディアの分野等について豊富な経験と高い専門知識を有した社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。社外取締役は中立的かつ客観的な立場から当行の経営に対する意見を述べ、取締役の業務執行に対する監督機能を果たすなど、コーポレート・ガバナンスが有効に働くための重要な役割を担っております。また、取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役のみを委員とし、委員の中から互選により選定される委員長を議長として、取締役会の諮問を受け、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の内容や、代表取締役社長の選定・解任に関する事項、及び取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申する体制となっております。

なお、取締役について、以下のとおりとする旨を定款に定めております。

- ・当行取締役は、20名以内とする。
- ・取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ・取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ・取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

[取締役会、指名・報酬委員会の活動状況]

(1) 取締役会の活動状況

当行の取締役会は概ね月次で開催しているほか、必要に応じ臨時でも開催しております。

2024年度の取締役、監査役の出席状況及び取締役会の活動状況は次のとおりとなります。

地位	氏名	出席状況
取締役会長	五味 廣文	11回中11回
代表取締役社長	川島 克哉	11回中11回
取締役	畑尾 勝巳	11回中11回
取締役	寺澤 英輔	11回中11回
社外取締役	早崎 保浩	11回中11回
社外取締役	寺田 昌弘	11回中11回
社外取締役	瀧口 友里奈	11回中11回
社外取締役	谷崎 勝教	11回中11回
社外取締役	林 眞琴 (*1)	9回中8回
常勤監査役	笠原 二郎 (*1)	9回中9回
常勤監査役	永田 信哉 (*2)	2回中2回
社外監査役	赤松 育子	11回中10回
社外監査役	中川 深雪	11回中11回

(*1) 林 眞琴取締役及び笠原二郎常勤監査役は、2024年6月の就任以降に開催された取締役会における出席状況

(*2) 永田信哉常勤監査役については、2024年6月の退任までに開催された取締役会における出席状況

取締役会では、当行の取締役会規則の付議基準等に則り、当行の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項等を検討、協議しております。また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況についても業務執行より報告を受けております。

2024年度については、取締役会規則に定めている付議基準に該当する事項の審議のほか、公的資金の具体的な返済方法に関する「確定返済スキームに関する合意書」の締結に係る議案や2025年度を初年度とする中期経営計画策定にかかる議案に関し、十分に議論・審議のうえ、決議を行いました。また、サステナビリティ活動、サイバーセキュリティ、リスク管理のほか、内部監査やコンプライアンス関連事項に加えて、特定取引審査会（親法人グループとの間の利益相反の発生もしくはおそれのある取引の審議、決議機関）において審議されたSBIグループとの取引についても、執行側から取締役会に定期的な報告を実施しております。

(2) 指名・報酬委員会の活動状況

当行の指名・報酬委員会は規則において必要に応じ開催することと定めており、2024年度は4回開催しております。また、2024年度の指名・報酬委員の出席状況及び同委員会の活動状況は次のとおりとなります。

	地位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役	早崎 保浩	4回中4回
委員	社外取締役	寺田 昌弘	4回中4回
委員	社外取締役	瀧口 友里奈	4回中4回
委員	社外取締役	谷崎 勝教	4回中4回
委員	社外取締役	林 眞琴	4回中4回

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任に関する総会議案の内容、代表取締役社長の選定及び解任に関する事項、取締役の報酬に関する事項などについて審議したうえで、取締役会に対して答申を行っております。委員構成は、社外取締役全員とし、監査役も委員会に出席し意見を述べることであります。また、同委員会の委員長は互選により選定しております。

2024年度については、指名・報酬委員会規則に定めた諮問事項のほか、同委員会の機能や委員構成に関しても協議、検討を行いました。

[執行役員]

日常の業務執行の機動性を確保するため、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が担当役員として各部の業務を管掌する体制を構築しております。

人事、財務等の間接機能については、銀行法及び会社法その他法令上可能な範囲でグループ各社の機能を当行内に設置した「グループ本社」に集約し、連結ベースでの運営の高度化と生産性の向上を図っております。

また、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役、総括担当役員、グループ本社の担当役員等からなるグループ経営会議・経営会議を設置し、専門的な事項を取り扱う各種委員会をその補完として設置することで、議案の性質に応じた十分な審議・検討を経て意思決定を行う枠組みを整えております。

[監査役／監査役会]

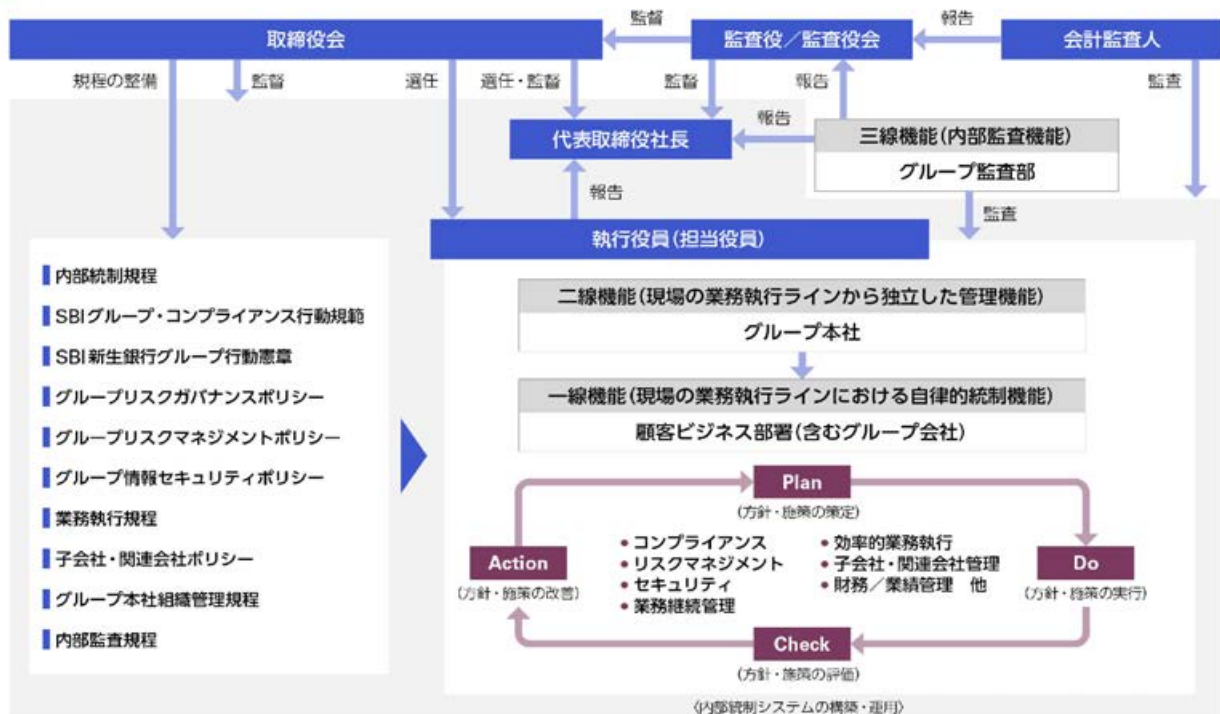
当行の監査役会は、当行での業務経験が豊かな常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士及び公認不正検査士である社外監査役2名で構成され、常勤監査役を議長として、それぞれのもつ専門性とコーポレート・ガバナンス、ダイバーシティ等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務遂行を適切に監査しております。社外監査役は、ともに他社における社外役員の経験を活かし、独立的、客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めております。常勤監査役は、取締役会のほかにグループ経営会議等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役、執行役員、会計監査人等からの報告聴取等の監査活動を自ら行うことに加え、グループ監査部等の内部統制部署との連携並びに監査役室スタッフの活用を通じ、当行及び子会社を含め当行グループの業務執行状況を継続的かつ効率的に監査しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

[内部統制システムの整備の状況]

当行では、日常の業務を適切かつ効率的に遂行するための内部統制システム構築の基本方針は、取締役会が決定した「内部統制規程」に定めており、また、取締役会において毎年、内部統制システムの整備状況の確認を行っております。内部統制規程では、（１）内部統制システムは、現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能（一線機能）、現場の業務執行ラインから独立したコンプライアンスなどの管理機能（二線機能）及びこれらの機能から独立した内部監査機能（三線機能）を構成要素とすること、（２）取締役会は、重大なリスク及び問題を適切に把握し対処するため、二線及び三線機能から適時適切な報告を受けるとともに、主要な方針及びコントロールを定期的に検証することが明文化されております。そして、本規程のもとで、「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」、「グループリスクガバナンスポリシー」、「グループリスクマネジメントポリシー」、「グループ情報セキュリティポリシー」、「業務執行規程」、「子会社・関連会社ポリシー」、「グループ本社組織管理規程」及び「内部監査規程」を基礎となる規程として定め、それに加え監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備することにより、子会社を含む当行グループ全体を通じた業務の適正、透明性及び効率性の確保に努めております。さらに、SBI新生銀行グループ行動憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力による様々な被害を防止し、業務の適正を確保する体制の整備を図っております。

● 内部統制の枠組み



[リスク管理体制の整備の状況]

前述の「グループリスクガバナンスポリシー」は、リスク文化、リスク選好に基づく適切な業務執行、及びリスク管理をリスクガバナンスにおける基本的な要素として捉え、それらに関する基本的な考え方と体制に関する基本方針を定めたものであります。また、「グループリスクマネジメントポリシー」は、主にリスク管理の要素に焦点を置き、金融機関として健全性・収益性の向上のみならず、顧客本位及び社会規範に則った業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定めているものであります。このポリシーのもとで、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナル・リスクなど、各種のリスクの内容に応じたグループリスクポリシー委員会、グループALM委員会、グループ新規事業商品委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、市場取引統轄委員会を設置し、各種リスクを管理する体制を構築しております。

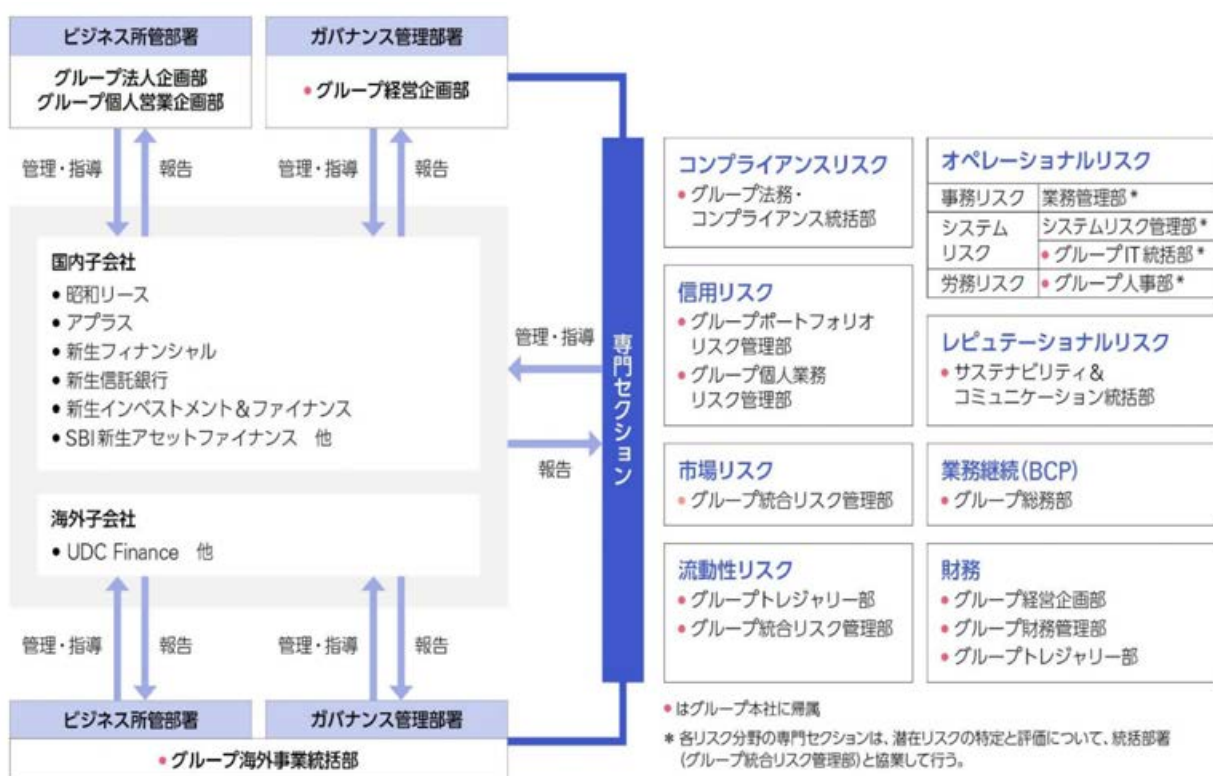
コンプライアンスについては、リスク管理と並ぶ経営の最重要課題と位置づけており、グループ全体及び銀行単体としての法令等遵守のための協議等を行なうため、グループコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を設けております。さらに、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、グループ業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第2 事業の状況」中、「3 事業等のリスク」をご参照ください。)

[子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況]

前述の子会社・関連会社ポリシーにおいて、当行グループ全体の経営方針及びビジネスプラン、並びにリスク管理及びコンプライアンス体制と整合性をもった業務運営を確保するため、専門セクション、ビジネス所管部署及びガバナンス管理部署の役割を定めております。具体的には、主にグループ本社の専門セクションは、グループ横断的な内部管理体制構築を実現するために、各責任領域における子会社管理に係る規程の整備、子会社・関連会社の体制整備及び運用状況の定期的な確認、指導及び改善状況のモニタリングを行い、ビジネス所管部署は、各社の管轄業法上の遵法性を確認のうえ、適切なビジネス推進及びビジネス運営を支援し、ガバナンス管理部署は、各社の自主性の発揮を支援するとともに、専門セクションと協調しグループの戦略及び方向性の整合性を確保することとしております。また、グループ経営企画部は、主要な子会社については自らガバナンス管理部署としての機能を果たすほか、子会社・関連会社管理全体を統括しております。さらに、各社の事業活動や内部管理に関する事項について定期的にグループ経営会議に報告されるとともに各社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議や専門セクションが主催する重要委員会に付議、報告されております。こうした体制のもと、グループ本社と子会社・関連会社は、「グループ本社組織管理規程」の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行い、グループ全体としての管理体制の向上を一段と進めてまいります。

子会社の業務の適正を確保するための体制図



④ 取締役及び監査役の責任免除について

当行は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

また、当行は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の契約を締結することができる旨を定款に定めており、「（2）役員の状況」の「② 社外役員の状況」に記載のとおり、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約について

当行は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、下記のとおり、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び当行の全ての子会社の全ての取締役及び監査役	・当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。保険料は当行が全額負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 ・当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、支払保険金額については適切な水準の支払い限度額を設定しております。

⑥ 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができること、また、3月31日及び9月30日以外の基準日を定めて剰余金の配当ができることを定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 3名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	五味 廣文	1949年5月13日生	1972年 4月 大蔵省(現財務省)入省 1996年 7月 同省銀行局調査課長 1998年 6月 金融監督庁検査部長 2000年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2001年 7月 同庁検査局長 2002年 7月 同庁監督局長 2004年 7月 同庁長官 2007年10月 西村あさひ法律事務所顧問 2009年10月 株式会社ブライスウォーターハウスクーパース総合研究所(現PwC総合研究所合同会社)理事長 2009年11月 青山学院大学特別招聘教授(現職) 2015年 2月 ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー 2015年 6月 アイダエンジニアリング株式会社社外取締役(現職) 2016年 6月 インフォテリア株式会社(現アステリア株式会社)社外取締役(現職) 2016年 6月 株式会社ミロク情報サービス社外取締役(現職) 2017年 6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2019年 6月 株式会社ZUU社外取締役(現職) 2020年 6月 株式会社福島銀行社外取締役 2022年 2月 当行取締役会長(現職)	(注4)	—
代表取締役社長 最高経営責任者	川島 克哉	1963年3月30日生	1985年 4月 野村證券株式会社入社 1995年 8月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)入社 1999年 7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現SBIホールディングス株式会社)取締役 1999年10月 ソフトバンク・フロンティア証券株式会社(現株式会社SBI証券)代表取締役社長 2000年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンク株式会社)代表取締役社長 2001年 3月 モーニングスター株式会社(現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社)代表取締役社長 2005年12月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)取締役執行役員副社長 2006年 4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社(現住信SBIネット銀行株式会社)代表取締役副社長 2007年 9月 住信SBIネット銀行株式会社代表取締役副社長COO 2011年 8月 同行代表取締役社長 2014年 4月 SBIマネープラザ株式会社代表取締役社長 2014年 6月 株式会社SBI証券取締役 2014年 6月 SBIホールディングス株式会社代表取締役執行役員副社長 2015年 4月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役 2015年 4月 SBIキャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長 2015年 4月 SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員社長 2015年 9月 株式会社SBI貯蓄銀行取締役 2017年 5月 住信SBIネット銀行株式会社取締役 2018年 6月 SBIホールディングス株式会社代表取締役副社長 2019年 2月 SBI地域事業承継投資株式会社代表取締役社長 2019年 3月 マネータップ株式会社代表取締役社長 2020年 7月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役 2021年 6月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社代表取締役社長 2022年 1月 当行顧問 2022年 2月 当行代表取締役社長(現職)	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員社長補佐 管掌グループ人事、 グループリスク、 グループ海外事業担当	畑尾 勝巳	1957年9月12日生	1981年 4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1985年 4月 カナダ東京銀行トロント本店 1995年 4月 東銀インターナショナル（香港） 2004年 7月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）企画部副室長兼総合企画副室長 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）人事部副部長 2007年 5月 同行執行役員総合リスク管理部長 2008年 4月 同行執行役員国際企画部長 2011年 5月 同行常務執行役員国際部門副部門長 2012年 5月 同行常務執行役員米州本部長 2013年 2月 CIMB Group Holdings Berhad社外取締役 2014年 7月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員米州本部長兼MUFGユニオンバンク頭取 2017年 6月 SBIホールディングス株式会社執行役員 2017年10月 SBI Bank LLC（ロシア商業銀行）取締役会会長 2022年 1月 当行顧問 2022年 2月 当行取締役専務執行役員 2022年 4月 当行取締役専務執行役員社長補佐、グループトレジャリー担当兼グループ海外事業担当 2023年 6月 当行取締役専務執行役員社長補佐、管掌グループ人事、グループリスク、グループ海外事業担当（現職）	(注4)	—
取締役 専務執行役員 グループ最高財務責任者 グループ経営企画担当兼 金融円滑化担当	寺澤 英輔	1974年1月27日生	1996年 4月 当行入行 2017年 4月 当行グループ組織戦略部シニアマネージャー 2018年 7月 当行グループ経営企画部セクションヘッド 2020年 7月 当行グループ経営企画部GM 2021年 4月 当行シニアオフィサーグループ企画財務兼グループ経営企画部GM兼執行役員金融円滑化担当兼金融円滑化推進管理室長 2022年 4月 当行常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長 2022年 6月 当行取締役常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長 2025年 4月 当行取締役専務執行役員グループ最高財務責任者グループ経営企画担当兼金融円滑化担当（現職）	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	早崎 保浩	1961年1月14日生	1983年 4月 日本銀行入行 2009年 5月 同行金融機構局審議役 2010年 8月 金融庁参事官 2010年10月 保険監督者国際機構執行委員会副議長 2012年 7月 日本銀行決済機構局長 2013年 5月 同行検査役検査室長 2014年 6月 同行総務人事局長 2015年 9月 農林中央金庫国際戦略常任アドバイザー 2021年 5月 株式会社リコー入社 2021年 6月 同社リコー経済社会研究所所長（現職） 2022年 2月 当行社外取締役（現職）	(注4)	—
取締役	寺田 昌弘	1968年5月7日生	1996年 4月 第二東京弁護士会登録 1998年 5月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）社内弁護士 2000年 5月 モルガン・スタンレー証券会社（現モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社）社内弁護士 2005年 1月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 2012年10月 いちご不動産投資法人（現いちごオフィスリート投資法人）監督役員 2016年 8月 株式会社ニッセンホールディングス社外監査役 2022年 2月 当行社外取締役（現職） 2023年 1月 三浦法律事務所パートナー弁護士（現職）	(注4)	—
取締役	瀧口 友里奈	1987年8月1日生	2008年 4月 株式会社セント・フォース所属（～現在） 2014年 6月 テレビ東京「ニュースモーニングサテライト」サブキャスター 2017年 4月 日経CNBCキャスター 2019年 4月 Forbes JAPANエディター兼コミュニケーションディレクター 2021年 9月 東京大学工学部アドバイザーリーボードメンバー（現職） 2022年 6月 当行社外取締役（現職） 2022年 7月 株式会社グローブエイト代表取締役（現職） 2023年 5月 株式会社テラスカイ社外取締役（現職） 2024年 6月 エイベックス株式会社社外取締役（現職）	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	谷崎 勝教	1957年4月12日生	1982年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2010年 4月 同行執行役員市場運用部長 2013年 4月 同行常務執行役員システム統括部長 2015年 4月 同行取締役兼専務執行役員 2015年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 2015年 6月 同グループ取締役 2017年 4月 同グループ取締役兼専務執行役員グループCIO 2017年 6月 同グループ取締役執行役専務グループCIO 2019年 4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2019年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務グループCDIO 2019年 6月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員 2019年 6月 株式会社日本総研情報サービス取締役 2021年 4月 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社社外取締役 2021年10月 SMBC日興証券株式会社取締役（現職） 2023年 6月 当行社外取締役（現職） 2023年10月 公益財団法人東京財団政策研究所（現公益財団法人東京財団）理事（現職） 2024年 4月 株式会社日本総研ホールディングス代表取締役社長 2024年 4月 公益財団法人国際金融情報センター参与（現職） 2025年 6月 学校法人大妻学院理事（現職） 2025年 6月 株式会社日本貿易保険社外取締役（現職） 2025年 6月 株式会社日本総合研究所特別顧問（現職）	(注4)	—
取締役	林 眞琴	1957年7月30日生	1983年 4月 東京地方検察庁検事任官 2012年 4月 最高検察庁総務部長 2013年 7月 仙台地方検察庁検事正 2014年 1月 法務省刑事局長 2018年 1月 名古屋高等検察庁検事長 2020年 5月 東京高等検察庁検事長 2020年 7月 検事総長 2022年 6月 退官 2022年 8月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士（現職） 2023年 5月 イオン株式会社社外取締役（現職） 2023年 6月 三井物産株式会社社外監査役（現職） 2023年 6月 東海旅客鉄道株式会社社外監査役（現職） 2024年 6月 当行社外取締役（現職）	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	笠原 二郎	1959年5月29日生	1982年 4月 当行入行 2002年 3月 当行営業第五部長 2003年12月 当行企業再生本部部長 2005年12月 当行公共金融本部部長 2007年 1月 当行金融法人本部部長 2012年 7月 当行マネージメント事務局部長（特命） 2013年 6月 当行マネージメント事務局部長 2018年 6月 株式会社アプラスフィナンシャル常勤監査役兼株式会社アプラス監査役 2020年 6月 新生企業投資株式会社（現SBI新生企業投資株式会社）監査役（非常勤） 2021年 6月 株式会社アプラス監査役（非常勤） 2021年 6月 昭和リース株式会社監査役（非常勤） 2024年 6月 当行常勤監査役（現職）	(注5)	—
監査役	赤松 育子	1968年2月27日生	1995年 1月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年12月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主任研究員 2018年 8月 株式会社トップス社外取締役（現職） 2019年 4月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主幹研究員 2019年 6月 当行社外監査役（現職） 2019年 7月 日本公認会計士協会理事 2020年 6月 株式会社カワチ薬品社外取締役 2020年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役（現職） 2022年 6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役（現職） 2023年 4月 株式会社iCARE社外監査役 2023年 6月 日本化薬株式会社社外取締役（現職） 2025年 6月 プラザー工業株式会社社外監査役（現職）	(注5)	—
監査役	中川 深雪	1964年11月22日生	1990年 4月 東京地方検察庁検事 2008年 4月 法務省大臣官房司法法制部参事官 2011年 1月 内閣官房副長官補佐室内閣参事官 2013年 4月 東京高等検察庁検事 2013年 8月 さいたま地方検察庁総務部長 2015年 4月 中央大学法科大学院特任教授（派遣検察官） 2019年 3月 検事退官 2019年 4月 第一東京弁護士会登録、香水法律事務所弁護士（現職） 2019年 4月 中央大学法科大学院教授（現職） 2019年 6月 日東工業株式会社社外取締役（現職） 2021年 6月 日産化学株式会社社外取締役（現職） 2021年 6月 株式会社ファンケル社外監査役 2022年 6月 当行社外監査役（現職） 2022年 8月 アスクル株式会社社外監査役（現職）	(注5)	—
計					—

- (注) 1. 取締役早崎保浩、寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教、林眞琴は、社外取締役であります。
2. 取締役瀧口友里奈の戸籍上の氏名は木月友里奈であります。
3. 監査役赤松育子及び中川深雪は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2025年8月28日付の臨時株主総会終結の時から、2026年6月開催予定の第26期定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年8月28日付の臨時株主総会終結の時から、2029年6月開催予定の第29期定時株主総会終結の時までであります。
6. 当行では、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、弁護士である村上嘉奈子（社外監査役の補欠としての補欠監査役）及び当行監査役室長である盛永浩行（社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役）を選任しております。
7. 補欠監査役村上嘉奈子の戸籍上の氏名は佐藤嘉奈子であります。
8. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を採用しております。

② 社外役員の状況

本書提出日現在、取締役9名のうち社外取締役は5名であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

社外取締役早崎保浩は、日本銀行で要職を歴任するなど、金融に関する豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役寺田昌弘は、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、金融機関における社内弁護士としての経験や他社での社外役員としての経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役瀧口友里奈は、経済番組のキャスターを含めたマスメディアにおける豊富な経験や社会・経済全般に関する幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役谷崎勝教は、大手金融機関において要職を歴任するとともに経営者としての豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役林 眞琴は、東京高等検察庁検事長、検事総長等の要職を歴任し、その長年の経験に基づくガバナンス及びリスクマネジメントに関する高い知見を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役赤松育子は、公認会計士及び公認不正検査士としての専門的な知識・経験に加え、コンプライアンス、ガバナンス等に関する知見やコンサルタント及びダイバーシティ推進にかかる豊富な経験を当行監査に反映していただくために選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役中川深雪は、検事及び弁護士としての専門的な知識と経験、特に法律・コーポレート・ガバナンスに関する知見、また上場会社での社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を当行監査に反映していただくために選任しております。同氏と当行との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に選任しております。加えて、選任にあたっては、経歴や当行との関係を踏まえて、当行経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行では、社外取締役および社外監査役がそれぞれの持つさまざまな知見や業務執行に関する情報を共有することを目的に、社外役員のみで構成する定期的な会合を設けることによって、監督、監査機能の拡充を図っております。

また、監査役と内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、(3) 監査の状況をご参照ください。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当行の監査役会は、当行での業務経験が豊かな常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士及び公認不正検査士である社外監査役2名で構成され、それぞれの持つ専門性とコーポレート・ガバナンス、ダイバーシティ等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務遂行を適切に監査しております。さらに、社外監査役2名はともに他社における社外役員の経験を活かし、より独立的・客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めております。社外監査役の赤松育子は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役及び監査役会の職務を補佐するために監査役室（専任スタッフ3名）を設置しております。

当行の監査役会は概ね月次で開催しております。2024年度における開催頻度及び個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	出席状況
常勤監査役	永田 信哉（注）1	3回中3回
常勤監査役	笠原 二郎（注）2	9回中9回
社外監査役	赤松 育子	12回中12回
社外監査役	中川 深雪	12回中12回

（注）1．永田信哉常勤監査役は、2024年6月18日に任期満了により退任するまでの監査役会における出席状況

2．笠原二郎常勤監査役は、2024年6月18日の就任以降に開催された監査役会における出席状況

監査役会では、業務執行取締役、ビジネス部門や間接部門の担当役員、並びに主要な子会社の社長から所管する業務の執行状況や内部統制システムの運用状況について報告を求め、意見交換を行っております。また、グループ監査部からは内部監査状況等につき毎回の監査役会において報告を受け意見交換を行っております。常勤監査役は、代表取締役社長との意見交換、グループ経営会議等の重要会議や、グループALM委員会、グループコンプライアンス委員会、グループリスクポリシー委員会、グループサステナビリティ委員会等の重要委員会への出席、内部統制部署からの報告、重要会議資料その他業務執行に関する重要書類の閲覧、子会社社長及び監査役との意見交換、支店等への往査活動のほか、会計監査人、グループ監査部との月次での意見交換等により当行グループの状況を把握し、その状況を社外監査役と共有、議論のうえ、業務運営状況の監視を行っております。なお、上述の業務運営状況は、サステナビリティ経営の推進体制の整備、脱炭素等に対する金融面からのサポート、サステナビリティ情報開示の充実に向けた取り組み等を含みます。

② 内部監査の状況等

[内部監査の組織、人員及び手続]

[内部監査の実効性を確保するための取組]

当行のグループ監査部は、取締役社長と監査役会に監査結果及びグループ監査部の活動状況を定期的に直接報告します。グループ監査部は、取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐するとともに、監査役の職務の遂行、特に監査役監査として行われる内部統制システムの構築及び運用状況の監視検証を補佐します。グループ監査部はリスク管理及びガバナンス体制の有効性、情報及びITシステムの信頼性並びに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場から評価するとともに、経営のためのソリューションを提供します。グループ監査部は取締役会に対し年次及び半期のグループ監査部の活動報告を行っております。グループ監査部はまた、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

グループ監査部は、監査対象となる全ての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務及び内部管理プロセスから独立しております。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行グループが直面するリスクを全行的視点から捉えたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別に捉えたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っております。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しております。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部署の情報収集が重要であります。グループ監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧及び各業務部署のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させております。

グループ監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チーム及び品質管理・企画チームで構成され、2025年9月末時点の人員は54名であります。グループ監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っております。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、

監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っております。

グループ監査部は、当行及び主要な子会社の内部監査機能を統合し、これらの内部監査の活動を当行グループ内で統一して実施しております。また、当行グループの内部監査活動に対する第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでおります。

[内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携]

監査役会は、会計監査人を招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計監査報告の内容の説明を受け、意見交換を行うほか、会計監査人の独立性及び監査の方法の相当性を監査するため、監査計画や会計監査人自身の内部管理の状況等についても聴取しております。監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、内部監査を担当するグループ監査部のほか、リスク管理やコンプライアンス業務を分掌する各部署等内部統制システムに関与する各部署より定期的に状況報告を受けることとしております。特にグループ監査部については、内部監査計画について監査役会の承認を得て定めることとしているほか、監査役会に取締役社長に対する報告と同内容の報告を直接行う義務も負っております。定期的な内部監査のほか、監査役会はグループ監査部に個別に監査活動を要請することができます。これらを通じて効率的な監査の実施に努めております。

また、常勤監査役は、会計監査人やグループ監査部と定期的に意見交換を行い、状況報告を受ける等、相互に連携しております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ. 継続監査期間

27年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

小野大樹氏

野坂京子氏

なお、第26期に業務を執行した公認会計士は松本繁彦氏、小野大樹氏、野坂京子氏の3名となっております。

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、税務、金融商品評価、年金数理、不動産評価、システム等の専門家を含めて計90名となっております。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当行では会社法第344条第1項に基づき、監査法人の解任並びに監査法人を再任しないことに関する株主総会議案を監査役会において決定するに際し、社内規程に基づき、監査法人の独立性、監査の品質管理体制、監査計画の妥当性、監査の実施状況、監査結果の相当性等に照らし選任等の判断を行っております。有限責任監査法人トーマツについては、いずれの項目についても適正であることを踏まえ再任しております。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画が当行グループの業務内容を十分に理解した妥当な計画となっており、年度を通じたコミュニケーションを通じ、行内関係部署等の意見を踏まえ、監査実施状況や監査結果の相当性を確認するとともに、独立性についても問題はなく、また監査品質は適正な水準にあると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	379	5	397	11
連結子会社	330	—	382	—
計	710	5	779	11

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性についての合意された手続業務等であります。

連結子会社が監査公認会計士等に支払っている監査証明業務に基づく報酬額には、前々連結会計年度の追加報酬額14百万円が含まれております。

（最近連結会計年度）

当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、サステナビリティ開示に係る助言業務費用、自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性についての合意された手続業務等であります。

連結子会社が監査公認会計士等に支払っている監査証明業務に基づく報酬額には、前連結会計年度の追加報酬額20百万円が含まれております。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツ）に属する組織に対する報酬（イ. を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	113	—	114
連結子会社	41	5	37	6
計	41	119	37	120

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連その他の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

（最近連結会計年度）

当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連その他の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

監査計画に基づく監査見積り時間、単価等の報酬見積りの算定根拠を確認のうえ、前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ、監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務遂行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当行は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬について、任意の諮問機関として社外取締役で構成された指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役の報酬について審議を行い、取締役会に答申を行っており、当該審議により取締役の報酬の客観性及び透明性を担保しております。取締役会の報酬は、指名・報酬委員会の答申を尊重し、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会において決定しております。なお、当行の役員報酬は原則として定期同額の固定報酬のみを支給することとしており、業績連動報酬は定めておりません。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

2025年度（2025年7月～2026年6月）における当行の役員報酬等の額は、2025年6月20日開催の取締役会において決定しております。

なお、取締役の報酬等の限度額は、2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、年額230百万円以内と決議されております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。社外取締役の報酬等の限度額は、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。監査役の報酬等の限度額は、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。また、定款にて、取締役の員数及び監査役の員数は、それぞれ20名以内及び5名以内と定めております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	役員賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	138	138	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	21	21	—	—	—	2
社外役員	81	81	—	—	—	7

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

役員報酬の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、専ら株式の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「純投資目的である投資株式」に区分し、それ以外の目的で保有する投資株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行は、中長期的な企業価値向上の観点から、取引先との安定的・長期的な関係維持・強化等を目的とし、政策保有株式を保有しております。個別の政策保有株式の保有の合理性については、保有意義の再確認や、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を定期的に検証しております。なお、2025年3月期には、下記「(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報」に記載の複数銘柄の売却を実施しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	31	1,470
非上場株式以外の株式	13	25,570

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	50	SBIグループでの住宅ローン保証事業の開始に伴う共同出資のため。
非上場株式以外の株式	1	1,845	当行グループのアジア・オセアニア地域でのさらなるプレゼンス向上のため。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	99
非上場株式以外の株式	5	3,225

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
Latitude Group Holdings Limited	205,958,578	190,288,000	同社は株式会社アプラスと類似のビジネスを行っており、ニュージーランドのUDC Finance Limitedとも良い補完関係となる事業ポートフォリオを持っています。当行グループのアジア・オセアニア地域でのさらなるプレゼンス向上のため継続して保有し、株数が増加しております。 （注） 1	無
	22,174	21,853		
山崎製パン(株)	—	500,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため保有しておりました。（注） 1	無
	—	1,960		
ANAホールディングス(株)	300,000	300,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。（注） 1	無
	827	963		
石原産業(株)	500,000	500,000	同社は当行の主要顧客の一社であり、法人業務において引き続き緊密な取引関係を展開していくため、継続して保有しております。（注） 1	無
	892	884		
(株)ネットスターズ	162,400	592,400	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。（注） 1	無
	134	781		
(株)ミロク情報サービス	300,000	300,000	同社と連携して、中小企業・小規模事業者向けにグループのファイナンス機能、決済支援機能などを提供するとともに、新たな金融サービスの開発をしていくため、継続して保有しております。 （注） 1	無
	555	543		
リケンNPR(株)	—	168,300	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため保有しておりました。（注） 1	無
	—	525		
南海電気鉄道(株)	164,000	164,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。（注） 1	無
	401	523		
(株)西武ホールディングス	—	159,500	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため保有しておりました。（注） 1	無
	—	386		
三井化学(株)	—	73,900	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため保有しておりました。（注） 1	無
	—	320		
セカンドサイトアナリティカ(株)	342,000	342,000	当行グループ及び同社の企業価値の最大化を図ることを趣旨として、製品・サービスの強化及び新規開発を両社が協力して推進するため、資本業務提携契約を締結しております。（注） 1	無
	118	214		

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	532,800	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。（注）1	無
	231	210		
(株)鳥取銀行	64,700	64,700	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。（注）1	無
	82	96		
(株)インティメート・マージャー	50,000	50,000	同社が有するデータマーケティングノウハウを用いた与信や、データ連携による広告事業ノウハウの蓄積のため、継続して保有しております。（注）1	無
	39	69		
ランサーズ(株)	160,900	160,900	フリーランサーエコシステムにおいて金融機関としてのビジネスモデルの展開を進めるため、継続して保有しております。（注）1	無
	33	47		
(株)トマト銀行	25,000	25,000	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。（注）1	無
	30	31		
(株)ユカリア	49,600	*	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。なお、最近事業年度の前事業年度においては非上場の政策保有株式として分類しておりましたが、2024年12月に東京証券取引所グロース市場に上場したため、特定投資株式に分類変更しております。（注）1	無
	49	*		

（注）1．定量的な保有効果については、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載が困難であるため、記載を省略しております。保有の合理性については、「イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」で記載した方法により個別銘柄ごとに検証し、2024年3月及び2025年3月開催の取締役会に報告のうえ、いずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2．「*」は、特定投資株式に該当しないことを示しており、最近事業年度の前事業年度の株式数、貸借対照表計上額の記載を省略しております。

みなし保有株式
該当ありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

	最近事業年度		最近事業年度の前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	3	484	4	643
非上場株式	23	10,896	23	11,055

	最近事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
上場株式	0	4	215 (注) 1
非上場株式	270	31	(注) 2

(注) 1. 減損処理後の含み損益を記載しております。

2. 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- (2) 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- (3) 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- (4) 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当行は、金融商品取引法第193条の2の第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）及び当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）及び当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
- (2) 当行は、金融商品取引法第193条の2の第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

- (1) 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※6 3,273,282	※6 3,916,744
コールローン及び買入手形	44,698	95,736
買入金銭債権	90,771	289,315
特定取引資産	200,096	269,695
金銭の信託	※5,※6 379,201	※6 474,132
有価証券	※1,※2,※3,※6,※13 1,592,652	※1,※2,※3,※6,※13 2,814,295
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7 7,788,914	※3,※4,※5,※6,※7 9,504,444
外国為替	※3 70,290	※3 79,236
割賦売掛金	※3,※6 1,233,216	※3,※6 1,381,453
リース債権及びリース投資資産	※6 241,277	※6 288,608
その他資産	※3,※6 437,577	※3,※6 433,211
有形固定資産	※8,※9 58,935	※6,※8,※9 60,364
建物	10,581	10,825
土地	1,731	1,165
有形リース資産	※10 41,400	※10 41,381
建設仮勘定	123	743
その他の有形固定資産	5,098	6,248
無形固定資産	59,799	55,439
ソフトウェア	※11 44,856	※11 45,875
のれん	※12 9,664	※12 5,459
無形リース資産	※10 125	※10 145
無形資産	3,791	3,189
その他の無形固定資産	1,362	769
退職給付に係る資産	26,504	37,183
繰延税金資産	12,522	9,142
支払承諾見返	※3 665,306	※3 765,168
貸倒引当金	△126,058	△144,310
資産の部合計	16,048,988	20,329,862

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	※6 8,992,787	※6 11,511,177
譲渡性預金	2,552,195	3,155,481
コールマネー及び売渡手形	63,033	213,090
売現先勘定	—	※6 329,109
債券貸借取引受入担保金	※6 383,794	※6 476,668
特定取引負債	169,446	224,100
借入金	※6 1,274,744	※6 1,638,865
外国為替	1,451	1,305
短期社債	31,000	82,000
社債	※6 317,721	※6 233,487
その他負債	※6, ※14 586,094	※6, ※14 694,588
賞与引当金	10,474	11,334
役員賞与引当金	30	27
退職給付に係る負債	7,459	8,055
役員退職慰労引当金	8	33
睡眠預金払戻損失引当金	369	330
睡眠債券払戻損失引当金	2,115	3,648
利息返還損失引当金	24,228	20,532
繰延税金負債	—	1,606
支払承諾	※6 665,306	※6 765,168
負債の部合計	15,082,263	19,370,612
純資産の部		
資本金	512,204	140,000
資本剰余金	72,954	353,962
利益剰余金	438,410	520,584
自己株式	△61,802	△31,267
株主資本合計	961,767	983,280
その他有価証券評価差額金	△19,490	△41,742
繰延ヘッジ損益	△6,450	344
為替換算調整勘定	19,445	1,422
退職給付に係る調整累計額	7,480	12,097
その他の包括利益累計額合計	984	△27,878
非支配株主持分	3,972	3,848
純資産の部合計	966,724	959,249
負債及び純資産の部合計	16,048,988	20,329,862

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
資産の部	
現金預け金	※6 4,673,136
コールローン及び買入手形	52,233
買入金銭債権	286,258
特定取引資産	303,443
金銭の信託	※6 483,858
有価証券	※1, ※2, ※3, ※6, ※11 3,656,655
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7 9,991,415
外国為替	※3 82,625
割賦売掛金	※3, ※6 1,410,786
リース債権及びリース投資資産	※6 301,010
その他資産	※3, ※6 510,216
有形固定資産	※8 59,603
無形固定資産	※9, ※10 53,984
退職給付に係る資産	37,789
繰延税金資産	30,122
支払承諾見返	※3 793,976
貸倒引当金	△142,175
資産の部合計	22,584,938

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

負債の部

預金	※6 13,052,900
譲渡性預金	3,293,423
コールマネー及び売渡手形	394,345
売現先勘定	※6 356,774
債券貸借取引受入担保金	※6 617,025
特定取引負債	254,754
借入金	※6 1,694,329
外国為替	1,701
短期社債	143,500
社債	※6 216,475
その他負債	※6 692,901
賞与引当金	5,781
役員賞与引当金	11
退職給付に係る負債	7,937
役員退職慰労引当金	262
睡眠預金払戻損失引当金	921
睡眠債券払戻損失引当金	3,368
利息返還損失引当金	19,001
繰延税金負債	4,797
支払承諾	※6 793,976
負債の部合計	21,554,188

純資産の部

資本金	140,000
資本剰余金	353,962
利益剰余金	545,966
自己株式	△31,267
株主資本合計	1,008,662
その他有価証券評価差額金	△4,653
繰延ヘッジ損益	10,397
為替換算調整勘定	1,025
退職給付に係る調整累計額	11,355
その他の包括利益累計額合計	18,124
新株予約権	8
非支配株主持分	3,954
純資産の部合計	1,030,749

負債及び純資産の部合計

22,584,938

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
経常収益	530,771	614,001
資金運用収益	250,207	292,703
貸出金利息	198,393	221,996
有価証券利息配当金	44,484	56,926
コールローン利息及び買入手形利息	44	451
債券貸借取引受入利息	5	—
預け金利息	3,062	8,588
その他の受入利息	4,216	4,740
役務取引等収益	72,789	77,496
特定取引収益	12,452	8,325
その他業務収益	※1 176,153	※1 198,874
その他経常収益	19,168	36,601
償却債権取立益	8,221	8,900
その他の経常収益	※2 10,946	※2 27,700
経常費用	469,699	536,203
資金調達費用	94,010	134,614
預金利息	36,534	53,344
譲渡性預金利息	629	7,971
コールマネー利息及び売渡手形利息	585	2,289
売現先利息	11	383
債券貸借取引支払利息	4,664	8,221
借入金利息	2,288	3,209
短期社債利息	18	169
社債利息	13,543	17,516
その他の支払利息	35,733	41,509
役務取引等費用	29,617	33,219
特定取引費用	—	319
その他業務費用	※3 127,678	※3 133,294
営業経費	169,486	171,600
のれん償却額	3,963	3,657
無形資産償却額	458	471
その他の営業経費	※4 165,064	※4 167,471
その他経常費用	48,907	63,155
貸倒引当金繰入額	44,447	54,201
その他の経常費用	※5 4,460	8,954
経常利益	61,072	77,797

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	2,727	22,398
固定資産処分益	201	2,288
負ののれん発生益	1,756	623
その他の特別利益	※6 769	※6 19,486
特別損失	851	784
固定資産処分損	119	135
減損損失	※8 434	※8 647
その他の特別損失	※7 297	1
税金等調整前当期純利益	62,948	99,412
法人税、住民税及び事業税	10,333	12,676
法人税等調整額	△5,287	2,588
法人税等合計	5,046	15,265
当期純利益	57,902	84,146
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△22	△352
親会社株主に帰属する当期純利益	57,924	84,499

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	57,902	84,146
その他の包括利益	※1 12,843	※1 △28,866
その他有価証券評価差額金	1,338	△22,556
繰延ヘッジ損益	△2,119	6,274
為替換算調整勘定	7,703	△18,050
退職給付に係る調整額	5,874	4,644
持分法適用会社に対する持分相当額	47	821
包括利益	70,745	55,280
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	70,741	55,636
非支配株主に係る包括利益	3	△356

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	364,215
資金運用収益	166,562
(うち貸出金利息)	117,053
(うち有価証券利息配当金)	34,728
役務取引等収益	41,579
特定取引収益	4,772
その他業務収益	※1 116,013
その他経常収益	※2 35,288
経常費用	301,776
資金調達費用	102,107
(うち預金利息)	47,622
(うち借用金利息)	3,316
(うち社債利息)	5,213
役務取引等費用	17,663
その他業務費用	※3 70,979
営業経費	※4 86,802
その他経常費用	※5 24,222
経常利益	62,439
特別利益	※6 635
特別損失	※7 1,381
税金等調整前中間純利益	61,693
法人税、住民税及び事業税	7,615
法人税等調整額	△15,284
法人税等合計	△7,669
中間純利益	69,362
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△4
親会社株主に帰属する中間純利益	69,366

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	69,362
その他の包括利益	46,002
その他有価証券評価差額金	36,669
繰延ヘッジ損益	9,855
為替換算調整勘定	△7
退職給付に係る調整額	△751
持分法適用会社に対する持分相当額	236
中間包括利益	115,364
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	115,369
非支配株主に係る中間包括利益	△4

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本合計
当期首残高	512,204	72,961	390,305	△1,639	—	973,831
当期変動額						
減資	—	—				—
剰余金の配当		—	△2,449			△2,449
親会社株主に帰属する当期純利益			57,924			57,924
自己株式の取得				△123,604		△123,604
自己株式の処分		△5,802		61,802		55,999
自己株式の消却		△1,638		1,638		—
自己株式申込証拠金の増加					9,333	9,333
自己株式申込証拠金の減少					△9,333	△9,333
利益剰余金から資本剰余金への振替		7,441	△7,441			—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△6				△6
連結子会社増加による減少高			△0			△0
連結子会社減少による減少高			△962			△962
持分法適用関連会社増加による増加高			1,034			1,034
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△6	48,104	△60,163	—	△12,064
当期末残高	512,204	72,954	438,410	△61,802	—	961,767

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	△20,811	△4,330	11,703	1,605	△11,833	4,507	966,506
当期変動額							
減資							—
剰余金の配当							△2,449
親会社株主に帰属する当期純利益							57,924
自己株式の取得							△123,604
自己株式の処分							55,999
自己株式の消却							—
自己株式申込証拠金の増加							9,333
自己株式申込証拠金の減少							△9,333
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△6
連結子会社増加による減少高							△0
連結子会社減少による減少高							△962
持分法適用関連会社増加による増加高							1,034
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,321	△2,119	7,741	5,874	12,817	△534	12,283
当期変動額合計	1,321	△2,119	7,741	5,874	12,817	△534	218
当期末残高	△19,490	△6,450	19,445	7,480	984	3,972	966,724

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本合計
当期首残高	512,204	72,954	438,410	△61,802	—	961,767
当期変動額						
減資	△372,204	372,204				—
剰余金の配当		△100,000	△2,160			△102,160
親会社株主に帰属する当期純利益			84,499			84,499
自己株式の取得				△32,000		△32,000
自己株式の処分		8,798		62,534		71,333
自己株式の消却		—		—		—
自己株式申込証拠金の増加					—	—
自己株式申込証拠金の減少					—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—	—			—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4				4
連結子会社増加による減少高			—			—
連結子会社減少による減少高			△164			△164
持分法適用関連会社増加による増加高			—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△372,204	281,007	82,174	30,534	—	21,512
当期末残高	140,000	353,962	520,584	△31,267	—	983,280

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	△19,490	△6,450	19,445	7,480	984	3,972	966,724
当期変動額							
減資							—
剰余金の配当							△102,160
親会社株主に帰属する当期純利益							84,499
自己株式の取得							△32,000
自己株式の処分							71,333
自己株式の消却							—
自己株式申込証拠金の増加							—
自己株式申込証拠金の減少							—
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							4
連結子会社増加による減少高							—
連結子会社減少による減少高							△164
持分法適用関連会社増加による増加高							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22,252	6,794	△18,022	4,617	△28,863	△124	△28,987
当期変動額合計	△22,252	6,794	△18,022	4,617	△28,863	△124	△7,474
当期末残高	△41,742	344	1,422	12,097	△27,878	3,848	959,249

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	140,000	353,962	520,584	△31,267	983,280
当中間期変動額					
剰余金の配当			△43,721		△43,721
親会社株主に帰属する中間純利益			69,366		69,366
自己株式の取得				—	—
自己株式の処分		—		—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		—			—
連結子会社減少による減少高			△263		△263
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	25,382	—	25,382
当中間期末残高	140,000	353,962	545,966	△31,267	1,008,662

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△41,742	344	1,422	12,097	△27,878	—	3,848	959,249
当中間期変動額								
剰余金の配当								△43,721
親会社株主に帰属する中間純利益								69,366
自己株式の取得								—
自己株式の処分								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								—
連結子会社減少による減少高								△263
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	37,089	10,053	△397	△742	46,002	8	106	46,117
当中間期変動額合計	37,089	10,053	△397	△742	46,002	8	106	71,500
当中間期末残高	△4,653	10,397	1,025	11,355	18,124	8	3,954	1,030,749

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,948	99,412
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	13,040	13,611
のれん償却額	3,963	3,657
負ののれん発生益	△1,756	△623
無形資産償却額	458	471
減損損失	434	647
持分法による投資損益（△は益）	741	△11,046
貸倒引当金の増減（△）	7,263	18,612
賞与引当金の増減額（△は減少）	518	878
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△9,268	△10,679
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△1,064	451
睡眠預金払戻損失引当金の増減額（△は減少）	15	△39
睡眠債券払戻損失引当金の増減額（△は減少）	△184	1,532
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△6,340	△3,695
その他の引当金の増減額（△は減少）	22	△129
資金運用収益	△250,207	△292,703
資金調達費用	94,010	134,614
有価証券関係損益（△）	△4,610	△3,134
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△3,680	△5,788
為替差損益（△は益）	△81,409	17,283
固定資産処分損益（△は益）	△82	△2,152
特定取引資産の純増（△）減	△33,373	△69,598
特定取引負債の純増減（△）	21,638	54,654
貸出金の純増（△）減	△887,912	△1,729,897
預金の純増減（△）	1,152,988	2,518,358
譲渡性預金の純増減（△）	423,361	603,286
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	666,074	363,647
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△62,676	△72,637
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	△58,009	△588
コールローン等の純増（△）減	△16,396	△51,037
買入金銭債権の純増（△）減	△52,483	△198,544
コールマネー等の純増減（△）	55,384	479,166
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	163,695	92,873
外国為替の純増（△）減	970	△9,091
短期社債（負債）の純増減（△）	△2,500	51,000
資金運用による収入	241,453	286,730
資金調達による支出	△88,468	△124,995
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	1,014	701
割賦売掛金の純増（△）減	△147,948	△156,840
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△29,876	△47,569
その他	23,625	47,572
小計	1,195,373	1,998,370
法人税等の支払額	△7,210	△13,743
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,188,163	1,984,626

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,525,524	△2,372,308
有価証券の売却による収入	205,429	568,092
有価証券の償還による収入	1,404,120	614,886
金銭の信託の設定による支出	△146,459	△291,289
金銭の信託の解約、売却及び配当による収入	184,890	200,275
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△2,979	△3,762
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△11,273	△11,820
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △10,019	△195
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	654	1,100
子会社株式の条件付取得対価の支払額	△2,490	△25
その他	△574	2,621
投資活動によるキャッシュ・フロー	95,771	△1,292,424
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	426	233
配当金の支払額	△2,449	△87,874
非支配株主への配当金の支払額	△7	△124
自己株式の取得による支出	△123,604	△32,000
自己株式の売却による収入	55,999	71,333
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△29
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,635	△48,461
現金及び現金同等物に係る換算差額	31	△4
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,214,331	643,736
現金及び現金同等物の期首残高	1,913,693	3,128,045
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	20	147
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,128,045	※1 3,771,929

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	61,693
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	6,942
のれん償却額	478
負ののれん発生益	△322
無形資産償却額	195
減損損失	1,269
持分法による投資損益（△は益）	△7,360
貸倒引当金の増減（△）	△2,228
賞与引当金の増減額（△は減少）	△5,558
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△606
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△19
睡眠預金払戻損失引当金の増減額（△は減少）	591
睡眠債券払戻損失引当金の増減額（△は減少）	△279
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△1,531
その他の引当金の増減額（△は減少）	124
資金運用収益	△166,562
資金調達費用	102,107
有価証券関係損益（△）	△14,438
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△3,591
為替差損益（△は益）	△9,133
固定資産処分損益（△は益）	38
特定取引資産の純増（△）減	△33,747
特定取引負債の純増減（△）	30,653
貸出金の純増（△）減	△485,560
預金の純増減（△）	1,541,723
譲渡性預金の純増減（△）	137,942
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	54,401
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△19,044
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	△12,029
コールローン等の純増（△）減	43,503
買入金銭債権の純増（△）減	3,056
コールマネー等の純増減（△）	208,920
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	140,356
外国為替の純増（△）減	△2,992
短期社債（負債）の純増減（△）	61,500
資金運用による収入	157,476
資金調達による支出	△87,254
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	250
割賦売掛金の純増（△）減	△27,747
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△12,383
その他	△111,471
小計	1,549,362
法人税等の支払額	△11,609
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,537,753

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,560,707
有価証券の売却による収入	201,708
有価証券の償還による収入	584,059
金銭の信託の設定による支出	△151,971
金銭の信託の解約、売却及び配当による収入	145,344
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△3,116
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△5,445
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△650
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	266
その他	△334
投資活動によるキャッシュ・フロー	△790,847
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△1,800
非支配株主への配当金の支払額	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,807
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	745,098
現金及び現金同等物の期首残高	3,771,929
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△120
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,516,908

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 70社

主要な連結子会社の名称

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生フィナンシャル株式会社

新生信託銀行株式会社

新生インベストメント&ファイナンス株式会社

UDC Finance Limited

ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社(現SBI新生アセットファイナンス株式会社)

(連結の範囲の変更)

Purple Private Debt SCA SICAV-RAIF II - SS Capital Digital Debt I他1社は設立により、ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社他11社は株式取得等により、当連結会計年度から連結しております。

また、新生証券株式会社他1社は清算終了により、Shinsei International Limited他1社は株式売却により、新生企業投資株式会社他12社は出資割合の減少等のため持分法適用の関連会社へ変更したことにより、新生TC成長支援投資事業有限責任組合他8社は出資割合の減少等により、Shinsei NIB (Cayman) Limited他1社は重要性が減少したこと等により、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 42社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他16社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 2社

会社名

株式会社榮開発

株式会社エス・ピーパック

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号)第16項の要件を満たしているため、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 59社

主要な会社名

SBI PEホールディングス株式会社

ニッセン・クレジットサービス株式会社

MB Shinsei Finance Limited Liability Company

(持分法適用の範囲の変更)

新生青山パートナーズ11号投資事業有限責任組合他1社は設立により、SBI PEホールディングス株式会社は株式取得により、新生企業投資株式会社他36社は出資割合の減少等により、持分法を適用しております。

また、SRインベストメント株式会社他2社は清算終了により、株式会社Credd Financeは株式売却により、フェムトグロース・ワン投資事業有限責任組合他19社は出資割合の減少等のため、持分法の適用対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 42社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他16社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 3社

主要な会社名

CSホールディングス株式会社

CSホールディングス株式会社他2社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 47社

6月24日 2社

9月末日 5社

12月16日 2社

12月末日 13社

1月末日 1社

(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち、10社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、2社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社のEasyLend Finance Company Limitedは決算日を12月末日から3月末日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度は2023年1月1日から2024年3月31日までの15カ月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を連結決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	4年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、商標価値は定額法、商権価値（顧客関係）は級数法又は定額法、契約価値（サブリース契約関係）は定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商標価値	20年
商権価値（顧客関係）	8年～20年
契約価値（サブリース契約関係）	契約残存年数

また、のれん及び2010年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として10～20年で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～15年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,208百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（以下、「グレーゾーン金利」という。）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して受け取った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えるために、その必要額を計上するものであります。利息の返還請求は、貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた上限利率により計算した金額を超えるときはその超過部分（以下、「過払利息」という。）について貸金業者は返還することとなります。

当行グループでは、連結子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内の貸付利率で実施しております。しかしながら、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積り、利息返還損失引当金として計上しております。

利息返還損失引当金の算定にあたっては、グレーゾーン金利による貸付金を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは、「過払利息返還の対象となる母集団」（以下、「口座数」という。）に、「当該母集団のうち債務者との和解等により、将来、顧客へ過払利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「返還率」という。）と1口座当たりの過払利息返還見込金額等を、一定期間乗じることにより将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。また、アプラス及びアプラスインベストメントでは、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込金額を乗じることにより、将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。

なお、利息返還損失引当金は、将来の利息返還額を合理的に見積ることにより算定されており、その算定における仮定には、過去の利息返還額の発生状況に係る分析に加え、過払利息返還の対象となる口座数の減少件数、返還率、返還請求件数、1口座又は1顧客当たりの過払利息返還見込金額等が将来どのように遷移していくかについての予想が含まれております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

① 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

信用購入あっせん（包括・個別） 7・8分法

信用保証（保証料契約時一括受領） 7・8分法

信用保証（保証料分割受領） 定額法

(残債方式契約)

信用購入あっせん（包括・個別） 残債方式

信用保証（保証料分割受領） 残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

(イ) 包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入及び年会費収入は「④顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。

(ロ) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

(ハ) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

② リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（2008年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は26百万円増加しております。

③ 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

④ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主としてリテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入、及びアプラスセグメントにおけるペイメント事業の集金代行収入やカード事業（包括信用購入あっせん）の代行手数料収入、並びに昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

また、カード事業（包括信用購入あっせん）の年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっており、国際財務報告基準（IFRS）を適用している一部の在外連結子会社については、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益（「繰延ヘッジ損益」に含めて計上）として認識し、ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

④ 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象・・・金融資産・負債や外貨建金融資産・負債

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するもの

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(19) グループ通算制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 67社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

東京ネオプリント株式会社他5社は株式取得等により、当連結会計年度から連結しております。

また、SIPF B.V. 他2社は清算終了により、ファイナンシャル・ジャパン株式会社は株式売却により、エイシン産業株式会社他2社は吸収合併等により、株式会社エス・エル・ミュー他1社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 37社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他11社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 1社

会社名

株式会社エス・ピーバック

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第16項の要件を満たしているため、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 51社

主要な会社名

NECキャピタルソリューション株式会社

SBI PEホールディングス株式会社

ニッセン・クレジットサービス株式会社

MB Shinsei Consumer Credit Finance Limited Liability Company

(持分法適用の範囲の変更)

新生青山パートナーズ12号投資事業有限責任組合他2社は設立により、NECキャピタルソリューション株式会社は株式取得により、持分法を適用しております。

また、新生青山パートナーズ8号投資事業有限責任組合他2社は清算終了により、合同会社RLSプロジェクト他8社は重要な影響力の喪失により、持分法の適用対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 37社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他11社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 48社

6月24日 2社

6月末日 2社

9月末日 4社

12月16日 2社

12月末日 9社

(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち、13社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、1社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社のUDC Finance Limitedは決算日を12月末日から3月末日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度は2024年1月1日から2025年3月31日までの15カ月間を連結し、決算期変更に伴う影響額は損益計算書を通して調整しております。当該子会社の2024年1月1日から2024年3月31日までの経常収益は9,952百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,956百万円であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を連結決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	4年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、商標価値は定額法、商権価値（顧客関係）は級数法又は定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商標価値	20年
商権価値（顧客関係）	8年～20年

また、のれん及び2010年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として1～20年で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～15年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は53,462百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（以下、「グレーゾーン金利」という。）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して受け取った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えるために、その必要額を計上するものであります。利息の返還請求は、貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払いを遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた上限利率により計算した金額を超えるときはその超過部分（以下、「過払利息」という。）について貸金業者は返還することとなります。

当行グループでは、連結子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内の貸付利率で実施しております。しかしながら、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積り、利息返還損失引当金として計上しております。

利息返還損失引当金の算定にあたっては、グレーゾーン金利による貸付金を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは、「過払利息返還の対象となる母集団」（以下、「口座数」という。）に、「当該母集団のうち債務者との和解等により、将来、顧客へ過払利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「返還率」という。）と1口座当たりの過払利息返還見込金額等を、一定期間乗じることにより将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。また、アプラス及びアプラスインベストメントでは、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込金額を乗じることにより、将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。

なお、利息返還損失引当金は、将来の利息返還額を合理的に見積ることにより算定されており、その算定における仮定には、過去の利息返還額の発生状況に係る分析に加え、過払利息返還の対象となる口座数の減少件数、返還率、返還請求件数、1口座又は顧客当たりの過払利息返還見込金額等が将来どのように遷移していくかについての予想が含まれております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により
按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

① 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

信用購入あっせん（包括・個別） 7・8分法

信用保証（保証料契約時一括受領） 7・8分法

信用保証（保証料分割受領） 定額法

(残債方式契約)

信用購入あっせん（包括・個別） 残債方式

信用保証（保証料分割受領） 残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

(イ) 包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入及び年会費収入は「④顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。

(ロ) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

(ハ) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

② リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（2008年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は34百万円増加しております。

③ 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

④ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主としてリテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入、及びアプラスセグメントにおけるペイメント事業の集金代行収入やカード事業（包括信用購入あっせん）の代行手数料収入、並びに昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

また、カード事業（包括信用購入あっせん）の年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっており、国際財務報告基準（IFRS）を適用している一部の在外連結子会社については、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益（「繰延ヘッジ損益」に含めて計上）として認識し、ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(19) グループ通算制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度 (2024年3月31日)	
貸倒引当金	126,058百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、債務者区分に応じて、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

貸出金等の債権のうち不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該対象不動産の評価は、マーケット動向及び個別案件ごとの足許の稼働状況を勘案した収入、空室率、割引率等の仮定に基づき行っております。

また、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整(将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等)を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような不動産評価における仮定、及び債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込等の仮定は、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当連結会計年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、従来、不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響(特に中国からの訪日外客を要因としたインバウンド需要の回復の遅れによる業績への影響)を強く受けているホテルについては、その影響が今後も数年程度続くと想定し、足許の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しておりました。当連結会計年度末においては、足許のインバウンド需要は新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準に回復しており、上記のホテルはインバウンド需要の回復の遅れによる業績への影響を受けていないため、他の対象不動産と同様の仮定に基づき評価しております。

2. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度 (2024年3月31日)	
利息返還損失引当金	24,228百万円

当連結会計年度末時点において、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、利息返還損失引当金の必要額を見積った結果、連結貸借対照表において利息返還損失引当金24,228百万円(内訳は、新生フィナンシャル17,412百万円、新生パーソナルローン1,611百万円、アプラス3,660百万円、アプラスインベストメント1,544百万円)を計上しております。また、連結損益計算書において利息返還損失引当金戻入益410百万円(内訳は、新生フィナンシャルにおいて計上される利息返還損失引当金戻入益534百万円、新生パーソナルローンで計上される利息返還損失引当金繰入額124百万円)を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行グループは、連結子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて利息返還損失引当金を計上しており、その算出方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (13) 利息返還損失引当金の計上基準」に記載しております。

近時では過払利息返還の対象となる母集団の口座数の減少や債務者等の代理人となる弁護士事務所及び司法書士事務所の広報活動に対する反応が鈍くなり、グレーゾーン金利に関する取引履歴開示請求の件数や過払利息返還額は減少傾向で推移しており、過払利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的となるものと認識しております。他方、利息返還損失引当金は、過払利息返還の対象となる口座数の減少件数、返還率、返還請求件数、1口座又は顧客当たりの過払利息返還見込金額等についての将来の遷移を見積って算定しており、現時点での予想と異なる将来の環境変化等が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において利息返還損失引当金は増減する可能性があります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	144,310百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

貸出金等の債権のうち不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該対象不動産の評価は、マーケット動向及び個別案件ごとの足許の稼働状況を勘案した収入、空室率、割引率等の仮定に基づき行っております。

また、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような不動産評価における仮定、及び債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込等の仮定は、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当連結会計年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金は増減する可能性があります。

2. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
利息返還損失引当金	20,532百万円

当連結会計年度末時点において、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、利息返還損失引当金の必要額を見積った結果、連結貸借対照表において利息返還損失引当金20,532百万円（内訳は、新生フィナンシャル14,125百万円、新生パーソナルローン1,727百万円、アプラス3,384百万円、アプラスインベストメント1,296百万円）を計上しております。また、連結損益計算書において利息返還損失引当金繰入額501百万円（内訳は、新生パーソナルローンにおいて計上される利息返還損失引当金繰入額501百万円）を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行グループは、連結子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて利息返還損失引当金を計上しており、その算出方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (13) 利息返還損失引当金の計上基準」に記載しております。

近時では過払利息返還の対象となる母集団の口座数の減少や債務者等の代理人となる弁護士事務所及び司法書士事務所の広報活動に対する反応が鈍くなり、グレーゾーン金利に関する取引履歴開示請求の件数や過払利息返還額は減少傾向で推移しており、過払利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的となるものと認識しております。他方、利息返還損失引当金は、過払利息返還の対象となる口座数の減少件数、返還率、返還請求件数、1口座又は顧客当たりの過払利息返還見込金額等についての将来の遷移を見積って算定しており、現時点での予想と異なる将来の環境変化等が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において利息返還損失引当金は増減する可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(利息返還損失引当金)

当行の連結子会社である新生フィナンシャルにおいて、利息返還損失引当金の算定に関して、前連結会計年度までは過払利息返還の先行指標である「過払利息返還の対象となる母集団のうち弁護士事務所・司法書士事務所の介入等により、将来、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率」（以下、「介入率」という。）を使用しておりましたが、当該母集団の大部分が完済等による最終取引日から10年を経過した時効債権もしくは貸付停止後10年超経過による過払時効債権となり、介入後に過払利息返還に至らないケースも増えてきたことから当連結会計年度より「当該母集団のうち債務者との和解等により、将来、顧客へ過払利息返還なされるであろう比率」（以下、「返還率」という。）を使用しております。

過払利息返還額は減少のトレンドにあるものの、直近の実績における介入率は一定水準で推移していることから、過払利息返還実績のトレンドと符合している返還率の使用に変更することが将来予測に当たっては合理的であると判断したものです。

上記の見積り方法の変更の結果、利息返還損失引当金は従来の方法による計算結果と比較して1,798百万円減少しており、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,798百万円増加しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「法人税等会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「税効果適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、税効果適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設又は改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の税金費用の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

2025年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設又は改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（A種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額）

当行は、2023年5月12日付で、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で締結した「公的資金の取扱いに関する契約書」において、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が当行より回収すべき公的資金の残額（以下、「要回収額」という。）が合計で349,374百万円であることを確認しました。また、2023年10月2日を効力発生日とした株式併合により生じた1株未満の端数合計について、当該効力発生日において預金保険機構が保有していた当行株式のうち1株に満たない端数に対応する買取代金として、2024年2月9日に19,356百万円を同機構に交付することで、当行は公的資金の一部を返済いたしました。

その後、当行は、2025年3月7日付で、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で、預金保険機構が保有する普通株式の全てをA種優先株式に、株式会社整理回収機構が保有する普通株式の全てをB種優先株式に変更し、その返済を優先株式に対するその他資本剰余金からの配当によって行うこと等を約する「確定返済スキームに関する合意書」を締結いたしました。本合意書に基づき、B種優先株式に対する特別配当により、2025年3月28日に100,000百万円を返済いたしました。

その結果、当連結会計年度末におけるA種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額は合計で230,018百万円であります。

（A種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の完済）

2025年7月31日付で、当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当行が発行するA種優先株式の全てを預金保険機構から、同B種優先株式の全てを株式会社整理回収機構からそれぞれ取得しました。

これにより、公的資金230,018百万円は完済となりました。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
株式	8,972百万円	49,206百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(4,911百万円)	(4,748百万円)
出資金	14,183百万円	13,848百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	1,547百万円	1,155百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	25,908百万円	28,331百万円
危険債権額	27,135百万円	36,371百万円
三月以上延滞債権額	446百万円	838百万円
貸出条件緩和債権額	64,480百万円	58,670百万円
合計額	117,971百万円	124,212百万円

また、上記のほか、割賦売掛金については次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,822百万円	8,183百万円
危険債権額	1,024百万円	1,312百万円
三月以上延滞債権額	1,072百万円	1,140百万円
貸出条件緩和債権額	2,386百万円	2,228百万円
合計額	11,305百万円	12,865百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
658百万円	159百万円

※５．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の残高の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
7,933百万円	11,528百万円

原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
15,453百万円	24,422百万円

※６．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	227百万円
金銭の信託	3,590百万円	1,800百万円
有価証券	566,107百万円	1,246,005百万円
貸出金	1,357,370百万円	2,170,226百万円
割賦売掛金	167,129百万円	168,144百万円
リース債権及びリース投資資産	8,936百万円	7,834百万円
有形固定資産	一百万円	412百万円
担保資産に対応する債務		
預金	932百万円	1,215百万円
売現先勘定	一百万円	329,109百万円
債券貸借取引受入担保金	383,794百万円	476,668百万円
借用金	945,829百万円	1,286,645百万円
社債	217,721百万円	203,477百万円
その他負債	16百万円	15百万円
支払承諾	76百万円	70,121百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	3,320百万円	51,252百万円

また、連結貸借対照表上の「その他資産」には、金融商品等差入担保金、全銀ネット差入担保金、保証金及び先物取引差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
金融商品等差入担保金	151,107百万円	144,753百万円
全銀ネット差入担保金	40,000百万円	一百万円
保証金	8,033百万円	8,527百万円
先物取引差入証拠金	1,685百万円	1,483百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	2,995,712百万円	3,561,020百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,528,385百万円	2,979,822百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	73,475百万円	71,857百万円

※9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額	21百万円	21百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※10. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

※11. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	8,881百万円	7,702百万円

※12. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
のれん	10,932百万円	6,365百万円
負ののれん	1,268百万円	906百万円
差引額	9,664百万円	5,459百万円

※13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	300百万円	200百万円

※14. 「その他負債」に含まれる企業結合に係る特定勘定の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
38百万円	－百万円

当行の連結子会社である株式会社アプラスによる株式会社クリアパスの子会社化に伴うものであり、将来発生が見込まれる決済事業に係る費用の見込額を企業結合に係る特定勘定として負債計上したものであります。また、当該決済事業の撤退は当連結会計年度にて完了したため、特定勘定の残額を取り崩しております。

15. 連結子会社における営業取引としての偶発債務（動産引取予約）は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1,602百万円	1,509百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31日)
リース収入	82,892百万円	94,051百万円
割賦収入	55,795百万円	65,087百万円
賃貸資産売上	23,004百万円	21,430百万円

※ 2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31日)
持分法による投資利益 (注)	－百万円	11,046百万円
株式等売却益	4,929百万円	6,606百万円
金銭の信託運用益	3,761百万円	5,810百万円

(注) 持分法による投資利益には、2024年10月にNECキャピタルソリューション株式会社を持分法適用関連会社としたことに伴い発生した、負ののれん相当額11,704百万円を含んでおります。詳細については、「企業結合等関係 (追加情報)」をご参照ください。

※ 3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31日)
リース原価	73,799百万円	83,174百万円
賃貸資産処分原価	14,345百万円	18,796百万円
外国為替売買損	21,209百万円	13,014百万円

※ 4. その他の営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31日)
人件費	67,214百万円	63,678百万円

※ 5. その他の経常費用には次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31日)
のれん一時償却 (注)	1,480百万円	－百万円

(注) 「持分法会計に関する実務指針」(移管指針第7号 2024年7月1日)第9項なお書き及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(移管指針第4号 2024年7月1日)第32項の規定に基づき、持分法適用関連会社に係るのれん相当額を一時償却したものであります。

※6. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
子会社清算益	－百万円	18,232百万円
特定勘定取崩益（注）	768百万円	－百万円
（注）企業結合に係る特定勘定取崩益は、当行の連結子会社である株式会社アプラスによる株式会社クリアパスの子会社化に伴い、将来発生が予測される決済事業の撤退に対応したものでありますが、前連結会計年度末に見直した結果、当連結会計年度末以降において発生しないことが明らかになった費用を取り崩したものであります。		

※7. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
持分変動損失	164百万円	－百万円
子会社株式売却損	114百万円	－百万円

※8. 減損損失には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

減損損失には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
北海道、広島県等	支店店舗等	建物及び その他の有形固定資産	10
東京都、大阪府、福岡県等	システム関連資産等	その他の有形固定資産、 その他資産、 ソフトウェア及び 無形リース資産	424
計			434

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、当行及び一部の連結子会社では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは10百万円、その他の有形固定資産に関するものは8百万円、その他資産に関するものが0百万円、ソフトウェア及び無形リース資産に関するものは415百万円であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

減損損失には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
兵庫県、東京都、茨城県等	支店店舗等	建物及び その他の有形固定資産	381
東京都、福岡県、茨城県等	システム関連資産等	その他の有形固定資産、 ソフトウェア及び 無形リース資産	265
計			647

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、当行及び一部の連結子会社では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは285百万円、その他の有形固定資産に関するものは257百万円、ソフトウェア及び無形リース資産等に関するものは103百万円であります。

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	6,793	△20,389
組替調整額	△5,387	△2,265
法人税等及び税効果調整前	1,405	△22,654
法人税等及び税効果額	△67	97
その他有価証券評価差額金	1,338	△22,556
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△42,110	△33,964
組替調整額	40,597	44,094
法人税等及び税効果調整前	△1,513	10,129
法人税等及び税効果額	△606	△3,854
繰延ヘッジ損益	△2,119	6,274
為替換算調整勘定		
当期発生額	9,657	△527
組替調整額	△2,160	△17,523
法人税等及び税効果調整前	7,497	△18,050
法人税等及び税効果額	205	—
為替換算調整勘定	7,703	△18,050
退職給付に係る調整額		
当期発生額	8,601	8,275
組替調整額	△401	△1,007
法人税等及び税効果調整前	8,199	7,268
法人税等及び税効果額	△2,325	△2,624
退職給付に係る調整額	5,874	4,644
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△383	763
組替調整額	430	57
法人税等及び税効果調整前	47	821
法人税等及び税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	47	821
その他の包括利益合計	12,843	△28,866

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	205,034,689	50	205,034,679	60	(注) 2、3
合計	205,034,689	50	205,034,679	60	
自己株式					
普通株式	889,718	1,151	890,863	6	(注) 4、5
合計	889,718	1,151	890,863	6	

(注) 1. 当行は2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。

また、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。

2. 発行済株式の株式数の増加は、株式分割による増加であります。

3. 発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少889,915株（株式併合前889,915株）、株式併合による減少204,144,764株（株式併合前204,144,764株）であります。

4. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加535株（株式併合前535株）、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加604株（株式併合前604株）、株式併合による1株未満の端数の買取による増加2株及び株式分割による増加10株であります。

5. 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少889,915株（株式併合前889,915株）、株式併合による減少942株及び第三者割当による自己株式の処分による減少6株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	2,449	利益剰余金	12.00	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	2,160	利益剰余金	40,000,000.00	2024年3月31日	2024年6月27日

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	60	—	12	48	(注) 1
A種優先株式	—	6	—	6	(注) 2
B種優先株式	—	6	—	6	(注) 3
合計	60	12	12	60	
自己株式					
普通株式	6	3	6	3	(注) 4、5
合計	6	3	6	3	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少12株は、「確定返済スキームに関する合意書」に基づく公的資金に係る返済スキームの一環として、預金保険機構が保有する当行の普通株式をA種優先株式へ変更したことによる減少6株、及び株式会社整理回収機構が保有する当行の普通株式をB種優先株式へ変更したことによる減少6株であります。

2. A種優先株式の発行済株式の株式数の増加は、預金保険機構が保有する当行の普通株式をA種優先株式へ変更したことによる増加であります。

3. B種優先株式の発行済株式の株式数の増加は、株式会社整理回収機構が保有する当行の普通株式をB種優先株式へ変更したことによる増加であります。

4. 自己株式の株式数の増加は、特定の株主からの自己株式の取得による増加であります。

5. 自己株式の株式数の減少は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	2,160	利益剰余金	40,000,000.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2025年3月25日 取締役会	B種優先株式	100,000	資本剰余金	16,666,666,667.00	—	2025年3月28日

(注) B種優先株式への配当は、「確定返済スキームに関する合意書」に基づく公的資金に係る返済スキームの一環として行った特別配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	1,800	利益剰余金	40,000,000.00	2025年3月31日	2025年6月27日

※１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	3,273,282百万円	3,916,744百万円
有利息預け金（日本銀行への預け金を除く）	△145,236百万円	△144,814百万円
現金及び現金同等物	3,128,045百万円	3,771,929百万円

※２．株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の取得により新たにダイヤモンドアセットファイナンス株式会社（現SBI新生アセットファイナンス株式会社）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びにダイヤモンドアセットファイナンス株式会社の取得価額とダイヤモンドアセットファイナンス株式会社取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	198,119
うち、貸出金	180,495
負債	△186,667
うち、借入金	△182,745
負ののれん発生益	△1,451
取得価額	10,000
被買収会社の現金及び現金同等物	△20
差引：取得による支出	9,980

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース資産の内容

所有権移転ファイナンス・リース取引

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
リース料債権部分	196,504
見積残存価額部分	5,198
受取利息相当額	△24,716
その他	609
リース投資資産	177,595

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	18,074	50,808
1年超2年内	17,878	43,573
2年超3年内	10,594	36,404
3年超4年内	6,710	24,578
4年超5年内	5,186	16,216
5年超	5,161	24,922
合 計	63,607	196,504

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1 年内	3,908
1 年超	2,771
合 計	6,680

(注) 国際財務報告基準 (IFRS) 第16号「リース」を適用している在外連結子会社について、連結貸借対照表上に計上しているリース取引を上表に含めて表示しており、その金額は「1 年内」153百万円、「1 年超」390百万円となります。

(貸手側)

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1 年内	7,913
1 年超	24,895
合 計	32,808

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

（借手側）

(1) リース資産の内容

所有権移転ファイナンス・リース取引

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（貸手側）

(1) リース投資資産の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
リース料債権部分	246,363
見積残存価額部分	6,238
受取利息相当額	△29,518
その他	563
リース投資資産	223,647

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	22,065	62,880
1年超2年内	14,952	55,079
2年超3年内	10,172	43,328
3年超4年内	8,254	32,973
4年超5年内	6,184	22,116
5年超	3,955	29,983
合 計	65,584	246,363

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	4,589
1年超	5,441
合 計	10,031

(注) 国際財務報告基準 (IFRS) 第16号「リース」を適用している在外連結子会社について、連結貸借対照表上に計上しているリース取引を上表に含めて表示しており、その金額は「1年内」144百万円、「1年超」1,774百万円となります。

(貸手側)

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	8,149
1年超	23,245
合 計	31,395

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほか消費者金融ファイナンス業務及びコマースファイナンス業務等、総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

2024年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約15%であります。また、不動産業分野の占める割合は約14%ですが、そのうち約2割はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産)

連結子会社の保有する割賦売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

② 金融負債

当行グループの主な金融負債は預金であり、金利リスクのほか、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等の資金流動性リスクに晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③ デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

(イ) 金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
(ロ) 通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
(ハ) 株式関連	株式指数先物、株式指数オプション等
(ニ) 債券関連	債券先物、債券先物オプション
(ホ) クレジット・デリバティブ	クレジット・デフォルト・オプション等

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (イ) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティ等の変動によって損失を被るリスク
- (ロ) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (ハ) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種社内規程体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進担当と審査担当の権限者による一致によってのみ決裁され、審査担当に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、セグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期ごとにグループリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引等の市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しており、デリバティブ取引の評価に反映させております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各グループ会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行のグループ個人業務リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標等を分析及び評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各グループ会社のリスク管理責任者と協議し、必要な施策を実施しております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期ごとにグループリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、資産・負債をトレーディング業務及びバンキング業務に分類し、市場取引統轄委員会でトレーディング業務、バンキング勘定における市場性の有価証券取引及びデリバティブ取引（以下、「証券投資業務」という。）のレビュー及び意思決定を行っており、グループALM委員会で主としてバンキング業務の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っております。

トレーディング業務及び証券投資業務のバリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）等の限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー」に基づきグループリスクポリシー委員会により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスやグループ統合リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っておりま

す。

また、金利感応度を有するバンキング業務の資産・負債の金利リスク管理は、「グループALMポリシー」に基づきグループALM委員会により運営されております。

グループ統合リスク管理部は、トレーディング及びバンキング業務における市場リスクを適切にモニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。トレーディング業務の業務執行は市場金融部、証券投資業務は証券投資部が行い、バンキング業務に起因するバランスシートの運営はグループトレジャリー部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

(イ) トレーディング業務の市場リスク量

当行グループでは、トレーディング業務における市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（原則として、保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

2024年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で470百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ロ) バンキング業務の市場リスク量

当行グループでは、証券投資業務の市場リスクの定量分析にはトレーディング業務と同様にVaRを利用しており、算定方法も原則としてトレーディング業務にて採用している方法と同じであります。

2024年3月31日現在で当行グループの証券投資業務のVaRは、15,578百万円であります。

また、当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうちトレーディング業務以外に分類される債券、「貸出金」、「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「預金」、「譲渡性預金」、「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング業務以外に分類される金利スワップ取引等であります。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利変動リスクの定量的分析に、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB）にて定義される金利ショックシナリオに基づき算定された経済価値の変動額（以下、「 Δ EVE」という。）を利用しております。2024年3月31日現在の金利ショックシナリオごとの Δ EVEについては、金利カーブ上方パラレルシフトの Δ EVEは54,515百万円の価値減少、下方パラレルシフトの Δ EVEは664百万円の価値減少、スティープニングシナリオの Δ EVEは42,350百万円の価値減少であります。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについては、経営層によるレビュー及び意思決定機関であるグループALM委員会が、資金ギャップ枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、資金流動性リスクの管理を行っております。また、「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

市場流動性リスクについては、市場性商品の属性に鑑み、必要に応じて保有限度枠を設定しモニタリングを行っております。また、トレーディング勘定においては、市場流動性に係るコストを月次で計測しており、デリバティブ取引の評価に際しては当該コストを反映させております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	9,389	9,389
金銭の信託	—	5,457	133,258	138,715
有価証券	358,515	470,425	189,991	1,018,932
売買目的有価証券	—	—	0	0
その他有価証券	358,515	470,425	189,991	1,018,932
株式	7,817	2,393	—	10,211
国債	327,433	—	—	327,433
地方債	—	2,188	—	2,188
社債	—	42,492	103,037	145,529
外国証券(*1)	23,263	137,779	86,280	247,323
その他(*1)	—	285,573	673	286,247
資産計	358,515	475,883	332,638	1,167,037
デリバティブ取引(*2) (*3)	13	△47,767	△39,787	△87,541
金利関連	—	36,326	△20,238	16,088
通貨関連	—	△84,478	△19,549	△104,028
債券関連	13	—	—	13
クレジット・デリバティブ	—	384	—	384

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は1,314百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△97,315百万円であります。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金、短期社債は短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
買入金銭債権	－	－	82,050	82,050	81,114	936
金銭の信託（*1）	－	14,005	229,313	243,318	239,472	3,846
有価証券	121,272	－	383,211	504,483	497,520	6,963
満期保有目的の債券	121,272	－	383,211	504,483	497,520	6,963
国債	118,003	－	－	118,003	119,945	△1,942
外国証券	3,269	－	383,211	386,480	377,574	8,905
貸出金（*2）	－	3,997,875	3,763,647	7,761,523	7,717,469	44,053
割賦売掛金（*3）	－	157,614	1,052,156	1,209,770	1,190,534	19,235
リース債権及びリース投資資産（*4）	－	4,930	243,108	248,038	234,752	13,286
資産計	121,272	4,174,426	5,753,486	10,049,185	9,960,863	88,321
預金	－	7,052,531	1,933,428	8,985,959	8,992,787	6,828
譲渡性預金	－	－	2,552,125	2,552,125	2,552,195	69
借入金	－	899,316	374,471	1,273,788	1,274,744	956
社債	－	317,518	－	317,518	317,721	202
負債計	－	8,269,367	4,860,025	13,129,392	13,137,449	8,056

（単位：百万円）

区分	時価				契約額等
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	
その他 債務保証契約（*5）	－	△199	△15,397	△15,596	665,306

（*1）金銭の信託に対応する貸倒引当金を1,013百万円控除しております。

（*2）貸出金に対応する貸倒引当金を71,444百万円控除しております。貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、24,228百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

（*3）割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を20,174百万円、貸倒引当金を22,508百万円控除しております。

（*4）リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を991百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を5,533百万円控除しております。

（*5）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

その他の取引については、主に貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価とし、また、債権の性質上短期のものについては、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、現在価値技法等によって算定した価格を時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に外国債券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、主に独立した第三者等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスク、その他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した割引率により割り引いて時価を算定しております。

また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、実績元利回収率をもとに見積ったキャッシュ・フローを、業界団体等より公表されている指標を考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

当座預金、普通預金等、預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、その他の預金で預入期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利、あるいは同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。

店頭取引については、主に金利や為替レート、ボラティリティ等をインプットとし、現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、デリバティブ取引の評価には、流動性リスク、取引相手方に関する信用リスク調整（以下、「CVA」という。）及び、当行に関する信用リスク調整（以下、「DVA」という。）を反映させております。CVA・DVAの計算においては、市場で観察されたCDSスプレッドもしくは、推定したスプレッドから算出される倒産確率を考慮しております。取引相手との担保差入による信用リスク軽減、また、各契約のネットティング効果によるリスク軽減も考慮しております。

時価のレベル分類については、取引所取引は主にレベル1の時価に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	0.0%	0.0%
		倒産確率	1.1%	1.1%
		回収率	0.0%	0.0%
		割引率	1.2%－16.9%	1.3%
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	2.4%－5.8%	5.6%
		倒産確率	0.0%－3.7%	1.8%
		回収率	30.0%－100.0%	80.2%
		割引率	0.4%－19.4%	0.4%
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	5.0%－20.0%	17.1%
		倒産確率	0.0%－2.0%	1.6%
		回収率	0.0%－91.1%	73.2%
		割引率	0.4%－6.2%	0.9%
デリバティブ取引				
金利関連	現在価値技法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0%－85.0%	－
		金利為替間相関係数	8.0%－38.0%	－
		回収率	35.0%－74.0%	－
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0%－74.0%	－

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権	12,342	64	△10	△3,006	－	－	9,389	△18
金銭の信託	152,570	1,365	1,049	△21,727	－	－	133,258	67
有価証券	181,498	11,681	1,434	△4,623	－	－	189,991	－
資産計	346,411	13,110	2,473	△29,356	－	－	332,638	49
デリバティブ取引	△20,017	△22,469	－	2,699	－	－	△39,787	△22,101
金利関連	△13,196	△9,737	－	2,695	－	－	△20,238	△8,306
通貨関連	△6,821	△12,732	－	4	－	－	△19,549	△13,794

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性を確認しております。また、ミドル部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とするリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、2種変数間の変動の関係性を示す指標であります。相関係数の著しい変動は、原資産の性質に応じて、デリバティブの時価の著しい上昇（下落）を生じさせる可能性があります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等 (*1) (*3)	29,145
② 組合出資金等 (*2) (*3)	45,739
合計	74,885

(*1) 市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等には、匿名組合、投資事業組合への出資金等が含まれ、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等について218百万円、組合出資金等について2,264百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	3,269,043	—	—	—
コールローン及び買入手形	44,698	—	—	—
買入金銭債権	50,467	5,350	—	34,818
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	58,265	439,279
うち国債	—	—	55,000	65,000
その他	—	—	3,265	374,279
其他有価証券のうち満期があるもの	145,212	26,499	161,374	381,936
うち国債	133,300	—	80,000	116,000
地方債	—	2,200	—	—
社債	6,983	13,423	72,840	55,484
その他	4,929	10,876	8,533	210,451
貸出金	2,041,790	1,765,446	1,401,577	2,529,845
割賦売掛金	255,813	360,107	251,986	326,315
リース債権及びリース投資資産	61,020	100,395	49,879	28,632
合計	5,868,046	2,257,799	1,923,082	3,740,828

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	7,711,924	526,762	636,613	117,487
譲渡性預金	2,551,995	200	—	—
コールマネー及び売渡手形	63,033	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	383,794	—	—	—
借入金	221,490	146,307	848,527	58,419
短期社債	31,000	—	—	—
社債	70,000	30,000	5,254	212,466
合計	11,033,238	703,270	1,490,395	388,372

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務等、総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点を置くとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

（貸出金）

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

2025年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約14%であります。また、不動産業分野の占める割合は約14%であります。そのうち約2割はノンリコースローンであります。

（有価証券）

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

（買入金銭債権、金銭の信託）

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

（割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産）

連結子会社の保有する割賦売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

② 金融負債

当行グループの主な金融負債は預金であり、金利リスクのほか、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等の資金流動性リスクに晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③ デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

（イ）金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
（ロ）通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
（ハ）株式関連	株式指数先物、株式指数オプション等
（ニ）債券関連	債券先物、債券先物オプション
（ホ）クレジット・デリバティブ	クレジット・デフォルト・オプション等

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (イ) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティ等の変動によって損失を被るリスク
- (ロ) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (ハ) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種社内規程体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進担当と審査担当の権限者による一致によってのみ決裁され、審査担当に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、セグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期ごとにグループリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引等の市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しており、デリバティブ取引の評価に反映させております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各グループ会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行のグループ個人業務リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標等を分析及び評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各グループ会社のリスク管理責任者と協議し、必要な施策を実施しております。

さらに、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期ごとにグループリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、資産・負債をトレーディング業務及びバンキング業務に分類し、市場取引統轄委員会でトレーディング業務、バンキング勘定における市場性の有価証券取引及びデリバティブ取引（以下、「証券投資業務」という。）のレビュー及び意思決定を行っており、グループALM委員会で主としてバンキング業務の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っております。

トレーディング業務及び証券投資業務のバリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）等の限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー」に基づきグループリスクポリシー委員会により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスやグループ統合リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っておりま

す。

また、金利感応度を有するバンキング業務の資産・負債の金利リスク管理は、「グループALMポリシー」に基づきグループALM委員会により運営されております。

グループ統合リスク管理部は、トレーディング及びバンキング業務における市場リスクを適切にモニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。トレーディング業務の業務執行は市場金融部、証券投資業務は証券投資部が行い、バンキング業務に起因するバランスシートの運営はグループトレジャリー部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

(イ) トレーディング業務の市場リスク量

当行グループでは、トレーディング業務における市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（原則として、保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

2025年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で457百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ロ) バンキング業務の市場リスク量

当行グループでは、証券投資業務の市場リスクの定量分析にはトレーディング業務と同様にVaRを利用しており、算定方法も原則としてトレーディング業務にて採用している方法と同じであります。

2025年3月31日現在で当行グループの証券投資業務のVaRは、19,890百万円であります。

また、当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうちトレーディング業務以外に分類される債券、「貸出金」、「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「預金」、「譲渡性預金」、「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング業務以外に分類される金利スワップ取引等であります。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利変動リスクの定量的分析に、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB）にて定義される金利ショックシナリオに基づき算定された経済価値の変動額（以下、「 Δ EVE」という。）を利用しております。2025年3月31日現在の金利ショックシナリオごとの Δ EVEについては、金利カーブ上方パラレルシフトの Δ EVEは68,782百万円の価値減少、下方パラレルシフトの Δ EVEは190百万円の価値減少、スティープニングシナリオの Δ EVEは51,386百万円の価値減少であります。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについては、経営層によるレビュー及び意思決定機関であるグループALM委員会が、資金ギャップ枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、資金流動性リスクの管理を行っております。また、「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

市場流動性リスクについては、市場性商品の属性に鑑み、必要に応じて保有限度枠を設定しモニタリングを行っております。また、トレーディング勘定においては、市場流動性に係るコストを月次で計測しており、デリバティブ取引の評価に際しては当該コストを反映させております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	58,945	58,945
金銭の信託	—	4,067	124,033	128,101
有価証券	306,656	968,370	218,087	1,493,114
売買目的有価証券	—	—	0	0
その他有価証券	306,656	968,370	218,087	1,493,114
株式	4,067	1,428	—	5,495
国債	257,356	—	—	257,356
地方債	—	2,170	—	2,170
社債	—	30,904	125,927	156,831
外国証券(*1)	45,232	171,209	91,217	307,660
その他(*1)	—	762,656	943	763,600
資産計	306,656	972,438	401,067	1,680,161
デリバティブ取引(*2) (*3)	24	40,933	△64,919	△23,961
金利関連	—	69,314	△40,822	28,492
通貨関連	—	△28,671	△24,097	△52,768
債券関連	24	—	—	24
クレジット・デリバティブ	—	290	—	290

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は1,439百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△51,567百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、短期社債は短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
買入金銭債権	－	－	231,192	231,192	230,002	1,190
金銭の信託（*1）	－	23,176	325,305	348,482	345,277	3,205
有価証券	633,879	－	590,660	1,224,540	1,243,915	△19,375
満期保有目的の債券	606,768	－	590,660	1,197,428	1,203,713	△6,284
国債	603,500	－	－	603,500	610,076	△6,575
外国証券	3,268	－	590,660	593,928	593,636	291
関連会社株式	27,111	－	－	27,111	40,202	△13,091
貸出金（*2）	－	5,285,751	4,191,024	9,476,775	9,427,366	49,409
割賦売掛金（*3）	－	157,548	1,194,751	1,352,299	1,327,279	25,020
リース債権及びリース投資資産（*4）	－	7,830	288,174	296,004	280,966	15,037
資産計	633,879	5,474,306	6,821,109	12,929,295	12,854,807	74,487
預金	－	8,309,111	3,182,790	11,491,902	11,511,177	19,275
譲渡性預金	－	－	3,156,179	3,156,179	3,155,481	△698
借入金	－	1,220,366	413,257	1,633,624	1,638,865	5,241
社債	－	233,432	10	233,442	233,487	44
負債計	－	9,762,910	6,752,238	16,515,148	16,539,011	23,862

(単位：百万円)

区分	時価				契約額等
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	
その他 債務保証契約（*5）	－	△168	△7,040	△7,209	765,168

(*1) 金銭の信託に対応する貸倒引当金を754百万円控除しております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を77,078百万円控除しております。貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、20,532百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(*3) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を26,963百万円、貸倒引当金を27,210百万円控除しております。

(*4) リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を1,190百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を6,451百万円控除しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

その他の取引については、主に貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価とし、また、債権の性質上短期のものについては、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、現在価値技法等によって算定した価格を時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に外国債券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、主に独立した第三者等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスク、その他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した割引率により割り引いて時価を算定しております。

また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、実績元利回収率をもとに見積ったキャッシュ・フローを、業界団体等より公表されている指標を考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

当座預金、普通預金等、預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、その他の預金で預入期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利、あるいは同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

公募債で市場価格の存在する社債については、当該市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

市場価格のない社債のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては、連結決算日時点の見積りキャッシュ・フローを、連結子会社や外部格付に対応した信用リスクを反映した調達金利によって、割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。

店頭取引については、主に金利や為替レート、ボラティリティ等をインプットとし、現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、デリバティブ取引の評価には、流動性リスク、取引相手方に関する信用リスク調整（以下、「CVA」という。）及び、当行に関する信用リスク調整（以下、「DVA」という。）を反映させております。CVA・DVAの計算においては、市場で観察されたCDSスプレッドもしくは、推定したスプレッドから算出される倒産確率を考慮しております。取引相手との担保差入による信用リスク軽減、また、各契約のネットティング効果によるリスク軽減も考慮しております。

時価のレベル分類については、取引所取引は主にレベル1の時価に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	0.0％－0.2％	0.2％
		倒産確率	0.1％－1.4％	0.3％
		回収率	0.0％－60.0％	50.8％
		割引率	0.4％－16.9％	0.5％
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	0.0％－5.7％	5.5％
		倒産確率	0.0％－5.3％	1.7％
		回収率	30.0％－100.0％	80.1％
		割引率	0.2％－19.4％	0.2％
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	－	－
		倒産確率	1.7％－5.3％	1.7％
		回収率	80.0％	80.0％
		割引率	0.2％	0.2％
デリバティブ取引				
金利関連	現在価値技法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0％－85.0％	－
		金利為替間相関係数	8.0％－38.0％	－
		回収率	35.0％－74.0％	－
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0％－74.0％	－

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価から の振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権	9,389	124	190	49,240	—	—	58,945	3
金銭の信託	133,258	1,471	△253	△10,441	—	—	124,033	△138
有価証券	189,991	△2,500	△189	23,450	7,336	—	218,087	△10
資産計	332,638	△904	△253	62,249	7,336	—	401,067	△145
デリバティブ取引	△39,787	△26,281	—	1,149	—	—	△64,919	△27,013
金利関連	△20,238	△21,672	—	1,088	—	—	△40,822	△20,567
通貨関連	△19,549	△4,609	—	61	—	—	△24,097	△6,445

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、一部の外国証券について時価算定に使用する重要なインプットが観察可能ではなくなったことによる振替であります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性を確認しております。また、ミドル部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とするリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、2種変数間の変動の関係性を示す指標であります。相関係数の著しい変動は、原資産の性質に応じて、デリバティブの時価の著しい上昇（下落）を生じさせる可能性があります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等 (*1) (*3)	27,424
② 組合出資金等 (*2) (*3)	48,401
合計	75,825

(*1) 市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等には、匿名組合、投資事業組合への出資金等が含まれ、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等について494百万円、組合出資金等について1,117百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	3,912,117	—	—	—
コールローン及び買入手形	95,736	—	—	—
買入金銭債権	59,056	2,615	2,523	224,851
有価証券				
満期保有目的の債券	390,000	93,226	66,000	655,388
うち国債	390,000	90,000	66,000	65,000
その他	—	3,226	—	590,388
其他有価証券のうち満期があるもの	15,901	31,343	81,703	598,011
うち国債	—	—	—	271,000
地方債	—	2,200	—	—
社債	8,456	25,278	69,863	58,210
その他	7,445	3,865	11,839	268,800
貸出金	2,629,161	2,051,412	1,708,566	3,063,116
割賦売掛金	281,924	394,924	274,046	390,402
リース債権及びリース投資資産	75,810	113,824	65,701	31,945
合計	7,459,706	2,687,346	2,198,540	4,963,716

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	10,049,707	329,466	1,024,716	107,287
譲渡性預金	3,155,481	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	213,090	—	—	—
売現先勘定	329,109	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	476,668	—	—	—
借入金	552,492	948,368	71,797	66,206
短期社債	82,000	—	—	—
社債	30,010	—	—	203,477
合計	14,888,559	1,277,835	1,096,514	376,970

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年3月31日)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

		当連結会計年度 (2024年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	—
	売買目的の買入金銭債権	△71

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	外国証券	354,580	363,524	8,944
	小計	354,580	363,524	8,944
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	119,945	118,003	△1,942
	外国証券	22,994	22,955	△39
	小計	142,940	140,958	△1,981
合計		497,520	504,483	6,963

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,936	3,931	6,005
	債券	185,765	185,102	662
	国債	174,186	173,696	489
	地方債	—	—	—
	社債	11,579	11,406	172
	その他	283,195	276,526	6,669
	外国証券	89,705	89,373	331
	その他	193,490	187,152	6,337
	小計	478,897	465,560	13,336
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	274	326	△52
	債券	289,386	293,789	△4,402
	国債	153,247	154,263	△1,015
	地方債	2,188	2,200	△11
	社債	133,950	137,325	△3,375
	その他	260,935	289,977	△29,041
	外国証券	157,943	185,269	△27,325
	その他	102,991	104,708	△1,716
	小計	550,596	584,093	△33,496
合計		1,029,494	1,049,654	△20,160

4. 売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,057	4,263	0
債券	126,082	178	36
国債	86,783	170	11
地方債	11,751	7	20
社債	27,548	0	4
その他	74,406	777	445
外国証券	24,290	690	351
その他	50,116	86	93
合計	206,546	5,218	482

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は52百万円（株式52百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分ごとに次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項(7)貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

当連結会計年度（2025年3月31日）

（注1）連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

（注2）「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

		当連結会計年度 (2025年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	—
	売買目的の買入金銭債権	△114

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	外国証券	338,273	338,788	514
	小計	338,273	338,788	514
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	610,076	603,500	△6,575
	外国証券	255,363	255,140	△223
	小計	865,440	858,640	△6,799
合計		1,203,713	1,197,428	△6,284

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,437	3,029	2,407
	債券	33,102	32,795	307
	国債	8,724	8,653	71
	地方債	—	—	—
	社債	24,377	24,142	235
	その他	506,808	504,141	2,666
	外国証券	121,985	120,918	1,067
	その他	384,823	383,223	1,599
	小計	545,348	539,966	5,381
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	58	69	△11
	債券	383,256	400,838	△17,582
	国債	248,631	260,971	△12,339
	地方債	2,170	2,200	△29
	社債	132,454	137,666	△5,212
	その他	624,750	654,953	△30,203
	外国証券	186,109	210,317	△24,207
	その他	438,641	444,636	△5,995
	小計	1,008,065	1,055,861	△47,796
合計		1,553,413	1,595,828	△42,415

4. 売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,125	3,966	3
債券	319,292	479	3,714
国債	294,089	472	2,883
地方債	10,654	4	17
社債	14,548	3	813
その他	266,424	5,659	2,595
外国証券	7,457	—	1,167
その他	258,966	5,659	1,427
合計	591,842	10,105	6,312

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は165百万円（株式154百万円、その他の証券10百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分ごとに次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項(7)貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

(金銭の信託関係)

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,164	86

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	377,036	376,580	455	737	△282

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,463	△51

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	472,669	472,719	△49	678	△728

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△19, 232
その他有価証券 (注)	△19, 688
その他の金銭の信託	455
(△)繰延税金負債	401
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△19, 634
(△)非支配株主持分相当額	59
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	203
その他有価証券評価差額金	△19, 490

(注) 投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 471百万円が含まれております。

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△41, 887
その他有価証券 (注)	△41, 837
その他の金銭の信託	△49
(△)繰延税金負債	303
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△42, 190
(△)非支配株主持分相当額	56
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	503
その他有価証券評価差額金	△41, 742

(注) 投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 578百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（2024年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,485,356	4,049,392	△70,851	△70,851
	受取変動・支払固定	3,996,366	3,558,622	69,679	69,679
	受取変動・支払変動	2,015,311	1,772,162	△1,968	△1,968
	受取固定・支払固定	1,000	1,000	1	1
	金利スワップション				
	売建	502,660	309,660	△1,330	△1,281
	買建	624,874	598,874	22,240	22,112
	金利オプション				
	売建	16,565	16,565	△100	△48
	買建	20,862	20,862	81	81
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	17,751	17,725

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	644,016	441,111	12,500	12,500
	売建	1,102,660	183,946	△38,898	△38,898
	買建	439,063	150,560	40,153	40,153
	通貨オプション				
	売建	683,844	344,399	△36,001	△13,852
	買建	656,119	327,873	13,869	△1,683
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△8,376	△1,780

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	6,265	—	14	14
	買建	729	—	△1	△1
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	13	13

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	18,500	15,500	312	312
	買建	18,500	15,500	72	72
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	384	384

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の			
	受取固定・支払変動	有利息の金融資産・	93,000	83,000	△3,230
	受取変動・支払固定	負債	540,302	530,302	924
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		—	—	(注) 2.
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利スワップ	社債			
	受取固定・支払変動		11,240	4,046	△325
	受取変動・支払固定		189,381	118,794	968
合計		—	—	—	△1,663

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

3. キャッシュ・フロー・ヘッジにより処理している取引は、国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外子会社における取引であります。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	704,755	581,546	△95,651
合計		—	—	—	△95,651

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,805,963	5,151,728	△174,090	△174,090
	受取変動・支払固定	5,152,715	4,550,271	156,747	156,747
	受取変動・支払変動	2,446,541	1,388,878	503	503
	受取固定・支払固定	1,000	1,000	0	0
	金利スワップション				
	売建	475,660	347,900	△600	△600
	買建	674,541	640,128	37,682	37,682
	金利オプション				
	売建	12,418	12,418	△29	23
	買建	19,068	19,068	28	28
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	20,243	20,295

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	432,628	403,510	25,036	25,036
	売建	1,215,401	163,196	△28,215	△28,215
	買建	713,876	122,319	23,769	23,769
	通貨オプション				
	売建	797,156	485,046	△32,378	△9,117
	買建	770,727	466,927	18,835	1,909
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	7,047	13,383

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	16,583	—	24	24
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	24	24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	15,500	15,500	171	171
	買建	15,500	15,500	118	118
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	290	290

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の	83,000	77,000	△4,983
	受取固定・支払変動	有利息の金融資産・			
	受取変動・支払固定	負債	1,055,933	1,033,933	15,672
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利スワップ	社債			
	受取固定・支払変動		2,979	—	△15
	受取変動・支払固定		180,880	102,229	△2,424
合計		—	—	—	8,249

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. キャッシュ・フロー・ヘッジにより処理している取引は、国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外子会社における取引であります。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	798,730	499,860	△59,816
合計		—	—	—	△59,816

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しております。また、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

なお、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高 (注) 1	94,181
勤務費用 (注) 2	3,883
利息費用	1,043
数理計算上の差異の発生額	△1,053
退職給付の支払額	△5,154
子会社買収に伴う増加額	250
連結範囲の変更に伴う減少額	△82
退職給付債務の期末残高 (注) 1	93,069

(注) 1. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	103,061
期待運用収益	2,374
数理計算上の差異の発生額	8,098
事業主からの拠出額	2,843
退職給付の支払額	△4,262
年金資産の期末残高	112,114

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	85,232
年金資産	△112,114
非積立型制度の退職給付債務 (注)	△26,882
	7,837
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△19,044

退職給付に係る負債	7,459
退職給付に係る資産	△26,504
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△19,044

(注) 連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用 (注)	3,883
利息費用	1,043
期待運用収益	△2,374
数理計算上の差異の損益処理額	△951
その他	2
確定給付制度に係る退職給付費用	1,604

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
数理計算上の差異	8,199
合計	8,199

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
未認識数理計算上の差異	10,628
合計	10,628

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
国内債券	24.3%
外国債券	12.9%
国内株式	21.6%
外国株式	17.6%
保険資産（一般勘定）	15.4%
その他	8.2%
合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が当連結会計年度5.2%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、当行グループの年金資産の多くを占める当行の年金委員会においては、現在の経済環境や市況動向ならびに当行の経営状況、資産運用の基本方針及び実際のポートフォリオを踏まえたうえで、昨年度に引き続き2.2%とすることを決定しております。そして、主要連結子会社においても、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮したうえで、年金資産の長期期待運用収益率を決定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.43～1.20%
長期期待運用収益率	2.00～3.50%
予想昇給率	1.80～5.24%

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しております。また、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

なお、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高 (注) 1	93,069
勤務費用 (注) 2	3,768
利息費用	1,083
数理計算上の差異の発生額	△11,520
退職給付の支払額	△5,424
子会社買収に伴う増加額	144
連結範囲の変更に伴う減少額	—
退職給付債務の期末残高 (注) 1	81,120

(注) 1. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	112,114
期待運用収益	2,578
数理計算上の差異の発生額	△2,718
事業主からの拠出額	2,988
退職給付の支払額	△4,714
年金資産の期末残高	110,248

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	73,064
年金資産	△110,248
非積立型制度の退職給付債務 (注)	△37,183
	8,055
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△29,127

退職給付に係る負債	8,055
退職給付に係る資産	△37,183
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△29,127

(注) 連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用 (注)	3,768
利息費用	1,083
期待運用収益	△2,578
数理計算上の差異の損益処理額	△1,533
その他	8
確定給付制度に係る退職給付費用	747

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	7,268
合計	7,268

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	17,896
合計	17,896

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
国内債券	24.8%
外国債券	13.3%
国内株式	15.3%
外国株式	17.1%
保険資産（一般勘定）	15.7%
その他	13.8%
合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が当連結会計年度5.8%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、当行グループの年金資産の多くを占める当行の年金委員会においては、現在の経済環境や市況動向ならびに当行の経営状況、資産運用の基本方針及び実際のポートフォリオを踏まえたうえで、昨年度に引き続き2.2%とすることを決定しております。そして、主要連結子会社においても、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮したうえで、年金資産の長期期待運用収益率を決定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.00～2.37%
長期期待運用収益率	2.00～3.50%
予想昇給率	1.80～5.24%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他の営業経費	△1百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

該当ありません。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

該当ありません。

なお、当行は2023年9月21日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション制度の廃止を決議しております。

3. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

該当ありません。

なお、当行は2023年9月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の廃止を決議しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他の営業経費	－百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

該当ありません。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

該当ありません。

3. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

該当ありません。

前連結会計年度（2024年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	78,933百万円
税務上の繰越欠損金（注2）	24,682
有価証券価格償却超過額	10,535
利息返還損失引当金	7,814
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	6,506
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	3,251
退職給付に係る負債に係る一時差異	2,936
その他	17,160
繰延税金資産小計	151,821
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△19,445
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△101,802
評価性引当額小計（注1）	△121,247
繰延税金資産合計	30,574
繰延税金負債との相殺	△18,052
繰延税金資産の純額	12,522 百万円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産に係る一時差異	8,079 百万円
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	2,615
全面時価評価法の適用に係る一時差異（主として無形資産）	1,806
資産除去費用に係る一時差異	1,069
差額負債調整勘定に係る一時差異	919
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	554
その他	3,007
繰延税金負債合計	18,052
繰延税金資産との相殺	△18,052
繰延税金負債の純額	- 百万円

（注1）前連結会計年度と比較して評価性引当額が16,757百万円減少しております。この増減の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	5,525	7,689	8,143	—	1,222	2,102	24,682
評価性引当額	△1,277	△7,570	△7,369	—	△1,173	△2,053	△19,445
繰延税金資産	4,247	118	773	—	48	49	(*2) 5,237

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金は、主に、当行を通算親会社とする通算グループ全体において過去の不良債権処理等により生じたものであり、収益力に基づく所得の発生が翌期に見込まれること等から、その一部は回収可能と判断しております。なお、回収可能性の判断は、法人税と住民税及び事業税をそれぞれ区分して行っております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△1.3
外国税額	0.0
のれん償却額	0.8
持分法投資損益	△0.4
評価性引当額の増減	△32.8
繰越欠損金の切り捨てによる影響	8.7
その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0 %

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当行及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金	88,778百万円
算入限度超過額	
税務上の繰越欠損金（注2）	14,093
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	13,633
利息返還損失引当金	6,787
有価証券価格償却超過額	5,359
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	4,270
退職給付に係る負債に係る一時差異	3,696
その他	19,637
繰延税金資産小計	156,256
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△7,504
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△118,578
評価性引当額小計（注1）	△126,083
繰延税金資産合計	30,172
繰延税金負債との相殺	△21,030
繰延税金資産の純額	9,142 百万円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産に係る一時差異	10,761 百万円
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	5,723
全面時価評価法の適用に係る一時差異（主として無形資産）	1,490
資産除去費用に係る一時差異	1,201
差額負債調整勘定に係る一時差異	617
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	449
その他	2,393
繰延税金負債合計	22,637
繰延税金資産との相殺	△21,030
繰延税金負債の純額	1,606 百万円

（注1）前連結会計年度と比較して評価性引当額が4,835百万円増加しております。この増減の主な内容は、その他有価証券の時価評価に係る一時差異に関する評価性引当額の増加であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	3,137	7,276	—	1,590	981	1,106	14,093
評価性引当額	△1,060	△3,410	—	△1,425	△879	△727	△7,504
繰延税金資産	2,076	3,866	—	164	102	378	6,588 (*2)

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金は、主に、当行を通算親会社とする通算グループ全体において過去の不良債権処理等により生じたものであり、収益力に基づく所得の発生が翌期に見込まれること等から、その一部は回収可能と判断しております。なお、回収可能性の判断は、法人税と住民税及び事業税をそれぞれ区分して行っております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.1
外国税額	0.0
のれん償却額	0.8
持分法投資損益	△4.0
評価性引当額の増減	△5.5
繰越欠損金の切り捨てによる影響	0.2
連結子会社清算による影響	△5.5
その他	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.3 %

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当行及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から31.52%に変更しております。

この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

なお、前連結会計年度の報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「（セグメント情報等）セグメント情報 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載した報告セグメント区分変更後の2026年3月期中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

(単位：百万円)

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
役務取引等収益 (*1) (*5)	409	2,732	459	45	1,500
その他業務収益 (*2) (*5)	510	99	334	908	6,110
顧客との契約から生じる経常収益	920	2,831	794	953	7,610
上記以外の経常収益 (*3) (*5)	47,961	96,160	9,973	34,381	113,906
外部顧客に対する経常収益	48,881	98,991	10,767	35,335	121,517

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバン キング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他(*4)	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
役務取引等収益 (※1) (※5)	6,563	1,511	18,752	7,531	1	－	△808	38,701
その他業務収益 (※2) (※5)	－	－	21,376	1	－	1,050	△1,465	28,926
顧客との契約から 生じる経常収益	6,563	1,511	40,129	7,533	1	1,050	△2,273	67,628
上記以外の経常収益 (※3) (※5)	19,816	72,849	57,606	2,958	48,336	37,092	△77,898	463,143
外部顧客に対する 経常収益	26,379	74,360	97,735	10,492	48,338	38,143	△80,171	530,771

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、リテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びアプラスセグメントのペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入及びアプラスセグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*4) 『海外事業／証券投資／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(*5) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (15) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,422百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,882百万円
契約負債（期首残高）	1,745百万円
契約負債（期末残高）	1,240百万円

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ計上しております。

契約負債には主として、アプラスセグメントのカード事業における年会費収入のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高が含まれております。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額並びに過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格について当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない変動対価の額等の重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度の報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「（セグメント情報等）セグメント情報 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載した報告セグメント区分変更後の2026年3月期中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
役務取引等収益 (*1) (*6)	826	3,707	836	41	1,513
その他業務収益 (*2) (*6)	519	22	553	883	4,490
その他経常収益 (*3) (*6)	—	—	2,209	—	—
顧客との契約から生じる経常収益	1,346	3,729	3,599	925	6,004
上記以外の経常収益 (*4) (*6)	63,472	111,563	10,804	24,939	125,963
外部顧客に対する経常収益	64,818	115,293	14,403	25,865	131,968

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバン キング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他(*5)	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
役務取引等収益 (*1) (*6)	8, 108	1, 132	19, 070	18	2, 114	0	△657	36, 713
その他業務収益 (*2) (*6)	1, 097	—	15, 674	3, 548	—	856	△1, 164	26, 481
その他経常収益 (*3) (*6)	—	—	—	—	—	—	—	2, 209
顧客との契約から 生じる経常収益	9, 205	1, 132	34, 745	3, 566	2, 114	856	△1, 822	65, 404
上記以外の経常収益 (*4) (*6)	23, 942	74, 916	65, 159	7, 296	62, 739	57, 137	△79, 339	548, 597
外部顧客に対する 経常収益	33, 147	76, 049	99, 904	10, 863	64, 853	57, 994	△81, 161	614, 001

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、リテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びアプラスセグメントのペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入及びアプラスセグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 顧客との契約から生じるその他経常収益は主として、プリンシパルトランザクションズセグメントにおける事業承継支援による販売収入であります。

(*4) 主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*5) 『海外事業／証券投資／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(※6) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (15) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,882百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,792百万円
契約負債 (期首残高)	1,240百万円
契約負債 (期末残高)	1,212百万円

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ計上しております。

契約負債には主として、アプラスセグメントのカード事業における年会費収入のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高が含まれております。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額並びに過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格について当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない変動対価の額等の重要な金額はありません。

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、グループ経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じ、お客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人業務』は「法人営業」、「ストラクチャードファイナンス」、「プリンシパルトランザクションズ」、「金融市場」「昭和リース」を報告セグメントに、『個人業務』は「リテールバンキング」、「新生フィナンシャル」、「アプラス」、「その他個人」を報告セグメントとしております。また、『法人業務』及び『個人業務』のいずれにも属さない業務を『海外事業／証券投資／その他』と位置づけ、「海外事業」及び「証券投資」を報告セグメントとしております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務、ウェルスマネジメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「金融市場」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、「その他個人」セグメントは、連結子会社による不動産金融業務及び関連会社によるクレジットカード業務等を提供しております。

『海外事業／証券投資／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大宗が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「証券投資」セグメントには債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接業務の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接業務の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) セグメントの名称の変更

2025年3月期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）において、セグメントの名称を以下の通り変更しております。

- ・『法人業務』の「市場営業」と「その他金融市場」を統合し、名称を「金融市場」としております。
- ・『海外事業／トレジャリー／その他』を『海外事業／証券投資／その他』としております。

(2) 報告セグメントの区分方法の変更

2025年3月期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）において、報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

- ・『法人業務』：「その他金融市場」は新生証券株式会社により証券業務等を提供していましたが、同社は2023年7月付で金融商品取引業及び投資助言・代行業を廃止し、2024年2月付で清算終了しました。これに伴い、同セグメントを構成する事業セグメントがなくなったことから「その他金融市場」と「市場営

業」を統合し、名称を「金融市場」としております。

- ・『個人業務』：当行の100%連結子会社であったアルファ債権回収株式会社（以下アルファ）の全株式を、2024年6月28日付で当行の100%連結子会社である株式会社アプラス（以下アプラス）に譲渡し、アルファをアプラスの直接子会社としました。従来「その他個人」を構成していたアルファに係る実績を、「アプラス」に含めております。また予実管理方法の見直しに伴い、従来「リテールバンキング」を構成していた一部の保険代理店業務に係る実績を「その他個人」に含めております。
- ・『海外事業／証券投資／その他』：従来「トレジャリー」を構成していた業務のうち、債券等による市場性運用業務を「証券投資」セグメントとしております。また、残余のALM・資本性調達業務は「その他」に含めております。

また、2026年3月期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）において、報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

- ・『法人業務』：海外法人ビジネスに係るリソース最適化による効率的な営業活動の実施・専門性の更なる向上を企図し、2025年4月1日にグローバルファイナンス部を創設し、「ストラクチャードファイナンス」に帰属する部署といたしました。この組織改正により従来「法人営業」に含まれていた一部の海外法人ビジネスに係る業務を「ストラクチャードファイナンス」に含めております。

なお、後掲の「4. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」は、2026年3月期中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

４．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
(単位：百万円)

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクシヨンズ	金融市場	昭和リース
業務粗利益	30,013	30,132	5,093	4,316	17,081
資金利益 (△は損失)	19,872	20,575	6,696	132	114
非資金利益 (△は損失)	10,140	9,557	△1,603	4,183	16,967
経費	14,529	12,778	4,551	2,749	12,436
与信関連費用 (△は益)	848	4,799	246	—	488
セグメント利益 (△は損失)	14,634	12,554	296	1,566	4,156
セグメント資産	3,298,185	2,009,142	175,411	200,076	622,824
セグメント負債	5,378,479	222,092	12,317	169,446	111
その他の項目					
持分法投資利益 (△は損失)	—	—	△1,576	—	3
持分法適用会社への投資金額	—	—	14,534	—	373

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
業務粗利益	25, 718	60, 548	71, 555	9, 671	15, 198	7, 029	△8, 424	267, 935
資金利益 (△は損失)	23, 285	60, 596	6, 931	1, 308	4, 314	7, 733	4, 636	156, 197
非資金利益 (△は損失)	2, 433	△48	64, 624	8, 363	10, 884	△703	△13, 060	111, 738
経費	20, 482	34, 990	43, 498	8, 605	7, 569	1, 883	1, 647	165, 723
与信関連費用 (△は益)	△87	14, 030	15, 749	375	1, 473	—	△28	37, 896
セグメント利益 (△は損失)	5, 324	11, 526	12, 307	690	6, 155	5, 145	△10, 043	64, 315
セグメント資産	1, 253, 113	489, 367	1, 671, 373	205, 672	456, 545	1, 229, 762	621, 487	12, 232, 962
セグメント負債	5, 951, 849	50, 140	591, 633	3, 665	—	—	—	12, 379, 736
その他の項目								
持分法投資利益 (△は損失)	—	—	△133	222	741	—	—	△741
持分法適用会社への投資金額	—	—	101	4, 911	4, 464	—	—	24, 386

(注) １．一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

２．経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、

退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。

3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「SBI新生銀行カードローン エル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益、資産及び負債が含まれております。
8. 『海外事業／証券投資／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない損益、資産及び負債、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

5. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	当連結会計年度
セグメント利益計	64,315
のれん償却額	△3,963
無形資産償却額	△458
臨時的な費用	702
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	△210
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	△869
睡眠預金の収益計上額	127
利息返還損失引当金戻入益	410
利息返還損失引当金繰入額	-
その他	1,018
連結損益計算書の経常利益	61,072

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	当連結会計年度
セグメント資産計	12,232,962
現金預け金	3,273,282
コールローン及び買入手形	44,698
外国為替	70,290
その他資産	437,577
有形リース資産を除く有形固定資産	17,534
無形リース資産を除く無形固定資産	59,673
退職給付に係る資産	26,504
繰延税金資産	12,522
貸倒引当金	△126,058
連結貸借対照表の資産合計	16,048,988

(3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	当連結会計年度
セグメント負債計	12,379,736
コールマネー及び売渡手形	63,033
債券貸借取引受入担保金	383,794
借入金	1,274,744
外国為替	1,451
短期社債	31,000
社債	317,721
その他負債	586,094
賞与引当金	10,474
役員賞与引当金	30
退職給付に係る負債	7,459
役員退職慰労引当金	8
睡眠預金払戻損失引当金	369
睡眠債券払戻損失引当金	2,115
利息返還損失引当金	24,228
繰延税金負債	-
連結貸借対照表の負債合計	15,082,263

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、グループ経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じ、お客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人業務』は「法人営業」、「ストラクチャードファイナンス」、「プリンシパルトランザクションズ」、「金融市場」「昭和リース」を報告セグメントに、『個人業務』は「リテールバンキング」、「新生フィナンシャル」、「アプラス」、「その他個人」を報告セグメントとしております。また、『法人業務』及び『個人業務』のいずれにも属さない業務を『海外事業／証券投資／その他』と位置づけ、「海外事業」及び「証券投資」を報告セグメントとしております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務、ウェルスマネジメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「金融市場」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、「その他個人」セグメントは、連結子会社による不動産金融業務及び関連会社によるクレジットカード業務等を提供しております。

『海外事業／証券投資／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大宗が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「証券投資」セグメントには債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接業務の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接業務の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) セグメントの名称の変更

当連結会計年度において、セグメントの名称を以下の通り変更しております

- ・『法人業務』の「市場営業」と「その他金融市場」を統合し、名称を「金融市場」としております。
- ・『海外事業／トレジャリー／その他』を『海外事業／証券投資／その他』としております。

(2) 報告セグメントの区分方法の変更

当連結会計年度において、報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

- ・『法人業務』：「その他金融市場」は新生証券株式会社により証券業務等を提供しておりましたが、同社は2023年7月付で金融商品取引業及び投資助言・代行業を廃止し、2024年2月付で清算終了しました。これに伴い、同セグメントを構成する事業セグメントがなくなったことから「その他金融市場」と「市場営業」を統合し、名称を「金融市場」としております。
- ・『個人業務』：当行の100%連結子会社であったアルファ債権回収株式会社（以下アルファ）の全株式を、2024年6月28日付で当行の100%連結子会社である株式会社アプラス（以下アプラス）に譲渡し、アルファをアプラスの直接子会社としました。従来「その他個人」を構成していたアルファに係る実績を、「アプラス」に含めております。また予実管理方法の見直しに伴い、従来「リテールバンキング」を構成していた一部の保険代理店業務に係る実績を「その他個人」に含めております。
- ・『海外事業／証券投資／その他』：従来「トレジャリー」を構成していた業務のうち、債券等による市場性運用業務を「証券投資」セグメントとしております。また、残余のALM・資本性調達業務は「その他」に含めております。

また、2026年3月期中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）において、報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

- ・『法人業務』：海外法人ビジネスに係るリソース最適化による効率的な営業活動の実施・専門性の更なる向上を企図し、2025年4月1日にグローバルファイナンス部を創設し、「ストラクチャードファイナンス」に帰属する部署といたしました。この組織改正により従来「法人営業」に含まれていた一部の海外法人ビジネスに係る業務を「ストラクチャードファイナンス」に含めております。

なお、後掲の「4. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」は、2026年3月期中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

４．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
(単位：百万円)

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャー ドファイナンス	プリンシパ ルトランザ クションズ	金融市場	昭和リース
業務粗利益	33,800	30,643	4,871	6,563	16,065
資金利益 (△は損失)	24,064	16,746	5,323	200	△273
非資金利益 (△は損失)	9,736	13,897	△452	6,362	16,339
経費	15,881	13,537	5,312	2,397	13,978
与信関連費用 (△は益)	1,861	10,436	59	—	722
セグメント利益 (△は損失)	16,057	6,669	△500	4,165	1,364
セグメント資産	4,601,625	2,119,832	186,395	269,695	651,517
セグメント負債	7,245,402	266,813	25,636	224,100	20
その他の項目					
持分法投資利益 (△は損失)	987	—	△1,720	—	100
持分法適用会社へ の投資金額	40,202	—	13,672	—	169

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバ ンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
業務粗利益	28, 875	61, 365	69, 079	7, 933	23, 082	10, 823	5, 603	298, 707
資金利益 (△は損失)	22, 097	61, 446	3, 309	3, 411	3, 715	10, 344	7, 702	158, 088
非資金利益 (△は損失)	6, 778	△81	65, 769	4, 521	19, 367	479	△2, 098	140, 618
経費	22, 850	36, 279	44, 779	3, 186	8, 674	2, 764	△1, 186	168, 456
与信関連費用 (△は益)	124	13, 410	17, 027	14	3, 223	—	189	47, 069
セグメント利益 (△は損失)	5, 901	11, 674	7, 271	4, 731	11, 184	8, 059	6, 600	83, 181
セグメント資産	1, 643, 222	502, 388	1, 859, 708	172, 766	502, 434	2, 034, 733	1, 284, 320	15, 828, 640
セグメント負債	7, 150, 700	56, 414	614, 115	2, 648	70, 073	—	—	15, 655, 928
その他の項目								
持分法投資利益 (△は損失)	—	—	△1	△162	138	—	11, 704	11, 046
持分法適用会社へ の投資金額	—	—	100	4, 748	4, 382	—	—	63, 276

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接業務の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「SBI新生銀行カードローン エル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益、資産及び負債が含まれております。
8. 『海外事業／証券投資／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない損益、資産及び負債、予算配賦した経費の予算差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

5. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	当連結会計年度
セグメント利益計	83,181
のれん償却額	△3,657
無形資産償却額	△471
臨時的な費用	1,029
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	△83
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	△1,967
睡眠預金の収益計上額	146
利息返還損失引当金戻入益	-
利息返還損失引当金繰入額	△501
その他	120
連結損益計算書の経常利益	77,797

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	当連結会計年度
セグメント資産計	15,828,640
現金預け金	3,916,744
コールローン及び買入手形	95,736
外国為替	79,236
その他資産	433,211
有形リース資産を除く有形固定資産	18,983
無形リース資産を除く無形固定資産	55,294
退職給付に係る資産	37,183
繰延税金資産	9,142
貸倒引当金	△144,310
連結貸借対照表の資産合計	20,329,862

(3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	当連結会計年度
セグメント負債計	15,655,928
コールマネー及び売渡手形	213,090
売現先勘定	329,109
債券貸借取引受入担保金	476,668
借入金	1,638,865
外国為替	1,305
短期社債	82,000
社債	233,487
その他負債	694,588
賞与引当金	11,334
役員賞与引当金	27
退職給付に係る負債	8,055
役員退職慰労引当金	33
睡眠預金払戻損失引当金	330
睡眠債券払戻損失引当金	3,648
利息返還損失引当金	20,532
繰延税金負債	1,606
連結貸借対照表の負債合計	19,370,612

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	206,615	82,892	50,277	72,783	118,202	530,771

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	オセアニア	欧州・ 中近東	アジア	北米	その他	合計
402,686	45,230	40,940	12,149	15,569	14,196	530,771

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当行の取引に係る経常収益は、顧客の所在地等取引の実態に鑑み、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。また、連結子会社の取引に係る経常収益は、各社の所在地を基礎として、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	230,896	94,051	67,032	81,147	140,873	614,001

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	オセアニア	欧州・ 中近東	アジア	北米	その他	合計
464,475	57,734	45,715	8,058	18,517	19,499	614,001

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当行の取引に係る経常収益は、顧客の所在地等取引の実態に鑑み、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。また、連結子会社の取引に係る経常収益は、各社の所在地を基礎として、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
減損損失	－	－	6	－	－

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテール バンキン グ	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィ ナンシャ ル	アプラス	その他個 人				
減損損失	333	34	31	－	－	－	28	434

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
減損損失	－	－	59	－	－

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテール バンキン グ	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィ ナンシャ ル	アプラス	その他個 人				
減損損失	98	337	－	－	－	－	151	647

【報告セグメントごとののれん及び無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクシヨonz	金融市場	昭和リース
当期償却額					
のれん	—	—	—	—	2,146
無形資産	—	—	—	—	58
当期末残高					
のれん	—	—	—	—	2,146
無形資産	—	—	—	—	29

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテール バンキン グ	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィ ナンシャル	アプラス	その他個 人				
当期償却額								
のれん	—	72	59	95	1,589	—	—	3,963
無形資産	—	—	173	—	226	—	—	458
当期末残高								
のれん	—	△441	328	501	7,129	—	—	9,664
無形資産	—	—	1,316	—	2,445	—	—	3,791

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
当期償却額					
のれん	—	—	—	—	2,146
無形資産	—	—	—	—	29
当期末残高					
のれん	—	—	—	—	—
無形資産	—	—	—	—	—

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテール バンキン グ	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィ ナンシャル	アプラス	その他個 人				
当期償却額								
のれん	—	△94	370	—	1, 234	—	—	3, 657
無形資産	—	—	173	—	268	—	—	471
当期末残高								
のれん	—	△347	268	—	5, 538	—	—	5, 459
無形資産	—	—	1, 142	—	2, 046	—	—	3, 189

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度において『個人業務』の「その他個人」セグメントにて、ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社の株式取得による連結子会社化に伴い、負ののれんが発生しております。当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度末においては、1,451百万円であります。なお、負ののれん発生益は特別利益のため、上記セグメント利益には含まれておりません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において、NECキャピタルソリューション株式会社を持分法適用の範囲に含めたことに伴い発生した負ののれん相当額11,704百万円を持分法投資利益に含めて計上しております。なお、当該負ののれん相当額は、報告セグメントに含まれない損益として『海外事業／証券投資／その他』の「その他」にて計上しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBI地銀ホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の役員	高村 正人	—	—	—	—	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 副社長	当座勘定貸越取引（注）	550	貸出金	550
							貸出金利息の受取（注）	0	未収利息	0

（注） 取引条件等は、一般取引先と同様であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBI地銀ホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものではありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

共通支配下の取引等

(中間持株会社の設立)

当行及び当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、2023年3月23日に、当行の連結子会社である新生企業投資株式会社(現SBI新生企業投資株式会社。以下、「新生企業投資」という。)及びSBIホールディングス株式会社の連結子会社(当行の兄弟会社)であるSBIインベストメント株式会社(以下、「SBIインベストメント」という。)の組織再編に係る契約を締結し、当該契約に基づき、2023年5月1日に共同株式移転により新たに中間持株会社としてSBI PEホールディングス株式会社(当行の兄弟会社)を設立いたしました。なお、当行は2023年6月28日に、SBI PEホールディングス株式会社の株式をSBIキャピタルマネジメント株式会社(当行の兄弟会社)より追加取得いたしました。当該株式の追加取得に伴い、SBI PEホールディングス株式会社は当行の持分法適用関連会社となりました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社

新生企業投資株式会社(事業の内容:プライベートエクイティ業務)

SBIインベストメント株式会社(事業の内容:ベンチャーキャピタル等の運用・管理)

(2) 企業結合日

2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

共同株式移転による中間持株会社の設立

(4) 結合後の企業の名称

SBI PEホールディングス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本株式移転は、パートナーとの共同ファンド運営等に強みを持つ新生企業投資、及び国内外のベンチャー企業への豊富な投資実績を有するSBIインベストメントを中間持株会社の傘下に移し、両社におけるシナジーを徹底的に追求することでSBIグループにおけるプライベートエクイティ事業の一層の強化を図るものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株式の取得による会社の買収

当行は、2023年12月14日付で合同会社パールと締結した株式譲渡契約に基づき、2024年1月5日に合同会社パールが保有するダイヤモンドアセットファイナンス株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社

事業の内容 個人向け投資用マンション融資、法人向け不動産融資

(2) 企業結合を行った主な理由

本株式取得により収益拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2024年1月5日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当行が、現金を対価として株式を取得することによります。

2. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

企業結合のみなし取得日を2024年1月1日としているため、2024年1月1日から2024年3月31日までの業績が含まれております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,000百万円
取得原価		10,000百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 12百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 負ののれん発生益の金額

1,451百万円

(2) 発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	198,119百万円
	うち、貸出金	180,495百万円
(2) 負債の額	負債合計	186,667百万円
	うち、借入金	182,745百万円

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及び算定方法

経常収益	2,387百万円
経常利益	1,101百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	757百万円

(概算額の算定方法)

概算額は、企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定した経常収益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益と、連結財務諸表における経常収益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益との差額であります。

なお、当該影響額については、監査証明を受けておりません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（追加情報）

（株式取得による持分法適用関連会社化）

当行は、2024年7月12日付で日本電気株式会社及び三井住友ファイナンス&リース株式会社との間で、両社が保有するNECキャピタルソリューション株式会社（以下、「NECキャピタルソリューション」という。）の株式について株式譲渡契約を締結し、2024年10月2日に両社からNECキャピタルソリューション株式の一部を取得しました。

当該株式の取得に伴い、NECキャピタルソリューションは当行の持分法適用関連会社となりました。

1. 持分法適用関連会社とする会社の名称及び事業の内容

名称	NECキャピタルソリューション株式会社
事業の内容	リース事業 ファイナンス事業 インベストメント事業
資本金の額	3,783百万円

2. 持分法適用関連会社とした主な理由

本株式取得により収益拡大を図るためであります。

3. 株式取得日

2024年10月2日（みなし取得日 2024年10月1日）

4. 取得した株式数、取得後の議決権比率及び取得原価

取得前の株式数	:	一株
取得した株式数	:	7,172,278株
取得前の議決権比率	:	－%
取得後の議決権比率	:	33.32%
取得原価	:	26,572百万円

5. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被投資会社の業績の期間

2024年10月1日から2025年3月31日まで

6. 発生した負ののれん相当の金額、発生原因

発生した負ののれん相当の金額：11,704百万円

発生原因：取得原価が株式の取得日における被投資会社の時価純資産に係る当行持分額を下回ったため、その差額を負ののれん相当の金額として認識し、持分法による投資利益として計上しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,273円48銭
1株当たり当期純利益	70円77銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

(注) 1. 2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行ったうえで、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行い、その後、2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	966,724
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,972
うち非支配株主持分	百万円	3,972
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	962,752
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	株	756,000,000

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	57,924
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	57,924
普通株式の期中平均株式数	株	818,426,229

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,151円40銭
1株当たり当期純利益	112円70銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

(注) 1. 2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	959,249
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	233,866
うち優先株式(注)	百万円	230,018
うち非支配株主持分	百万円	3,848
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	725,382
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	株	630,000,000

(注) 1株当たり純資産額の算定における「普通株式に係る期末の純資産額」は、当行、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で、2025年3月7日付で締結した「確定返済スキームに関する合意書」に基づくA種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額（当連結会計年度末時点で合計230,018百万円）を、「優先株式」として「純資産の部の合計額」から控除することにより計算しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	84,499
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
うち優先配当額(注1)	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	84,499
普通株式の期中平均株式数(注2)	株	749,747,945

(注1) A種優先株式及びB種優先株式につきましては、2025年3月7日付で締結した「確定返済スキームに関する合意書」に基づき、2025年3月期については特別配当を除く優先配当金は支払われないものとされております。

(注2) 2025年3月21日付で普通株式12株を優先株式12株に種類変更し、2025年8月25日付で当該優先株式のすべてを普通株式に種類変更いたしました。第25期の1株当たり当期純利益については、優先株式を普通株式の期中平均株式数に含めて算出しております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 62社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生フィナンシャル株式会社

新生信託銀行株式会社

新生インベストメント&ファイナンス株式会社

UDC Finance Limited

SBI新生アセットファイナンス株式会社

(連結の範囲の変更)

武田産業株式会社他1社は株式取得等により、当中間連結会計期間から連結しております。

また、EasyLend Finance Company Limited他2社は清算終了により、東京ネオプリント株式会社は株式売却により、株式会社クリアパスは吸収合併により、株式会社エス・エル・ウイング他1社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 37社

主要な会社名

エス・エル・パンフィック株式会社

エス・エル・パンフィック株式会社他10社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第191条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 1社

会社名

株式会社エス・ピーパック

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第16項の要件を満たしているため、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
- (2) 持分法適用の関連会社 45社

主要な会社名

NECキャピタルソリューション株式会社

SBI PEホールディングス株式会社

ニッセン・クレジットサービス株式会社

MB Shinsei Consumer Credit Finance Limited Liability Company

(持分法適用の範囲の変更)

新生青山パートナーズ9号投資事業有限責任組合他2社は清算結了等により、新生グロースキャピタル株式会社他2社は重要な影響力の喪失により、持分法の適用対象から除いております。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社 37社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他10社は、匿名組合方式による貸貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第194条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日	44社
12月24日	2社
12月末日	1社
3月末日	4社
5月末日	1社
6月16日	2社
6月末日	8社

- (2) 9月末日以外の日を中間決算日とする連結子会社のうち、13社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、1社については、8月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を中間連結決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	4 年～20 年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商標価値	20 年
商権価値（顧客関係）	8 年～13 年

また、のれん及び2010年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として5～20年で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～15年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,097百万円（前連結会計年度末は53,462百万円）であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行及び一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（以下、「グレーゾーン金利」という。）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して受け取った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えるために、その必要額を計上するものであります。利息の返還請求は、貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払いを遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた上限利率により計算した金額を超えるときはその超過部分（以下、「過払利息」という。）について貸金業者は返還することとなります。

当行グループでは、連結子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内の貸付利率で実施しております。しかしながら、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積り、利息返還損失引当金として計上しております。

利息返還損失引当金の算定にあたっては、グレーゾーン金利による貸付金を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは、「過払利息返還の対象となる母集団」（以下、「口座数」という。）に、「当該母集団のうち債務者との和解等により、将来、顧客へ過払利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「返還率」という。）と1口座当たりの過払利息返還見込金額等を、一定期間乗じることにより将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。また、アプラス及びアプラスインベストメントでは、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込金額を乗じることにより、将来過払利息返還が見込まれる額を見積っております。

なお、利息返還損失引当金は、将来の利息返還額を合理的に見積ることにより算定されており、その算定における仮定には、過去の利息返還額の発生状況に係る分析に加え、過払利息返還の対象となる口座数の減少件数、返還率、返還請求件数、1口座又は顧客当たりの過払利息返還見込金額等が将来どのように遷移していくかについての予想が含まれております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当中間連結会計期間末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

①信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

（アドオン方式契約）

信用購入あっせん（包括・個別）	7・8分法
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法
信用保証（保証料分割受領）	定額法

（残債方式契約）

信用購入あっせん（包括・個別）	残債方式
信用保証（保証料分割受領）	残債方式

（注）計上方法の内容は次のとおりであります。

（イ）包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入及び年会費収入は「④顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。

（ロ）7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

（ハ）残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

②リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（2008年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は20百万円増加（前中間連結会計期間は16百万円増加）しております。

③消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

④顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主としてリテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入、及びアプラスセグメントにおけるペイメント事業の集金代行収入やカード事業（包括信用購入あっせん）の代行手数料収入、並びに昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

また、アプラスセグメントにおけるカード事業（包括信用購入あっせん）の年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっており、国際財務報告基準（IFRS）を適用している一部の在外連結子会社については、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益（「繰延ヘッジ損益」に含めて計上）として認識し、ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(18) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(19) グループ通算制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、2025年7月30日までグループ通算制度を適用しております。

2025年7月31日付で当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社による完全支配関係が生じたことから、2025年7月30日をもって、当行を通算親法人とするグループ通算制度の適用を取りやめております。

(追加情報)

(A種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の完済)

2025年7月31日付で、当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当行が発行するA種優先株式の全てを預金保険機構から、同B種優先株式の全てを株式会社整理回収機構からそれぞれ取得しました。

これにより、公的資金230,018百万円は完済となりました。

(退職給付制度の改定)

当行は、2025年4月1日より退職給付制度の改定を行い、確定給付企業年金制度に加え、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
株式	63,585百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(4,887百万円)
出資金	13,328百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
当中間連結会計期間末に当該処分をせずに 所有している有価証券	1,409百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	31,212百万円
危険債権額	30,377百万円
三月以上延滞債権額	633百万円
貸出条件緩和債権額	58,209百万円
合計額	120,432百万円

また、上記のほか、割賦売掛金については、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,514百万円
危険債権額	1,309百万円
三月以上延滞債権額	1,274百万円
貸出条件緩和債権額	2,083百万円
合計額	13,181百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

2,511百万円

- ※5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の残高の総額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

31,737百万円

原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

16,792百万円

- ※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

担保に供している資産

現金預け金	148百万円
金銭の信託	1,636百万円
有価証券	1,478,589百万円
貸出金	1,925,989百万円
割賦売掛金	215,408百万円
リース債権及びリース投資資産	7,390百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,247百万円
売現先勘定	356,774百万円
債券貸借取引受入担保金	617,025百万円
借入金	1,304,281百万円
社債	216,475百万円
その他負債	4百万円
支払承諾	81,036百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

有価証券	51,238百万円
------	-----------

また、中間連結貸借対照表上の「その他資産」には、金融商品等差入担保金、保証金及び先物取引差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	146,814百万円
保証金	8,345百万円
先物取引差入証拠金	1,257百万円

- ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	3,744,870百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,284,455百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	73,574百万円

- ※9. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。相殺前の金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
のれん	5,761百万円
負ののれん	724百万円
差引額	5,036百万円

- ※10. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産が含まれております。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
無形資産	3,014百万円

- ※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
150百万円

12. 連結子会社における営業取引としての偶発債務（動産引取予約）は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(2025年9月30日)

975百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
リース収入	51,006百万円
割賦収入	33,337百万円
賃貸資産売上	15,169百万円

※ 2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	16,296百万円
持分法による投資利益 (注)	7,360百万円
償却債権取立益	3,958百万円
金銭の信託運用益	3,955百万円

(注) 持分法による投資利益には、2025年6月に持分法適用関連会社であるNECキャピタルソリューション株式会社の株式を追加取得したことに伴い発生した、負ののれん相当額3,738百万円を含んでおります。

※ 3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
リース原価	44,947百万円
賃貸資産処分原価	13,917百万円

※ 4. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
人件費	32,856百万円
のれん償却額	478百万円
無形資産償却額 (注)	195百万円

(注) 連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額であります。

※ 5. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	20,184百万円

※ 6. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
負ののれん発生益	322百万円
子会社清算益	312百万円

※ 7. 特別損失には、次のものを含んでおります。

当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)	
減損損失	1,269百万円
固定資産処分損	39百万円

当中間連結会計期間の減損損失には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)
東京都、大阪府、茨城県等	支店店舗等	建物及びその他の有形固定資産	1,249
東京都、福岡県、大阪府	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	20
計			1,269

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、当行及び一部の連結子会社では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは1,086百万円、その他の有形固定資産に関するものは169百万円、ソフトウェアに関するものは12百万円であります。

8. 当行グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年 3 月22日）第 7 項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	48	839,999,952	—	840,000,000	(注) 3
A種優先株式	6	83,999,994	84,000,000	—	(注) 4、5
B種優先株式	6	83,999,994	84,000,000	—	(注) 6、7
合計	60	1,007,999,940	168,000,000	840,000,000	
自己株式					
普通株式	3	41,999,997	—	42,000,000	(注) 8
合計	3	41,999,997	—	42,000,000	

- (注) 1. 当行は2025年7月27日付で普通株式及びA種優先株式・B種優先株式について、それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。
2. 当行は2025年8月25日付でA種優先株式・B種優先株式を普通株式へ種類変更しております。
3. 普通株式の発行済株式の株式数の増加は、1. の株式分割による増加671,999,952株(株式分割前48株)、2. の株式種類の変更による増加168,000,000株であります。
4. A種優先株式の発行済株式の株式数の増加は、1. の株式分割による増加であります。
5. A種優先株式の発行済株式の株式数の減少は、2. の株式種類の変更による減少であります。
6. B種優先株式の発行済株式の株式数の増加は、1. の株式分割による増加であります。
7. B種優先株式の発行済株式の株式数の減少は、2. の株式種類の変更による減少であります。
8. 自己株式の株式数の増加は、1. の株式分割による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権はすべて当行のストック・オプションであり、当中間連結会計期間末の残高は8百万円であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

① 金銭による支払配当額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	1,800	40,000,000.00	2025年3月31日	2025年6月27日

- (注) 当行は、2025年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額(円)」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

②金銭以外による支払配当額

(決議)	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の 帳簿価額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月19日 株主総会	普通株式	有価証券	41,921	利益剰余金	52.53	—	2025年9月30日

(注) Latitude Group Holdings Limited 普通株式を現物配当したものであります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	4,673,136百万円
有利息預け金(日本銀行への預け金を除く)	△156,227百万円
現金及び現金同等物	4,516,908百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース資産の内容

所有権移転ファイナンス・リース取引

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分	264,044
見積残存価額部分	6,639
受取利息相当額	△32,840
その他	517
リース投資資産	238,361

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	20,794	66,876
1年超2年内	13,671	56,743
2年超3年内	10,937	45,998
3年超4年内	7,694	35,605
4年超5年内	6,438	23,849
5年超	3,958	34,969
合 計	63,493	264,044

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1 年内	4,409
1 年超	4,864
合 計	9,273

(注) 国際財務報告基準 (IFRS) 第16号「リース」を適用している在外連結子会社について、連結貸借対照表上に計上しているリース取引を上表に含めて表示しており、その金額は当中間連結会計期間末において「1 年内」149百万円、「1 年超」1,746百万円となります。

(貸手側)

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1 年内	8,047
1 年超	22,439
合 計	30,486

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	57,343	57,343
金銭の信託	—	3,686	121,158	124,844
有価証券	402,343	1,190,291	302,194	1,894,830
売買目的有価証券	—	—	0	0
その他有価証券	402,343	1,190,291	302,194	1,894,830
株式	4,590	1,446	—	6,036
国債	383,104	—	—	383,104
地方債	—	2,179	—	2,179
社債	—	28,821	112,827	141,648
外国証券(*1)	14,648	162,174	188,590	365,412
その他(*1)	—	995,670	777	996,447
資産計	402,343	1,193,978	480,697	2,077,019
デリバティブ取引(*2) (*3)	52	62,132	△75,420	△13,236
金利関連	—	89,863	△49,753	40,110
通貨関連	—	△27,975	△25,667	△53,643
債券関連	52	—	—	52
クレジット・デリバティブ	—	244	—	244

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,500百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は△36,436百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、短期社債は短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当中間連結会計期間（2025年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価				中間連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
買入金銭債権	—	—	221,342	221,342	228,732	△7,389
金銭の信託（*1）	—	33,216	327,823	361,039	358,435	2,603
有価証券	638,812	—	1,025,176	1,663,988	1,684,360	△20,371
満期保有目的の債券	602,091	—	1,025,176	1,627,268	1,631,029	△3,761
国債	598,572	—	—	598,572	605,108	△6,535
外国証券	3,519	—	1,025,176	1,028,695	1,025,921	2,774
関連会社株式	36,720	—	—	36,720	53,330	△16,609
貸出金（*2）	—	5,474,919	4,452,722	9,927,642	9,918,712	8,929
割賦売掛金（*3）	—	170,580	1,209,362	1,379,942	1,353,827	26,114
リース債権及びリース投資資産（*4）	—	7,590	299,190	306,781	293,020	13,760
資産計	638,812	5,686,306	7,535,617	13,860,736	13,837,090	23,646
預金	—	9,368,048	3,675,435	13,043,483	13,052,900	9,416
譲渡性預金	—	—	3,294,226	3,294,226	3,293,423	△803
借用金	—	1,177,306	511,726	1,689,033	1,694,329	5,295
社債	—	216,469	—	216,469	216,475	6
負債計	—	10,761,824	7,481,388	18,243,213	18,257,128	13,914

（単位：百万円）

区分	時価				契約額等
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	
その他 債務保証契約（*5）	—	△145	△8,084	△8,230	793,976

（*1）金銭の信託に対応する貸倒引当金を578百万円控除しております。

（*2）貸出金に対応する貸倒引当金を72,703百万円控除しております。貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、19,001百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

（*3）割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を28,156百万円、貸倒引当金を28,801百万円控除しております。

（*4）リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を1,136百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を6,852百万円控除しております。

（*5）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

その他の取引については、主に貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価とし、また、債権の性質上短期のものについては、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、現在価値技法等によって算定した価格を時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に外国債券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、主に独立した第三者等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスク、その他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した割引率により割り引いて時価を算定しております。

また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、実績元利回収率をもとに見積ったキャッシュ・フローを、業界団体等より公表されている指標を考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

当座預金、普通預金等、預入期間の定めがない要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、その他の預金で預入期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利、あるいは同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

公募債で市場価格の存在する社債については、当該市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

市場価格のない社債のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては、中間連結決算日時点の見積りキャッシュ・フローを、連結子会社や外部格付に対応した信用リスクを反映した調達金利によって、割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。

店頭取引については、主に金利や為替レート、ボラティリティ等をインプットとし、現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、デリバティブ取引の評価には、流動性リスク、取引相手方に関する信用リスク調整（以下、「CVA」という。）及び、当行に関する信用リスク調整（以下、「DVA」という。）を反映させております。CVA・DVAの計算においては、市場で観察されたCDSスプレッドもしくは、推定したスプレッドから算出される倒産確率を考慮しております。取引相手との担保差入による信用リスク軽減、また、各契約のネットティング効果によるリスク軽減も考慮しております。

時価のレベル分類については、取引所取引は主にレベル1の時価に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	0.0%－0.2%	0.2%
		倒産確率	0.1%－1.3%	0.3%
		回収率	0.0%－60.0%	50.4%
		割引率	0.2%－16.9%	0.4%
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	0.0%－6.7%	5.4%
		倒産確率	0.0%－4.9%	1.6%
		回収率	30.0%－100.0%	80.1%
		割引率	0.2%	0.2%
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	－	－
		倒産確率	1.6%	1.6%
		回収率	80.0%	80.0%
		割引率	0.2%	0.2%
デリバティブ取引				
金利関連	現在価値技法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0%－85.0%	－
		金利為替間相関係数	8.0%－38.0%	－
		回収率	35.0%－74.0%	－
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0%－74.0%	－

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日 において保有する 金融資産及び金融 負債の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権	58,945	100	△294	△1,408	－	－	57,343	0
金銭の信託	124,033	909	△150	△3,634	－	－	121,158	△54
有価証券	218,087	4,661	△10	79,456	－	－	302,194	△63
資産計	401,067	5,671	△455	74,414	－	－	480,697	△117
デリバティブ取引	△64,919	△12,814	－	2,313	－	－	△75,420	△13,427
金利関連	△40,822	△11,209	－	2,278	－	－	△49,753	△10,175
通貨関連	△24,097	△1,604	－	34	－	－	△25,667	△3,251

(*1) 中間連結損益計算書に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性を確認しております。また、ミドル部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とするリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、2種変数間の変動の関係性を示す指標であります。相関係数の著しい変動は、原資産の性質に応じて、デリバティブの時価の著しい上昇（下落）を生じさせる可能性があります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結会計期間 (2025年9月30日)
① 市場価格のない株式等 (*1) (*3)	28,454
② 組合出資金等 (*2) (*3)	47,509
合計	75,964

(*1) 市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等には、匿名組合、投資事業組合への出資金等が含まれ、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当中間連結会計期間において、市場価格のない株式等について25百万円、組合出資金等について364百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

(注1) 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	199,848	199,872	23
	外国証券	859,468	862,243	2,774
	小計	1,059,317	1,062,115	2,797
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	405,260	398,700	△6,559
	外国証券	166,452	166,452	—
	小計	571,712	565,153	△6,559
合計		1,631,029	1,627,268	△3,761

2. その他有価証券

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,013	2,963	3,049
	債券	10,488	10,342	146
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	10,488	10,342	146
	その他	1,129,765	1,110,257	19,507
	外国証券	255,403	254,425	977
	その他	874,361	855,831	18,529
	小計	1,146,267	1,123,563	22,703
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	23	28	△4
	債券	516,444	542,423	△25,979
	国債	383,104	402,790	△19,685
	地方債	2,179	2,200	△20
	社債	131,159	137,433	△6,273
	その他	290,889	296,583	△5,694
	外国証券	110,489	113,576	△3,086
	その他	180,400	183,007	△2,607
	小計	807,357	839,035	△31,677
合計		1,953,624	1,962,598	△8,973

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は63百万円（その他の証券63百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分ごとに次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	482,646	482,871	△224	545	△769

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	△8,458
その他有価証券 (注)	△8,233
その他の金銭の信託	△224
(+)繰延税金資産	2,936
(△)繰延税金負債	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△5,521
(△)非支配株主持分相当額	55
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	923
その他有価証券評価差額金	△4,653

(注) 投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 740百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,858,256	5,191,507	△212,689	△212,689
	受取変動・支払固定	5,206,686	4,670,812	190,013	190,013
	受取変動・支払変動	1,625,475	1,344,085	2,213	2,213
	受取固定・支払固定	1,000	1,000	0	0
	金利スワップション				
	売建	424,760	275,000	△1,646	△1,646
	買建	651,929	637,304	43,909	43,909
	金利オプション				
	売建	12,030	11,490	△13	39
	買建	18,249	18,249	13	13
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	21,800	21,853

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	407,152	384,747	26,590	26,590
	売建	1,569,773	148,677	△35,867	△35,867
	買建	347,573	102,090	21,183	21,183
	通貨オプション				
	売建	744,457	456,118	△27,542	△5,349
	買建	670,614	434,433	16,737	△470
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	1,102	6,086

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	7,251	—	54	54
	買建	680	—	△2	△2
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	52	52

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	15,500	15,500	146	146
	買建	15,500	15,500	97	97
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	244	244

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の	80,000	70,000	△5,412
	受取固定・支払変動	有利息の金融資産・負債	1,574,914	1,467,835	26,993
	受取変動・支払固定				
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利スワップ	社債	—	—	—
	受取固定・支払変動		198,848	103,937	△3,271
	受取変動・支払固定				
合計		—	—	—	18,309

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. キャッシュ・フロー・ヘッジにより処理している取引は、国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外子会社における取引であります。

(2) 通貨関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	699,051	454,926	△54,745
合計		—	—	—	△54,745

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

	第1回新株予約権（有償）	第2回新株予約権（無償）
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役及び執行役員等並びに 当行子会社常勤取締役及び役付執行役 員 66名	当行従業員並びに当行子会社執行役員 及び従業員 4,523名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,732,900株	普通株式 6,721,300株
付与日	2025年9月30日	2025年9月30日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	自 2025年9月30日 至 2028年6月30日
権利行使期間	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日
権利行使価格	1,153円	1,153円
付与日における公正な評価単価	－（注）3	－（注）3

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2） 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

3. 公正な評価単価に代え、本源的価値により計算を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
役務取引等収益(*1) (*6)	361	1,461	307	21	682
その他業務収益(*2) (*6)	625	11	266	△238	1,940
その他経常収益(*3) (*6)	-	-	2,807	-	-
顧客との契約から生じる経常収益	986	1,472	3,381	△216	2,623
上記以外の経常収益(*4) (*6)	44,193	63,964	20,733	7,645	72,469
外部顧客に対する経常収益	45,179	65,436	24,115	7,428	75,093

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバ ンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他(*5)	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
役務取引等収益(*1) (*6)	3, 155	431	9, 561	33	7	-	△343	15, 680
その他業務収益(*2) (*6)	-	2, 661	10, 642	3, 704	-	1, 099	△362	20, 350
その他経常収益(*3) (*6)	-	-	-	-	-	-	-	2, 807
顧客との契約から 生じる経常収益	3, 155	3, 093	20, 203	3, 737	7	1, 099	△706	38, 838
上記以外の経常収益 (*4) (*6)	17, 661	38, 301	36, 441	4, 055	25, 198	34, 248	△39, 534	325, 377
外部顧客に対する 経常収益	20, 817	41, 394	56, 644	7, 793	25, 205	35, 348	△40, 241	364, 215

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、リテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びアプラスセグメントのペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入及びアプラスセグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 顧客との契約から生じるその他経常収益は主として、プリンシパルトランザクションズセグメントにおける事業承継支援による販売収入であります。

(*4) 主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*5) 『海外事業／証券投資／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(*6) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、グループ経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じ、お客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人業務』は「法人営業」、「ストラクチャードファイナンス」、「プリンシパルトランザクションズ」、「金融市場」「昭和リース」を報告セグメントに、『個人業務』は「リテールバンキング」、「新生フィナンシャル」、「アプラス」、「その他個人」を報告セグメントとしております。また、『法人業務』及び『個人業務』のいずれにも属さない業務を『海外事業／証券投資／その他』と位置づけ、「海外事業」及び「証券投資」を報告セグメントとしております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務、ウェルスマネージメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「金融市場」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、「その他個人」セグメントは、連結子会社による不動産金融業務及び関連会社によるクレジットカード業務等を提供しております。

『海外事業／証券投資／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大半が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「証券投資」セグメントには債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接業務の経費を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接業務の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) 報告セグメントの区分方法の変更

当中間連結会計期間において報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

『法人業務』：海外法人ビジネスに係るリソース最適化による効率的な営業活動の実施・専門性の更なる向上を企図し、2025年4月1日にグローバルファイナンス部を創設し、「ストラクチャードファイナンス」に帰属する部署といたしました。この組織改正により従来「法人営業」に含まれていた一部の海外法人ビジネスに係る業務を「ストラクチャードファイナンス」に含めております。

４．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
業務粗利益	17,004	14,357	18,013	2,481	8,481
資金利益 （△は損失）	11,570	7,978	2,075	124	△712
非資金利益 （△は損失）	5,434	6,379	15,938	2,357	9,194
経費	6,001	7,040	2,917	1,193	7,286
与信関連費用 （△は益）	△150	△935	△161	—	1,118
セグメント利益 （△は損失）	11,153	8,252	15,258	1,288	75
セグメント資産	5,296,095	2,128,079	200,410	303,393	648,734
セグメント負債	7,865,119	306,847	50,893	254,831	18
その他の項目					
持分法投資利益 （△は損失）	1,436	—	1,885	—	486
持分法適用会社 への投資金額	53,330	—	15,226	—	124

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
業務粗利益	15, 779	33, 442	37, 615	6, 241	8, 391	5, 707	△1, 795	165, 721
資金利益 （△は損失）	10, 149	30, 904	△816	1, 165	686	4, 825	△3, 496	64, 454
非資金利益 （△は損失）	5, 629	2, 537	38, 431	5, 076	7, 705	881	1, 701	101, 267
経費	12, 637	19, 010	22, 834	1, 619	3, 847	2, 465	△334	86, 519
与信関連費用 （△は益）	37	7, 350	8, 935	126	858	－	△10	17, 169
セグメント利益 （△は損失）	3, 104	7, 081	5, 845	4, 496	3, 684	3, 242	△1, 450	62, 032
セグメント資産	1, 899, 475	516, 550	1, 891, 364	165, 508	516, 056	2, 903, 639	798, 835	17, 268, 142
セグメント負債	8, 146, 809	59, 647	627, 285	2, 685	80, 916	－	－	17, 395, 054
その他の項目								
持分法投資利益 （△は損失）	－	－	3	138	△329	－	3, 738	7, 360
持分法適用会社 への投資金額	－	－	103	4, 887	3, 902	－	－	77, 574

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接業務の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行っておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行っておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「SBI新生銀行カードローン エル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益、資産及び負債が含まれております。
8. 『海外事業／証券投資／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない損益、資産及び負債、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

5. 報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（1）セグメント利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	当中間連結会計期間
セグメント利益計	62,032
のれん償却額	△478
無形資産償却額	△195
臨時的な費用	558
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	△658
睡眠預金の収益計上額	61
その他	1,120
中間連結損益計算書の経常利益	62,439

（2）セグメント資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	当中間連結会計期間
セグメント資産計	17,268,142
現金預け金	4,673,136
コールローン及び買入手形	52,233
外国為替	82,625
その他資産	510,216
有形リース資産を除く有形固定資産	19,000
無形リース資産を除く無形固定資産	53,849
退職給付に係る資産	37,789
繰延税金資産	30,122
貸倒引当金	△142,175
中間連結貸借対照表の資産合計	22,584,938

(3) セグメント負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	当中間連結会計期間
セグメント負債計	17,395,054
コールマネー及び売渡手形	394,345
売現先勘定	356,774
債券貸借取引受入担保金	617,025
借用金	1,694,329
外国為替	1,701
短期社債	143,500
社債	216,475
その他負債	692,901
賞与引当金	5,781
役員賞与引当金	11
退職給付に係る負債	7,937
役員退職慰労引当金	262
睡眠預金払戻損失引当金	921
睡眠債券払戻損失引当金	3,368
利息返還損失引当金	19,001
繰延税金負債	4,797
中間連結貸借対照表の負債合計	21,554,188

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	121,012	51,006	52,293	41,604	98,299	364,215

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	オセアニア	欧州・ 中近東	アジア	北米	その他	合計
293,452	24,630	17,515	3,403	9,177	16,036	364,215

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当行の取引に係る経常収益は、顧客の所在地等取引の実態に鑑み、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。また、連結子会社の取引に係る経常収益は、各社の所在地を基礎として、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナ ンス	プリンシパル トランザクシ ョンズ	金融市場	昭和リース
減損損失	—	—	4	—	—

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバ ンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
減損損失	4	1,244	－	－	－	－	16	1,269

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	法人業務				
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭和リース
当中間期償却額					
のれん	—	—	—	—	—
無形資産	—	—	—	—	—
当中間期末残高					
のれん	—	—	—	—	—
無形資産	—	—	—	—	—

	個人業務				海外事業／証券投資／その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
当中間期償却額								
のれん	－	△47	29	－	495	－	－	478
無形資産	－	－	86	－	108	－	－	195
当中間期末残高								
のれん	－	△300	238	－	5,097	－	－	5,036
無形資産	－	－	1,055	－	1,958	－	－	3,014

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間連結会計期間において、当行の持分法適用会社であるNECキャピタルソリューション株式会社の株式を追加取得したことに伴い発生した負ののれん相当額3,738百万円を持分法投資利益に含めて計上しております。なお、当該負ののれん相当額は、報告セグメントに含まれない損益として『海外事業／証券投資／その他』の「その他」にて計上しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	1,286円69銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円 1,030,749
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 3,963
うち新株予約権	百万円 8
うち非支配株主持分	百万円 3,954
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円 1,026,786
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	株 798,000,000

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	86円92銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 69,366
普通株主に帰属しない金額	百万円 —
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 69,366
普通株式の期中平均株式数(注1)	株 798,000,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益(注2)	—
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円 —
普通株式増加数	株 —
うち新株予約権	株 —
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数84,542個)。

(注1) 2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行い、その後、2025年8月25日付で当該優先株式のすべてを普通株式に種類変更いたしました。期首に上記株式分割が行われたと仮定し、優先株式については普通株式の期中平均株式数に含めて、1株当たり中間純利益を算出しております。

(注2) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	円建 普通社債 (注) 1	2019年10月～ 2020年 7 月	80,000	30,000 [30,000]	0.25～ 0.36	なし	2024年10月～ 2025年 7 月
株式会社アプラス	短期社債 (注) 3	2024年 1 月～ 2025年 3 月	8,000	16,000 [16,000]	0.04～ 0.67	なし	2024年 4 月～ 2025年 5 月
	円建 無担保社債 (注) 4	2019年12月	10,000	— [—]	0.29	なし	2024年12月
昭和リース株式会社	短期社債 (注) 3	2024年 1 月～ 2025年 3 月	23,000	66,000 [66,000]	0.04～ 0.78	なし	2024年 4 月～ 2025年 6 月
	円建 無担保社債 (注) 5	2019年12月	10,000	— [—]	0.30	なし	2024年12月
エイシン電機株式会社	円建 無担保社債 (注) 6	2022年 9 月	—	10 [10]	0.44	なし	2025年 9 月
UDC Finance Limited	外貨建 有担保社債 (注) 7	2020年 9 月～ 2024年 6 月	217,721 (2,421,281千 NZ\$)	203,477 (2,390,479千 NZ\$) [—]	5.08～ 5.33	あり	2028年 8 月～ 2036年 9 月
合計	—	—	348,721	315,487 [112,010]	—	—	—

(注) 1. 第8回、第10回、第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）をまとめて記載しております。

2. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。

3. 短期社債をまとめて記載しております。

4. 第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を記載しております。

5. 第4回無担保公募社債を記載しております。

6. 第10回無担保社債を記載しております。

7. UDC Endeavour Equipment Finance Trust、UDC Endeavour Auto Finance Trust及びUDC Endeavour Auto ABS Finance Trust 2021-1、2022-1、2023-1、2023-2、2024-1を通じた営業債権の流動化による債券市場での調達となります。

8. 「当連結会計年度期首残高」及び「当連結会計年度末残高」の（ ）書きは、外貨建の金額であります。

9. 「当連結会計年度末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

10. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債	112,010	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区 分	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	1,274,744	1,638,865	0.35	—
借入金	1,274,744	1,638,865	0.35	2025年4月～ 2049年7月
1年以内に返済予定のリース債務	152	152	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	433	1,774	—	2026年4月～ 2036年10月

（注）1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務の「平均利率」については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
借入金	552,492	106,731	841,637	52,744	19,052
リース債務	152	138	127	133	141

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

（2）【その他】

該当事項ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※5 3,145,892	※5 3,831,626
現金	4,235	4,622
預け金	3,141,656	3,827,003
コールローン	44,698	95,736
買入金銭債権	57,174	248,514
特定取引資産	200,076	269,455
特定取引有価証券派生商品	14	25
特定金融派生商品	200,061	269,430
金銭の信託	※4, ※5 303,576	※5 402,034
有価証券	※2, ※5 1,940,867	※2, ※5 3,145,210
国債	447,379	861,467
地方債	2,188	2,170
社債	※3, ※9 145,529	※3, ※9 156,831
株式	※1 330,192	※1 349,907
その他の証券	※1 1,015,578	※1 1,774,833
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 8,401,393	※3, ※4, ※5, ※6 10,179,385
手形貸付	11,854	19,564
証書貸付	6,671,745	8,514,079
当座貸越	1,717,793	1,645,741
外国為替	※3 70,285	※3 79,236
外国他店預け	70,285	79,236
その他資産	322,060	315,529
未収還付法人税等	304	—
前払費用	4,339	10,505
未収収益	※3 19,917	※3 23,862
先物取引差入証拠金	1,685	1,483
先物取引差金勘定	—	37
金融派生商品	77,867	92,426
金融商品等差入担保金	151,107	144,753
社債発行費	53	5
未収金	7,128	28,980
その他の資産	※3, ※5 59,656	※3, ※5 13,474
有形固定資産	※7 9,145	※7 10,479
建物	6,163	7,034
建設仮勘定	85	38
その他の有形固定資産	2,895	3,407
無形固定資産	20,782	21,012
ソフトウェア	※8 19,408	※8 20,295
のれん	125	60
リース資産	1,240	648
その他の無形固定資産	9	7
前払年金費用	11,464	13,530
繰延税金資産	6,174	—
支払承諾見返	※3 25,531	※3 106,658
貸倒引当金	△30,645	△42,129
資産の部合計	14,528,479	18,676,280

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	※5 9,098,325	※5 11,574,602
当座預金	100,143	97,924
普通預金	3,590,998	3,815,126
通知預金	2,668	22,668
定期預金	4,539,369	6,779,497
その他の預金	865,144	859,385
譲渡性預金	2,552,195	3,155,481
コールマネー	63,033	213,090
売現先勘定	—	※5 329,109
債券貸借取引受入担保金	※5 383,794	※5 476,668
特定取引負債	167,831	224,074
特定取引有価証券派生商品	1	0
特定金融派生商品	167,830	224,073
借用金	※5 958,327	※5 1,283,455
借入金	958,327	1,283,455
外国為替	1,451	1,305
売渡外国為替	42	5
未払外国為替	1,408	1,299
社債	80,000	30,000
その他負債	301,168	401,157
未払法人税等	1,427	2,114
未払費用	21,719	31,706
前受収益	4,979	12,220
先物取引差金勘定	15	—
金融派生商品	198,167	159,302
金融商品等受入担保金	27,879	46,280
資産除去債務	7,246	7,355
その他の負債	※5、※10 39,733	※5 142,178
賞与引当金	5,478	5,937
退職給付引当金	89	86
睡眠預金払戻損失引当金	369	330
睡眠債券払戻損失引当金	2,115	3,648
繰延税金負債	—	4,904
支払承諾	※5 25,531	※5 106,658
負債の部合計	13,639,710	17,810,509
純資産の部		
資本金	512,204	140,000
資本剰余金	79,465	360,469
資本準備金	79,465	99,465
その他資本剰余金	—	261,003
利益剰余金	398,965	446,944
利益準備金	17,695	18,127
その他利益剰余金	381,270	428,817
繰越利益剰余金	381,270	428,817
自己株式	△61,802	△31,267
株主資本合計	928,833	916,146
その他有価証券評価差額金	△20,640	△42,870
繰延ヘッジ損益	△19,424	△7,504
評価・換算差額等合計	△40,064	△50,375
純資産の部合計	888,768	865,771
負債及び純資産の部合計	14,528,479	18,676,280

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
資産の部	
現金預け金	※5 4,571,023
コールローン	52,233
買入金銭債権	246,544
特定取引資産	303,336
金銭の信託	※5 413,401
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※7 3,980,805
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 10,657,427
外国為替	※3 82,625
その他資産	302,766
その他の資産	※3, ※5 302,766
有形固定資産	9,295
無形固定資産	19,996
前払年金費用	14,548
繰延税金資産	1,640
支払承諾見返	※3 122,679
貸倒引当金	△36,330
資産の部合計	20,741,994

(単位：百万円)

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
負債の部	
預金	※5 13,135,088
譲渡性預金	3,293,423
コールマネー	394,345
売現先勘定	※5 356,774
債券貸借取引受入担保金	※5 617,025
特定取引負債	254,781
借入金	※5 1,250,227
外国為替	1,701
その他負債	406,418
未払法人税等	251
資産除去債務	6,708
その他の負債	※5 399,458
賞与引当金	3,074
退職給付引当金	86
役員退職慰労引当金	141
睡眠預金払戻損失引当金	921
睡眠債券払戻損失引当金	3,368
支払承諾	※5 122,679
負債の部合計	19,840,057
純資産の部	
資本金	140,000
資本剰余金	360,469
資本準備金	99,465
その他資本剰余金	261,003
利益剰余金	433,315
利益準備金	26,871
その他利益剰余金	406,444
繰越利益剰余金	406,444
自己株式	△31,267
株主資本合計	902,517
その他有価証券評価差額金	△6,092
繰延ヘッジ損益	5,503
評価・換算差額等合計	△588
新株予約権	8
純資産の部合計	901,936
負債及び純資産の部合計	20,741,994

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	268,490	315,411
資金運用収益	222,407	256,075
貸出金利息	140,791	158,256
有価証券利息配当金	75,511	85,663
コールローン利息	44	451
債券貸借取引受入利息	5	—
預け金利息	2,573	7,973
その他の受入利息	3,481	3,729
役務取引等収益	21,440	32,682
受入為替手数料	686	720
その他の役務収益	20,753	31,962
特定取引収益	14,230	9,626
特定取引有価証券収益	135	—
特定金融派生商品収益	14,095	9,626
その他業務収益	1,969	5,724
国債等債券売却益	289	3,499
国債等債券償還益	574	—
金融派生商品収益	788	854
その他の業務収益	※1 317	※1 1,370
その他経常収益	8,441	11,303
償却債権取立益	225	531
株式等売却益	4,887	4,983
金銭の信託運用益	2,733	4,796
その他の経常収益	595	991
経常費用	210,228	254,548
資金調達費用	84,030	118,131
預金利息	36,535	53,383
譲渡性預金利息	629	7,971
コールマネー利息	585	2,289
売現先利息	11	383
債券貸借取引支払利息	4,664	8,221
借入金利息	375	1,110
社債利息	304	207
金利スワップ支払利息	39,567	43,125
その他の支払利息	1,357	1,440
役務取引等費用	20,859	23,215
支払為替手数料	761	867
その他の役務費用	20,097	22,347

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
特定取引費用	—	319
特定取引有価証券費用	—	319
その他業務費用	23,293	21,003
外国為替売買損	19,603	12,432
国債等債券売却損	482	6,198
社債発行費償却	87	47
その他の業務費用	※2 3,120	※2 2,324
営業経費	73,077	75,826
その他経常費用	8,967	16,052
貸倒引当金繰入額	6,928	13,371
貸出金償却	57	51
株式等売却損	0	111
株式等償却	109	311
金銭の信託運用損	0	1
その他の経常費用	※3 1,871	※3 2,204
経常利益	58,261	60,863
特別利益	267	2,713
固定資産処分益	157	0
その他の特別利益	※4 110	※4 2,713
特別損失	3,228	2,355
固定資産処分損	99	64
減損損失	372	439
その他の特別損失	※5 2,755	※5 1,851
税引前当期純利益	55,300	61,220
法人税、住民税及び事業税	△2,658	3,877
法人税等調整額	△4,904	7,204
法人税等合計	△7,563	11,081
当期純利益	62,863	50,139

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30 日)
経常収益	190,470
資金運用収益	143,096
(うち貸出金利息)	89,486
(うち有価証券利息配当金)	39,650
役務取引等収益	18,740
特定取引収益	5,195
その他業務収益	※1 2,408
その他経常収益	※2 21,029
経常費用	156,264
資金調達費用	94,140
(うち預金利息)	47,684
(うち社債利息)	29
役務取引等費用	12,413
その他業務費用	※3 9,733
営業経費	※4 39,165
その他経常費用	※5 812
経常利益	34,206
特別利益	※6 444
特別損失	※7 1,026
税引前中間純利益	33,624
法人税、住民税及び事業税	3,899
法人税等調整額	△367
法人税等合計	3,532
中間純利益	30,091

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	512,204	79,465	—	79,465	17,205	328,787	345,992	△1,639	—	936,023
当期変動額										
減資	—		—	—						—
剰余金の配当		—	—	—	489	△2,939	△2,449			△2,449
当期純利益						62,863	62,863			62,863
自己株式の取得								△123,604		△123,604
自己株式の処分			△5,802	△5,802				61,802		55,999
自己株式の消却			△1,638	△1,638				1,638		—
自己株式申込証拠金 の増加									9,333	9,333
自己株式申込証拠金 の減少									△9,333	△9,333
利益剰余金から資本 剰余金への振替			7,441	7,441		△7,441	△7,441			—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	489	52,483	52,973	△60,163	—	△7,189
当期末残高	512,204	79,465	—	79,465	17,695	381,270	398,965	△61,802	—	928,833

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△21,719	△17,746	△39,466	896,557
当期変動額				
減資				—
剰余金の配当				△2,449
当期純利益				62,863
自己株式の取得				△123,604
自己株式の処分				55,999
自己株式の消却				—
自己株式申込証拠金 の増加				9,333
自己株式申込証拠金 の減少				△9,333
利益剰余金から資本 剰余金への振替				—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	1,078	△1,677	△598	△598
当期変動額合計	1,078	△1,677	△598	△7,788
当期末残高	△20,640	△19,424	△40,064	888,768

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	512,204	79,465	—	79,465	17,695	381,270	398,965	△61,802	—	928,833
当期変動額										
減資	△372,204		372,204	372,204						—
剰余金の配当		20,000	△120,000	△100,000	432	△2,592	△2,160			△102,160
当期純利益						50,139	50,139			50,139
自己株式の取得								△32,000		△32,000
自己株式の処分			8,798	8,798				62,534		71,333
自己株式の消却			—	—				—		—
自己株式申込証拠金 の増加									—	—
自己株式申込証拠金 の減少									—	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替			—	—		—	—			—
株主資本以外の項目 の当期変動額 （純額）										
当期変動額合計	△372,204	20,000	261,003	281,003	432	47,547	47,979	30,534	—	△12,687
当期末残高	140,000	99,465	261,003	360,469	18,127	428,817	446,944	△31,267	—	916,146

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△20,640	△19,424	△40,064	888,768
当期変動額				
減資				—
剰余金の配当				△102,160
当期純利益				50,139
自己株式の取得				△32,000
自己株式の処分				71,333
自己株式の消却				—
自己株式申込証拠金 の増加				—
自己株式申込証拠金 の減少				—
利益剰余金から資本 剰余金への振替				—
株主資本以外の項目 の当期変動額 （純額）	△22,230	11,920	△10,310	△10,310
当期変動額合計	△22,230	11,920	△10,310	△22,997
当期末残高	△42,870	△7,504	△50,375	865,771

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	140,000	99,465	261,003	360,469	18,127	428,817	446,944	△31,267	916,146
当中間期変動額									
剰余金の配当					8,744	△52,465	△43,721		△43,721
中間純利益						30,091	30,091		30,091
自己株式の取得								－	－
自己株式の処分			－	－				－	－
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	8,744	△22,373	△13,629	－	△13,629
当中間期末残高	140,000	99,465	261,003	360,469	26,871	406,444	433,315	△31,267	902,517

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△42,870	△7,504	△50,375	—	865,771
当中間期変動額					
剰余金の配当					△43,721
中間純利益					30,091
自己株式の取得					—
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	36,778	13,008	49,786	8	49,795
当中間期変動額合計	36,778	13,008	49,786	8	36,165
当中間期末残高	△6,092	5,503	△588	8	901,936

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 ： 8年～24年

その他 ： 4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産ごとの償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年～10年（行内における利用可能期間）

のれん 10年

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,853百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、個人向けの金融取引・サービス事業における投資信託や保険商品の販売にかかる手数料収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

11. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当行を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 ： 8年～24年

その他 ： 4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産ごとの償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年～10年（行内における利用可能期間）

のれん 10年

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,716百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、個人向けの金融取引・サービス事業における投資信託や保険商品の販売にかかる手数料収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建の他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

11. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当行を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (2024年3月31日)
貸倒引当金	30,645百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「重要な会計方針」の「7. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

貸出金等の債権のうち不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該対象不動産の評価は、マーケット動向及び個別案件ごとの足許の稼働状況を勘案した収入、空室率、割引率等の仮定に基づき行っております。

また、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような不動産評価における仮定、及び債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込等の仮定は、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の財務諸表において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、従来、不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響（特に中国からの訪日外客を要因としたインバウンド需要の回復の遅れによる業績への影響）を強く受けているホテルについては、その影響が今後も数年程度続くと想定し、足許の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しておりました。当事業年度末においては、足許のインバウンド需要は新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準に回復しており、上記のホテルはインバウンド需要の回復の遅れによる業績への影響を受けていないため、他の対象不動産と同様の仮定に基づき評価しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	42,129百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「重要な会計方針」の「7. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

貸出金等の債権のうち不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該対象不動産の評価は、マーケット動向及び個別案件ごとの足許の稼働状況を勘案した収入、空室率、割引率等の仮定に基づき行っております。

また、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような不動産評価における仮定、及び債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込等の仮定は、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の財務諸表において貸倒引当金は増減する可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（A種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額）

当行は、2023年5月12日付で、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で締結した「公的資金の取扱いに関する契約書」において、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が当行より回収すべき公的資金の残額（以下、「要回収額」という。）が合計で349,374百万円であることを確認しました。また、2023年10月2日を効力発生日とした株式併合により生じた1株未満の端数合計について、当該効力発生日において預金保険機構が保有していた当行株式のうち1株に満たない端数に対応する買取代金として、2024年2月9日に19,356百万円を同機構に交付することで、当行は公的資金の一部を返済いたしました。

その後、当行は、2025年3月7日付で、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で、預金保険機構が保有する普通株式の全てをA種優先株式に、株式会社整理回収機構が保有する普通株式の全てをB種優先株式に変更し、その返済を優先株式に対するその他資本剰余金からの配当によって行うこと等を約する「確定返済スキームに関する合意書」を締結いたしました。本合意書に基づき、B種優先株式に対する特別配当により、2025年3月28日に100,000百万円を返済いたしました。

その結果、当事業年度末におけるA種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の要回収額は合計で230,018百万円であります。

（A種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の完済）

2025年7月31日付で、当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当行が発行するA種優先株式の全てを預金保険機構から、同B種優先株式の全てを株式会社整理回収機構からそれぞれ取得しました。

これにより、公的資金230,018百万円は完済となりました。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株 式	359,763百万円	383,938百万円
出資金	14,208百万円	14,983百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	1,547百万円	1,155百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,128百万円	1,576百万円
危険債権額	14,695百万円	25,131百万円
三月以上延滞債権額	251百万円	488百万円
貸出条件緩和債権額	7,070百万円	1,354百万円
合計額	23,146百万円	28,551百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の期末残高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	7,933百万円	11,528百万円
原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	15,453百万円	24,422百万円

※ 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	50百万円
金銭の信託	1,906百万円	4百万円
有価証券	566,107百万円	1,246,005百万円
貸出金	1,201,968百万円	2,021,439百万円
担保資産に対応する債務		
預金	932百万円	1,215百万円
売現先勘定	一百万円	329,109百万円
債券貸借取引受入担保金	383,794百万円	476,668百万円
借用金	900,427百万円	1,225,555百万円
その他の負債	16百万円	15百万円
支払承諾	76百万円	70,121百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
有価証券	3,320百万円	51,252百万円

また、「その他の資産」には、全銀ネット差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
全銀ネット差入担保金	40,000百万円	一百万円
保証金	6,931百万円	7,457百万円

※ 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
融資未実行残高	3,087,597百万円	4,008,277百万円
うち原契約期間が 1 年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,661,994百万円	3,435,925百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 7. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
圧縮記帳額	21百万円	21百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※8. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	2,583百万円	4,328百万円

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	300百万円	200百万円

※10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	20百万円	－百万円

(損益計算書関係)

※ 1. その他の業務収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
貸出債権譲渡益	301百万円	1,353百万円

※ 2. その他の業務費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資事業組合等損失	3,120百万円	2,324百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	869百万円	1,967百万円

※ 4. その他の特別利益は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
関係会社清算益	69百万円	1,622百万円
関係会社株式売却益	40百万円	1,090百万円

※ 5. その他の特別損失は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
関係会社株式及び出資金の評価損	2,664百万円	1,748百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年 3 月31日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年 3 月31日)
子会社株式	356,786
関連会社株式	2,976
合計	359,763

当事業年度 (2025年 3 月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	26,720	27,111	390
合計	26,720	27,111	390

(注) 市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	当事業年度 (2025年 3 月31日)
子会社株式	354,442
関連会社株式	2,775
合計	357,218

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年 3 月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年 3 月31日)
繰延税金資産	
有価証券価格償却超過額	11,964百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	10,259
税務上の繰越欠損金	8,111
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	7,154
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	6,506
資産除去債務	2,218
未払費用	850
その他	6,560
繰延税金資産小計	53,625
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,597
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,078
評価性引当額小計	△41,675
繰延税金資産合計	11,949
繰延税金負債	
退職給付費用に係る一時差異	3,510
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,734
資産除去費用に係る一時差異	529
繰延税金負債合計	5,774
繰延税金資産の純額	6,174百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.8
外国税額	0.0
評価性引当額の増減	△42.9
繰越欠損金の切り捨てによる影響	7.3
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.6%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年 8 月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

当事業年度（2025年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	14,417百万円
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	13,633
有価証券価格償却超過額	6,795
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,293
税務上の繰越欠損金	3,423
資産除去債務	2,317
未払費用	971
その他	7,152
繰延税金資産小計	55,004
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,184
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△47,069
評価性引当額小計	△49,254
繰延税金資産合計	5,749
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	5,697
退職給付費用に係る一時差異	4,264
資産除去費用に係る一時差異	691
繰延税金負債合計	10,653
繰延税金資産（負債）の純額	△4,904百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.9
外国税額	0.0
評価性引当額の増減	0.8
繰越欠損金の切り捨てによる影響	0.0
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.1%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から31.52%に変更しております。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

株式の取得による会社の買収

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（追加情報）

（株式取得による持分法適用関連会社化）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を中間決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～24年
その他	4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産ごとの償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年～10年（行内における利用可能期間）
のれん	10年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他の資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先: 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先: 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下、「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,434百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、個人向けの金融取引・サービス事業における投資信託や保険商品の販売にかかる手数料収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原

価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

11. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当行を通算親法人として、2025年7月30日までグループ通算制度を適用しております。

2025年7月31日付で当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社による完全支配関係が生じたことから、2025年7月30日をもって、当行を通算親法人とするグループ通算制度の適用を取りやめております。

(追加情報)

(A種優先株式及びB種優先株式に係る公的資金の完済)

2025年7月31日付で、当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当行が発行するA種優先株式の全てを預金保険機構から、同B種優先株式の全てを株式会社整理回収機構からそれぞれ取得しました。

これにより、公的資金230,018百万円は完済となりました。

(退職給付制度の改定)

当行は、2025年4月1日より退職給付制度の改定を行い、確定給付企業年金制度に加え、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	392,237百万円
出資金	15,334百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
当中間会計期間末に当該処分をせずに所有している有価証券	1,409百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,964百万円
危険債権額	20,593百万円
三月以上延滞債権額	364百万円
貸出条件緩和債権額	1,232百万円
合計額	25,153百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の残高の総額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年9月30日)
31,737百万円

原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年9月30日)
16,792百万円

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産	
現金預け金	50百万円
金銭の信託	4百万円
有価証券	1,478,589百万円
貸出金	1,798,040百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,247百万円
売現先勘定	356,774百万円
債券貸借取引受入担保金	617,025百万円
借入金	1,191,127百万円
その他の負債	4百万円
支払承諾	81,036百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	51,238百万円

また、「その他の資産」には、金融商品等差入担保金、保証金及び先物取引差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	146,726百万円
保証金	7,416百万円
先物取引差入証拠金	1,257百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	4,217,760百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,743,915百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

当中間会計期間 (2025年9月30日)
150百万円

(中間損益計算書関係)

※ 1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
国債等債券売却益	1,268百万円
金融派生商品収益	1,099百万円

※ 2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金戻入益	1,271百万円
償却債権取立益	74百万円
株式等売却益	15,986百万円
金銭の信託運用益	3,351百万円

※ 3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
外国為替売買損	5,199百万円
国債等債券売却損	3,037百万円
投資事業組合等損失	1,490百万円

※ 4. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	923百万円
無形固定資産	3,008百万円

※ 5. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸出金償却	0百万円
株式等売却損	0百万円
株式等償却	88百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	658百万円

※ 6. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
関係会社株式売却益	444百万円

※ 7. 特別損失には、次のものを含んでおります。

当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)	
減損損失	833百万円
関係会社株式及び出資金の評価損	169百万円

8. 当行は、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年 3 月 22 日) 第 7 項を適用し、当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35,019	36,720	1,701
合計	35,019	36,720	1,701

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
子会社株式	354,442
関連会社株式	2,775
合計	357,218

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	18,846	11,812	1,269	7,034
建設仮勘定	—	—	—	38	—	—	38
その他の有形固定資産	—	—	—	13,621	10,213	950	3,407
有形固定資産計	—	—	—	32,505	22,026	2,220	10,479
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	61,579	41,284	5,096	20,295
のれん	—	—	—	654	594	65	60
リース資産	—	—	—	3,307	2,658	383	648
その他の無形固定資産	—	—	—	25	17	1	7
無形固定資産計	—	—	—	65,567	44,555	5,547	21,012
その他資産							
社債発行費	292	—	182	109	103	47	5

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	24,934	23,148	1,309	(注) 2 23,625	23,148
個別貸倒引当金	(注) 1 (△224) 5,486	18,981	353	(注) 2 5,132	18,981
うち非居住者向け債権 分	(注) 1 (△224) 3,248	13,544	—	(注) 2 3,248	13,544
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金	5,478	5,937	5,305	(注) 3 172	5,937
睡眠預金払戻損失引当金	369	83	123	—	330
睡眠債券払戻損失引当金	2,115	1,967	434	—	3,648
計	(注) 1 (△224) 38,384	50,118	7,526	28,930	52,045

(注) 1. 当期首残高欄の()内は、為替相場変動による換算差額であります。

2. 洗替による取崩であります。

3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,427	2,114	1,379	47	2,114
未払法人税等	86	1,094	59	26	1,094
未払事業税	1,341	1,020	1,320	20	1,020

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	・毎年3月31日 ・毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書き換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り・買増し手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。公告掲載URLは次のとおり。 https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/announcement.html
株主に対する特典	ありません。

- （注）1. 当行株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、SBI地銀ホールディングス株式会社であります。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第24期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日関東財務局長に提出

事業年度（第25期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第24期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年9月11日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度（第25期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月15日関東財務局長に提出

事業年度（第26期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月12日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第25期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年12月12日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

(イ) 2024年9月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ) 2024年9月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ハ) 2025年1月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ニ) 2025年3月11日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ホ) 2025年3月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ヘ) 2025年11月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2023年10月2日	SBI地銀ホールディングス株式会社 代表取締役 森田 俊平	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	40,771,030 注4	27,180,686,400 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	預金保険機構 理事長 三井 秀範	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	29,034,130 注4	19,356,086,400 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	五味 廣文	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	10,672 注4	7,114,800 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	川島 克哉	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	21,349 注4	14,232,400 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	畑尾 勝巳	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	10,672 注4	7,114,800 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	寺澤 英輔	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	13,931 注4	9,287,600 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	早崎 保浩	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	4,267 注4	2,844,800 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	寺田 昌弘	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	4,267 注4	2,844,800 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	瀧口 友里奈	—	特別利害関係者等（当行取締役）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	4,267 注4	2,844,800 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2023年10月2日	永田 信哉	—	特別利害関係者等（当行監査役） 注7	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	14,280 注4	9,520,000 (666) 注4、5	株式併合に伴う端株の買取
2024年9月30日	株式会社エスグラントコーポレーション 代表取締役 池田 龍哉	東京都渋谷区南平台町3番8号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社SBI新生銀行 代表取締役 川島 克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	当行	42,000,000 注4	32,000,000,001 (761) 注4、8	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2024年11月26日	株式会社エスグラントコーポレーション 代表取締役 池田 龍哉	東京都渋谷区南平台町3番8号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	野村 絢	シンガポール	特別利害関係者（大株主上位10名）	56,000,000 注4	42,666,666,668 (761) 注4	所有者の事情による
2025年1月9日	野村 絢	シンガポール	特別利害関係者等（大株主上位10名）	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者（大株主上位10名）	56,000,000 注4	46,666,666,667 (833) 注4、6	所有者の事情による
2025年3月21日	—	—	—	預金保険機構 理事長 三井 秀範	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	特別利害関係者（大株主上位10名）	普通株式 △84,000,000 A種優先株式 84,000,000 注4	—	(注) 9
2025年3月21日	—	—	—	株式会社整理回収機構 代表取締役 本田 守弘	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	特別利害関係者（大株主上位10名）	普通株式 △84,000,000 B種優先株式 84,000,000 注4	—	(注) 9
2025年7月31日	預金保険機構 理事長 三井 秀範	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者（大株主上位10名）	A種優先株式 84,000,000	115,009,404,270 (1,369) 注10	(注) 10
2025年7月31日	株式会社整理回収機構 代表取締役 本田 守弘	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者（大株主上位10名）	B種優先株式 84,000,000	115,009,404,270 (1,369) 10	(注) 10
2025年8月25日	—	—	—	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者（大株主上位10名）	A種優先株式 △84,000,000 普通株式 84,000,000	—	(注) 11
2025年8月25日	—	—	—	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者（大株主上位10名）	B種優先株式 △84,000,000 普通株式 84,000,000	—	(注) 11

(注) 1. 当行は、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2023年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当行の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第218条第1項（同条同項に定める同施行規則第204条第1項第4号）に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当行は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当行が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当行は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当行が当該提出請求に応じない場合は、当行の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当行及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当行の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当行の大株主上位10名
 - (3) 当行の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社
4. 2023年9月1日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月2日付で20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年2月22日開催の取締役会決議により、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。さらに、2025年7月11日付の取締役会決議により、2025年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株、A種優先株式1株につき14,000,000株、B種優先株式1株につき14,000,000株の株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、以上の株式併合及び株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。なお、「価格（単価）」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。
5. 移動価格の算定は、DDM法及び類似会社比較法により算出した株式価値を総合的に勘案して、決定しております。
6. SBIホールディングス株式会社は、上記「価格（単価）」に記載した譲渡対価に加えて、当行の普通株式が東京証券取引所に上場した場合には、上場日の当行の株価に応じた一定の条件に従い、最大100億円を野村絢氏に対して追加的に支払う場合があることを同氏との間で合意しております。なお、SBIホールディングス株式会社による当該追加的な支払いに関して、当行の負担はありません。
7. 永田信哉氏は、2025年6月18日に当行監査役を退任しております。
8. 移動価格の算定は、当事者間で合意した価額により、2024年9月20日付の株主総会の決議に基づくものであります。
9. 当行は、2025年3月21日付で、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する普通株式各6株をそれぞれA種優先株式6株及びB種優先株式6株に種類変更しております。
10. 預金保険機構及び株式会社整理回収機構がそれぞれ保有するA種優先株式及びB種優先株式の全てをSBIホールディングス株式会社が取得することにより、残る公的資金の全額を返済したものであります。
11. 当行は、2025年8月25日付で、SBIホールディングス株式会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式を全て普通株式に種類変更しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式1	株式2
発行年月日	2024年9月30日	2025年3月27日
種類	普通株式	普通株式
発行数	28,000,000株 (注) 9	56,000,000株 (注) 9
発行価格	1株につき761円 (注) 3、9	1株につき892円 (注) 3、9
資本組入額	— (注) 4	— (注) 4
発行価額の総額	21,333,333,334円	50,000,000,000円
資本組入額の総額	— (注) 4	— (注) 4
発行方法	第三者割当 (自己株式の処分)	第三者割当 (自己株式の処分)
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2025年9月30日	2025年9月30日
種類	株式会社SBI新生銀行第1回新株予約権(有償)	株式会社SBI新生銀行第2回新株予約権(無償)
発行数	普通株式1,732,900株	普通株式6,721,300株
発行価格	1,158円(注) 7	1,153円(注) 7
資本組入額	579円	576円50銭
発行価額の総額	2,006,698,200円	7,749,658,900円
資本組入額の総額	1,003,349,100円	3,874,829,450円
発行方法	2025年8月28日付の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2025年8月28日付の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 5	(注) 6

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その

他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当行が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当行の場合、基準事業年度（上場申請日の直近事業年度）の末日は、2025年3月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当行は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下、「割当株式」）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 処分価格は、直近の取引事例を参考に、当事者間での協議により決定しております。
4. 自己株式処分のため、資本組入額はありません。
5. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当行は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6カ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
6. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当行は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
7. 発行価格は、DDM法及び類似会社比較法により算出した株式価値を総合的に勘案して、決定しております。なお、上記「発行価格」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき1,153円	1株につき1,153円
行使期間	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日	自 2028年7月1日 至 2030年9月30日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

9. 2023年9月1日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月2日付で20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年2月22日開催の取締役会決議により、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。さらに、2025年7月11日付の取締役会決議により、2025年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株、A種優先株式1株につき14,000,000株、B種優先株式1株につき14,000,000株の株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、以上の株式併合及び株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式1

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝 資本金 181,925百万円	東京都港区六本木 一丁目6番1号	金融業務	28,000,000	21,333,333,334 (761)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当行の親会社)

(注) 1. 2024年9月20日付の臨時株主総会決議により、2024年9月30日付で、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

2. 2023年9月1日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月2日付で20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年2月22日開催の取締役会決議により、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。さらに、2025年7月11日付の取締役会決議により、2025年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株、A種優先株式1株につき14,000,000株、B種優先株式1株につき14,000,000株の株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、以上の株式併合及び株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

株式2

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝 資本金 181,925百万円	東京都港区六本木 一丁目6番1号	金融業務	56,000,000	50,000,000,000 (892)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当行の親会社)

(注) 1. 2025年3月11日付の臨時株主総会決議により、2025年3月27日付で、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

2. 2023年9月1日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月2日付で20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年2月22日開催の取締役会決議により、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。さらに、2025年7月11日付の取締役会決議により、2025年7月27日付で普通株式1株につき14,000,000株、A種優先株式1株につき14,000,000株、B種優先株式1株につき14,000,000株の株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、以上の株式併合及び株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。なお、「価格(単価)」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
川島 克哉	—	会社役員	216,900	251,170,200 (1,158)	特別利害関係者等(当行の代表取締役)
畑尾 勝巳	—	会社役員	86,800	100,514,400 (1,158)	特別利害関係者等(当行の取締役)
寺澤 英輔	—	会社役員	86,800	100,514,400 (1,158)	特別利害関係者等(当行の取締役)
平沢 晃	—	会社員	46,000	53,268,000 (1,158)	当行の従業員(執行役員) 特別利害関係者等(当行関係会社の役員)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
鍵田 裕之	—	会社員	46,000	53,268,000 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
薦田 貴久	—	会社員	46,000	53,268,000 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
牧角 司	—	会社員	46,000	53,268,000 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
森田 俊平	—	会社員	46,000	53,268,000 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
植坂 謙治	—	会社員	46,000	53,268,000 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
對間 康二郎	—	会社員	31,700	36,708,600 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
久保 貴裕	—	会社員	31,700	36,708,600 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
實川 忍	—	会社員	31,700	36,708,600 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
嶋田 貴之	—	会社役員	31,700	36,708,600 (1,158)	特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
和智 正	—	会社役員	31,700	36,708,600 (1,158)	特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
泰山 信介	—	会社役員	31,700	36,708,600 (1,158)	特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
山田 茂	—	会社役員	17,900	20,728,200 (1,158)	特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
岩井 正貴	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
中村 純也	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
弘川 剛	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員（執行役員） 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小楠 鉄哉	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
松井 浩一	—	会社役員	17,900	20,728,200 (1,158)	特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
大里 有光	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員（執行役 員） 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
長澤 祐子	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員（執行役 員） 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
辻 貴史	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員（執行役 員） 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
藤木 康寛	—	会社員	17,900	20,728,200 (1,158)	当行の従業員（執行役 員） 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
谷 裕一	—	会社役員	13,500	15,633,000 (1,158)	特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
大石 彰	—	会社役員	13,500	15,633,000 (1,158)	特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
大野 禎之	—	会社役員	13,500	15,633,000 (1,158)	特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
宮原 雅三	—	会社役員	13,500	15,633,000 (1,158)	特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
城野 雅信	—	会社員	13,500	15,633,000 (1,158)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
羽根 彰	—	会社役員	13,500	15,633,000 (1,158)	特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
河合 太一	—	会社員	13,500	15,633,000 (1,158)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
遠藤 隆弘	—	会社員	13,500	15,633,000 (1,158)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
松井 由人	—	会社員	13,500	15,633,000 (1,158)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
増田 忠	—	会社員	13,500	15,633,000 (1,158)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）

（注） 上記のほか、当行従業員及び当行子会社従業員31名が新株予約権の取得者であり、総数562,200株が割り当てられております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
本多 俊郎	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
伊野 雅之	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
小堺 明夫	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
中村 一峰	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
佐藤 知洋	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
小川 邦央	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
川西 雅裕	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
前川 智夫	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
堀 まこと	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
菊地 和哉	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
内藤 洋一郎	—	会社員	7,000	8,071,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
青木 龍史郎	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
益田 尚忠	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
秋元 健一	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
山崎 隆裕	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)
土屋 俊一	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等(当行 関係会社の役員)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
林 正浩	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
本森 修二	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
降旗 享	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
三富 彰雄	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
赤塚 大	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
藤本 勝則	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
吉寄 広太郎	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
隈元 洋成	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
伊東 敏彦	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
舩井 正俊	—	会社員	3,900	4,496,700 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
平田 真二	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
伊東 敏之	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
菅生 吉輝	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
中川 敏	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
佐藤 嘉秀	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
寺田 壮一	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
中嶋 正人	—	会社員	3,000	3,459,000 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
笠谷 肇	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
塚越 公志	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
上田 崇之	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
森 和博	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
山形 隆行	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
佐々木 準	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
安田 智成	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
朝比 規夫	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
山崎 雄一	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
Ravi BARNES	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
山本 悠生	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
横田 孝俊	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
風見 裕久	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
後藤 晋	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
小原 明英	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
藤原 大	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
金田 明	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
木村 研二	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
片桐 俊明	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
有田 俊典	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
碓井 忠宏	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
田中 慎也	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）
矢橋 博史	—	会社員	1,700	1,960,100 (1,153)	当行の子会社の従業員 特別利害関係者等（当行 関係会社の役員）

（注） 上記のほか、当行従業員及び当行子会社従業員4,467名が新株予約権の取得者であり、総数6,525,700株が割り当てられております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
SBI地銀ホールディングス株式会社 （注）1	東京都港区六本木一丁目6番1号	490,000,000	60.75
SBIホールディングス株式会社 （注）1	東京都港区六本木一丁目6番1号	308,000,000	38.19
川島 克哉 （注）2	—	216,900 (216,900)	0.02 (0.02)
畑尾 勝巳 （注）3	—	86,800 (86,800)	0.01 (0.01)
寺澤 英輔 （注）3	—	86,800 (86,800)	0.01 (0.01)
— （注）4	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
平沢 晃 （注）4、6	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
鍵田 裕之 （注）4、6	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
薦田 貴久 （注）4、6	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
牧角 司 （注）4、6	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
森田 俊平 （注）4、6	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
植坂 謙治 （注）4、6	—	46,000 (46,000)	0.00 (0.00)
— （注）4	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
對間 康二郎 （注）4、6	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
久保 貴裕 （注）4、6	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
實川 忍 （注）4、6	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
— （注）4	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
嶋田 貴之 （注）6	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
和智 正 （注）6	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
泰山 信介 （注）6	—	31,700 (31,700)	0.00 (0.00)
— （注）4	—	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
山田 茂 （注）6	—	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
— （注）4	—	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
岩井 正貴（注）５、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
中村 純也（注）５、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
弘川 剛（注）４、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
－（注）４	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
小楠 鉄哉（注）５、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
松井 浩一（注）６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
大里 有光（注）４、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
長澤 祐子（注）４、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
辻 貴史（注）４、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)
藤木 康寛（注）４、６	－	17,900 (17,900)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
－（注）5	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）5	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）5	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）5	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）5	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
谷 裕一（注）6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
大石 彰（注）6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）5、7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
大野 禎之（注）6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
宮原 雅三（注）6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
－（注）7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
城野 雅信（注）5、6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
羽根 彰（注）6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
河合 太一（注）5、6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
遠藤 隆弘（注）5、6	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
松井 由人（注）6、7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
増田 忠（注）6、7	－	13,500 (13,500)	0.00 (0.00)
その他4,523名	－	6,721,300 (6,721,300)	0.83 (0.83)
計	－	806,454,200 (8,454,200)	100.00 (1.04)

- （注） 1．特別利害関係者等（大株主上位10名）
2．特別利害関係者等（当行の代表取締役）
3．特別利害関係者等（当行の取締役）

4. 当行の執行役員
5. 当行の従業員
6. 特別利害関係者等（当行関係会社の役員）
7. 当行子会社の従業員
8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
9. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2025年11月10日

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野坂 京子

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

●貸倒引当金の算定

会社は、貸出金を含む全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施している。また、営業推進部署及び審査部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証し、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上している。当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金7兆7,889億円を含む債権に対する貸倒引当金の計上額は1,260億円である。なお、会社による貸倒引当金の計上基準の詳細は、連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（7）貸倒引当金の計上基準」及び「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 貸倒引当金」に記載されている。

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の2点を貸倒引当金の算定に係る監査上の主要な検討事項とした。

- (1) キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り
- (2) 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価

なお、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に関する想定に基づく債務者区分の決定については、当連結会計年度末における新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響の収束状況を踏まえ、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

- (1) キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り

会社は、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる破綻懸念先及び要管理先等の債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、将来キャッシュ・フローに基づき貸倒引当金を算定している。将来キャッシュ・フローは事業計画等をもとにして将来の不確実性を反映させるための必要な調整を行って見積っており、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、会社による主観的な判断の影響を強く受ける。したがって、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りは、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

- (2) 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価

貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に依存しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定される。会社は、不動産ノンリコースローンの対象不動産について、直近の稼働状況等も踏まえて対象不動産から得られる純収益に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しているが、特に海外に所在する将来の不動産需要の不確実性が高いオフィスビル等の評価は、当該推移予測における会社による主観的な判断の影響を強く受けるため、当該不動産の評価は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。

- (1) キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り

- ・ 営業推進部署が見積った将来キャッシュ・フローに関して、債務者の事業計画からの調整等の十分性を含め、償却引当ガイドラインに基づいて、審査部署が実施している内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化の影響を踏まえて、会社担当者への質問、会社が作成した調査資料の閲覧並びに債務者の事業計画等の分析等により、会社が行った将来キャッシュ・フローの見積りに用いた見積手法の適切性、仮定の適切性及び整合性及びデータの適合性と信頼性を評価した。

- (2) 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価

- ・ 不動産評価部署が算定した対象不動産の評価額に関して、不動産評価額を算定する際に使用されているパラメーターの妥当性を含め、不動産ノンリコースローンに係る資産査定に関する評価基準に基づいて、審査部署が実施している内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価について、不動産評価の内部専門家（当監査法人又はネットワーク・ファームに所属する専門家をいう。以下同様。）を利用して、対象不動産から得られる純収益に係る将来の推移予測を含めた評価に関する見積手法の適切性、仮定の適切性及び整合性、データの適合性及び信頼性等を評価した。
- ・ 不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、特に海外に所在する将来の不動産需要の不確実性が高いオフィスビルの評価について、不動産評価の内部専門家を利用し算出した監査人独自の評価額と比較を行うことで、会社の評価額の妥当性を評価した。

●利息返還損失引当金の算定

SBI新生銀行グループでは、複数の連結子会社において、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積ったうえで利息返還損失引当金を計上しており、当連結会計年度末の連結貸借対照表における利息返還損失引当金計上額は242億円となっている。このうち連結子会社である新生フィナンシャル株式会社において計上されている利息返還損失引当金は174億円であり、連結貸借対照表に計上される利息返還損失引当金の約71%を占める。また、当連結会計年度の連結損益計算書における利息返還損失引当金戻入益は4億円となっている。このうち新生フィナンシャル株式会社において計上されている利息返還損失引当金戻入益は5億円である。なお、会社による利息返還損失引当金の計上基準の詳細は、連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（13）利息返還損失引当金の計上基準」及び「注記事項（重要な会計上の見積り）2. 利息返還損失引当金」に記載されている。

さらに、当連結会計年度末に新生フィナンシャル株式会社において「注記事項（会計上の見積りの変更）」に記載のある見積り方法の変更が行われた結果、利息返還損失引当金は従来の方法による計算結果と比較して17億円減少している。

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の2点を利息返還損失引当金の算定に係る監査上の主要な検討事項とした。

- (1) 新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の見積りの変更
- (2) 新生フィナンシャル株式会社における返還率の見積り

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

- (1) 新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の見積りの変更

「注記事項（会計上の見積りの変更）」に記載されているとおり、新生フィナンシャル株式会社は、利息返還損失引当金を見積るにあたり、前連結会計年度までは「過払利息返還の対象となる母集団（口座数）」に「当該母集団のうち弁護士事務所・司法書士事務所の介入等により、将来、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率（介入率）」と1口座当たりの過払利息返還見込金額等を一定期間乗じて算出していたが、当連結会計年度より、介入率に代えて過払利息返還実績の減少トレンドと符合している「当該母集団のうち債務者との和解等により、将来、顧客へ過払利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「返還率」という。）を使用し、過去の減少トレンドを返還率の将来予測に反映させて見積る方法に変更している。また、本件見積りの変更を決定することの適時性及び適切性に関して、会社における会議体にて規程に定める決裁権限者により承認している。当該見積りの変更に関して会社が選択した見積手法については、その適時性も含め会社の判断に依拠する程度が高い。したがって、当監査法人は利息返還損失引当金の見積りの変更の適時性及び適切性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

- (2) 新生フィナンシャル株式会社における返還率の見積り

新生フィナンシャル株式会社では、同社内の会議体において、前連結会計年度末に見積った「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（13）利息返還損失引当金の計上基準」に記載のある各見積り要素の予測数値と当連結会計年度における実績数値を比較し、その乖離の定性要因や定量要因を検討した上で将来の予測数値を決定しており、利息返還損失引当金の計上額の妥当性について、規程に定める決裁権限者により承認している。複数の計算要素のうち、特に返還率は、過去の減少トレンドが継続していくかの将来予測についての仮定の不確実性が高く、また将来予測に当たって用いている過去実績の参照期間については重要な判断を伴うため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。

- (1) 新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の見積りの変更

- ・ 当連結会計年度末に本件見積りの変更を決定することの適時性及び適切性に関して、新生フィナンシャル株式会社における会議体での議事録等の関連資料の閲覧及び同会議体の出席者への質問により、関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 関係部署への質問や、口座数、和解等件数及び過払利息返還額といった利息返還損失引当金に関連するデータの推移を分析し、見積り方法の変更に関する会社の判断の合理性及び適時性を検討した。
- ・ 過年度の見積りの遡及的な検討及び見積り方法の変更前後での計算結果の比較検討を行い、返還率を用いた算定方法が、過去の実績を反映した合理的な方法であるかについて検討した。
- ・ 見積り方法の変更内容及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響額が適切に開示されているかについて検討した。

(2) 新生フィナンシャル株式会社における返還率の見積り

- ・ 新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の見積りの基礎となる各計算要素の合理性について、予測数値と実績数値の比較及びその乖離要因の定性的・定量的検討が行われたうえで、規程に定める決裁権限者により承認していることを、同社における会議体での議事録等の関連資料の閲覧及び同会議体の出席者への質問により確認し、関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 新生フィナンシャル株式会社が利息返還損失引当金の見積りに用いる基礎データの正確性・網羅性について、和解書等の根拠証拠との突合及びデータ出力の際のプログラムレビューにより検討した。
- ・ 過去の減少トレンドに基づき新生フィナンシャル株式会社が予測した将来の返還率の見積りについて、過年度の見積りの遡及的な検討を行い、過去の減少トレンドを将来予測に織り込んで見積りを行うという会社が使用する仮定の合理性を検討した。また、会社が返還率の将来予測に当たって用いている過去実績の参照期間が妥当であることを、異なる参照期間を用いた場合の計算結果の比較により検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証

拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2025年11月10日

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野坂 京子

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

●貸倒引当金の算定

会社は、貸出金を含む全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施している。また、営業推進部署及び審査部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証し、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上している。当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金9兆5,044億円を含む債権に対する貸倒引当金の計上額は1,443億円である。なお、会社による貸倒引当金の計上基準の詳細は、連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（7）貸倒引当金の計上基準」及び「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 貸倒引当金」に記載されている。

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の2点を貸倒引当金の算定に係る監査上の主要な検討事項とした。

- (1) キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り
- (2) 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

(1) キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り

会社は、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる破綻懸念先及び要管理先等の債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、将来キャッシュ・フローに基づき貸倒引当金を算定している。将来キャッシュ・フローは事業計画等をもとにして将来の不確実性を反映させるための必要な調整を行って見積っており、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、会社による主観的な判断の影響を強く受ける。したがって、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りは、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

(2) 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価

貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に依存しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定される。会社は、不動産ノンリコースローンの対象不動産について、直近の稼働状況等も踏まえて対象不動産から得られる純収益に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しているが、特に海外に所在する将来の不動産需要の不確実性が高いオフィスビル等の評価は、当該推移予測における会社による主観的な判断の影響を強く受けるため、当該不動産の評価は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。

(1) キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り

- ・ 営業推進部署が見積った将来キャッシュ・フローに関して、債務者の事業計画からの調整等の十分性を含め、償却引当ガイドラインに基づいて、審査部署が実施している内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化の影響を踏まえて、会社担当者への質問、会社が作成した調査資料の閲覧並びに債務者の事業計画等の分析等により、会社が行った将来キャッシュ・フローの見積りに用いた見積手法の適切性、仮定の適切性及び整合性及びデータの適合性と信頼性を評価した。

(2) 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価

- ・ 不動産評価部署が算定した対象不動産の評価額に関して、不動産評価額を算定する際に使用されているパラメーターの妥当性を含め、不動産ノンリコースローンに係る資産査定に関する評価基準に基づいて、審査部署が実施している内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 不動産ノンリコースローンの対象不動産の評価について、不動産評価の内部専門家（当監査法人又はネットワーク・ファームに所属する専門家をいう。以下同様。）を利用して、対象不動産から得られる純収益に係る将来の推移予測を含めた評価に関する見積手法の適切性、仮定の適切性及び整合性、データの適合性及び信頼性等を評価した。
- ・ 不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、特に海外に所在する将来の不動産需要の不確実性が高いオフィスビルの評価について、不動産評価の内部専門家を利用し算出した監査人独自の評価額と比較を行うことで、会社の評価額の妥当性を評価した。

●利息返還損失引当金の算定

SBI新生銀行グループでは、複数の連結子会社において、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積ったうえで利息返還損失引当金を計上しており、当連結会計年度末の連結貸借対照表における利息返還損失引当金計上額は205億円となっている。このうち連結子会社である新生フィナンシャル株式会社において計上されている利息返還損失引当金は141億円であり、連結貸借対照表に計上される利息返還損失引当金の約69%を占める。なお、会社による利息返還損失引当金の計上基準の詳細は、連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（13）利息返還損失引当金の計上基準」及び「注記事項（重要な会計上の見積り）2. 利息返還損失引当金」に記載されている。

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の算定を監査上の主要な検討事項とした。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

新生フィナンシャル株式会社では、同社内の会議体において、前連結会計年度末に見積った「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（13）利息返還損失引当金の計上基準」に記載のある各見積り要素の予測数値と当連結会計年度における実績数値を比較し、その乖離の定性要因や定量要因を検討した上で将来の予測数値を決定しており、利息返還損失引当金の計上額の妥当性について、規程に定める決裁権限者により承認している。複数の計算要素のうち、返還率の見積りについては、過去の減少トレンドが将来も継続していくかどうかに関する仮定が存在し、1口座当たりの過払利息返還見込金額（以下、「返還単価」という。）の見積りについては、今後の返還交渉結果が当社に不利な帰結となるリスクをどの程度考慮すべきかに関する仮定が存在する。これらの返還率及び返還単価の将来予測に関する仮定には高い不確実性があり、当該見積りの決定に当たっては重要な判断を伴うため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。

- ・ 新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の見積りの基礎となる各計算要素の合理性について、予測数値と実績数値の比較及びその乖離要因の定性的・定量的検討が行われたうえで、規程に定める決裁権限者により承認していることを、同社における会議体での議事録等の関連資料の閲覧及び同会議体の出席者への質問により確認し、関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・ 新生フィナンシャル株式会社が利息返還損失引当金の見積りに用いる基礎データの正確性・網羅性について、和解書等の根拠証憑との突合及びデータ出力の際のプログラムレビューにより検討した。
- ・ 過去の減少トレンドに基づき新生フィナンシャル株式会社が予測した将来の返還率の見積りについて、過年度の見積りの遡及的な検討を行うとともに、過去の減少トレンドを将来予測に織り込んで見積りを行うという会社が使用する仮定の合理性を直近の同業他社や代理人事務所の動向等の外部環境との整合性も踏まえて検討した。
- ・ 過去実績に基づき新生フィナンシャル株式会社が予測した返還単価の見積りについて、過年度の見積りの遡及的な検討を行うとともに、会社が作成した返還単価のストレス・ケースの妥当性について、訴訟も含めた直近の返還交渉の実績等との整合性も踏まえて検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	繁彦
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野	大樹
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野坂	京子
--------------------	-------	----	----

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

2025年11月10日

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野

大樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野坂

京子

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

●貸倒引当金の算定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。なお、会社による貸倒引当金の計上基準の詳細は、財務諸表の「注記事項（重要な会計方針）7. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」及び「注記事項（重要な会計上の見積り）貸倒引当金」に記載されている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合

理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2025年11月10日

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野

大樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野坂

京子

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

●貸倒引当金の算定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。なお、会社による貸倒引当金の計上基準の詳細は、財務諸表の「注記事項（重要な会計方針）7. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」及び「注記事項（重要な会計上の見積り）貸倒引当金」に記載されている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合

理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	繁彦
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野	大樹
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野坂	京子
--------------------	-------	----	----

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

